

令和4年

第3回北杜市議会定例会会議録

令和4年8月30日 開会

令和4年9月29日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

8 月 3 0 日

令和4年第3回北杜市議会定例会（1日目）

令和4年8月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第13 認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定
- 日程第14 認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定
- 日程第15 報告第5号 令和3年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第16 報告第6号 令和3年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第17 報告第7号 令和3年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第18 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第19 承認第6号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第20 議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第51号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第52号 北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 議案第54号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第25 議案第55号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第56号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 同意第9号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第28 同意第10号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第29 同意第11号 三ッ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第30 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第31 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第32 請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書
- 日程第33 発議第5号 インボイス制度（適格請求書保存方式）導入に当たり、シルバー人材センターが存続できるよう必要な措置を講ずることを求める意見書の提出について

2. 出席議員（20人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高見澤伸光 | 2番 奥水 崇 |
| 3番 中山喜夫 | 4番 小林 勉 |
| 5番 神田正人 | 6番 大芝正和 |
| 7番 秋山真一 | 8番 進藤正文 |
| 9番 清水敏行 | 10番 井出一司 |
| 11番 志村 清 | 12番 齊藤功文 |
| 13番 福井俊克 | 14番 加藤紀雄 |
| 15番 原 堅志 | 16番 清水 進 |
| 17番 野中真理子 | 18番 保坂多枝子 |
| 19番 内田俊彦 | 20番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 19番 内田俊彦 | 20番 秋山俊和 |
| 1番 高見澤伸光 | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	高根総合支所長	小尾正人
長坂総合支所長	平島長生	大泉総合支所長	三井博彦
小淵沢総合支所長	宮崎良彦	白州総合支所長	小澤永和
武川総合支所長	花輪孝	政策推進課長	川端下正往
総務課長	佐藤康弘	財政課長	進藤修一
管財課長	三井智昭	代表監査委員	原文一

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫
議会書記 津金胤寛
議会書記 唐澤史明

開会 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

議員ならびに執行の皆さまには、公私とも大変お忙しい中、令和4年第3回北杜市議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今年は梅雨明けが早く、酷暑ともいえる高温の日々が長く続きました。

今、市内の水田では、順調に生育した稲穂が秋空の下、収穫の適期を待っている状況であります。例年どおりの豊作を期待したいところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症は、すでに3年目に入っており、第7波では、過去最高の感染者が発生する等、収束が見通せない状況下にあります。

加えて、ロシアのウクライナ侵攻と、市民の皆さまは経済的にも精神的にも不安な日々を送っていることと思います。

一日も早く市民の皆さまが、安全で安心して日常生活を送れる日が訪れることを心から願い、期待をしているところであります。

また、本年は全国各地で局地的な豪雨などによる被害が発生しております。

本市においても、8月24日、19時55分に土砂災害警戒警報、大雨警報、洪水警報が発令されました。

今回は、幸いにも被害が少なく済みましたが、災害はいつ発生するか分かりません。

防災の日も近づいてきておりますので、市民の皆さまには、それぞれの地域の実情に合った訓練を行い、「備えあれば憂いなし」早めの避難等、ご自身やご家族の安全を確保していただきますようお願いいたします。

さて、今定例会は令和3年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、内藤須玉総合支所長は、一身上の都合により欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出される議案につき、市長から通知がありました。提出議案は認定12件、報告4件、承認1件、議案7件、同意3件であります。

次に、今定例会において受理した請願は2件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、令和4年7月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和4年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和4年第2回議会臨時会が7月21日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、小林勉議員、大芝正和議員、福井俊克議員、原堅志議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

はじめに、前任者の任期満了に伴う副議長選挙が行われ、甲斐市選出の秋山照雄議員が指名推選され、当選されました。

次に、報告第1号 令和3年度峡北広域行政事務組合一般会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、報告第2号 令和3年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、報告第3号 令和3年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告がありました。

提出された議案は、条例案件2件、補正予算案件3件、契約案件1件、人事案件1件の計7案件です。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

議案第17号 峡北広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業に関する法律等の一部改正による育児休業の取得回数の制限緩和等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

議案第19号 令和4年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第2号）については、消防車両のベースとなる車両の製造に必要な、部品の供給、調達が困難な状態であり、年度内の納品が不可能であるため繰越明許費の設定をするものであります。

議案第20号 令和4年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第1号）については、リサイクルプラザ定期点検整備委託において、ごみ搬送コンベヤ、動力制御盤等の部品の納期が1年以上要することから、委託業務から部品の購入に予算を振り替え、繰越明許とするものであります。

議案第21号 令和4年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億324万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、繰入金を増額。歳出については、衛生費において、施設緊急修繕料を追加するものであります。

次に、契約案件についてであります。

議案第22号 高規格救急自動車購入契約の締結については、北杜消防署小淵沢分署に配備する高規格救急自動車で、指名競争入札により、契約相手方は甲斐日産自動車株式会社、契約金額は3,267万円でありました。この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出されたものであります。

次に、人事案件であります。

議案第23号 峡北広域行政事務組合監査委員の選任については、峡北広域行政事務組合監査委員、清水正二氏の任期が令和4年4月30日に満了となったため、後任として、甲斐市大塚 保坂康氏の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上7議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で令和4年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

19番議員 内田俊彦君

20番議員 秋山俊和君

1番議員 高見澤伸光君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月30日から9月22日までの24日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月22日までの24日間とすることに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第3 認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第26 議案第56号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）までの24件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和4年第3回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この時期は、暦の上では「処暑」とされ、夏の厳しい暑さが峠を越え、朝夕には涼しい風が吹き始めました。

北杜のお米も稲穂が実り、昼夜の寒暖差により、美味しさが増す大切な時期であり、本年も無事に美味しい新米が収穫されることを期待するところでもあります。

一方、北陸から東北の日本海側の地域では、今月上旬、前線の停滞により、記録的な大雨となり、大きな被害が出ました。

被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

本市においても、今月24日に、八ヶ岳南麓地域において、一時的に大雨となり、記録的短時間大雨情報と土砂災害警戒情報が発表されました。

市では、高根、長坂、大泉および小淵沢の各総合支所に避難所を開設し、10名の避難者を受け入れました。

幸いにも、人命にかかわるような被害はありませんでしたが、未舗装道路の砂利の流出などの被害が発生したことから、市では応急措置を行い、現在、復旧に向けて被害状況を精査しているところでもあります。

これから台風の季節を迎えますので、市民の皆さまには、今一度災害に対する備えをしていただきますよう、お願い申し上げます。

さて、本年6月、東洋経済新報社の「住みよさランキング」の2022年版が発表となり、本市が25位に入りました。

この調査は、全国の812市区を対象として、安心度・利便度・快適度・富裕度の住みよさに関する指標により順位付けがされるもので、本市は、昨年121位でありましたが、今回、昨年10月の子ども医療費の対象年齢の18歳までの拡大や、コロナ禍の中、転入人口が増加したことなどが高く評価され、県内はもとより、甲信越地域でもトップとなる、25位となりました。

この結果は、市民、企業の皆さま、また、本市のこれまでの取り組みが評価されたものでありますので、これからも、この勢いを止めることなく、誰もが幸せを実感できる、「子どもが賑わう夢叶うまち」を皆さまと共に創ってまいります。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大についてであります。

先月下旬から、新型コロナウイルスの感染が急拡大し、国内では新規感染者が1日当たり20万人を超え、県内においても、連日1千人を超える規模で推移しております。

本市においても、今なお、新規感染者数が減少に転ずるような兆候は見えない状況であります。

市では、先月25日から、帰省等で県境をまたぐ移動をした市民の方を対象に、「自らが感染源」とならないよう、「無料抗体検査」を実施し、市内の感染拡大の防止対策に努めてまいりました。

国では、「オミクロン株対応ワクチン」の接種を、来月から開始予定としておりますので、本市においても、円滑に実施ができるよう、現在、準備を進めております。

また、今月、県では、感染拡大の要因とされる「エアロゾル」対策を強化するため、高齢者施設や保育所等を対象に、必要な機器の購入経費への補助制度が設けられました。

本市においても、早急な「エアロゾル」対策を講じるため、市立保育園や、つどいの広場、放課後児童クラブに加えて、多くの方が利用する図書館等の公共施設にも対象を拡大し、機器

の購入に必要な経費について、専決処分を行ったところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が一日でも早く収まるよう、市民の皆さまには、こまめな換気を行うなど、感染予防の取り組みをお願いするとともに、市においても、感染対策、ワクチン接種の推進を、しっかりと実行してまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。

先月の消費者物価指数は、前年同月比2.4%の増となり、ロシアのウクライナ侵攻を受けての原油や、穀物の価格高騰、また円安による輸入品の価格上昇が顕著となっております。

市では、コロナ禍における原油価格と物価高騰の影響を受けている、市民生活や地域経済への影響を緩和し、経済活動の活性化および生活者支援を図るため、市内の店舗で使用できる「プレミアム付き商品券」を、来月26日から販売するとともに、生活弱者への商品券の無償配布を、10月17日以降に順次送付してまいります。

多くの皆さまに商品券をご購入いただき、ご利用していただくことで、日常生活と地域経済が少しでも守られることを期待するところであります。

また、コロナ禍にあって、物価高騰により経済的な負担が増加している、子育て世帯への支援として、今回、学校給食費および保育料・副食費の無償化を、本年10月から来年3月までの6カ月間実施することとし、本定例会において所要の経費を計上したところであります。

今月22日には、新型コロナウイルスや、物価高騰の影響を受ける市内観光関係事業者、また水稲栽培農家の代表者の皆さまから、市の支援を求める要望書を受け取りました。

観光事業者、農家の皆さまから現場の厳しい状況を直接伺うことができましたので、市としても、早急に対策を検討してまいります。

今回の物価高騰は、多様な業種に影響が及んでいることから、今後も経済状況や国・県の動向を注視しながら、地域経済の下支えができるよう、対応してまいります。

次に、子育て支援の拠点となる施設の整備についてであります。

「子育てするなら北杜」の地域ブランド構築を目指し、子育て世代・若者世代から選ばれる地域となるため、「親子が気軽に集い、幼児から高齢者まで多世代が交流できる子育て支援の拠点」の整備について、検討を進めてまいりました。

これまでに、子どもたちや保護者、障がい者施設などへのヒアリングやアンケート、また、「子ども・子育て会議」や「ほくと子ども育成戦略会議」でのご意見を踏まえ、場所や規模等を総合的に判断して、「北杜市保健センター」に併設する、「たかねふれあい公園」を再整備し、屋外に遊具を備えた「こどもパーク」と、屋内の遊び場となる「こどもランド」を整備することとしました。

「こどもパーク」は、大型遊具や、障害の有無にかかわらず一緒に遊ぶことができる遊具の設置等を想定しております。

また、「こどもランド」は、これまで本市にはなかった全天候型の屋内の遊び場として、ニーズに合った施設の整備を目指してまいります。

さらに、隣接する「子育て世代包括支援センター」との連携を図ることにより、施設を訪れた際に、気軽に相談に応じることができるなど、子育て支援機能の集約化を見込んでおります。

今回、本施設の令和6年中の完成を目指し、本定例会において、所要の経費を計上しております。

次に、「八ヶ岳スケートセンター」についてであります。

現在、第1期工事として、リンク内側半面の舗装改修工事を実施しております。

また、本定例会に、本年11月から市の直営により、冬季運営を開始するための関係予算を上程しております。

スケート場を利用される小中学生の皆さまには、昨年度は遠方まで練習に行っていたいただいて、ご迷惑をおかけしましたが、本年からは以前のように、馴染みのあるスケート場で、存分に練習ができますので、市としても、しっかりと運営し、本市のスケート文化の継承に努めてまいります。

次に、明野町に整備された「いこいの杜」についてであります。

対地雷除去機の製造で国際貢献を続けている株式会社日建の会長であります雨宮清様が、私財を投じて建設した総合教育施設「いこいの杜」のオープニングセレモニーが今月20日、行われました。

人工芝のサッカー場をはじめ、地雷除去機の展示、キャンプ場、バイクトライアル、フィールドアスレチックなど、様々なアクティビティが体験できる施設となっております。

特に、集会施設の「平和ミュージアム」では、地雷除去の人材育成や、平和教育のほか、地域の方が避難所として利用ができる施設となっております。

市では、今月8日に施設を運営する「一般社団法人コミュニティパーク」様と災害時の協力に関する協定を締結し、防災面での連携を図ったところであります。

このような施設が民間の力で整備されたことは、大変ありがたいことでありますので、多くの市民の方にも利用していただけるよう、「コミュニティパーク」様と連携しながら、スポーツを中心に観光面での活用を図ってまいります。

次に、企業・団体との連携についてであります。

今月18日、山梨県建築設計4団体「2040プロジェクト実行委員会」様と、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を図るための、包括連携協定を締結しました。

この協定により、市と実行委員会様で相互に協力しながら、地図情報を基にした地域課題の見える化を行い、地域課題の解決に向けた取り組みや、生活関連情報などを示した「わかりやすい地図」の作成、また、民間の専門技術者の卓越したノウハウによる人材育成などを行ってまいります。

今月25日には、「一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブ」様、および「有機米デザイン株式会社」様と、農業、観光、食育などによる循環型社会の形成と発展を図るため、包括連携協定を締結しました。

この協定に基づき、有機農業の推進や観光振興、また、子どもたちを中心とした新たな食育等を展開してまいります。

具体的には、本年度から「ヴァンフォーレススポーツクラブ」様が、市内で子どもたちと作った有機米の一部を、学校給食に提供することや、ふるさと納税返礼品への活用などの有機米の普及、「アイガモロボ」に代表されるように、スマート農業の推進による、農業の担い手確保につながる取り組みを行ってまいります。

次に、海外との交流についてであります。

姉妹連携をしているアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡に、本年11月3日から11日までの9日間、私と、市議会、商工会、観光協会および企業交流会の各代表、ならびに甲陵高等学校校長などからなる市代表団が訪問し、この2年間、コロナ禍で停止していた交流

を再開し、高校教育分野における連携や、経済交流を模索するなど、新たな交流について協議してまいります。

また、大韓民国京畿道抱川市との交流では、先月、ペク・ヨンヒョン抱川市長、駐横浜大韓民国尹喜祭総領事と私で、オンラインによる会議を行い、友好姉妹都市締結20周年となることから、相互がさらに友好を深めていくことを確認したところであります。

一方、市では、観光や産業振興のため、発展が著しい東南アジアを中心に親交を深めていくことを基本として、東南アジアの複数の国等の関係者へのトップセールスを行っております。

先月には、駐日ベトナム社会主義共和国大使館のヴー・ホン・ナム特命全権大使への表敬訪問を行い、今月4日には、大使他3名の職員が本市を訪れ、市内の各産業の事業所や工場などを視察されました。

経済発展を続けるベトナムでありますので、今後、輸出や企業進出、本市人材不足の産業への労働者の確保、教育など様々な分野での協力について協議を進めてまいります。

また、台湾については、同国の富裕層向けのスーパー「裕毛屋」様にトップセールスを行ったところ、先月、代表取締役の謝明達様が本市を視察していただくことができました。

視察の折、市内の農産物生産者と面会し、いくつかの品物について、早速輸出に向けた協議が始まったところであります。

今後も、東南アジアの諸国との親交を深め、輸出拡大やインバウンドなど、経済的な結び付きを強固なものにしてまいります。

次に、本市における先端技術実装に向けた取り組みについてであります。

今月22日、本市と連携協定を締結しております「株式会社LIFULL」様が大泉町で取り組まれている、送電線や水道管が繋がっていない100%循環型の住宅の実証実験施設「オフグリッド リビングラボ八ヶ岳」を視察いたしました。

電力は、敷地内の太陽光発電装置で生成し、生活用水は、細菌や化学物質などを除去する小型淡水化装置により、水を再利用して繰り返し使うことができるとのことであります。

国内唯一となる、このような新しいチャレンジが、市内において行われていることを歓迎するとともに、市でも、二拠点居住の推進をはじめ、新たな産業誘致にも積極的に取り組んでまいります。

本年6月に空のインフラ構築を目的に連携協定を締結いたしました、「株式会社A. L. I. Technologies」様との事業として、今月24日にドローン飛行実証実験を実施いたしました。

この実証実験は、災害時の状況を仮定し、ドローンによる物流プラットフォームの有用性を確かめるとともに、A. L. I. 様の運行管理システム「C. O. S. M. O. S」を用いて複数台のドローンを同時管理する機能の実証を行うもので、市内3ルートを対象に飛行実証を行いました。

この実証実験を皮切りに、空のインフラとなる「空の駅」が本市に整備され、将来のドローン社会に対応した、安全で利便性の高い飛行航路が確立されるよう、市としても協力してまいります。

次に、成人式についてであります。

民法の改正により、本年4月から成人年齢が18歳に引き下げられましたが、「成人式」については、「山梨県市長会」の申し合わせにより、当分の間、対象を20歳とすることとなっております。

ります。

このことを受け、本市においても、20歳の方を対象に、来年1月8日に「令和5年北杜市成人式」を開催する予定であります。

なお、名称については、成人という人生の節目を20歳で祝い、自覚を促す機会とするため、これまでと同様に「成人式」となります。

次に、連携中枢都市圏についてであります。

先月26日に、甲府市と近隣の8市1町の首長が一堂に会した中、甲府市の樋口雄一市長が「連携中枢都市宣言」を行いました。

圏域の名称は、「やまなし県央連携中枢都市圏」であり、本県において面積では5割近く、人口や事業者数では約7割を占める圏域となります。

今後、本年12月を目途に「連携協約に規定する事項」について、議会での議決をお願いした上で、本年度末に連携の基本方針や取り組みなどを定めた「連携協約」を甲府市と締結する予定であります。

人口減少と少子高齢化による経済の縮小や、活力の低下が懸念されている中、構成市町が連携して共通課題の解決に取り組み、圏域全体の活性化を図ってまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、認定案件12件、報告案件4件、承認案件1件、条例案件3件、補正予算案件4件、同意案件3件の合計27案件であります。

はじめに、認定案件をご説明申し上げます。

認定第1号「令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定」から、認定第12号「令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定」までの12案件につきましては、地方自治法第233条第3項及び、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

次に、報告案件についてであります。

報告第5号「令和3年度北杜市健全化判断比率報告の件」および、報告第6号「令和3年度北杜市資金不足比率報告の件」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第7号「令和3年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件」につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第8号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、承認案件についてであります。

承認第6号「令和4年度北杜市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて」は、新型コロナウイルスの感染拡大の要因と考えられる、エアロゾル対策として、保育園、放課後児童クラブなど、公共施設における換気対策を強化する必要があるため、県の補助金を活用して、換気対策に必要な機器等の整備を速やかに実施することから、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要し専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第50号「北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例」につきましては、二拠点居住を推進し、更なる都市との交流を図ることから、施設内にサテライトオフィスを位置付けるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号「北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層促進するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号「北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例」につきましては、施設の老朽化及び将来の維持管理費用を鑑み、当該施設を廃止することから、条例を廃止するものであります。

次に、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第53号「令和4年度北杜市一般会計補正予算(第7号)」についてであります。

物価高騰が続く中、本年度も、市内の子育て世帯の経済的負担の軽減を行う必要があると判断し、本年10月から来年3月までの6カ月間、小中学校の給食費および保育園の保育料・副食費の無償化を実施することとし、本補正予算において歳入の減額等を行っております。

併せて、学校給食における食材費と燃料費も高騰しておりますので、保護者の皆さまに負担を求めることなく、これまでと同水準の給食の提供を続けるため、所要の経費を計上するものであります。

また、子育て世代のニーズに応えるため、大型遊具等のある公園「こどもパーク」と、子どもが安全に遊ぶことができる屋内の遊び場「こどもランド」の整備に向けて、実施設計費、用地購入費など、所要の経費を計上したほか、「八ヶ岳スケートセンター」の冬季営業を始めるための必要な経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億3,006万1千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ303億2,687万1千円となります。

次に、議案第54号「令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、「第6次ほくとゆうふうふれあい計画」に基づき、実施する地域密着型サービス事業所を開設する事業者に対し、施設整備費等の補助に要する経費のほか、令和3年度給付費の額の確定による国などへの返還金に要する経費として、9,712万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ、49億7,129万1千円とするものであります。

次に、議案第55号「令和4年度北杜市水道事業会計補正予算(第1号)」および、議案第56号「令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、中長期的な経営戦略の柱である「北杜市上下水道経営基本計画」などの改訂業務等に要する経費について、債務負担行為の追加を行うものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(加藤紀雄君)

市長の説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第12号までの一般会計および各特別会計の決算の認定12件について補足説明を求めます。

八巻会計管理者。

○会計管理者（八巻弥生君）

それでは、今議会に提出されました令和3年度の各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づき処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、令和4年7月5日から7月26日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を7月26日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、令和3年度の一般会計をはじめ各特別会計および病院事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、合わせて12案件であります。

まず、認定第1号 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、市税の74億8千万円余りをはじめ地方交付税113億3千万円余り、国県支出金60億4千万円余りなど、歳入合計は326億4,389万10円でありました。

また、歳出は二拠点居住推進事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、北杜市プレミアム付商品券事業、北杜誘客推進キャッシュレス促進事業などの事業が行われ、歳出合計は311億1,011万6,936円で、歳入歳出差引額は15億3,377万3,074円となりました。

次に、認定第2号 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険税11億5千万円余りをはじめ、県支出金42億6千万円余りなど、合計で59億6,824万8,045円でありました。

歳出は、保険給付費の41億円余りなど合計で58億5,621万9,221円となり、翌年度への繰越額は1億1,202万8,824円となりました。

次に、認定第3号 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の5億4千万円余りなど合計で7億3,306万3,305円でありました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の7億2千万円余りなど、合計で7億3,099万5,789円となり、翌年度への繰越額は206万7,516円となりました。

次に、認定第4号 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の9億6千万円余り、国庫支出金の11億1千万円余りなど合計で48億9,892万1,030円でありました。

歳出は、保険給付費の42億2千万円余りなど、合計で48億1,187万9,234円となり、翌年度への繰越額は8,704万1,796円となりました。

次に、認定第5号 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、サービス収入の1千万円余りなど合計で1,581万4,449円でありました。

歳出は、総務費の820万円余りなど合計で1,220万6,557円となり、翌年度への繰越額は360万7,892円となりました。

次に、認定第6号 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、売電収入の1億1千万円余りなど合計で1億3,304万2,202円でありました。

歳出は、総務費の5,700万円余り、基金積立金の6,300万円余りなど合計で1億2,096万3,032円となり、翌年度への繰越額は1,207万9,170円となりました。

次に、認定第7号 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の1億200万円余りなど合計で1億1,691万2,421円でありました。

歳出は、総務費の8,900万円余り、医業費の2,600万円余りなど合計で1億1,612万3,760円となり、翌年度への繰越額は78万8,661円となりました。

次に、認定第8号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の8,100万円余りなど合計で1億546万7,907円でありました。

歳出は、総務費の7,200万円余り、医業費の2,300万円余りなど合計で1億365万9,658円となり、翌年度への繰越額は180万8,249円となりました。

次に、認定第9号 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入、繰越金など合計で1億8,447万343円であり、歳出は各財産区管理会の管理費など合計で1億3,188万3,019円となり、翌年度への繰越額は5,258万7,324円となりました。

次に、認定第10号 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は45億8,674万6,850円、収益的支出の決算額は38億7,321万1,662円で、収支は7億1,353万5,188円のプラスとなりました。

また、資本的収入の決算額は6億2,816万2,191円、資本的支出の決算額は7億9,678万2,391円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,862万200円は損益勘定留保資金で補填しました。

次に、認定第11号 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は21億4,682万4,416円、収益的支出の決算額は21億7,513万5,687円で、収支は2,831万1,271円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は8億7,124万6,400円、資本的収支の決算額は8億8,140万5,449円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,015万9,049円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

最後に、認定第12号 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は29億1,280万1,299円、収益的支出の決算額は28億3,317万8,477円で、収支は7,962万2,822円のプラスとなりました。

また、資本的収入の決算額は15億8,951万円、資本的支出の決算額は24億2,079万

3,278円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億3,128万3,278円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金および当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和3年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、ご説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

補足説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第12号までの12件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

原代表監査委員。

○代表監査委員（原文一君）

それでは、令和3年度北杜市一般会計、特別会計、事業会計の決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算

令和3年度北杜市病院事業特別会計決算

令和3年度北杜市水道事業会計決算

令和3年度北杜市下水道事業会計決算

の12会計でございます。

この12会計の決算につきまして、令和4年7月5日から7月26日までの間、北杜市役所において、審査のために提出された決算書類について藤原真理監査委員、原堅志監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、これらの計数の正確性を検証するため審査を実施したほか、必要と認められた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、事業会計及び歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況についての決算計数は正確でありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

本市においては、就任後2年目を迎えた上村市長のもと、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を市政推進の基本とし、「2030年、地域のありたい姿」の実現に向けて「第3次北

杜市総合計画」、「新・行政改革大綱」を令和3年度に策定し、今後の地域経済の動向や合併特例事業債が令和7年度に終了することに伴い、将来を見据えた持続可能な行財政運営を力強く推し進めているところであります。

令和3年度の歳入について、市税は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態宣言が発令されたことにより、人の流れやあらゆる経済活動に支障が生じ、前年度から引き続き減少となりました。

また、新型コロナウイルス感染症が未だ収束の兆しを見せない中、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金や新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金は増額となりましたが、全体としての国庫支出金は大幅な減少でありました。これは、前年度、一人一律10万円給付の特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減少したことなどの影響によるものであります。

一方で、地方交付税やふるさと納税寄附金などの増額により一般財源総額を確保できたことから、財政調整基金をはじめとする基金の繰り入れが減額となりました。

さらに、令和3年度も臨時財政対策債の借入を回避できたことは、持続可能な財政運営につながるものと鑑みます。

以上のことから、令和3年度は全体では前年度を大きく下回る歳入であります。

歳出については、市民活動や事業活動への支援策として実施した子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、プレミアム付商品券事業、観光事業者支援金事業、さらに、誘客推進・キャッシュレス促進事業や新型コロナウイルスワクチン接種推進事業などの実施、加えて対象年齢を拡大した子ども医療費助成事業などにより増額となり、市民の生活を守るための施策を積極的に打ち出したところでありますが、前年度に実施した特別定額給付金事業や心がつながる応援券支給事業による支出が大きかったことから、前年度と比べると全体として大幅な減額となりました。

このような中、本市の令和3年度決算に目を向けますと、市債の繰上償還を積極的に実施したため、その残高は着実に減少し、実質公債費比率は5.5%、将来負担比率は昨年度に引き続きマイナスのため算出されず、財政健全化に向けた努力が確実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところでありますが、市債残高は一般会計が約205億円、事業会計などが約315億円、合計では約520億円と前年度より約36億円、減少となっているものの依然として多額となっているため、削減に向けた計画的な取り組みが望まれるところであります。

本市では、これまで持続可能な財政運営のため、多くの行財政課題に取り組み一定の成果を上げてきたところでありますが、公共施設の老朽化による維持補修費の増、特別会計への繰出金や公営企業への負担金・補助金が年々増加傾向にあること、さらに、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、市民生活等への支援策や地域経済の活性化策などを的確に実施していく必要があります。このことから、引き続き歳出の抑制や更なる自主財源の確保等に取り組み、加えて本年度に策定される新・行政改革大綱アクションプランにより更なる財政健全性の維持や効果的・効率的な行政運営の充実が必要であります。

今後さらに職員一人ひとりが資質向上と意識改革に努め、持てる力を組織として十分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや北杜市公共施設等総合管理計画の着実な推進など、行政のスリム化、ならびにデジタル化がなお一層進められ、これまで以上に市民と行政の協働による行

財政改革に突き進んでいかなければなりません。

本市の豊富な人材、美しい自然や文化などを最大限に活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる「人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市」にならんことを切望し、令和3年度の決算審査の報告といたします。

○議長（加藤紀雄君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第12号までの12件および議案第50号から議案第52号までの3件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第12号までの12件につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第12号までの12件につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の内選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

なお、原代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。
委員長に齊藤功文君、副委員長に大芝正和君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております、議案第50号から議案第52号までの3件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております、日程第15 報告第5号 令和3年度北杜市健全化判断比率報告の件から日程第18 報告第8号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）までの4件について、内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

報告第5号 令和3年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和3年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率についてですが、これは普通会計が赤字となっているかどうかを示す指標であります。

本市の場合、普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではありませんので数値は入らず、横線を表示しております。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

これは、普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。こちらも本市の場合、赤字ではないため、数値は入らず同じく横線を表示しております。

次に、実質公債費比率であります。これは全会計および一部事務組合に係る公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標であります。

本市の令和元年度から令和3年度までの3カ年の平均の数値は5.5%であります。昨年度の5.4%から0.1ポイント、わずかに上昇しておりますが、これは小淵沢駅の駅舎や学校施設の整備など、大型事業において借り入れた市債の元金の償還が始まり、一般会計における公債費が一時的に膨らんだこと、また公営企業における市債償還にかかる繰入金金の増加を要因としたものであります。

なお、実質公債費比率が18%を下回りますと、過疎対策事業債などの一部の公的資金を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議も不要となる制度となっており、本市では、協議対象となる一部の公的資金債を除き、民間資金などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できることとなっております。

次に、将来負担比率であります。

これは全会計と一部事務組合および出資法人に関して、返済や支払いが必要となる負担額の合計が一般財源総額に対して、どの程度の割合であるかを表した指標であり、算出されなかったため、数値は入っておりません。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては、上段が早期健全化基準であり、いわゆる

るイエローカードに相当する数値で、下段は財政再生基準であり、財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当するものであります。

報告第5号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第6号 令和3年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市においては、表にあります北杜市病院事業特別会計ほか3会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入っておりません。

なお、公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標で説明いたしましたイエローカードに該当し、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

報告第6号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第7号 令和3年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

平成30年度から令和3年度までの4カ年継続事業として予算計上いたしました市道長坂富岡・高根下黒澤10号線（逸見原橋）災害復旧事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものであります。

この市道長坂富岡・高根下黒澤10号線（逸見原橋）災害復旧事業につきましては、全体計画の年割額の合計額1億4,275万円に対し、実績の支出済額の合計は1億3,841万2,390円であり、年割額と支出済額の差は433万7,610円となっております。

報告第7号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

報告第8号をご覧いただきたいと思っております。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決第1号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 日 令和4年7月27日

損 害 賠 償 の 額 6万891円

損害賠償の相手方 山梨県甲斐市篠原1945番地 株式会社ムトウ山梨

損害賠償の理由 令和4年6月2日午後2時40分頃、韮崎市の中田町中条1795番地の道の駅にらさきの駐車場において、市の職員が運転する公有自動車を後退させたところ、同駐車場に駐車していた相手方の普通自動車と接触し、右フロントフェンダーを損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号から報告第8号まで4件の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第19 承認第6号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及び承認を求める件についての内容説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

承認第6号 専決処分事項報告の件（令和4年度北杜市一般会計補正予算書（第6号））をご覧いただきたいと思います。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。

専決処分日は、令和4年8月19日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を299億9,681万円とするものであります。

本件につきましては、空気中に浮遊する微粒子「エアロゾル」が原因とみられる新型コロナウイルスBA.5の感染拡大を受けて、保育園、放課後児童クラブ、その他の公共施設における換気対策を強化するため、県の補助金を活用して、空気清浄機、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器など、換気対策に必要な機器等の整備を速やかに実施する必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから、予算の専決処分を行ったものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、16款県支出金、2項県補助金770万円の増額は、エアロゾル感染対策強化事業費補助金であります。

19款繰入金、2項基金繰入金290万円の増額は、換気対策に必要な機器等の整備に充当する財政調整基金繰入金であります。

続いて、4ページ、5ページの歳出をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費290万円の増額は、本庁舎、介護施設、児童館、つどいの広場、公民館、図書館等に設置する空気清浄機、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器等の購入費用であります。

3款民生費、2項児童福祉費770万円の増額は、保育園、放課後児童クラブ等に設置する換気対策に必要な機器等の購入費用であります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これから、承認第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第27 同意第9号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長 (上村英司君)

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第9号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市長坂町大八田6697番地、堀内敏光、昭和35年12月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長 (加藤紀雄君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号は、質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第9号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第28 同意第10号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から

日程第29 同意第11号 三ッ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を
求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長 (上村英司君)

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、同意第10号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去し、及び辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町箕輪新町859番地3、田丸博之、昭和26年4月15日生まれ。北杜市高根町箕輪新町91番地、小林勝己、昭和28年6月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号 三ッ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町長坂下条1177番地、相吉孝一、昭和26年3月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長 (加藤紀雄君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、同意第10号から同意第11号の2件は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第10号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第11号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を
求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第30 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会の議員にお手元に配布してありますとおり、仲澤功允君、
小泉正明君、清水美男君、大柴栄俊君、深澤和幸君、清水一恵君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました6名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と
することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選
されました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第31 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校で
の三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

議長より指名をいただきましたので、請願第2号につきまして、提案を申し上げます。

請願書の朗読をもって提案をいたします。

請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会

会長 森本貴代美

甲斐市島上条1663-10

北巨摩地区公立小中学校長会

会長 清水正樹

北杜市須玉町大蔵958-2

北巨摩地区公立小中学校教頭会

会長 有泉 透

甲斐市宇津谷4465-1

山梨県教職員組合北巨摩支部

執行委員長 加藤一樹

北杜市小淵沢町2625-5

紹介議員 北杜市議会議員 内田俊彦

〃 福井俊克

〃 清水 進

〃 秋山俊和

〃 輿水 崇

〃 原 堅志

〃 野中真理子

北杜市議会議長 加藤紀雄殿

請願趣旨

（請願事項）

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。
1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細かな支援をしていくために、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも多種多様なニーズの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、夢を持ち、未来を切り開く、心身ともにたくましい子どもたちの育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備をしていただいたり、教育支援センターを設置や学習指導員・学習業務支援員等の教職員の拡大を図っていただいたりしています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2023年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上でございます。

ただいま、請願人の中で北杜市PTA連合協会、森本様でございますが、訂正をお願いいたします。

森本貴代美代表でございます。

よろしく願いいたします。

以上、何とぞご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第32 請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

請願第3号の趣旨説明を請願書の朗読をもって行います。

請願第3号

2022年8月22日

山梨県北杜市議会議長 加藤紀雄様

請願者

生活クラブ生活協同組合・山梨

理事長 二村崇子

山梨県甲府市増坪町477

055-241-1641

紹介議員 野中真理子

北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書

請願の趣旨

北杜市の小学校では無償配布が予定されているゲノム編集トマト「シシリアンルージュ ハイギャバ」の苗を受け取らないでください。

請願理由

日本政府は2019年より、ゲノム編集技術を使って作られた食品のうち別の生物の遺伝子が挿入されていないものについては、規制なく生産・流通することを認め、開発企業に対しては自主的な「届出」を求めるという対応です。2019年10月から届出の受付を開始し、2020年12月、筑波大学発のベンチャー企業サナテックシード(株)のGABA高蓄積(通常の約5倍)トマト「シシリアンルージュハイギャバ」の届出が政府に受理されました。2021年春には、全国で5,000人の希望者に苗が無償配布されました。

しかし、生活クラブ生協では、多角的かつ長期的なリスクに関する情報が十分に公開されることなく、ゲノム編集食品の経済効果だけを重視した商業化と、行政の対応に危機感を持っています。

上述のトマトは、別の生物から遺伝子を組み込まないことから従来の品種改良と変わらないとされており、表示義務はありません。しかし、遺伝子の特定の場所を切断するゲノム編集で作出されており、遺伝子を人為的に操作すること自体に疑問がぬぐえません。タネや苗には表示義務がないため、家庭菜園などで知らない間にゲノム編集されたものを使用する可能性があ

り、食品流通のすべての過程で遺伝子操作の有無を判別することは難しくなっています。

このトマト苗をパイオニアエコサイエンス（株）は2023年に全国の小学校へ配布する計画を発表しています。

ゲノム編集作物を栽培することで、周辺で交雑が進み、環境に影響を与えかねません。また長期的な人体への影響が検証されておらず、世論も分かれているものを、選択権のない子どもたちのもとに配布することは避けるべきだと考え、生活クラブでは各自治体に対して、ゲノム編集苗を受け取らないように要請します。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、次の日程第33 発議第5号に対する意見書の配布のため、暫時休憩といたします。事務局で配布をお願いします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

日程第33 発議第5号 インボイス制度（適格請求書保存方式）導入に当たり、シルバー人材センターが存続できるよう必要な措置を講ずることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

発議第5号の説明をさせていただきます。

発議第5号 インボイス制度（適格請求書保存方式）導入に当たり、シルバー人材センターが存続できるよう必要な措置を講ずることを求める意見書の提出について

提出者

北杜市議会議員 秋山真一

賛成者

北杜市議会議員 福井俊克

〃 秋山俊和

〃 内田俊彦

〃 輿水 崇

〃 原 堅志

〃 志村 清

〃 野中真理子

提案理由の説明をいたします。

令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度（適格請求書等保存方式）が、シルバー人材センター事業の存続に極めて大きな影響を及ぼすことが想定されます。

つきましては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の目的を鑑み、シルバー人材センターの安定的な事業運営を可能とするため、関係機関が適切な措置をとることを求めるものがあります。

詳細につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦君）

質疑というか、その以前のことといたしまして、実は発議第5号をずっと紐解いて見ていきますと、提出先なんですけども、衆議院議長 大島議長となっているんですが、これ、細田議長のはずなんですよ。これ議決後ですと、訂正がまた、本会議ということになりますので、そこらへんについては、ぜひとも時間を割いてでも精査をして、きちっとしておかないと、議決後になりますと、また再度、間違っていれば議決しなければならないこともあるかもしれないので、それについては、ちょっと精査をお願いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後12時04分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

大変、ご指摘ありがとうございました。

衆議院議長は細田博之でありますので、秋山真一議員、どうぞ。

○7番議員（秋山真一君）

すみません。提出した内容に誤りがありまして、大変申し訳ありません。

適切に修正していただき、進めていただきたいと思いますので、ご配慮をよろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

それでは、ご指摘の点、提出者も了解をいたしましたので、訂正をするということによろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

ありがとうございました。

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時05分

令和 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 0 日

令和4年第3回北杜市議会定例会（2日目）

令和4年9月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

星見里の声	高見澤伸光君
北杜クラブ	秋山真一君
公明党	進藤正文君
日本共産党	清水進君
ともにあゆむ会	原堅志君
みらい創生	大芝正和君

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 輿水 崇
3番 中山喜夫	4番 小林 勉
5番 神田正人	6番 大芝正和
7番 秋山真一	8番 進藤正文
9番 清水敏行	10番 井出一司
11番 志村 清	12番 齊藤功文
13番 福井俊克	14番 加藤紀雄
15番 原 堅志	16番 清水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（46人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一	未来創造課長	皆川賢也
消防防災課長	篠原賢	企画課長	土屋雅光
管財課長	三井智昭	環境課長	中山由郷
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
子育て政策課長	中澤徹也	こども保育課長	齊藤栄慶
農業振興課長	川上俊一	商工・食農課長	福田和久
まちづくり推進課長	末木陽一	住宅課長	小泉直紀
道路河川課長	由井克光	教育総務課長	鷹左右紀
中央図書館長	田中伸	上下水道総務課長	小澤栄一
上下水道施設課長	浅川博之	上下水道維持課長	鈴木彰

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 星見里の声、60分。2番 北杜クラブ、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 ともにあゆむ会、30分。6番 みらい創生、75分。7番 会派しんせい、30分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、星見里の会の会派代表質問を許します。

星見里の声、1番議員、高見澤伸光君。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

私からは、星見里の声を代表して5つの大項目、質問をさせていただきます。

1つ目の大項目、肥料の高騰に対する対策と農業支援についてです。

現在、農業は北杜市の大切な基幹産業の一つでもあり、農業振興に力を入れていきたい、儲かる農業にしていきたいという市長の方針を実現するためにも、今起きている物価上昇による農業者さんへの打撃に対して何かしらの対策や支援をしなければならないと考えます。このまま対策をしなければ、農業自体をやめてしまうという事態にもなりかねませんし、実際に農業をされている方々からは、物価上昇の影響で、この先、農業を続けることができるのか、とても不安な状態になっているという声が私たちの会派にも寄せられています。

また、全国の市議会の動きを見ても、臨時議会を開いて、農業用肥料の高騰に対する対策がされ始めています。

北杜市は特に中山間地域が多く、中山間地域の田んぼや畑などでは、草刈りをするだけでも平地よりも労力がかかり、ガソリンの高騰でコスト面も高くなり、打撃を感じているそうです。また、サルなどの被害により、もともと収穫が難しい状況が続いている地域では、さらに農業をやめるきっかけになってしまうという、地域の声も聞いています。

北杜市で農業を行い、代々続く土地や地域を守っているという使命感や人情、根性の心意気で農業をされている方々を絶やしてはならないと思いますし、安心して農業を続けられるように何かしらの対策をとるべきではないかと考えます。それらを踏まえて質問をいたします。

①肥料の高騰などで生産コストが上がっている農業者さんがいることに対する市の見解と今後の対策を教えてください。

②広報ほくと4月号に記載されていますが、『令和4年度農作業参考料金』のところに今年度から『※燃料代は含まない』と記載がされました。そうした理由はおそらく燃料代の高騰によるものだと考えますが、その文言を記載した理由と、その文言を記載したことに対するその後の対応対策を教えてください。

次に2つ目の大項目、住民説明会で傷害事件の被害者になったことをふまえ、参加者の安全安心を守るための対策についてです。

今回、私がたまたま参加した住民説明会の中で被害者になり、警察の捜査や新聞報道等がされ、住民説明会を開催した事業者は、8月18日に傷害容疑で書類送検がされました。この事件の報道のあと、住民説明会中に同じような経験をしたという方々から連絡を多数いただきました。説明をする事業者側から、参加者に対して、顔を近づけて怒鳴ったり、拳を振り上げたり、机を強く叩くなどを実際にされ、怖い思いをしたというのが、主に私のところに複数寄せられた内容です。今回は、たまたま太陽光設置に関する住民説明会でしたが、どんな説明会であっても、今後、説明会の参加者が怖い思いをするということはあってはならないと思いますし、そんなことが起きている今だからこそ、市として、市民に寄り添った参加者の安全安心が守られる対策や心ある迅速な対応が求められるのではないかと思います。また、今回のことは全国的にも関心もたれており、その後の市の対応も注目されている案件であると思いますので、市の毅然とした対応を求めたいと思います。

それらを踏まえて質問をいたします。

①どんな説明会であっても、市民の安全安心が守られる住民説明会が行われることは、とても大切ではないかと思いますが、市の考えを教えてください。

②住民説明会で説明をする事業者の説明態度に違和感がある、怖い思いをしたなど、市に寄せられているご意見はありますか。

もしありましたら、その内容と市で行った対応を教えてください。

③どの事業者であっても、どの事業であっても、どんな住民説明会であっても、今後そのような住民説明会はあってはならないと思いますし、市民の安全安心が守られるための対策や取り組みが早急に必要ではないかと考えますが、市としての考えや検討している対策や取り組み、今後どうしていくのかを教えてください。

④今回、市の施設を利用して住民説明会が開かれ、事が起こりました。今後、このようなことが起きない可能性はゼロではありません。

施設内の安全安心が少しでも確保されるように、市の施設の利用の在り方や規約や周知の仕方の見直しなど、何かしらの対策が必要ではないかと思いますが、市の考えを教えてください。

次に3つ目の大項目、市民に寄り添ったゼロカーボンシティの実現についてです。

北杜市のゼロカーボンシティ宣言後の動きと今後について質問をいたします。

①どのようにしてCO₂ゼロを実現していくのかを示す数字目標などは、必要だと考えますが、今決まっている目標値がありましたら教えてください。また、ゼロカーボンシティに向けての目標設定で、まだ決まっていない部分については期間を決めて、目標設定をする必要があると考えますが、市の考えを教えてください。

②山梨県の今の方針では、2050年の脱炭素の実現は、太陽光ではなく、水素や燃料電池

で国と連携して進めるとしてしています。そのことに対する市の見解を教えてください。

③市としてゼロカーボンシティ実現のために、排気ガスを出さない車の普及も重要ではないかとも考えます。急速充電が可能なEVスタンドの導入を市内のガソリンスタンドや観光施設などと連携協力するなどをして、普及促進をする考えはありますでしょうか。

④電力の地産地消に対する市の考えを教えてください。

⑤現在あるダムで水力発電を行い、北杜市の地域電力として利用する考えはありますでしょうか。

⑥須玉から小淵沢までの高速道路の壁に太陽光パネルを設置して地域電力として確保すれば、かなりの電力がまかなえるのではないかと考えられますが、高速道路の壁を使用することに対する市の考えを教えてください。

⑦市営の病院や支所などに雨をしのげるカーポートを設置して、その上に太陽光発電を設置し、通常時と停電時の電源としても使用できるようにする考えについて、市の見解を教えてください。

次に4つ目の大項目、DXの推進についてです。

現在も続く新型コロナウイルスの影響で、感染対策や感染予防で出掛けるのを控えている現状は、まだまだ続いています。また、これからくる人口減少に向けて、DXの推進が全国的に重視されています。

これまで議会の中でも、私を含めて数多くの議員がDXに対する質問を行い、市ではDXを推進して早く取り入れていきたいと方針を示していますので、今回も質問をいたします。

①市民サービスのDX化を進めることはもちろん大切ですが、市役所内のDX化も大切ではないかと考えます。DXを進めるにあたって、今、市では何が必要であると考えているのかを教えてください。

また、すでに取り入れていることなどありましたら教えてください。

②DXに対する職員の人材育成の現状と今後の方針を教えてください。

③全国でDXの推進が加速し、家にもタブレットがあればいつでもどこにいても本を借りることができるデジタル図書館の整備が全国の市町村で一気に進みました。今、北杜市では小中学生には学校からタブレットが配られていますし、デジタル図書館を取り入れれば交通の足がない方でも家で気軽に本を借りることができると同時に、感染予防や生涯学習の充実にもつながると考えます。また、このデジタル図書館の整備をすれば、図書館の考え方に変化が生まれるかもしれませんので、市内にある図書館のあり方も変わっていくのではないかと考えます。デジタル図書館に対する市の考えを教えてください。

次に5つ目の大項目、防災に関する市の方針についてです。

8月24日の夜、突然の大雨により、19時55分に土砂災害警戒情報の緊急速報メールが山梨県防災危機管理課から送られてきました。

その後NHKにて、大泉、高根、長坂、小淵沢の支所に避難所が開設をされた旨のテロップが流れました。NHKを見ていない人は、避難所が開設されたことを知ることもできない状況にありました。

8月24日の大雨は、幸いにも人災に至ることはありませんでしたが、災害はいつ起こるか分かりませんので、今後のためにも質問をさせていただきます。

①今回の8月24日の大雨の警戒レベルと市で行った対応を教えてください。

②市の緊急避難場所の開設状況の確認方法を見ますと、防災行政無線、北杜ほっとメール、防災ツイッター、北杜市防災ラジオ、Yahoo!防災速報、市ホームページ、テレビ（dボタン）と記載されていますが、私が確認しただけでも、防災行政無線もツイッターも市のホームページも対応はされていませんでした。今回行わなかった理由と、運用基準や運用のルールがありましたら教えてください。

③市では自主防災意識を高めるように呼び掛けていますが、市で求める自助とはどこまでを指すのか、またその周知方法はどのようにしているのか、またその周知方法で良いのか、検証しているのかを教えてください。

以上、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

市民に寄り添ったゼロカーボンシティの実現について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、目標数値についてであります。

令和2年に策定した、「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」において、市域の二酸化炭素排出量の削減目標値を示しており、2030年の段階で2013年の排出量の約45万8千トンから、46%減の約24万7千トンまで削減することとしております。

なお、「ゼロカーボンシティ」に向けての目標設定については、現在、環境省が進めている「脱炭素先行地域」に応募する予定であり、採択後に策定が求められている、「地方公共団体実行計画」の中で、2050年を見据えた目標を設定してまいります。

次に、県の方針に対する市の見解についてであります。

県は、「東レ株式会社」や「東京電力ホールディングス株式会社」等と共同で、太陽光発電などの再生可能エネルギーから、安全に「グリーン水素」を製造する「P2Gシステム」を開発し、甲府市内のスーパーマーケットや中央市内の工場へ輸送・利用する社会実証を行っております。

また、市内においても「株式会社キッツ長坂工場」では、製造された水素を自社エネルギーとして活用しているほか、先ごろ、「サントリーホールディングス株式会社」が、白州工場において、国内最大級となる「P2Gシステム」を構築するとの報道もありました。

市としては、太陽光発電や小水力発電とともに、水素も将来的には有効な手段と考えておりますので、県や先進事業者等のご協力をいただきながら、水素の活用について推進してまいります。

次に、DXの推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、DX推進に当たっての市の考えについてであります。

国を挙げてのデジタル化の機運が高まる中、本市においても、「DXデジタル・トランスフォーメーション」を推進するため、本年度、北杜未来部に未来創造課を設置して、DXの積極的な推進を図っております。

市役所内のDX推進には、市民が「すぐに使えて」「簡単で」「便利な」行政サービスを実現

し、市職員の事務効率化を図るための、ICT技術による「BPRビジネスプロセス・リエンジニアリング」の取り組みが必要であると考えております。

例えば、行政事務における書面、押印、対面の見直しといった、業務を最新のICT等を活用して、改善する取り組みなどであります。

これらを実現するためには、基盤となるネットワークシステムの見直しをはじめ、新たなハードウェア、ソフトウェアなどの導入が考えられます。

また、これまでの取り組みとしては、庁議での「ペーパーレス会議システム」や、「庁舎内Web会議システム」の活用、職員のリモートワークなども試行しております。

今後も、全職員がデジタル技術を業務に活用できる環境を整えるとともに、最適なデジタルツールの導入も検討していくことで、市役所内のDXを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の人材育成の現状と今後の方針についてであります。

自治体DXを推進していくためには、職員がデジタル技術を正しく理解し、活用できる、いわゆる「DXリテラシー」の向上が必要と考えております。

市においては、DXを推進するため、本年3月に協定を締結した「NTT東日本株式会社」からデジタル技術に精通した職員の派遣を受け、4月から未来創造課に配置し、民間のノウハウを活用しております。

また、6月には、すべての職員向けに、DXに係る国等の動向や、他自治体の先行事例、デモンストレーションなど、デジタル化によって業務の生産性や正確性などが実感できる勉強会を開催したところであります。

さらに、「デジタル戦略推進員」を各課に1名ずつ選任し、DXに向けた効率的な業務課題の抽出を行い、デジタル施策の展開を図るとともに、実際の業務を参考に、DXを推進する上での考え方や、効果的な施策について、企画立案するワークショップを行ったところであります。

今後も、職員向けの勉強会を重ね、DXに対する理解を深め、デジタルに強い職員を育ててまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

DXの推進における、デジタル図書館に対する市の考え方についてであります。

「デジタル図書館」とは、「電子図書館」とも呼ばれ、図書館向けの「電子書籍サービス」を扱う企業と契約し、オンライン上でタブレットやパソコンなどを用いて、電子書籍を閲覧できるインターネット上の図書館サービスであります。

「デジタル図書館」には、年間を通じて、「いつでも」、「どこでも」電子書籍を閲覧することができるほか、貸し出し期限が過ぎると自動的に返却扱いになるなど、利用者側の利便性が高く、また、図書館側にとっても書架が必要なく、書籍の紛失や摩耗がないなどのメリットがあります。

一方で、図書館が利用できる電子書籍は、国内出版社のコンテンツが少なく、新刊本など最新の図書が扱われていないことや、紙の本より価格が高いこと、ライセンス料などのコスト負

担が大きいことなど、現時点ではデメリットも多くあります。

県内における状況は、「山梨県立図書館」や「韮崎市立大村記念図書館」がすでに導入し、「甲府市立図書館」でも導入に向けた準備を進めていると伺っております。

本市においては、本年7月に設置した「北杜市立図書館適正配置等検討委員会」において、図書館サービスの質的な強化や機能の充実の観点から、「デジタル図書館」についても、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えをいたします。

住民説明会で傷害事件の被害者になった事をふまえ、参加者の安全安心を守るための対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民の安全安心が守られる住民説明会についてであります。

住民説明会は、主催する側が、対象となる住民に対して、説明を行い、意見を聴取するなど、双方向のコミュニケーションを通じ、相互理解を図っていくものであります。

このことから、住民説明会の開催に当たっては、市民の安全・安心は当然確保されるべきものであると考えております。

次に、住民説明会について市に寄せられている意見についてであります。

住民説明会において、説明の態度に違和感や、恐怖心を抱いたというご意見につきましては、本年7月に開催された、太陽光発電設備設置の許可に係る地域住民等への説明会を主催した事業者等に対し、過去に数件寄せられております。

なお、本説明会を主催した事業者等に対しては、所管部局において、書面をもって厳重注意を行ったところであります。

次に、市民の安全・安心が守られるための対策や取り組みについてであります。

本年7月に生じた住民説明会での主催者による不適切な行動は、極めて遺憾なものであると考えております。

市民の安全・安心は当然のことであり、本来、安全・安心が損なわれることを想定しておりません。

民間事業者等が住民説明会を主催しようとする際は、適切に市民とコミュニケーションが図られるよう、指導・助言を行ってまいります。

次に、施設内の安全・安心の確保についてであります。

市の施設については、それぞれ条例等により設置及び管理に関する規定が定められており、申請時において、当該施設の制限規定に該当している場合には、市が施設の使用許可を行うことはありません。

また、施設利用者への周知については、使用の許可に際し、改めて条例や規則に定める注意事項の厳守を求めるとともに、施設内にも注意事項等の掲出などを行うことで、施設の適切な管理運営を図ってまいります。

次に、防災に関する市の方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今回の大雨の警戒レベルおよび市の対応についてであります。

先月24日の大雨については、気象庁から「記録的短時間大雨情報」が、山梨県および気象庁から、警戒レベル4相当の情報である「土砂災害警戒情報」が発令され、浸水害の危険度を示す気象庁の「キキクル」では、警戒レベル5相当である「黒メッシュ」が表示されたことを確認しております。

市では、総務部および建設部の担当課が参集し、消防防災課では、避難所の開設に向けて連絡調整を行い、避難所開設後も、継続的に情報収集や状況把握に努めるとともに、避難所および避難者の状況確認、市民からの電話対応などを行いました。

総合支所においては、自主的に避難を望む方に対応するため、市内4カ所に避難所の開設を行ったところであります。

その後、「土砂災害警戒情報」、「大雨警報」および「洪水警報」が解除されたことを受け、配備体制をいったん解き、必要最低限の職員を配置したものであります。

次に、避難所の開設状況の確認方法についてであります。

今回の大雨では、「記録的短時間大雨情報」および「土砂災害警戒情報」が相次いで発令され、事態が急変したところであります。

「記録的短時間大雨情報」が断続的に発令され、夜間であったこともあり、詳細な状況の把握が困難な状況でありました。

市としては、「防災行政無線」やメールなどを使用して、避難指示などの情報発信を行うことは重要と考えております。

しかしながら、今回のように、夜間に大雨が降っている状況での避難行動については、屋外に出る、避難所へ避難するといった行動はかえって危険を招くこともあり、慎重な対応が求められたものであります。

このような場合には、屋外へ出て場所を移動する避難よりも、2階など高い場所への垂直的な避難を行うことが有益と考えており、日ごろから周知を行っているところであります。

また、情報発信においては、確定的な状況確認ができていない状態での周知や、夜間の「防災行政無線」による周知は、市民の避難行動に混乱を生じさせる可能性があることなど、総合的に考慮した中で、「防災行政無線」等による周知は行わなかったところであります。

なお、広報の運用基準については、「北杜市地域防災計画」において、広報の方法や内容等が定められており、「防災行政無線」、広報車、電話、市ホームページ、ケーブルテレビ等により、迅速に広報を行うこととしております。

次に、市が求める自助についてであります。

「自助」とは、日頃から災害に備え、災害時には事前に避難を行うなど、「自分の命は自分で守る」ための行動と考えております。

「自助」のための行動については、有事に備えて日頃から情報収集を行い、自分の置かれた状況を的確に把握すること、それに備えてどのような準備が必要なのかを確認すること、立ち退き避難すべきか、屋内で安全確保をすべきか判断すること、どこに避難するか避難先について想定すること、避難を実行するために訓練を行うことなどであります。

現在、市で作成した「ハザードマップ」や「水害ハンドブック」の配布、市のホームページや広報紙などでの情報発信を通じて、市民に「自助」の重要性を周知しております。

また、「自助意識」を高めていただくため、市民向けの「出前講座事業」や「減災リーダー育

成事業」等も行っているところでもあります。

近年、想定外の災害発生のリスクが高まっていることから、今回の災害についても、しっかりと検証し、市民の防災・減災の意識向上のため、今後も必要な訓練や情報発信などを継続的に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

市民に寄り添ったゼロカーボンシティの実現について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、EVスタンドの普及促進への考えについてであります。

現在、市においては、電気自動車普及のため、4カ所の公共施設に急速充電器を設置しております。

他の自治体において、充電設備の経年劣化後、経費の問題で更新しない事例もあり、全国的にはEVスタンドの設置数は増えているものの、昨年度の新規設置数は前年度と比べ減少している状況であります。

近年は、充電時間を有効に使いたいという需要に応えるため、集客施設などへの設置も進んでおり、継続的に安定した充電設備のサービスを提供するため、有料化しているところもあります。

今後、電気自動車のシェア拡大に伴い、充電設備の需要は高まることが予想されるため、市内のガソリンスタンドや観光施設を含め、各所への普及促進に向け検討してまいります。

次に、電力の地産地消に対する市の考えについてであります。

東日本大震災や、昨今の大型台風による激甚災害を契機に、エネルギー供給の制約やシステムの脆弱性が指摘されております。

こうした状況に対して、地域の特性を踏まえた多様なエネルギー供給方法を組み合わせ、エネルギーのリスク分散や、二酸化炭素の排出削減を図ろうとする機運が高まっており、売電で得られた収益等を活用し、地域の課題解決に取り組む、いわゆる「地域新電力」といった動きが各地で起こっております。

しかしながら、「地域新電力」が生み出す電力だけでは全ての顧客の需要を賄えないことから、外部からの電力調達も必要であり、昨今の価格高騰により、運営状況も厳しさを増しております。

市内各地に普及した再生可能エネルギーを地域の活性化につなげ、持続可能なまちづくりの実現のため、どのような手法を取り入れるべきか、今後、検討してまいります。

次に、水力発電の利用に対する市の考えについてであります。

市内のダム発電所は、「山梨県企業局」が管理運営し、売電しております。

地産地消の手法についての検討は、これからとなりますが、今後、「県企業局」と情報交換を行ってまいります。

次に、高速道路の壁に太陽光パネルを設置することに対する、市の考えについてであります。

他県の高速道路において、遮音壁に太陽光パネルを設置している例もあることから、市内エリアで設置することも可能ではないかと考えております。

今後、管理者である「中日本高速道路株式会社」と情報交換を行ってまいります。

次に、カーポートの設置に対する市の見解についてであります。

脱炭素社会においては、更なる再生可能エネルギーの普及拡大が必要であり、多くの公共施設を有する本市においては、今後もPPA事業等を活用してまいりたいと考えております。

また、各施設において、必要に応じカーポートを設置する場合は、費用対効果を検証しながら、太陽光パネル設備の設置の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

肥料の高騰に対する対策と農業支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の見解と今後の対策についてであります。

日本は、多くの資源を外国からの輸入に依存しております。

このため、肥料等も輸出国の事情や世界情勢の影響を受け、価格が高騰しており、加えて、米の買い取り価格の下落による収入の減少から、今後の営農意欲の低下が懸念されるなど、市内農業者への影響が心配されるところであります。

こうした中、市では、昨年に引き続き、「名水の里米食味コンクール」を開催し、栽培技術や食味の向上による高付加価値化と販路拡大への取り組みを進め、水稻農家の所得の向上を支援するなど経営改善に向けた施策を進めるとともに、肥料の高騰対応策についても、今後、国や県の動向を注視してまいります。

次に、「令和4年度農作業参考料金」の記載についてであります。

農業用機械で使用する燃油の急激な値上がりにより、市農業委員会では、本年度の「農作業参考料金」に燃料代を含まないことを決定し、広報を行ったところであります。

この料金はあくまでも目安でありますので、作業を受委託する際は、受託者と委託者の双方で協議し、金額を決定していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

各項目、いろいろ丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。すべての項目に対しまして、再質問を行います。

まず1つ目の大項目、肥料の高騰に対して再質問です。

市としては、農業者さんの利益を心配している、国や県の動向を注視していくとのこと。ほかの市では臨時議会を開いて、すでに対策がされ始めていますし、国では10月から肥料に

対して7割の補助が始まります。市も必要に応じて早急に対策を考えて、臨時議会でも、12月議会のときでもいいので、早い対策の動きをすべきだと思いますし、国の支援もしっかりと農業者さんに対して周知をしていただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

過日、国の肥料高騰対策につきまして、県の説明会が行われたところでございます。令和4年9月9日でございます。

国の肥料価格高騰対策事業は、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、5戸以上のグループ、これは国ではJA、また肥料販売事業者が取りまとめることを想定しております。それによって、令和4年度、または令和5年度に化学肥料使用量の2割低減に向けてのメニューに取り組む農業者に対し、令和4年6月から令和5年5月に購入、注文した肥料について、前年度から増加した分の7割に支援金が支払われる制度となっております。

肥料高騰の影響を受けている農業者の皆さまに、この制度を活用していただけるよう、市ホームページや広報に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、今後、国・県の状況を注視しつつ、市内農業者の営業意欲の低下につながらないように、支援内容について早急に研究・検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。ぜひ、必要に応じての市の対策と、また国の補助については、条件が指定された窓口もあるようですので、しっかりと周知をしていただきたいと思います。

次に2つ目の大項目、住民説明会について再質問を行います。

市としては、住民説明会の安全・安心は当然確保すべきであるとのこと、そして今回の警察沙汰になった事業者の不誠実な行動は、極めて遺憾であるとのことですが、今回、傷害罪で書類送検をされた事業者が、その後も地区や市役所に対して住民説明会をしたいというような話をもちかけていて、地域の方々からは僕も現状を聞いていました。そして、太陽光に関する住民説明会で不誠実な行動をする事業者は、今回、警察沙汰になった事業者以外にもいますし、怒鳴ったり、乱暴な言動があったり、発言をしている市民のマイクを取り上げたりするような住民説明会を経験したという方もいますし、前回の6月定例議会にて、興水議員の質問の中でも警察に相談するような事態も発生しているという話も出ています。

そんな中、今回の事件が起きましたので、そういった事業者が開催する説明会には参加したくない、危険なリスクを背負ってまで住民説明会に参加する意味があるのかというような声を複数聞いています。

北杜市も、北杜市の太陽光条例の第10条に許可の基準が書いてあります。全文すべては読みませんが、その10条の2を簡単に読みますと、市長はいずれかに該当するときは、同項の

許可をしないことができる」と書いてあり、10条の2の(1)事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないときと記載があります。今回、事件を起こした事業者に対する信用について、市はどのように考えていますでしょうか。また、警察沙汰になっている状態で、事業者が市に許可を求める申請をしてきた場合、市は許可することができるのでしょうか、市の考えを教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳土君）

高見澤伸光議員、星見里の声の再質問にお答えをいたします。

業者の信用についてということですが、信用については、2つに分けられると考えております。まず、1点ですけれども、資金面から事業が確実に実施できるかということがございます。1つには資金面も含まれておりますが、広く社会的な規範に沿っているかどうかということがございます。

事業者の信用につきましては、これまでの説明会における地域住民への態度、また市の指導時における態度も地域住民等にとったものと同様であり、心情から見れば信用に値するものではないということがございます。

しかしながら、社会的信用を失墜したことの判断に至りしめるまでには、社会的な批判だけではなく、例えば刑罰を受けるなど法的に信用を失墜したに至る根拠が必要でありますので、このように法的に信用の有無を判断したときには、市で対応を取ってまいります。

次に、許可についてでございます。これは、説明会も含めた中のご質問だと理解しております。

現在のところ、地域での信頼を失っておりますので、その回復に努めるよう注意・指導を行っているところでございますが、説明会の実施等がなされていないということになりますと、地元との信頼がまったく回復できないということでもありますので、それについては許可の対象にはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。市の指導時の事業者の態度は、市民にとっての態度と同じであるということですし、信用に関しても、住民説明会を開いても、住民の人たちが集まらなければ、それはやったことにはならないというように解釈しました。

市民の安全・安心を第一に考えて、市として、ほかにもできることがあるならば、ぜひ対応していただきたいという思いです。

次の、3項目めの大項目に移らせていただきます。

ゼロカーボンシティについて、再質問を行います。

ゼロカーボンシティに向けての目標設定は、国の方針に合わせて2030年までにCO2を約46%削減していくとのことですが、今、北杜市のCO2はどのくらい出ているのか、排出

量が分かれば教えてください。

また、質問項目の中で、ゼロカーボンシティに近づけるための案を、いくつか質問として提案させていただきましたが、いずれも検討、研究、情報交換していくという回答でした。市として、質問項目の中で、どの項目であれば早急に着手ができて、その項目をすることでどんな効果があるのか、分かりましたら市の考えを教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

1点目でございますが、二酸化炭素の排出量がどのくらいかというご質問だと思います。

これにつきましては、環境省の自治体排出量カルテというものがございます。そのデータによりますと、二酸化炭素の排出量は平成25年度が45万8千トン、令和元年度が36万4千トンでございます。

なお、1トンの二酸化炭素のイメージにつきましては、25メートルプール1つ分ということが大体目安となっているということを聞いております。

次に、いくつかの質問項目の中で、どの項目であれば早急に着手ができ、市にとって効果があるかのご質問だと思います。

本市におきましては、電気自動車の普及のために急速充電器が市内に4カ所設置してございます。早急な着手にはなかなか難しい面もありますが、更なる電気自動車の普及のためには、民間の力をお借りすることも必要ではないかと考えておりますので、それも視野に調査、研究を行ってまいりたいと思います。

また、設備の普及が進むことによりまして、北杜市民の方々の電気自動車の所有率、これが向上していくということと、また本市を訪れていただく方々の、当然、電気自動車の充電施設があれば利便性も向上し、それに伴って二酸化炭素の排出量も減少していくと、このようにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

お答えいただきまして、ありがとうございます。

今、答弁にあった数字、36万8千トンの46%の削減を2030年までに行い、また2050年には完全にゼロにするということですので、引き続きゼロカーボンシティの実現に向けていってほしいと思いますし、脱炭素先行地域の応募やP2Gシステムの活用、民間企業との連携など、いろいろ答弁にもありましたので、どんどん進めていただいて、目標と戦略をもって、ゼロカーボンシティ実現に向けて進んでいただけたらと思います。

次の質問、4項目めのDXについての再質問を行います。

NTTから派遣していただいている、そしてノウハウを活用しているとのことですが、NTTの派遣によって、今、どのような取り組みがされているのか、また来年度に向けてどのよう

な、政策的に取り組む予定なのか、ありましたら教えてください。

また、1社だけではなく、幅広くいろいろな企業のノウハウを取り入れて、北杜市の地域性と地域課題に合ったDXを進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

そしてもう1点、デジタル図書館に対することなのですが、メリット・デメリットのお話もいただき、ありがとうございます。今、全国的にデジタル図書館、電子図書館は広がって、スタンダードになりつつあります。僕も個人的な書物はスマホのデジタル書籍で読んでいますし、予算がかかるという問題もありますが、DXを進めたいという市の方針もありますので、現実的な導入に向けての議論をすべきだと思いますが、改めて市の考えを教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の再質問にお答えをさせていただきます。

大きく3点いただいておりますが、最初の2点を私からお答えをさせていただきます。

NTTから派遣をされているということで、来年度、どのようなことを考えているかというご質問でございますが、先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、現在の市役所の環境、いわゆる有線でそれぞれインターネットにつながっている状況でございますが、これであれば場所にとらわれずに業務を遂行することが、なかなか難しい状況でございます。無線化の実現でありましたり、職員PCのタブレット化ということができると、ペーパーレスの実現やスマートなオンライン会議が可能になります。このことから、現在のネットワーク基盤の見直しが最優先と考えておりますので、その構築に向けて準備を進めていきたいというところでございます。

また、ソフト面でございますが、これはあくまでも一例でございますが、保育園で保護者とのやりとり、こういったものを現在、紙ベースで行っているところでありますが、さらに効率的、効果的に行うといったことも今後、必要になってまいりますので、保育・教育向けの業務支援のシステムもございますので、研究をしていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の北杜市の地域性に合ったDXを進めるというところでございますが、現在、DX推進計画を策定していますが、計画策定にあたりましては、市の社会福祉協議会、また市の商工会、観光協会、また学校、PTAの代表者の方々にヒアリングを行う中で、ご意見をいただいているところであります。

また、連携協定を行っている企業、そういったところからも、その企業のデジタル化に向けての取り組み状況を伺っているところでございますので、現状をしっかりと分析をいたしまして、この地域に合ったDX計画、DXの方向性を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えをいたします。

デジタル図書館についての再質問であります。デジタル図書館が徐々に拡大しているとい

う状況につきましては、議員ご指摘のとおりであると私どもも捉えております。

一方で、答弁にもありましたとおり、現時点ではコンテンツの少なさ、またコスト負担が大きいという課題もあるということも現実であろうかと考えております。

DXの推進という時代の要請に応えなければならないという状況の中ではありますが、図書館におきましては、従来の紙媒体についても良いところはたくさんあると思います。現在、図書館適正配置等検討委員会を立ち上げまして、今の時代に求められる図書館の在り方を検討、議論していただく予定であります。この議論の中で、図書館サービスの質的な強化や充実の観点を踏まえた検討を進めていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。市の職員のタブレット化やオンライン会議などの構築、また保育や教育などのシステム面で研究していったりとか、また情報分析をしっかりと行い、北杜市に合ったDXを進めていく、そしてデジタル図書館は、ぜひ前向きに検討して行ってほしいと思いますので、ぜひ今後の対応もお願いいたします。

次の項目、5つ目の大項目の防災に関することについて、再質問を行います。

9月7日の夕方にあった急な大雨では、早々に注意を促す情報も出ていましたし、また今回の台風14号に関しても、早いうちから注意を促す対応がされていたので、対応がとても早くなって、早速改善されたんだなど実感はしていますので、市の対応は良くなったと思います。

また、災害はいつ、どこで、どんな規模で起こるかは分かりませんし、先ほど答弁にあった近年、想定外の災害も増えているとのことですので、用心することにこしたことはありませんので、ぜひ様々な災害や規模をできるだけたくさん想定していただき、引き続き気を引き締めて早急に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の再質問にお答えをいたします。

今後の情報の発信についてということでございます。

先月の8月24日の大雨でございますけれども、記録的短時間大雨情報および土砂災害警戒情報が短い時間で相次いで発令されてきて、事態が急変したところでございます。その記録的短時間大雨情報が断続的に発令され、夜間であったこともあり、詳細な状況の把握が困難な状況でございました。

したがって、情報発信は一部控えさせていただいたところがございますけれども、何らかの情報を発信すべきだという声もあることは伺っております。

したがって、市はこういった気象庁の、甲府地方气象台でも予報が困難であった大雨が発生し得ることを想定しつつ、どんな情報を発信すればいいか慎重に検討をしまして、今後で

きる限り情報の発信、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○1番議員（高見澤伸光君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

高見澤伸光議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

2項目について関連質問をさせていただきます。

まず1つ目が、先ほど住民説明会について答弁がありました。

再質問の答弁の中で、信用とは何かというところで、北杜市の太陽光条例の第10条の2の説明をされていましたが、信用とは資金力及びその他の信用というところで、いろんな法律違反というところが述べられていましたけれども、それって、もうここに書かれているんですよね、そのまま。必要な資金力及び信用とあるので、それは両方が担保されるものだと考えます。

また、その下に禁固以上の刑に処せられたときは、もちろん許可ができないと明確に、法律的な解釈はここに述べられていますので、信用というのは、やっぱり事業者とか人物に対して、過去も含めて信頼ではなくて、本当に人間として、企業として信用に当たるのかというところが問われているのかなと、この条例を見ると、そのように見受けられます。

先ほど、職員もこのような、住民説明会と同じようなことを受けているということがありましたから、まさしくそういうことこそ、僕は信用に当たるかどうかのかなという、ここで資金力とか、そういったことが明記されていないのであればそれも分かるんですけども、そういったところ、ほかの項目等に明記されているので、そういった、いわば心の持ちようとか、人間関係というところを担保するために、この信用という言葉が用いられていると感じますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

興水議員の関連質問にお答えをいたします。

先ほどの信用ということでございますけれども、条例の解釈にありますように、その資金源と、また信用ということで2つに分けられているわけですが、この条例に従いまして指導をしていくことが重要でありまして、今のところ注意を促しているという状況でございます。

いずれにしろ、その業者に至っては、地区の説明を実施するというのが、その地区での信用の回復ということに繋がることになると思います。

すでに指導については、数回にわたって窓口等で行っているもので、また、市のホームページにございますように、その許可の手続きについても確認をするように強く指導を求めている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。ぜひ、そのように今後も指導等を続けていただいて、この条例がしっかりございますので、それに則って適切な判断をしていただきたいと思います。よろしく願います。

では続きまして、DXの推進について1点だけ、すみません、再質問させていただきます。

先ほど、今後の整備の中で教育施設ですとか、保育関係のところというところも、今後検討するという話があったのですが、やはり昨今の局地的な豪雨ですとか、急激な気象の変化とか、または東日本大震災を含む大きな災害というものは、皆さんもご承知のとおり、いつ起こるか分かりません。今、大事なのは、やっぱり情報収集能力というところが非常に大事だと思います。保育園とか、特に学童保育におかれても、こういった通信環境というところがまだまだ整備されていないというところが見受けられますので、そういったところもぜひ、しっかりと検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

興水崇議員の、星見里の声の関連質問にお答えをさせていただきます。

保育・教育施設向けの支援の関係でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、通信環境についてはなかなか、すべての施設が無線化をされているという状況ではございません。こういったものには、非常に時間、経費等もかかる状況ではございますが、子どもたちの安全・安心が最優先だと思いますし、こういった環境を整備することで、地域に対する住みやすさといったものが補われると考えられますので、そういった仕組みを導入する際には、しっかりとニーズを把握いたしまして、声を聞きまして導入をしていくように検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかはよろしいでしょうか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の声の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時24分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、北杜クラブ、会派代表質問を許します。

北杜クラブ、7番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアのウクライナ侵攻による社会情勢の変動など、行政運営も例年とは違う難しさがあるとは思いますが、行政職員の皆さまには、これまで培ってきた経験を遺憾なく発揮していただき、市民生活の安定のためにこの難局を乗り越えていただきたいと思います。切に願います。

今回は、総合計画、SDGs、国土強靱化、再生可能エネルギー、事業決定方法に関連した5項目について質問いたします。

はじめに、北杜市総合計画の前期基本計画について。

本年度からスタートした第3次北杜市総合計画は、市民アンケート・高校生ワークショップ・パブリックコメントなどを通し、様々な意見を聞きながら審議会でまとめられてきましたが、「意見が十分反映されていない」「議論の期間が短すぎる」「変更が多い」などの意見も寄せられていました。

様々なご意見があることは当然のことですが、この計画の評価は5年10年経たなければ分かりません。今するべきは、長期間にわたる市の最重要計画ですので、計画を柔軟にとらえながら、市民に直結する各事業において、多くの市民が共感できる間違いのない施策を実行していくべきと考えます。

基本構想については、前定例会にて審議し可決されましたので、審議されていない前期基本計画の考え方と、重点的に取り組むとしているリーディングプロジェクト（LP）について伺います。

①5つのLPの各1には基本目標が記載され、各2には基本目標がないようにみえる。

また、LP1には基本目標がLP-01から04まであり、例えば「LP1-1のLP-01の内容」とでも言えばよいのでしょうか。この分かりにくい表記について市の考えは。

②人口推移について現状（令和2年）と計画完了する（令和12年）の目標では、現状実績は総人口4万4,053人、年少人口4,257人、生産人口2万2,112人、老年人口1万7,684人、国の調査に基づいた将来推計では総人口3万8,706人、年少人口3,074人、生産人口1万7,575人、老年人口1万8,057人、基本計画の目標数値は総人口4万3,868人、年少人口6,005人、生産人口2万966人、老年人口1万7,767人と記載されています。年少人口を大幅に伸ばす反面、将来推計上、増加するとされている老年人口を300人抑制し、高齢化率の上昇を抑えていくという目標となっているが、どのような方法で高齢者の増加を抑制していくのでしょうか。また、LP2-1（健康を支え、生命を守る体制をつくる）と相反していないか。この点に関しましては、提出した書類には老年人口を高齢人口

と間違って記載してしまいました。訂正をお願いします。

次に③前期基本計画では、令和7年まで、あと3年半です。基本目標のLP-01、02、04、06、07、08、16、18、20と目標20項目中9項目と約半数の目標数値が設定されておらず、令和4年度調査としてありますが、この前期基本計画のスタートは令和5年度からなのか。

また、基準値と目標値が設定されたのち、前回同様の印刷料を税金から捻出し、再度印刷、配布するのか。

④番、約半数の目標値が設定されていない状況では、今期の事業に対する評価や改善はできないと考えます。毎年実施するとしているPDCAサイクルはどのようにして行うのか。

⑤LP5について、温室効果ガスの排出量を7年間で20%削減としているが、市長が出したゼロカーボン宣言の期間は28年後、4分の1の7年間で25%以上の目標設定をしなければ宣言達成はできないのではないのか。

次に、SDGsの取り組みについて。

持続可能な開発目標（SDGs）は、17の世界的目標、169の達成基準からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標です。2015年に国連総会で採択され、世界各国で行政、企業、個人、多くの人々が賛同し取り組みを進めています。北杜市においても新たな総合計画の中で、17ある世界的目標のうち4つを取り上げ、推進するとしています。

その4つは、8. 働きがいも経済成長も。9. 産業と技術革新の基盤をつくろう。13. 気候変動に具体的な対策を。15. 陸の豊かさを守ろうの4つです。

SDGsに賛同し推進することは素晴らしいことですが、取り組むに当たり注意しなければならない点があります。現状を把握し課題を明確にすること、課題を克服するための方法の検討、評価指標を決め現状数値調査と目標数値の設定、実行期間や経費的に継続可能な方法かどうかなど、明確に設定し推進しなければ、無駄な経費と時間を費やした形ばかりの開発目標となってしまいます。

総合計画前期基本計画内で特に取り上げた、8、9、13、15の各開発目標についてお伺いいたします。

①各開発目標について、北杜市における現状と課題はどのようなものか。

②各開発目標について、169ある達成基準のどれを選定したのか。

③各開発目標について、開発に向けた政策はどのようなもので、どのような効果を期待しているのか。

④各開発目標について、政策の評価指標、基準値と目標値は。

⑤各開発目標について、政策の実行期間と予算額は。

次に、国土強靱化地域計画など防災体制について。

現在、台風14号が接近し、多くの被害状況が報道されているように、本年も集中豪雨などによる自然災害が全国各地で発生してしまいました。被害にあわれた方へのお悔やみと影響を受けた地域が一日も早く普段の生活を取り戻されるようお祈りいたします。

本市においても、幸い人的被害はなかったものの、8月24日の大雨や3年前の台風19号による河川や水田などへの被害は記憶に新しいものです。自然災害はいつ何時発生するか分かりません。日頃から防災意識の向上や、もしもの時の備えを行政は発信し続けるべきと考えます。そこで以下、お伺いいたします。

①北杜市民の人命を守り、有事の際に迅速な復旧に対応できる地域を構築するため、「北杜市国土強靱化地域計画」が令和2年度に策定され、5カ年計画で行われていますが、本年までの進行状況は。また、本計画はこれまで計画どおりに進められてきたのか。

②この「北杜市国土強靱化地域計画」は、本年4月に見直しがされ、より現状に見合った計画になっていると考えますが、改定が必要となった要因と変更された内容、新たに追加された事業は。

③現在計画の半分の期間が過ぎましたが、あと2年半で計画目標は完了するのか。また、新型コロナウイルス感染症対策などで財政が厳しい部分もあると思いますが、十分な財源構成はできているのか。

④大規模災害時に、他の自治体から応援職員を受け入れ対応協力を進めるため、各自治体は「受援計画」を整備していますが、北杜市はどのような内容で整備されているのか。

⑤8月に予定されていた特定地区防災訓練が11月に延期された。しかし、コロナ感染症がまん延している最中でも、災害が発生する可能性も十分あります。このような時こそ、感染対策と防災対策を両立させる訓練をしておかなければ、有事に対応することはできません。この件について行政の見解は。

⑥8月24日には、大雨による土砂災害警戒情報が出されました。この大雨による市内の影響は。また、今回のように局所的に急変する大雨の際には、避難途中で災害にあうケースもあるため、避難指示も細心の注意が必要と考えます。今回、行政が行った対応は。

次に、公共施設の再生可能エネルギー利用について。

地球温暖化が懸念され、再生可能エネルギーの活用を推進している北杜市においては、これまでも学校などの公共施設に、市独自で太陽光発電施設を設置してきました。このような事業は「環境創造都市」を目指す市の姿を実現化するため、有意義な事業でした。

しかし、本来公共施設は市民の税金で建設・維持され市民が平等に公平に利用でき、一部の方に利益を生むような利用は、十分な検討が必要です。また、市の保有している施設において、直営では経営が難しい施設をビジネスとして利用する際には、指定管理者制度などを利用し、平等に募集をかけ公平な審査を経て管理者を決め、5年未満の期間利用としています。

現在、本庁舎には再生可能エネルギー設備の設置工事が進められていますが、災害の際、対応の中心的な機能を求められる本庁舎は、市民の重要な情報、過去から積み上げたデータなどが管理運用されている施設である以上、当初設計以上の負荷となる設備を設置し、危険度を増すような行為は、職員ならびに利用者の命を守る意味でも、十分検討した上で実施すべきと考えます。そこで以下、お伺いします。

①平等性を守るため、事業者選定の際には公募や人札は行われたのか。

②公平性を守るため、事業内容の精査は何社の中で選ばれ、どのような点で評価され選定されたのか。

③他の施設利用についても今回のような方法で契約決定することは問題ないのか。

④他に類を見ない長期間契約、公共施設利用の点で妥当か。また、他の施設も長期間契約は可能か。

⑤耐震強度について、第三者による検証などの方法もあるが、確認は十分されているのか。

⑥被災や設備の不具合などで損害を受けた場合の対応は。

⑦市長は本庁舎の移転について任期中に結論を出すと表明したが、長期間にわたる設備設置

を理由に再考・移転時期の先延ばしはないのか。

⑧施設の撤去が必要となった場合の費用は。

最後に、入札など事業の決定方法について。

連日、報道されてきた市川三郷町における官製談合事案は、市民からの信頼を失墜させる重大な事件となりました。事件後、市川三郷町では再発を防止するために、調査委員会を立ち上げ検証し、調査報告書が提出されています。

この報告書の終わりに、「確信的な犯罪者らによる特別な出来事であった、などと考えることなく、犯罪者がつけ込む土壌が存在していたことに目を向けるべきである。」と記載してあります。まさに、普通と思われる方法にスキがあり「より厳格に、より公平に」と改善し続けることが重要なのです。

この報告書を十分に活用し、北杜市でこのような事案が発生しないよう最大限の注意を払い、襟を正し真剣に行政運営を進めなくてはならないと考えます。そこで以下、お伺いいたします。

①この調査報告書について市長の見解は。

②「指名入札、指名プロポーザル方式は廃止すべき」と報告されている。また、指名入札における指名業者選定の指名選考会議の形骸化を指摘しているが、本市の状況は。

③原則的に一般競争入札を採用しつつ、透明性のある明確なルールのもと、地域調整や金額以外での評価の導入などの対応で、地元業者を活用すべきと考えるが、市の見解は。

④随意契約について「ルールの明確化、第三者による確認、選定内容の公表など」適切な運用が必要と考えるが、市の状況は。

⑤プロポーザル方式について「審査項目の事前公開、選定員の外部参加や公平な指名、結果内容の公開」など透明性のある公平な審査が必要と考えるが、市の見解は。

⑥「プロポーザル方式を多用することは、行政の企画力、情報分析能力、現場対応力などが低下していることの表れ」と評価する方もいますが、このことに対し市の見解は。また、企画力、情報分析能力、現場対応力を強化する取り組みは行われているのか。

⑦担当職員に干渉行為などの行為があった場合の通報できる仕組みや複数の職員による対応を実施できる体制構築が必要と考えるが、本市の状況は。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

SDG s の取り組みにおける、各開発目標の現状と課題についてであります。

はじめに、目標8については、経済規模と人口規模は比例関係にあります。本市では様々な職種において、今後、人手不足が深刻化することが予測されております。

若い移住者を呼び込み、定住につなげるには、魅力的で安定した仕事を確保することが重要であります。

また、多拠点に居住してテレワークを行うスタイルや、副業を持つことに対するニーズが高まっており、企業側にも柔軟な働き方を受け入れる体制や制度の構築が求められている現状において、いかに企業側と就業希望者の双方のニーズを踏まえ、マッチング率の向上につなげる

かが、課題であると考えております。

次に、目標9については、中小の事業者を取り巻く環境は厳しさを増し、後継者も不足しております。

一方、本市の製造業においても、将来を見据えた人材・設備への投資や事業転換への対応に迫られております。

日本の社会・経済が成熟化し、国内では市場規模が小さくなる産業分野が多くなる中で、新たなニーズに対応する商品・サービスへの対応や、持続可能な社会構築に向けた対応、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、テレワークや地方への移住、滞在に対するニーズへの対応が求められる現状において、新たな働き方を受け入れ、関係人口の増加、新しいビジネスの創出につなげていくことが課題であり、様々な支援や、市外の大学・企業と市内企業の連携を促すなどイノベーションを加速させる取り組みが求められていると考えております。

次に、目標13については、気候変動リスクを抑止するため、世界的に二酸化炭素の排出を抜本的に削減する社会の構築が進められている現状において、本市は、「北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」とともに、地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言したところであります。

この目標の達成に向けて、市民・事業者・地域・行政等がお互いに連携し、具体的な取り組みを進捗させていくことが課題であると考えております。

次に、目標15については、森林の所有者・管理者が高齢化し、所有する森林活用に関心が低いため、森林が荒廃するリスクが高まっている現状において、森林活用を促すとともに、荒廃の恐れの高い森林の整備は、行政が積極的に支援していく必要があることが課題であると考えております。

次に、国土強靱化地域計画など防災体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「北杜市国土強靱化地域計画」の進行状況についてであります。

本計画は、大規模災害等のあらゆるリスクを見据えつつ、最悪の事態に陥ることを避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするもので、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定しております。

具体的な取り組みとしては、行政機能、警察・消防、住宅・都市、保健医療・福祉などの施策分野ごとに、61項目のアクションプランを掲げ、毎年度の進捗管理のため、数値化に馴染まない14の項目を除く、47の項目について、評価指標を設定しております。

現在の進捗状況としては、新型コロナウイルス感染症の拡大など、外的要因により実施ができなかった事業もある中で、大規模災害発生時の物資調達等に係る協定の締結や、急傾斜地およびのり面の崩壊対策など、16の項目で、目標水準にある、または目標以上との評価であり、業務継続体制の強化など、21の項目でおおむね順調に推移している状況であります。

また、指標のない項目についても、体制づくり等の取り組みを進めております。

次に、改定の要因および変更の内容、新たに追加された事業についてであります。

「森林・観光」資源を活用した「北杜市地域活性化計画」に基づき、新たに市道や林道の整備事業を実施するため、昨年度末、「北杜市国土強靱化地域計画」の一部を改訂したところであります。

改訂の内容としては、「地方創生道整備推進交付金」を活用した市道「清里・西井出線」およ

び「箕輪・小淵沢線」、ならびに、林道「雨乞尾白川線」および「釜無川右岸線」などの修繕・改良事業を本計画のアクションプランに位置付けたものであります。

次に、計画目標の完了見込みおよび財源構成についてであります。

本計画の終期は、令和6年度としておりますが、この期間内で、あらゆるリスクにしなやかに対応できる「強靱」な体制づくりが、すべて完了できるものではないと考えております。

本市としても、本計画に基づく事業は「市民の生命・財産に関わる重要な事業」であり、財源の優先配分に心掛けているところであります。

国においても、令和7年度までの期間において、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」を、重点的かつ集中的に講じていることから、次期計画の策定を視野に入れながら、引き続き、法改正や財政支援措置などの情報収集に努めてまいります。

次に、受援計画の整備状況および整備内容についてであります。

市では、災害時に、外部からの応援を迅速、的確に受け入れることを目的に、令和2年6月に「北杜市受援計画」を策定しております。

受援体制の業務としては、「災害マネジメント」、「避難所運営」、「災害廃棄物処理」、「住家被害認定調査」および「罹災証明書交付」といった業務を受援対象業務としているところであります。

「受援計画」では、各業務における業務概要を定め、関係機関等の連絡先、執務スペースおよび必要な資機材等を定めるなど、災害時における受援体制を記載した計画となっております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

国土強靱化地域計画など防災体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特定地区総合防災訓練の延期に対する市の見解についてであります。

本年度、「特定地区総合防災訓練」については、須玉、高根、長坂、小淵沢、白州地区の5地区において実施するよう、準備を進めておりました。

その中で、訓練実施に向けた会議の開催を先月上旬に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加により、開催を延期せざるを得なくなったところであります。

しかしながら、「特定地区総合防災訓練」は、災害への備えとして大変重要であると考えておりますので、感染者対応も踏まえた中で、感染対策と防災対策を両立させた訓練が実施できるよう努めてまいります。

次に、大雨による市内の影響および行政の対応についてであります。

大雨による市内への影響については、市道、林道および法定外道路の砂利道の路面洗堀、ならびに倒木および農業用水路の頭首工の破損などの被害があったところであります。

今回の大雨は、山間部に局地的、かつ短時間に大雨が降った状況であったため、夜間の避難および山間部から避難した場合の危険性等について総合的に考慮し、避難情報の発令は行いませんでしたが、自主避難者を受け入れられるよう、市内に4カ所の避難所を開設し、5世帯

10人の避難者を受け入れたところであります。

市の対応については、本庁では、「大雨注意報」の発令から、警報解除までの間、総務部および建設部の担当課が参集し、情報収集などを行い、災害発生等の事態に備えて待機しており、また、総合支所では、避難所の運営を継続して行ったものであります。

また、警報解除後においては、必要最低限の配備体制を敷いた上で、継続して情報の収集を行いながら、大雨の動向を注視しておりました。

短時間のうちに注意報から警報へと移行し、大雨となった今回の経験を踏まえ、避難情報の発令基準や避難所の開設方法などについて改めて検証を行い、市民に的確かつ適切な情報を発信できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画の前期基本計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基本目標の表記に係る市の考えについてであります。

「第3次北杜市総合計画」は、冊子の左右見開きでご覧いただくことを想定しておりますが、PDFデータでご覧いただく場合、1ページずつ縦方向のスクロールとなるため、1ページ目のリーディングプロジェクトの基本目標が2ページ目となり、目標が設定されていないように見えてしまうことから、データでご覧いただく場合の見え方について、十分配慮しながら、改善に向けて検討してまいります。

また、基本目標の番号に「LP」という表示があり、分かりにくいというご指摘ですが、これは、リーディングプロジェクトの基本目標と部門別計画の施策目標とを区別するため、基本目標にはリーディングプロジェクトを表す「LP」を表示しているものであります。

なお、番号は、目標の進捗管理を円滑に行うため、基本目標、施策目標ともに、それぞれ通し番号としております。

次に、老年人口の目標値についてであります。

本計画においては、深刻さを増す、少子化の問題を市民共通の最優先課題と捉え、年少人口の増加を高い目標値として設定し、子育て世代や、未来を担う若い世代に選ばれる地域となるよう、各施策を集中して展開していくこととしております。

老年人口については、転入・転出に伴う増減、いわゆる「社会増減率」は加味せず、現状維持を目標値としたところであります。

なお、高齢者を含めた市民全体の「健康づくり」や「生きがいづくり」に関連した施策については、老年人口の増減に関係なく取り組むものであります。

次に、目標値が設定されていない前期基本計画についてであります。

「第3次北杜市総合計画」においては、今回初めて、基準値や目標値を設定いたしました。

本計画の基本目標のうち、「市民が感じる各施策の満足度や考え方の割合」など、市民の主観に基づく指標については、定量で機械的に割り出すことができず、新たな施策や事業の積み上げのもと現状を把握し、設定すべきものであるため、本年度実施の「市民意識調査」に基づき

設定するものであります。

なお、本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でありますので、すでに設定されている基本目標については、令和3年度から評価したいと考えております。

また、「市民意識調査」に基づく基準値や目標値の設定後は、新たに冊子を増刷する予定はありませんが、設定した基本目標を一覧表として配布するとともに、市ホームページ掲載のデータについては、速やかに新たなデータに変更してまいります。

次に、PDCAサイクルの実施についてであります。

リーディングプロジェクトにおいては、重要成果指標である「基本目標」を設定しており、その目的の達成のために、部門別計画において、活動指標である「施策目標」を設定しております。

すでに基準値が設定されている、定量的な指標については、毎年度、事業実施部署による内部評価や、新設する「総合計画推進委員会」による評価を実施してまいります。市民の意識調査に基づき、本年度設定する指標については、単年度での評価は、馴染まないものと考えており、「前期基本計画」の終期に併せ、全体的な評価を実施したいと考えております。

次に、入札など事業の決定方法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、調査報告書に対する市長の見解についてであります。

今回報道された、官製談合事案については、入札等における競争性や公正性を害する行為であり、断じて許されるものではありません。

当該調査報告書においては、入札制度や市川三郷町政における構造的な問題点などについて調査が行われ、様々な改善案が示されております。

市としても、契約の適正な履行を確保することは大変重要であると考えております。

次に、指名入札、指名プロポーザル方式についてであります。

現在、本市においては、3千万円以上の土木・建設工事および2千万円以上の委託業務、物品購入については一般競争入札としております。

また、プロポーザル方式による工事等の発注方法については、競争性・公平性を確保する観点から、公募型を採用し、広く多くの参加者を募ることにより、より良い提案を受ける中で選定を行っているところであります。

なお、指名委員会による業者選考については、業者の適格性および工事執行能力により、工事種類別等級を定め、基準により公平、適正に選定を行っております。

次に、一般競争入札を原則としつつ、地元業者を活用することへの市の見解についてであります。

本市における一般競争入札においては、参加資格を市要綱に基づき厳格に審査をするとともに、建設工事に対する地理的条件や施工経験の有無等を考慮しながら、参加事業所の所在エリアを判断しております。

特殊な技術等が必要な場合を除いては、市内業者の育成や、地域経済活性化の観点から、市内業者を優先するなど、地域性を尊重したエリア設定に努めているところであります。

次に、随意契約の適切な運用にかかる市の状況についてであります。

随意契約とする場合の根拠、金額の範囲等については、「地方自治法」および「同施行令」の規定に基づき、適正な運用に努めているところであり、第三者による確認についても、決算監査を通じて、行っているところであります。

また、選定内容の公表については、現在、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定する業務などについて、公表しているところではありますが、今後、他市の状況を踏まえ、研究してまいります。

次に、プロポーザル方式の公平な審査にかかる市の見解についてであります。

プロポーザル方式を実施する場合は、あらかじめ、審査基準表に基づく審査項目について、市ホームページにおいて事前に公開をしております。

また、選定委員の外部参加については、高度な技術や専門的な知識等を要すると認められる場合には、必要に応じ外部から委員を選定し、公平・公正な審査に努めているところであります。

なお、選定結果の公表については、「北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領」に規定しているところではありますが、今後も速やかに公表するよう努めてまいります。

次に、プロポーザル方式を多用することへの市の見解についてであります。

プロポーザル方式は、内容が技術的に高度なものや、専門的な知識が要求される業務などの場合に実施されるもので、提出された技術提案に基づいて実施することにより、優れた効果が期待されますが、発注側は、現場に即した業務目的や成果物、および必要な内容等について明確なビジョンを持つ必要があります。

市では、発注前に実施する先進事例等の調査・研究や、また、選定後も受注業者と、提案内容の確認や協議を行うなど、現場での対応力強化を図っているところであり、今後も、最大限の効果が得られるよう、業務を進めていく必要があるものと考えております。

次に、体制構築の必要性に対する市の状況についてであります。

工事発注を行う際には、所管部署内において設計内容の共有や精査を行い、適正な積算設計を行う必要があります。

積算設計には、複数の職員が携わることで、受注業者からの干渉行為の防止につながるものと考えられますので、職員の法令遵守の意識向上と併せ、連携体制が取れるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画の前期基本計画における、温室効果ガスの排出量に対する目標設定についてであります。

国では、2030年に向けた二酸化炭素の排出量の削減目標について、2013年を基準として46%を削減する目標を掲げており、「第3次北杜市総合計画」の基本目標も同じく、46%を削減した24万7,396トンとしております。

今後も、グリーン水素の活用や新たな技術革新などを踏まえ、2050年の実質ゼロに向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、SDGsの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、達成基準についてであります。

目標8では、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。

目標9では、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。

目標13では、気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

目標15では、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

以上を達成基準として選定したところであります。

次に、開発に向けた政策に期待する効果、評価指標及び基準値と目標値、実行期間と予算額についてであります。

目標8では、「北杜就労推進事業」において就職希望者への就業支援を行ってまいります。

指標は、就職ガイダンス参加企業・事業者数で、基準値は年40社、目標値は年98社、予算額は680万円であります。

目標9では、「北の杜フードバレープロジェクト」において、企業発展や高付加価値化を目指すこととしております。

指標は、創業支援、企業立地支援件数で、基準値は年62件、目標値は年92件、予算額は3,300万円であります。

目標13では、「ゼロカーボン推進事業」及び「北杜サイト施設管理・運営事業」において、温室効果ガスの排出量削減を目指すこととしております。

指標は、市域の二酸化炭素排出量で、基準値は37万7,543トン-CO₂、目標値は30万1,624トン-CO₂、予算額は6,450万円であります。

目標15は、「里山整備事業費補助金」及び「山紫水明整備事業費補助金事業」において、森林整備と面積の確保を目指すこととしております。

指標は森林整備面積で、基準値は年246.1ヘクタール、目標値は年264ヘクタール、予算額は4,200万円であります。

なお、実行期間はすべて令和7年度までとしております。

次に、公共施設の再生可能エネルギー利用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業者選定に当たっての公募や入札の実施についてであります。

事業を進めるに当たっては、公平性や透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により選定を行ったところであります。

次に、事業内容の精査についてであります。

今回のプロポーザルの公募には2者から提案書の提出があり、採用された案では、発電規模や市への売電単価等が高く評価されたところであります。

次に、契約決定の方法についてであります。

今後も「PPA事業」に関しては、「公募型プロポーザル方式」による事業者の選定を考慮しており、問題はないものと考えております。

次に、契約期間等の妥当性についてであります。

平成25年6月26日付け総務省からの「行政財産の目的外使用許可について」の通知では、「太陽光発電用のソーラーパネルを設置するため、行政財産である庁舎等の屋根の使用を許可することについては、建物の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、将来にわたって

屋根を公用又は公共用に使用する予定がない場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることも可能であると考えられ、これは行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から、その用途又は目的以外の使用を認めることとした地方自治法の制度の趣旨に沿うものである」との内容でありました。

以上から、契約期間等については、妥当性があるものと考えております。

次に、耐震強度の検証についてであります。

応募に際しては、市が提供する建築図書や現地調査の上、応募者が耐震性を確認することとしております。

そのため、第三者検証は行っておりませんが、環境課、管財課、会計課工事検査担当において、採用した事業者側の建築士から、耐久性と安全性について聞き取り調査および確認を行っております。

次に、被災や設備の不具合で被害を受けた場合の対応についてであります。

協定書では、災害で生じた損害は、市と事業者が協議して対応することとしており、設備の不具合により生じた損害は、事業者が賠償することとしております。

次に、本庁舎移転の再考および移転時期に対する考えについてであります。

「プロポーザル募集要領」において、本庁舎の移転の可能性があることを事前に周知し、審査時に応募者へ確認しております。

また、協定書により市の都合による移設を可能としており、本事業を理由とする本庁舎移転の先延ばしはありません。

次に、施設の撤去が必要となった場合の費用についてであります。

協定終了後は、速やかに屋根等から発電設備の一切を撤去し、屋根等を原状に回復した上で、明け渡すこととなっており、撤去に伴う費用は、事業者負担となるものであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。

再開は午後1時45分とします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時43分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

よろしくお願ひします。

大項目1、3、4、5の項目について、再質問いたします。各項目ごと再質問しますので、よろしくお願ひします。

まずはじめに、北杜市総合計画の前期基本計画について。

①の表記については、後期計画策定までに様々な意見を聞き、改善していただけるようお願

いたします。

再質問ですが、②の人口目標について。推計人口は各年代の現状人口を根拠としたものであり、少数の転入者数などは影響なく、特別な政策を講じない限り、その数値になるというもので、これまで大きく結果が変わったことはありません。それに反し、老年人口を増やさないことを目標としているわけですから、対応する特別な抑制政策があるはずですので、内容を明確にお答えください。

また、LP2-1と整合しているのであれば、健康な老年は移住してもらい、介護等級が進んだ方は転出してもらおう方法しか整合性は保たれませんので、そのような政策を展開するというところでよろしいでしょうか。

③、④の基本目標について、目標もない政策では検証、あと評価もできず、多額な税金をかけ曖昧な政策を進めるだけだと考えます。十分な調査、検証をして、やはり令和5年度から第3次総合計画をスタートさせるべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

⑤の温室効果ガスの排出量について、国の状況に合わせて、期間は、お答えは違って、40何%という形で、長い期間のお答えでしたけれど、国の状況に合わせて基本計画は20%削減ということとしたという意味合いのお答えでしたが、北杜市ゼロカーボンシティ宣言、これは要するに国の政策のコピーなのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

3つ、私のほうはご質問いただいております。

まず一番最初の表記についての件ですけれども、ちょっと分かりづらいという部分がありましたので、改善をするようにしたいと考えております。

それから2つ目ですけれども、人口目標についてということで、老年人口を増やさない目標ということで、抑制政策があるのではないという質問であったかと思えます。また、LP2-1と整合しているのかという内容であったかと思えます。

人口目標につきましては、総人口の推計値も鑑みただ中で、現状と同じ程度の老年人口の維持と、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、数値としたところでございます。

市としましては、特に老年人口を増やさないという長期的な施策、目標ということはありませんで、老年人口の抑制に対する特別な取り組みもありません。老年人口の増減にかかわらず、人生100年時代ということで、幅広い年齢層の市民の皆さまに北杜市に住んでよかったと思っただけのように、心身の健康などに資する施策、先ほど議員からもご指摘ありましたLP2-1との整合ということでありますけれども、様々な施策を積極的に推進していきたいと考えております。

それから3つ目のご質問であります。目標もない政策では評価、検証もできないということで、令和5年度からスタートさせるべきだったという質問であったかと思えます。

前期基本計画におけます一部の基本目標、施策目標は本年度調査を実施する市民の意識調査をもとに、その数値を設定することとしております。定量的で機械的に割り出すことが難しく、いくつかの施策や事業の積み上げ等が必要なものとなっていることから、計画期間中に目標値

の設定を行いたいと考えております。

その上で、早い段階で基本計画を出すことによりまして、問題提起等も行う中で、市を取り巻く新たな課題の重要性や緊急性を踏まえ、現在の社会情勢に素早く対応するために令和3年度から計画をスタートさせたところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

北杜市のゼロカーボンシティ宣言は、国の政策のコピーではないかとのことご質問であったと思います。

日進月歩で技術革新が進んでいる現代におきまして、政策にも国の影響が大きく影響しているというのは現状としてございます。そのために、国に準じた政策を進める必要性も出てきております。

しかし、本市におきましては、積極的に太陽光発電、小水力発電等、再生可能エネルギーに取り組んできた経緯がございます。今後も積極的に活用するとともに、独自の政策も行えるよう、ただいま検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。人口目標については、ちょっと根拠のない数字のように思えてしまうことは残念で仕方ないんですけど、理解させていただきました。

1点だけ、再々質問をさせていただきます。

⑤の温室効果ガスの排出量について。国はカーボンニュートラル政策について、この前期基本計画の発表前の昨年10月22日に更なる削減を表明し、新たな目標を設定しました。脱炭素化が難しい航空、船舶、火力発電、こういうものを含みながらも基本計画の期間7年に換算すると22.82%の削減を目標としています。この総合計画では20%ですが、困難な分野を含む国より目標が市は低いわけですけど、国の政策に協力するのではなく、足を引っ張るということになりますけれど、これは何にチャレンジするおつもりなのかをお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

カーボンニュートラルの政策について、何にチャレンジをするつもりであるのかとのことご質問であったと思います。

北杜市は広大な面積を有しまして、地域によっては当然、生活環境の違いもございます。そのため、環境全般における分析を行いまして、どういう事業を進めれば効率的かを検討しな

がら事業計画に反映させていきたいと考えております。

当然、実行に移すまでには時間を要することも、想定されるわけではございます。しかし、計画を十分練った上で動き出しまして、国の目標と同一目標を達成するため、2030年に向け、加速しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

それでは、大項目、国土強靱化地域計画など防災体制について、再質問させていただきます。

⑤の8月24日の大雨の件ですけれども、短時間で状況が変わり、行政対応が難しかったのだろうと思います。急激に状況が変わるときは、避難時の二次被害、これは十分考慮しなくてはなりません。近年の災害は、たった1メートルずれただけでも被害状況が変わるピンポイントの被害が多く発生している中、その場その場の状況判断と行動が命を守る最大のカギとなると思います。

すべての場所を把握できない行政は、自分の命は自分で守るという自助の啓発が最も重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えをします。

自助の啓発の重要性について、ご質問をいただきました。

市は市民の命を守るというために全力を尽くす使命があり、それがいわゆる公助であります。しかし、大規模災害等におきましては、市や市職員も被災し得ることから市が常に万全な体制で機能できるとは言えません。また、救助や支援につきましても、全市民に対して一斉同時に実施できるわけではなく、優先順位を決めて対応するということにならざるを得ません。そこで市民の皆さまには、共助および自助を呼びかけ、取り組みを推進しているところであります。

その中でも、とりわけ自助が最も重要であります。市民の皆さん一人ひとりが自分で助かる、家族を守ること、つまり自助に取り組んでいただき、その延長として隣人を助ける、地域の人を助けるという共助に結び付くものであります。

したがって、ご指摘のとおり、自助の大切さを啓発することは重要であると考えております。

一例を申し上げますと、市が作成し、配布しております水害ハンドブックにも記載されておりますが、災害に備え、自分や家族の行動を時系列で決めておくマイ・タイムライン、これの作成も自助の取り組みとして重要なものであります。マイ・タイムラインが地域に広がれば、それが早期避難につながり、災害が軽減できるものでありますので、市では引き続き、マイ・タイムラインの作成についても周知を図ってまいります。

なお、啓発の方法としては、市広報紙、市ホームページを中心に紙媒体、SNSなど様々な手段、媒体を活用して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それでは、4項目めの公共施設の再生可能エネルギーの利用について、1点、再質問させていただきます。

再生可能エネルギーを利用した新しい発電施設を設置すること、これは良いことだと思いますけれども、老朽化しつつある公共施設の太陽光発電施設、これの適切な運用はそれ以上に重要と考えます。行政のスリム化のためにも、こういうところをやっぱり民間の力を借りて運用、整備し、長期利用をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

行政のスリム化のため、民間の力を借り、施設の運用、整備を行い、長期利用すべきではないかのご質問であったかと思えます。

本市では、これまでにおきまして、再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、主なものとしまして、平成16年に三分一湧水ミニ水力発電所をはじめ、平成18年には現北杜サイトの実証実験がスタートし、平成23年から北杜サイトとして北杜市が運用してまいりました。

このように再生可能エネルギーとして、水力発電や太陽光発電などに早い時期から取り組んできたこともございまして、早期に設置したものにつきましては、20年を経過しようとしております。

今後も発電施設の増加は当然予想されますが、それに比例して、施設の維持管理、運用、そういったものに対する負担も増加していくのではないかと、このように考えております。そのため負担軽減を図っていくためにも、民間の力を借りながら、維持管理や運用を行うことも視野に今後検討をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それでは、最後の5項目め、入札などの事業の決定方法について、1点、再質問させていただきます。

この事業の決定方法について、これ定期的な見直しが必要と考えるわけですが、どのような予定をされているのか、お聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

事業の決定方法についてというご質問で、定期的な見直しというご質問であったかと思いません。

公共事業につきましては、様々な性質、内容がございまして、その事業の発注に際しては、様々な観点から検討し、適切な選定方法を決定している状況であります。

公共事業につきましては、発注にかかる事務ですけれども、日頃から適切かつ公正な執行に努めているところでありまして、これまでも一般競争入札の対象事業費の拡大なども行ってきたところでございます。発注関係事務につきましては、適切かつ公正であることが大前提でありますので、日頃からの点検、見直しや国・県の指導、通達などを順守し、適切に対応してまいります。

特に、また今回の市川三郷町の事案も教訓としながら、公平・公正な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

1点だけ、再々質問させていただきます。

この近年、プロポーザル方式を多用しているような感じがするんですけど、この公平な審査、あと専門的な評価を行うためにも、行政外の利害関係のない委員を過半数選任するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再々質問にお答えいたします。

近年、プロポーザルを多用しているということで、行政外の委員を導入したらどうかという質問であったかと思えます。

外部からの委員の選任につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、事業の目的、性質などによりまして、専門的な技術とか、そういったものが必要な場合には、プロポーザル方式に参加していただいている状況であります。

この場合、市の考え方や方向性を理解していただいて、事業の遂行目的を共有する必要があり、また、利害関係を有しない方、外部の方もそういった観点からも選任する必要がありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

あとご質問の、過半数選任すべきとのご質問でありますけれども、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領には、審査委員会の委員は利害関係を有しない者5名以上と規定がされており、特に外部委員の人数については、規定がされていない状況であります。

今後、市が事業を進める上で、専門的な外部委員の意見を取り入れることは、これまで同様、必要であると考えておりますので、人数を決めるものではありませんけれども、しっかりと対

応できる体制を取りながら、公平な審査に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、8番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問を、5項目について質問いたします。

はじめに、八ヶ岳リゾートアウトレットモールについて質問いたします。

八ヶ岳アウトレットモールは、平成13年に当時小淵沢町が1千万円を出資し、株式会社八ヶ岳モールマネージメントの株主となり、平成13年2月5日に交わされた土地賃貸借契約書は、賃貸人、岩窪共有地管理会（以下「甲」という。）と借出人、小淵沢町長鈴木隆一（以下「乙」という。）とは、各条項によって土地賃貸借契約を締結しています。したがって、小淵沢町は平成18年の合併により北杜市がその立場を継承しているところであります。

令和3年および令和4年の当初予算の歳出、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、13節使用料及び賃借料に818万円が計上され議決しています。令和4年5月26日に交わされた土地賃貸借契約書に係る協定書については、令和4年度から令和6年度までの貸付料の額は、固定資産税相当額および入金額に応じ、「乙」は即ち岩窪共有地管理会に支払う締結内容であります。

しかし、令和3年度の下半期分の賃貸料未払い分（384万783円）については、「乙」は「甲」に土地賃貸借契約上支払う義務が生じています。北杜市は、今後、転貸先である株式会社八ヶ岳モールマネージメントに対する業績のV字回復への見通しと、市として今後の具体的な対応ならびに方針について、明快な指針を示す責務があります。

そこで以下、具体的に質問いたします。

1 令和3年度、岩窪共有地管理会に支払う下半期分の土地賃貸料384万783円を未払いとした理由ならびに法的根拠は。

2 令和3年度、株式会社八ヶ岳モールマネージメントからの土地・建物貸付収入の内訳および総額は。

3 土地賃貸借契約書に係る令和4年5月26日付、「土地賃貸借契約書に係る協定書」の法的根拠とその実効性は。

4 令和4年度北杜市一般会計予算書の7款商工費、13節使用料及び賃借料に818万円を計上した目的とその理由は。

5 令和3年度における、株式会社八ヶ岳モールマネージメントからの財産収入のうち、土地及び建物の各々の額、ならびに収入総額は。

6 北杜市の転貸先である株式会社八ヶ岳モールマネージメントのV字回復への具体的な見通しと、市として土地賃貸借契約書の使用目的である土地利用計画に基づき、八ヶ岳アウトレットモールの今後に対する基本的な方針と指針は、どのようなお考えかお伺いいたします。

2項目めの、減災力の強いまちづくりについて質問いたします。

猛暑が続いた6月下旬から一転、7月は東北や九州地方を中心に大雨が相次ぎました。8月に入っても「線状降水帯」が発生し東北や北陸に大雨特別警報が発令され、「命を守る行動」を心掛けるよう呼び掛けています。これから台風シーズンを迎える中、2年前の梅雨前線の影響により「線状降水帯」の積乱雲が停滞し、記録的な大雨で、熊本県の球磨川、山形県の最上川が氾濫し、岐阜県、長野県でも甚大な被害が発生しました。「令和2年7月豪雨」を思い出します。

また、北杜市においても、2018年の台風24号、2019年の台風19号と2年続けて災害に見舞われ、現場と避難所を内田議員と回り、河川の水位状況も確認しました。

気象庁は、6月1日から、豪雨をもたらす「線状降水帯」を発生約6時間前に予想し、6時間を切った場合は大雨警報などで避難行動を促します。予想を発表する地域は当面「九州北部」など広範囲となります。気象庁は「現在の技術では正確に予想することは難しく、呼びかけを行っても、線状降水帯が必ず発生するわけではないが、大雨になって状況が急激に悪化する可能性は高いと考えています。情報が出たら危機感を持ってもらい、ハザードマップや避難場所、避難経路を確認するなどして、災害に備えてもらいたい」としています。

私たち一人ひとりが、日頃から災害を想定した行動をとる習慣を身につけることが肝要であります。そのためにも、水害ハンドブックの活用は重要であると鑑みます。

3月12日の昼間に発生した、須玉町小尾地区の火災は、民家や物置など38棟を焼き、焼け跡から1人の遺体が見つかり、近年にはない火災となりました。私も現場を確認しましたが、想像を超える火災跡に驚きました。

また、韮崎市でも3月11日に共同住宅で火災が発生し、1人が亡くなりました。冷蔵庫のコードを差し込んだコンセント部分にほこりが溜まり、漏電して発火する「トラッキング現象」が出火の原因としています。この2つの火災で思うことは、いかに初期消火で最小限に抑えるのか、また、その環境整備をどのように整えていくのかが、今後の課題となります。

そこで以下、質問いたします。

- 1 女性や高齢者でも使いやすい消火栓の口径50ミリホースの環境整備は。
- 2 消防団員の確保にSNS（LINE）を活用した取り組みは。
- 3 総合的に活用できる水害ハンドブックの取り組みは。
- 4 災害が発生した時に本庁と各総合支所との連携強化は。
- 5 家庭内消火器の管理とトラッキング現象の周知は、どのようなお考えかお伺いいたします。

3項目めの、带状疱疹の予防の取り組みについて質問いたします。

健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であると考えます。50歳以上の人が患者全体の7割を占めるのが带状疱疹で、高齢化が進むと患者の数も増えることとなります。带状疱疹の原因は、ほとんどの人が子どもの頃にかかるとされている水疱瘡が引き起こす水痘带状疱疹ウイルスです。ウイルスは子どもの頃に一度発症したあと、脊髄などにある神経の筋に潜伏し、加齢やストレスによって免疫力

が低下すると再び活性化します。帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳から80歳でピークを迎え、80歳までで約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われています。神経に沿って発症するため、症状が帯状に表れ、痛みを伴い、赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状に生じます。体のどの部位でも出る可能性がありますが、胸から背骨にかけて表れることが最も多く、目のまわり、顔に出ることもあります。皮膚の症状に先行して痛みが生じ、その後皮膚症状が表れると、ピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合もあります。多くの場合は、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経が損傷されることで皮膚症状が治ったあとも痛みが残ることもあります。3カ月以上の痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛（PHN）といいます。帯状疱疹後神経痛は、焼けるような、締め付けるような持続性の痛みでズキンズキンする痛みが特徴です。50歳以上の方で2割に、帯状疱疹後神経痛になる可能性があります。生活の質の低下を招きかねません。

帯状疱疹のワクチンは、日本では、厚生労働省により2016年3月に「50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防」として効能効果が追記されました。水痘生ワクチンが2016年から帯状疱疹の予防として認可されています。また、2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンと比べると発症予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。ただし、予防できるワクチンは大変高価で、水痘生ワクチンは1万円程度で1回の接種で済むのに対し、不活化ワクチンは2万円程度で2回の接種が必要です。特に年金暮らしの高齢者には手痛い額となるため、助成することで希望者全員がワクチンを打てるようになれば、大変つらい思いをすることがなくなるかと鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

- 1 市民に対する帯状疱疹・後遺症の脅威とワクチン接種の効果など情報発信への取り組みは。
- 2 帯状疱疹ワクチンの周知と推進は。
- 3 任意ワクチン予防接種への公費助成に対する課題と取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。

4 項目めの、ごみ出し支援と更なる分別収集について質問いたします。

時代は変わり、高度成長期から安定成長期を志向する日本において、開発から環境保全、大量消費から省資源消費社会と、市民のニーズは変わりました。特にごみ問題が叫ばれるようになって久しく、どこの自治体でもないがしろにできる問題ではなくなりました。ごみ問題は教育の観点から、環境保全の観点から、また市民の生き方の観点からと、総合的に捉えていかなければならない問題です。

北杜市は、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトに掲げ、また、「マイバック宣言」を宣揚し環境に配慮した市であります。そして、SDGsの取り組みも進めていることから、さらにごみの分別を進める必要があります。

しかし、日常生活の中で減らしたくてもなかなか減らないのが「ごみ」です。「もえるごみ」「もえないごみ」の袋に入れるごみを分別し、「資源物専用袋」に入れれば、リサイクルできる循環型社会に取り組むことができます。地球温暖化対策やカーボンニュートラルにも一人ひとりが参加していることにもつながります。

生活する上で、無理なくごみを減らしていくための家庭ごみを減らすヒントが新聞に載っていました。何事も真剣に取り組み過ぎてしまうと、続けることが困難になります。まずは自分の心の環境に十分配慮しつつ、①無理はしない、②自分にプレッシャーをかけない、③細く長いスパンで取り組む、これらのことを守り、楽しく行うことが大切になります。

北杜市は高齢化率が40%と約3人から4人が65歳の高齢者で、在宅独居高齢者数は4,367人と一人暮らしの高齢者が年々増加しています。その中で、一人暮らしの高齢者のごみ出しは大変なことで、毎日の生活の中でごみは溜まります。

現状を見ますと、高齢者の方は年々足腰が衰えていく中で、杖を突き、ごみを出す高齢者もいます。また、地域の方をお願いすることに、ためらいがあるのが現状であります。8年後の令和12年には生産年齢人口(14歳から64歳)より、65歳以上の高齢者が多くなります。高齢化率は約50%に迫る推移となることから、ごみ出し支援の事業を望む声を聞いております。多様化する市民ニーズに応える意味から、ごみの問題は日常生活に直結した課題であり、地域の方の協力も必要となることから、行政がリーダーシップを発揮し取り組む必要があると考えます。

そこで以下、質問いたします。

- 1 北杜市のリサイクルの現状は。
- 2 「ごみゼロ」に向けた更なる分別収集の取り組みは。
- 3 誰もが見える化で分かる「ごみ分別アプリ」の取り組みは。
- 4 「月一度のリサイクルの日」を決めて分別し、ごみを減らす環境に優しい取り組みは。
- 5 小中学校としての「分別等」に対する教育の取り組みは。
- 6 ごみ出し支援の課題と今後に向けた対応は、どのようなお考えかお伺いいたします。

最後、5項目めの認知症施策と推進について質問いたします。

本年1月から2月にかけて実施した公明党の「アンケート運動」の結果で、高齢者支援で困っていることや、心配に思っていること、これは複数回答です、として「自分や家族が認知症になったとき」が64%で最も多いとの結果が出ました。

厚生労働省は今年度から、各市区町村で関係機関との連携や相談業務を担う認知症地域支援推進員の役割に、認知症の人と家族への一体的支援事業の企画・調整を追加しました。この事業では、自治体が国の補助を受け、本人、家族それぞれへの支援とともに、一体的支援を一連の活動として行います。開催は認知症カフェや地域包括支援センターなどを活用して、月1、2回程度、本人と家族を1組として2組以上で実施します。活動内容は、本人同士の語り合いや、家族同士と専門家などとの語り合いによる心理的支援や情報提供のほか、運動やゲーム、音楽など幅広いものが想定されています。

認知症の人が尊厳を持って地域で自分らしい生活を送るには、その人を支える家族を含めた支援が欠かせません。世界に類を見ないスピードで高齢化が進む日本では、認知症の人は年々増え続けており、約600万人(2020年現在)と推計され、25年には約700万人(高齢者の5人に1人)が認知症になると予想されております。認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要な課題です。

そこで以下、質問いたします。

- 1 北杜市の認知症の実態は。
- 2 認知症の人と家族への一体的支援の推進の取り組みは。

3 認知症高齢者が偶発的な事故に対して「認知症高齢者個人賠償責任保険事業」の取り組みの考えは。

4 認知症高齢者等「見守りシール交付事業」の取り組みの考えは。

5 認知症を理解する「認知症サポーター養成講座」の取り組み状況は、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消火栓の口径50ミリホースの環境整備についてであります。

市は、消火栓の口径は原則65ミリとして整備しておりますが、明野町地内と須玉町江草地内の一部および武川町宮脇地内一部には、50ミリホースが設置されております。

50ミリホースは軽量で取り扱いやすいという利点はありますが、消火能力という点においては、放水量が多い65ミリホースが優れていることから、市としては、水圧の低い一部地域を除き、65ミリホースの設置が望ましいものと考えております。

一方、本年3月の須玉町小尾地区和田地内における火災においては、初期消火の重要性を改めて認識する結果となったところであります。

特に、日中の消防団員の不在や、常備消防の対応力の限界がある中で、地域住民の方々による初期消火も重要であります。

このような地域が抱える課題の解決に向けた方法の一つとして、やむを得ないと思われる地区については、女性や高齢者でも、取り扱いが比較的容易な50ミリホースの設置の可否を、地区や地元消防団と協議することも必要であると考えております。

次に、消防団員の確保に向けたSNS、LINEを活用した取り組みについてであります。

現在、市消防団においては、団員数の確保に苦慮しているところであります。

そのような中で、LINEなどのSNSの普及状況を鑑みると、若年層へアピールするツールとしては有効であると考えております。

今後、消防力の維持のため、消防団への理解促進を図るため、「やまなしくらしねっとメールマガジン」や、市の公式LINEアカウントや防災Twitterなどで情報発信を行い、消防団員の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、水害ハンドブックの取り組みについてであります。

市民の防災意識の向上を目的とし、「自分の命は自分で守る」という災害の教訓を生かすため、昨年度「水害ハンドブック」を刊行し、本年5月に、内容を拡充した上で、市内各戸、小中学校への配布、窓口への設置、市ホームページへの掲載など、周知を図ったところであります。

また、「水害ハンドブック」に期待するところは、実際の災害に備えるための事前確認や、防災教育での活用等であります。

市では、今後も、このハンドブックの内容を伝えるため、「出前講座」での活用や、「特定地区総合防災訓練」、「減災リーダー育成事業」などの場面で資料とするなど、市民の防災意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、ごみ出し支援と更なる分別収集について、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、市のリサイクルの現状についてであります。

市では、資源の有効活用を図るため、資源物の分別収集を行っております。

現在収集を行っているものは、缶が2種類、ビンが3種類、紙が5種類、プラスチックが3種類、布類、天ぷら油となっております。

なお、資源化を示すリサイクル率は、小売店等の資源物回収量を含め、令和2年度が21.8%で全国平均20.0%をわずかに上回っているものの、近年横ばいとなっております。

次に、更なる分別収集の取り組みについてであります。

ごみゼロを推進するためには、可燃ごみをいかに減らしていくかが重要となります。

「峡北広域環境センター」の調査によると、令和2年度の「可燃ごみ」の主な内訳は紙、布類が41%、木、竹、わら類が19%、ビニール、ゴム類が13%、生ごみが13%となっております。

「可燃ごみ」のうち、紙、布類は、個人情報に記載されたものや、汚れや湿ったもの以外は資源物とすることが可能であります。

また、木、竹およびわら類、ならびに、ビニールおよびゴム類は「可燃ごみ」としておりますが、現時点では資源化の方法は確立しておりません。

生ごみについては、食べ切りや食材の使い切りなど、市民意識の醸成と定着によって減らすことが期待されますが、市では他にも、「コンポスト」や「生ごみ処理機」の購入補助制度を実施しており、これらの機器の普及により、生ごみの量を減らしてまいりたいと考えております。

また、県の調査によると、1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、県内で本市が一番少ない結果となっているとのことであり、少ない要因としては、ごみ袋に氏名を明記するなど、個人が責任を持って排出していることや、地区ごとにごみの分別を徹底していることなどが考えられます。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ごみ出し支援と更なる分別収集における、小中学校での教育への取り組みについてであります。

ごみの学習は、小学校4年生の教育課程の中に位置付けられております。

教科書には「ごみはどこへ」の単元があり、ごみを少なくするための「3Rリユース、リデュース、リサイクル」の学習や、分別の必要性などの学習をしているところであります。

また、小学校のほかの学年や中学校においては、総合的な学習の時間で環境をテーマに、子どもたち自身が課題を見つけ、課題をほかの友だちに教えたり、自分たちにできることを考えたりしながら学習しております。

今後も、このような教育は必要と考えており、継続的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えをいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害発生時の本庁と各総合支所との連携強化についてであります。

災害が発生した際は、本庁と総合支所において、それぞれ非常配備体制を取り、市民の安全確保を行う準備を整えることとしております。

また、本年度からは、「庁内Web会議システム」を活用し、本庁と支所の間において、リモートで被害状況などの情報収集および情報共有、対応協議、指示伝達が行えるよう体制を構築したところであります。

引き続き、本庁と支所との連絡を密にし、現地対策本部として総合支所が機能するよう、訓練等を行い、市民の安全確保等に努めてまいります。

次に、家庭内消火器の管理およびトラッキング現象の周知についてであります。

消火器およびトラッキング現象は、火災の発生防止や被害の拡大抑止の観点から、市民への周知が大切であると考えております。

市の広報紙やホームページなどにより、適切に啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ごみ出し支援と更なる分別収集について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「ごみ分別アプリ」の取り組みについてであります。

現在、分別方法については、「ごみ・資源物排出日程表」や「ごみ・資源物分別マニュアル」で周知しており、市ホームページでも見る事が可能となっております。

この他、昨年度開設した市公式LINEアカウントにおいても、「ごみ分別検索メニュー」の提供を始めており、多くの方にご利用いただいております。

「ごみ分別アプリ」については、ごみ分別検索や、カレンダーの他に排出日の通知機能、荒天時の収集の遅れなどのお知らせを発信できるなど、様々な機能があるとのことでもありますので、先進事例などについて研究してまいります。

次に、ごみを減らす取り組みについてであります。

県内には、収集所以外に、資源物を住民が自由に出せる施設を設置し、資源化に取り組んでいる自治体もあると伺っております。

また、毎月1日を「リサイクルの日」とし、住民のごみの分別意識と資源化率の向上を目指している自治体もあります。

本市では、地域のごみステーションやリサイクル会場において、月に数回、資源物の回収を行い、生ごみについては、「コンポスト」や「生ごみ処理機」の購入補助金制度を設け、ごみの

減量化に取り組んでいるところでありますが、他市の事例も参考にしながら、更なるごみの資源化に向けた取り組みを検討してまいります。

次に、ごみ出し支援の課題と今後に向けた対応についてであります。

国において、高齢化社会や核家族化の進展に伴う高齢者のごみ出しに課題があることを認識しており、環境省において「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を作成しております。

手引きによると、「ごみ出し支援」とは、ごみ出しが困難になった高齢者等に代わり、他の担い手が手伝うことで、ごみを収集する仕組みであり、確実なごみ収集に加え、見守り、コミュニティの醸成など様々な効果が期待できるものであります。

「ごみ出し支援制度」は主に、自治体が運営主体となり戸別に収集する「直接支援型」と、自治会やNPOなどの支援団体が運営実施し、自治体が金銭的なバックアップをする「コミュニティ支援型」とがあります。

課題としては、利用者の範囲の設定や、利用要件と審査の判断、分別などの生活支援まで行うのか、担い手の確保はどうするのかなど、自治体関係部局による高齢化社会に対応した、ごみ出し支援の方向性を検討していく必要があるとしております。

このことから、市としても先進事例の情報収集および研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

带状疱疹の予防の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民に対する带状疱疹の脅威とワクチンの効果などの情報発信の状況についてであります。

带状疱疹が、免疫力の低下などにより発症する疾病であるため、インフルエンザやノロウイルスのように、注意喚起を要する感染症ではないこと、また、本市に多い肝炎や糖尿病性腎症のような対策を要する疾病ではないこと、さらに、これまで多数の相談がある疾病ではなかったことなどから、市ではこれまで、市民に対して情報発信はしておりませんでした。

带状疱疹については、「国立感染症研究所」の調査結果でも、発症は50歳以上が約7割を占めているとの結果が出ており、加齢などによる免疫力の低下が、発症の原因と考えられております。

全国では、毎年おおよそ60万人が発症し、80歳までの約3人に1人が経験すると推定され、軽く触れるだけで痛みを感じる「アロディニア」が起こることもあり、「シャツが擦れて痛い」「痛くて顔が洗えない」など日常生活への影響が出ることや、後遺症として、皮膚症状が治ったあとも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」により、睡眠や日常生活に支障をきたす場合もあります。

带状疱疹の予防ワクチンには、「水痘ワクチン」と「乾燥組み換え带状疱疹ワクチン」の2種類があり、それぞれ効果や副反応、費用が異なります。

「水痘ワクチン」は、子どもの予防接種と同様に、副反応は比較的ゆるやかで費用も安価ですが、発症予防効果は7割程度にとどまると言われております。

一方、「乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン」は、70歳以上で90%と高い予防効果がありますが、副反応では、およそ8割が注射部位の痛みを訴え、また、2回接種が必要であること、費用は「水痘ワクチン」の5倍近くかかるものであります。

50歳以上の方は、ワクチンを接種することによって、帯状疱疹を予防することができることから、健診結果の報告会や、健康教室などの機会を活用しつつ、市のホームページ等でも情報発信に努めてまいります。

次に、帯状疱疹ワクチンの周知と推進についてであります。

帯状疱疹は何らかの理由で免疫力が低下したときに発症するものであります。

最近では、身近で「水ぼうそう」に罹患する人が少なくなり、ウイルスにさらされる機会が減少したことなどの環境的な要因も、発症者が増加している一因であります。

市民の方が、健康的な生活習慣により免疫力が向上できるよう情報発信するとともに、50歳以上では、ワクチン接種も発症予防に効果があることを、今後、周知してまいりたいと考えております。

次に、予防接種への公費助成に対する課題と取り組みについてであります。

予防接種には、定期接種と任意接種の2種類があり、定期接種のワクチンで予防する疾患は、感染力が強く、発病した場合の健康被害が大きくなるため、社会や集団で予防する必要があり、国が接種を勧奨し、市町村が接種を行わなければならないとされ、接種費用の全部または一部が公費で支払われます。

一方、任意接種のワクチンは、国が使用することを認めているものの、「予防接種法」で規定されていないワクチンで、個人が希望して接種するワクチンになります。そのため、費用は原則個人負担となります。

「帯状疱疹ワクチン」は、現在、任意ワクチンとして位置付けられておりますが、発症頻度やワクチン効果の特性等から、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が、厚生労働省の専門部会による審議の中で慎重に行われ、定期接種に向けての検討が進められております。

このことから、接種費用の公費助成については、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、認知症施策と推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の認知症の実態についてであります。

本年4月1日現在、本市の高齢者数1万8,415人のうち、認知症高齢者は約9.3%の1,719人であり、高齢者の約11人に1人が認知症と診断されております。

これは、全国の18.5%、山梨県の11.2%に比べて極めて低い水準であります。

次に、認知症の人と家族への一体的支援の推進についてであります。

従来、認知症の人と家族介護者に対する支援は、別々に行われるのが一般的でありましたが、認知症の方と家族の一体的支援では、家族を一つの単位として支援を行う点が特徴であり、在宅で共に暮らしていくために、お互いの気付きや理解を深め、家族関係の再構築を図ることを目的としております。

認知症は、症状として被害妄想や暴言などが見られる場合があり、認知症の人と家族介護者との関係が悪くなるケースが少なくありません。

こうした中で、両者の関係を調整し、再構築することで、家族介護者の精神的負担やストレスの軽減を図り、より良い関係性を保って、在宅生活を続けることが可能となるところであり

ます。

市では、運営方法や人員、設備、協力団体、参加者への配慮など、モデル的に先行実施している事例を参考に、「認知症カフェ」などの地域の通いの場に個別相談の場を設けるなど、認知症の人と家族が理解し合う場の提供ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「認知症高齢者個人賠償責任保険事業」への考えについてであります。

本事業は、認知症の方の増加に伴い、他人の物を棄損させる行為や他人への粗暴行為、電車など交通事故などのトラブルが発生した場合、「損害賠償責任保険」を自治体が保証する制度で、全国で約60以上の自治体が、保険料公費負担による民間保険への加入支援を行っております。

しかしながら、令和2年度加入自治体に行ったアンケートによると、認知症高齢者やその家族をはじめとした幅広い住民の安心につながったとしているものの、一方では、「保険業法」の規制により、積極的に案内・勧誘することができないため、加入者が少ないこと、また、補償件数が少なく、補償が少額にとどまっているなど、近年では導入する自治体が少なく、他の保険に比べて安価な保険料に対する公費負担の必要性についても見直しを検討している自治体もあることから、導入している自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「見守りシール交付事業」への考えについてであります。

「見守りシール」とは、認知症の方の個人情報を守りながら身元を特定できるよう、QRコードを印刷したシールを、アイロンで衣服や持ち物などに張り付け、様子が気になる高齢者や一人で外出している高齢者のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、連絡することにより、早期発見につなげるものであります。

認知症により徘徊のおそれがある在宅の高齢者等の早期発見と、介護者の精神的負担の軽減を図るためにも導入を進めていきたいと考えております。

次に、「認知症サポーター養成講座」の取り組み状況についてであります。

「認知症サポーター養成事業」では、「認知症サポーター養成講座」の企画・立案および実施を行う「キャラバンメイト」を養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える「認知症サポーター」を養成しております。

本年度も「山梨県社会福祉協議会」が開催する「認知症キャラバンメイト養成講座」を修了した116名の「キャラバンメイト」が、小中学校、高校、一般市民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しております。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催回数は12回と少なかったものの、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して手助けする「認知症サポーター」314名が受講し、昨年度末時点で、累計8,017名の「認知症サポーター」が誕生したところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

八ヶ岳アウトレットモールについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和3年度の岩窪共有地管理会に支払う下半期分の土地賃借料を未払いとした理

由および法的根拠についてであります。

「岩窪共有地管理会」への支払いは、市と「株式会社八ヶ岳モールマネジメント」との賃貸借契約により、支払われた金額をそのまま「岩窪共有地管理会」へ支払うこととしておりましたが、「株式会社八ヶ岳モールマネジメント」からの借地料が滞っているため、「岩窪共有地管理会」と「土地賃貸借契約書」第17条に規定される協議を行い、支払わないこととしたところであります。

次に、令和3年度の株式会社八ヶ岳モールマネジメント土地・建物貸付収入の内訳および総額についてであります。

調定額としては、1,123万9,075円、その内訳として土地貸付料が813万1,075円、建物貸付料が310万8千円であります。

次に、令和4年5月26日付け、「土地賃貸借契約書に係る協定書」の法的根拠とその実効性についてであります。

この協定書は、「土地賃貸借契約書」第17条に基づき、「岩窪共有地管理会」と協議を行い合意したものであり、「民法」第521条および第522条に基づく契約の変更に相当するものであるため、実効性は担保されております。

次に、令和4年度一般会計予算書の商工費・使用料及び賃借料に818万円を計上した目的と理由についてであります。これは令和4年度の借地料を計上したものであります。

次に、財産収入のうち、土地及び建物に係るそれぞれの額、ならびに総額についてであります。令和3年度は、土地分435万円、建物分は0円で、総額435万円であります。

次に、V字回復への見通しと、今後に対する基本的な方針についてであります。

令和2年春からの新型コロナウイルス感染症拡大とそれに伴う行動制限により、観光地の商業施設は大きな打撃を受けたところであります。

徐々に回復傾向ではありますが、まだコロナ禍前の水準には戻っておりません。

「株式会社八ヶ岳モールマネジメント」からは、「今年5月の大型連休頃から客足は戻りつつあり、この夏は前年比約140%の売り上げと来客があった」との報告を受けております。

しかし、コロナ禍前の状況に比べるとまだ50%程度であり、回復にはあと2年は掛かる見込みとのことであります。

魅力ある地域であることからテナントの募集を行い、立て直しを図っていく計画であると伺っております。

未納分の借地料については、今月以降毎月100万円の納付確約をいただいたところであり、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時09分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

3点目を除き、1項目、2項目、4項目、5項目、それぞれ再質問させていただきます。

1項目めの、八ヶ岳リゾートアウトレットモールについて、再質問いたします。4点、質問させていただきます。

1つ目として、下半期分を支払わないと決裁に至った具体的な経緯をお伺いいたします。

2点目の、協定書の実効性は土地賃貸借契約書に基づく第4条、貸付料、第6条、貸付料の改定に関わる協定書の締結ではなく、土地賃貸借契約書の契約であることから、岩窪共有地管理会の総会で協定書が議決されていないとの事項であること、土地賃貸借契約書の第16条、甲の履行義務に反した締結であること、土地賃貸借契約書の第17条、協議に反した行為であること、これらの客観的見地からも実効性は担保されていないと考えます。ご答弁、よろしくお願ひいたします。

3つ目の、賃借料の818万円を、令和4年度の借地料を岩窪共有地管理会に支払うための目的として計上したものと理解してよいでしょうか、ご確認いたします。

4点目の収入額435万円の土地及び建物収入の納入年月日と、その納入額をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

ご質問が4点あったということでございます。

まず、下半期分の支払いをしなかったことに対する経緯ということでございます。

方針決定ということでございますけれども、転貸先である株式会社八ヶ岳モールマネージメントから、貸付料の支払いがないことから地権者へ下半期分の支払いをしないことを令和4年3月25日に市の方針として決定いたしました。そちらが経緯でございます。

協定書の担保ということと、土地契約書の16条、17条に関することということでございます。

協定書につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、賃貸借契約書の中の17条の疑義を生じたときということで、地元と相談いたしまして決定いたしました。そちらにつきまして、16条、17条とかかわるということでございますけれども、16条は甲の履行義務でありまして、岩窪区長が代理人ということでございます。代理人として土地権利者の意思統一を図り、責任を持って北杜市との業務上の支障をきたさぬよう努めるものというものでございます。今回、こちらにつきましては、令和3年7月に岩窪共有地管理会から八ヶ岳アウトレットモール土地賃貸借契約書の変更の申し出というものが出されておりましたので、土地賃貸借の相手方を岩窪共有地管理会ということとさせていただきます。

17条、協議につきまして、この契約に定めのない事項、または疑義を生じた事項について

は、必要に応じて双方協議して定めるものとするというのが契約書の中に謳ってございます。今回、土地の賃借料につきまして、たしかに賃借料は契約書の4条ではございますけれども、今回、アウトレットから市のほうに賃借料が入らなかったということに関しまして疑義が生じたということで、17条を用いました。

そして、次が818万円を令和4年度の歳出で見込んでいるということでございますけれども、こちらは先ほど答弁したとおり、基本的には818万円の賃借料を岩窪共有地管理会へ支払うということになっております。ただ、昨年もそうでしたけれども、本来818万円を岩窪共有地管理会に支払うということでございますので、818万円を予算計上させていただきました。

次のご質問ですけれども、令和3年度の収入の435万円の納入の年月日と納入額ということでございます。

こちらにつきましては、八ヶ岳モールマネジメントとの確約書に基づきまして、まず令和3年5月11日に145万円、土地貸付料として納入いたしました。続きまして、7月27日にアウトレットモール建物貸付料ということで、145万円。また、11月9日に同じく145万円ということで、145万円が3回ということで435万円となりました。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

答弁ありがとうございます。そうすると、下半期分は払わなかった具体的な経緯をお伺いしましたけれども、この答弁は市の方針で決定したということですね。

そして、先ほど4番目の435万円の内訳が、145万円を3回、5月11日と7月27日ですか、これだと290万円ですよ。それでも管理費分は払っているんですよ。収入がないから払わないと言っているのではなくては、これは予算計上を、もう、してあるんです。上期分と下期分は約400万円ずつですので、290万円、足りないんですよ。だから、結局、市の予算からきちっと払ったんですよ、上半期は。下半期は、入ってこないから払わないというのは、これはまた別の話で、これはきちっと払わなければいけないんですよ。ですので、なぜ、下期分をきちっと払わないか、これは市の方針ですから、市長、副市長に答弁を求めます。よろしくお願ひします。議長、よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

はい。

○8番議員（進藤正文君）

議長、私は、市長、副市長に、市の方針ですよ。部長、答えられませんよ、これは。市の方針ですからね。もう答弁しているんだから、部長は。同じ答弁をしても困りますから。

○議長（加藤紀雄君）

市長、答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、八ヶ岳アウトレットモールから市への支払いがなかったというのを鑑みまして、そういう前提で、岩窪への支払いをしなかったということでございます。そういう前提があるということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君、質問ですね。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

2回、再々質問しましたので、できませんので。上半期は、もう払ってあるんですよね。お金が入っていないなくても。そこをきちっと、市の方針で決めてあるんだから、その説明ではなかなか納得できないと思います。

それでは、2つ目の項目ですけれども、減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

消防団員確保に向けて、SNSやLINEを使って情報発信をしていくとの答弁でしたが、その内容について、新しい視点や発想で消防団の方々の声や写真、日常活動の現場の声を反映した動画などを取り入れたSNSやLINEを活用した情報発信を検討してみたいか、どうでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えをいたします。

消防団員確保のための情報発信に、新たな視点や発想を取り入れてみたらどうかというご質問をいただきました。

消防団員につきましては、条例で定める定員に対して、恒常的に欠員の状態であり、消防団員の確保が市の喫緊の課題であります。一方、消防団に対しては、良いイメージばかりとは言えず、それが入団意欲に影響している場合もあると想定されております。

そこで、ご質問いただいたような、消防団の方々の日常の活動や現場の声を反映したような写真や動画ですか、こちらを新たな、そういうものを活用するという、新たな発想を取り入れまして、地域の若者に対して、SNSなどを活用しまして情報発信を行うことで、消防団への入団意欲を向上させる取り組みを進めることも検討いたします。

消防団および消防団員は、防犯・防火活動に従事するだけでなく、将来にわたる地域の担い手としても期待されるものでありますので、地域の安全が守られるためには、消防団が重要であるということを周知するとともに、消防団への加入につながるよう、SNSなどを通じて情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

続きまして、4項目めのごみ出し支援と更なる分別収集について、再質問いたします。

北杜市が県内で家庭から出るごみが一番少ないとの答弁でした。1人当たりのごみの量は、どのぐらいか。また、ほかの自治体の状況もお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

北杜市民の1人当たりの出すごみの量や、他の自治体の状況はとのご質問であったと思います。

山梨県が公表しております、県内市町村ごとの1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量でございますが、データによりますと、北杜市民1人1日当たり454グラムとなっております。この454グラムというのは、コンビニのおにぎりが1個約100グラムでございますので、4個半程度の量となります。

また、排出量の少ない県内の自治体でございますが、笛吹市と次に南部町と続いている状況となっております。よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

では、5項目めの認知症施策と推進について、質問いたします。

認知症高齢者等の見守りシール交付事業の取り組みについて、先ほど進めていきたいとの答弁でした。徘徊して発見が遅れると、命の危険に及ぶケースもございますので、ぜひとも早い段階で見守りシール交付事業が進められ、利用する側と発見する側の双方へシールの周知をしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

市内におきましても、認知症の方が行方不明になると、こういったケースは発生しております。また、ある事例におきましては、電車に乗って新宿まで行ってしまったと、こんな事例も発生しております。こういったことから、やはりご本人の安全、またご家族の方の安心、こういったところを考えますと、見守りシール、こういった事業はとても有効であると考えております。ですので、先ほども答弁させていただきましたように、早期に実現をしていきたいと考えております。

また、市内で行方不明になられたケースに関しては、防災行政無線を使いまして、市民の皆さまに呼びかけて、発見をすすめさせていただいている、そんな状況もございます。

そういったことから、ご本人、ご家族だけではなくて、周りの市民の方にもこういった制度をしっかりと周知をして、有効的な事業にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○8番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ハヶ岳リゾートアウトレットモールについて、何点かお伺いをするところでございます。

先ほど、市長はアウトレットモールから賃料の支払いがないから払わないと、こういう回答でございますが、それは地方自治体としてはあってはならないことでございます。それは契約書に基づいて支払うということになっておりますので、それは守らなければならない。それを証拠に令和2年度については、支払いはなくても令和2年度は払っております。そして、令和3年度も予算計上されております。令和4年度も予算計上されております。つまり、市は支払うという前提で、私どもに議案を提出しているわけですから、それを履行しなければならないことがありますので、それはすべきなんですよ。

あと1点、協定書と言われておりますけれども、協定書につきましては、こういう協定です。「平成13年2月5日に締結した土地賃貸借契約の第17条に基づき、貸付料については下記のとおり協定を締結する。」とあります。この日が、令和4年5月26日になっているんですよ。そしてなおかつ、「土地賃貸借契約書第4条による貸付料について、令和4年度から令和6年度までは次のとおり」ですから、令和3年度はこの協定書がないわけですから、これは明らかに協定書に反します。ということは、市が今の状態は、自分たちが自ら協定をしたものと違うことを行政の事務として、したということになります。つまり契約の履行をしない北杜市ということでございますから、相手が払おうが、払わないが、これは払わなければならないわけです。

副市長は、市民との面談でアウトレットから払われていないから払わないですよと、こういう回答です。先ほど、市長はそういう回答ですが、副市長も同じ考えなんですか。協定書が無効であっても、そういう考えなんですか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ただいまの質問は、副市長の発言に対する答弁の部分が含まれておりましたので、当事者であります副市長から、その部分については答弁を求めます。

小林副市長。

○副市長（小林明君）

ただいまの関連質問にお答えをさせていただきます。

上期分、下期分とおっしゃっているんですけれども、これが半々で上期分、下期分ということではなくて、アウトレットから入ってきた分をとりあえず支払うと、こういうことになっておまして、それで支払った部分が435万円。残った未払いの部分が384万円と、こうい

うことになっております。

協定書につきましては、令和4年度からの支払いについて変更の契約をしたということでございますが、それ以前に岩窪とは、ずっと話をしてまいりまして、双方、納得のもとに令和3年度分の下期は支払わないと、こういうことになっております。書面での契約ということではなくて、双方、その部分は納得した契約が成り立っていると、こういう見解でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

書面でないものが契約として、北杜市は今後されるんですか、そういたしますと。そしてなおかつ、書面でなくて、岩窪と協議が整っていると。その証拠はどこにございますか。岩窪の総会を見ますと、1号議案、2号議案、3号議案、4号議案とあって、この中で、市長との面談の報告しかないんですよ。つまり岩窪の中では、この協定書は諮られていないし、岩窪の権利者すべてに、総会時における協定書の資料は配布されていないわけだから、それをいたしますと、岩窪と話はないと客観的に判断するのは当然であって、市は支払いがないから払えないという理由は、あり得ないんですよ。それはなぜか。払えるからです。令和3年度実質収支に関する調書におきますと、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと14億6,296万9千円、繰り越し分として余っているわけですよ。そういたしますと、その中からいくらでも払えるわけです。協定書が協定書として有効でない。先ほど民法のことを言っているかもしれないけど、それは民法上の問題で、それは口約束だという話の中でもできるわけですが、副市長の言われるのは口約束でいいということですから、こんな重大なことを口約束、または総会等にもきちっとして諮られないものを、市がそれをよろしいと、そういうわけには、私はまいりませんと思いますが、いかがですか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を、小林副市長に求めます。

小林副市長。

○副市長（小林明君）

岩窪と市で双方、お互いに理解した中で納得している案件であります。その証拠に岩窪のほうから市のほうに払ってくださいとか、そういう話は一切ございません。これは完全に実行性は担保されている契約だと考えております。

○議長（加藤紀雄君）

2回、終わっていますが。

2回、再質問、再々質問で、ルール通りで終わりですが。よろしいですか。

（はい。の声）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

代表質問を行います。

最初に、本日の新聞で27日に行われる安倍元首相の国葬で、北杜市は庁舎に半旗掲揚を行うと報道されました。19日のメディア各種は、毎日、日経新聞など世論調査を行い、そこではそろって60%以上が、この国葬に反対をしています。国民の思想、良心の自由を保障した憲法19条に違反するからであります。私は憲法違反の国葬は中止せよ、この声をあげてまいります。

それでは、第1項目め、水道事業・水道料金についてお伺いをいたします。

市水道局は4月の上下水道審議会で、1 市の水道は水道事業に一本化しているの、水道料金は一つにする。2 ダム受水費を一般会計繰入金で負担する。3 企業会計に基づく総括原価を算出する、こうした3点の提案を行いました。

しかし、先日開催された審議会で、内容の異なる提案を行いました。大変、驚きをもって受けました。4月配布資料では水道料金、下水道使用料改定の基本方針として、水道に関しては一般会計からの繰入金は全額、企業団受水費の支払いに充てますと明記されています。しかし、今回の水道に関しての提案は、現状の規模を維持し、6億円から7億円規模を繰り入れ、元利償還金の財源にします、令和6年度から10年度の間は元利償還金の返済相当額を繰り入れますと変更をいたしました。今まで審議してきた提案が突然なくなり、そのことがなかったことにする、これでは審議など成り立ちません。委員の方も資料の受け取りは当日、会議の開催時であります。議会質問の締め切りは9月1日であります。それ以降に内容の変更を行ったものであります。この日の委員会は、これまでの審議の中間まとめの日でもあります。今までの内容と異なり、意見を求める、こうしたことはあってはならないことだと、この場で抗議を行います。

それについて、以下質問を行います。また、内容変更は再質問で行わせていただきます。

1. 最初に、水道料金を一つにすることについてであります。

①水道料金を一つにすることについて、市長は何を根拠に「一つにする」と主張されているのでしょうか。どのような法律・条例などに基づくのか、具体的な名称・条文をお答えください。

②北杜市が「水道事業に一本化した」と言っても、水道事業の実態は、合併直後と現在を比べてもほとんど変わっていません。町の区域を超えた水道水のやりとりは2カ所しか進められず、実質的には数十個の簡易水道、100カ所を超える水源が未だに存在しているのが実態であります。水道事業が一本化したと言っても、経営者が北杜市になったというだけであります。それが、なぜ水道料金を一つにすることと結びつくのでしょうか。お答えください。会計が一つだからという説明は、合併直後も1つの特別会計で、各町ごとに区分していたことと矛盾してまいります。

③合併時の各町の水道財政には、地方債の額や赤字黒字額などに大きな違いがあったため、合併協定でも水道料金は一つに決められず「地域の統一」と合意されただけでありました。合併は旧町村の最重要な事業でありました。ですから、合併協定では全会一致制で作成されてまいりました。したがって、その内容を変更することは各町の合意が必要と考えます。北杜市では、それができるのは地域委員会であります。前回もそうすべきでしたが、今回こそ団体自治をしっかりと行うお考えはありませんか。

④蕪崎市では、水道企業団から受水地域と簡易水道を利用する2つの地域があります。水道料金も違ってまいります。原価の違いを認めているのであります。これだけ大きな変更を受ける武川・白州地区住民には、市の方針を示し、各戸の考えを聞くアンケートを行うことを求めます。

次に2番目として、ダム受水費を一般会計繰入金で負担する問題であります、市の方針が変更されましたので、一部質問を訂正させていただきます。

①は同じく、2019年度の水道事業会計の一般会計繰入金は8億3千万円で、基準内繰入金は4億円、赤字に該当する基準外繰入金は4億3千万円でした。同じ年度のダム受水費は6町で6.9億円でした。6町は6.9億円が原価から差し引かれることとなります。なぜ武川・白州地区はこの恩恵から外されたのですか。また、このやり方は、水道法第14条にいう「特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」、こうしたことに反していませんか。反していないのであれば、その理由をお答えください。

②、冒頭で述べたとおり一般会計でダム受水費だけを負担する、こうしたことを行わない方針に市は変更をいたしました。今後、この方針を取らない、こうした考えでよろしいでしょうか、確認をお願いいたします。

③は省略をいたします。

3. 次に、ダム受水費に関連した水道会計の赤字の問題であります。

①ダム受水費には使われていない水量分の金額が含まれております。この額は年間2億円を超える金額になり、水道会計の毎年の赤字額約4億円の半分を占めております。広域水道事業は、人口50万人でダム1個が基準だったのに、国と山梨県が過大な水需要を見込んで人口8万人ほどの峡北地域に大門と塩川の2つのダムを造ったことが、企業団の赤字体質の原因であります。責任水量買い取り制は、国と県が責任を持って改善する必要があると考えます。水道企業団にではなく、まず県に問題提起すべきと考えますが、方針をお聞かせください。

②蕪崎市では、水道企業団からの受水地域、そして簡易水道を利用する2つの地域があり、水道料金も違います。これだけ大きな変更、審議会だけでなく、各町の地域委員会に諮ることを求めます。

4. 最後に総括原価の算出についてであります。

水道法では、水道料金は「能率的な経営の下における適正な原価」に基づいて決めると規定しております。この原価を「総括原価」と呼びますが、「総括原価」は企業会計の場合、日本水道協会が編さんしている「水道料金算定要綱」で詳細な算出法が記載されています。市は前回改定時には、「原価の議論は難しい」との理由で「適正な原価」についての議論を行わず、代わりに旧料金を平均しただけでありました。大泉町住民が起こした水道裁判で、市は水道法による原価計算の必要性を認めております。しかし、企業会計では減価償却費など必要となるものの「資産台帳が整備されてない」との言い訳で総括原価が算出できない、こうした主張でありましたので、裁判所は「やむを得ない」として市側の言い分を認めただけに過ぎません。現在、資産台帳は整備しており、各町の総括原価を算出する条件は整っております。

北杜市の水道施設は大変複雑な仕組みとなっておりますので、その仕組みを一挙に解決する方法はないと等しいと考えます。したがって、水道法による「適正な原価」に基づく水道料金にするためには、企業会計の帳簿の中で、各町に割り振れてない人件費や事務経費など、どのように割り振るかを解決する必要があります。

北杜市は、2015年度までは各町の原価計算をしています。共通経費などを分配することは、アロケーションを採用していますので、それを採用することで、各町の給水原価を算出してください。これこそ自治体の職員がやるべき仕事であり、必要な人件費などを削減すべきではありません。

大きく2番目として、交付金を活用した米農家・酪農・畜産農家などへの支援を求めます。

2019年産米の全銘柄平均の取引価格は1俵1万5,716円、2021年産米では1万2,857円と18%下落しています。全国平均の米の生産費が農水省の調査でも1万5,046円(2020年)であり、大多数の農家は赤字生産を強いられ、肥料代や農薬代も出せない農家もあり、「これでは米作りは続けられない」と悲鳴があがっています。

今年度産米の概算金が引き上げられていますが、生産費を賄う水準に達していません。

ウクライナ危機もあり、飼料・肥料の高騰、燃油高、水光熱費・農業資材の高騰で農業関係者は経営の危機に直面をしています。このような中、物価高騰の中で市内事業所への支援を求めます。また、医療機関の収入は診療報酬により定められております。昨年来の電気料金高騰は転嫁することができず、経営を圧迫しています。交付金を活用した支援の具体策を求め、お伺いをいたします。

1、米農家・酪農・畜産農家などへの価格保障・所得補償を行い、農業経営を継続できる支援はどうでしょうか。

2、運輸・交通、観光、生活衛生など、各分野への支援の考えは。

3、コロナ禍、地域医療機関は経営の困難が続いています。経営改善としての支援策は、具体的にお伺いをいたします。

以上であります。

○議長(加藤紀雄君)

答弁を求めます。

上村市長。

○市長(上村英司君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道事業・水道料金一本化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道料金を一つにする根拠についてであります。

「水道法」第14条第2項第4号において、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」と規定されており、本市における水道料金は、合理的な理由がない限り、「一事業に付き一体系」を原則としております。

また、平成21年5月に「北杜市簡易水道運営委員会」より、「将来は市内統一とするべきだが、当面は明野町・須玉町・高根町・長坂町・大泉町・小淵沢町の6町と、白州町・武川町の2町の、2枠とすることが望ましい」との答申がされていることから、料金体系の統一を前提に、現在、「北杜市上下水道事業審議会」において審議していただいているところであります。

次に、水道事業を一本化したことと、水道料金を一つにするものの関係についてであります。

合併前は、8町村が事業主体でありましたが、合併により、北杜市という単一の事業主体となったことから、市内全域における水道事業の公平性と経営安定化の観点からも、水道料金の統一は必要であると考えております。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

交付金を活用した米農家・酪農・畜産農家などの支援は、における、経営困難な地域医療機関への支援策についてであります。

山梨県において、先月末まで連日1千人を超える感染者数により、医療機関が逼迫している状況は、各種報道でも報じられておりました。

地域医療機関は、ワクチン接種や発熱外来での協力など、医療提供を行うことにより、交付金等の補填がなされております。

現在、市内の地域医療機関より、経営改善のため支援の要望はいただいておりますが、今後も、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

交付金を活用した米農家・酪農・畜産農家などの支援は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業経営を継続するための支援についてであります。

米の消費低迷による米価の買い取り価格の下落や輸入原料の価格高騰により、農業を営んでいる方の経営に対する影響が憂慮されますが、収入減少に伴う価格補償については、国の「経営安定対策制度」や「収入保険制度」に加入していただきたいと考えております。

今後も、国や県の動向を注視してまいります。

次に、各分野への支援の考えについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期間に及び、さらに物価高騰により事業経営には深刻な影響が及んでいると認識しております。

市では、市内約750事業所で利用可能な「プレミアム付き商品券」を今月末から販売し、来月から使用できる準備を進めているところであります。

多くの市民の皆さまに購入していただき、市内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道事業・水道料金一本化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各町の合意に対する考えについてであります。

水道料金については、合併協定時における「地域的な統一」という考えの下、前回の料金改定時に、現在の2地域に分けた暫定的な料金体系により、今日まで運営してまいりました。

しかしながら、合併協定は合併直後の運営方針を定めたものであり、合併後の北杜市としての運営方針は、その都度決定してきたことから、改めて合併協定を変更する必要はないと考えております。

次に、武川・白州地区住民へのアンケートの実施についてであります。今後、特定の地域だけではなく、すべての町ごとに水道事業の危機的な状況について丁寧に説明してまいります。

次に、ダム受水費を原価から差し引くことについてであります。これは「上下水道事業審議会」において審議中の試案の一つであります。

また、「水道法」第14条については、水道の料金徴収における公平の原則を定めたものであります。

次に、基準外繰入金が増えることについてであります。審議会における審議中の一つの試案であります。

次に、責任水量買い取り制に対する方針についてであります。

用水供給事業の運営主体は、「峡北地域広域水道企業団」であることから、事業運営について、市が県と協議することはありません。

また、大門、塩川ダムについては、原水を供給する以外の重要な役割もありますので、ダム事業との関連については、水道事業だけで議論する問題ではないと考えております。

次に、水道料金の変更を地域委員会へ諮ることについてであります。

「上下水道事業審議会」は、上下水道料金に関する事項を所掌事務とする、唯一の市長の諮問機関であり、現在、答申に向けて審議していただいているところであります。

このことから、地域委員会への諮問については考えておりません。

次に、各町の給水原価の算出についてであります。

本市水道事業の事業区域は市内全域であり、事業運営において、旧町村単位での経理区分を必要とする業務はなく、浄水場、配水池、水源といった各施設を管理単位とし、地理、地形、防災、水紋といった条件を踏まえながら、合理的な施設運営を行っております。

また、旧町村単位で比較を行うことで、経営分析において有意な指標や数値が存在しないことから、市全体としての経理を行っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

再質問は、2項目にわたって行わせていただきます。

最初に水道問題でございます。

先日9月15日に開催された審議会におきまして、以下5点、質問を行います。

第1に現状の規模を維持し、6億円から7億円規模を繰り入れ、元利償還金の財源にします、このように変更いたしました。なぜ、この提案を行ったのか、まず伺います。

そして2つ目に、水道の市内一本化で示されたのは、武川・白州地区給水料金が1.9倍にすることでありました。そして、6町に合わせる提案ですが、6町の料金は現行のまま固定する、こうしたことでございましょうか、その点について伺います。

第3点に総括原価を算出する、提案することになっていましたが、その提案がされていません。市民の関心が高い給水原価を町ごとに示すこと、このことが市として責任ある仕事ではありませんか、再度お伺いをいたします。

そして第4に基準内とみなす水準は、毎年、国の通知で示されるほか、自治体内部の財政規模で判断する、これはどういうことでしょうか。

市内には2つのダムがあり、水道事業に活用している特殊性を国に訴えて、補助金の増額を求める、こうした態度を取るべきではありませんか。

そして、第5に審議会の内容が市民に知らされていません。先ほど説明すると言ったが、やはり武川・白州地区は、これだけの料金引き上げになります。1.9倍を示されました。ぜひとも直ちに、この内容で報告し、住民のアンケートを求める、すべての住民から意見を求める、こうしたことが必要ではないか、以上5点にわたってお願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、先の審議会におきまして、繰入金規模、6億円から7億円を当初の説明とは異なる提案を、なぜ、このようにしたのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、当初の審議会におきましては、受水費ということでご説明はさせていただきましたけれども、あくまでも審議会における一つの試案ということで示させていただいております。今回も、一つの試案ということで、分かりやすい形でご説明をさせていただいたところであります。

続きまして、2点目でございますけれども、市内の一本化につきまして、武川・白州地区が1.9倍ということでございますけれども、6町の料金については、固定するのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましても、今後の審議会におきまして審議をするという考え方でございますので、こちらについて、どのくらいの規模になるのかということも今後、審議をされるという考え方でございます。

3点目でございますけれども、総括原価の提案でございます。給水原価を示すことが必要ではないかというご質問でございます。

基本的には、北杜市におきましては企業会計を導入しておりますので、今後の料金算定につきましては、総括原価ということ念頭に置いて考えていきたいと思っております。こちらにつきましても、今後、審議会でご審議いただくということでございます。

あと、給水原価を示すことは必要ではないかと、8町ごとに示すのは必要ではないかということでございますけれども、こちらにつきましては、現在、1つの会計で行っております。これを8町ごとにそれぞれ分解する、それぞれ8町ごとに総原価と事業報酬、これを算出する、また固定費ですとか、変動費の原価、これにつきましても分解をしていくと。さらに資産維持費の算入、こちらにつきましても、8町において示していくということになるかと思っております。

けれども、8町での原価を示すということにつきましては、これがあくまでも現状の、1つの会計をさらに8つに分けてという、さらにこういう考え方の下、8つに分けるということには有意義ではないと、現在考えておりますので、こちらにつきましては、一本化という考えでおります。

続きまして、基準内繰入ということであります。

基準内繰入につきましては、国の通知、財政規模等を考慮してかというご質問でございますけれども、基準内繰入金につきましては、地方公営企業の規定によりまず一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則に基づきまして、毎年度、総務省より示される通知により、地方公営企業繰出金についての考え方、これをもとに他会計から公営企業会計へ繰り入れられるというものでございます。

具体的に水道の場合は、公債費の元金ですとか、法定福利費ですとか、あとは消火栓設置工事費等でございますので、このような考えの下、毎年度繰り入れということになっております。

最後ですけれども、審議会の内容説明をしていないということでございますけれども、当初の考え方といたしましては、3回、審議会を実施した中で、総合計画も含めまして、市の考え方を住民説明で行うという考え方でございました。

当初は10月の後半から11月上旬ぐらいにかけて、4地区を予定しておりましたけれども、当時考えた時期はコロナ禍ということもありますし、あと現状、審議する中で、もう少し、審議の進展、状況を住民の皆さまに明確に伝えられるという時期に達したところで、住民説明会を開催しようという考え方でございますので、こちらにつきましては、広く住民説明会を今後行っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

再々質問をお願いいたします。

水道は基本的なライフラインであり、公衆衛生上の観点から国や県、双方の責任で維持していくものが基本となっている、このように考えますが、市には2つのダムがあり、使われていない水が年間2億円を出している。これはやはり問題であります。こうした特殊事情を考えて、国への働きかけ、補助金の増額、どのように求めるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

清水進議員の、日本共産党の再々質問にお答えいたします。

ダムの関係につきまして、国への働きかけというご質問でございます。

こちらにつきましては、先ほども答弁で述べましたけれども、事業主体につきましては、峡北地域水道企業団でございますので、直接的には水道企業団のほうから国、県への働きかけを行うべきものと考えております。

しかしながら、この状況につきましては、今後、市の水道ビジョンですとか、経営基本計画

を改定する中で、明確な事業に関する方向性を出していきたいと考えております。このような状況が見えたところで、企業団とも改めて協議をしていきたいと考えております。

現状につきましても、担当者レベルでの協議につきましては、企業団との間で随時行っているところでございますけれども、それを発展する中で、さらに継続して協議を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、交付金を活用した市内事業者の支援で、特に医療機関についての質問を行います。

先ほど説明しましたが、地域医療を支えている、今、開業医の先生、歯科診療所などコロナ経営の中で、大変な思いで経営をされています。そして、さらに近年、電気料金や食料品の高騰、これは内部で節約をしていますが、その努力してもなお、経営が圧迫し、危機が高まっている、こうした状況が私たちに声が寄せられています。

そこで、第1に先ほど国の動向を見るといったお話があったんですけど、直接、市内の医療機関の経営の実態、どのように把握されているのか、つかんでいるのか、まず、その点と、そして、そうした状況によって、具体的な支援を、やはり早くしないと、経営の危機というのがありますので、どのようにするのか、早期の対策を求めたいと思います。その点について、2点だけ伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず1点目、市内の医療機関の経営状況というところでございます。

こちらについては、具体的な対応はしておりませんが、北巨摩医師会を通しまして、状況については伺っているというところでございます。

また、支援の方法につきましては、やはり交付金を活用してというところでございます。当然、国の動きというところが大事になってくるかと思っておりますので、先ほども答弁させていただきましたように、市内の医療機関の状況をしっかりと把握しながら対応させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

志村清君の関連質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問の関連質問を行います。

先ほど市長は、水道料金を一つにすることの根拠について、こう述べました。事業主体が一つになるからだ。いろいろ述べましたけど、基本はそういうことです。8つの町が1つの市になった、その事業だから一つの料金にするんだと言われました。私、これは理屈ではあっても、市民の皆さんは納得できないと思います。

違う聞き方を、今日、したいと思います。今、武川・白州の皆さんは、こういう方針を聞いて、ダムの水は一滴も飲んでいないのに、なぜ水道料金を一つにするんだ。違う水を飲んでいるのに、なぜ一つなのか、この問いに端的に今日は答えていただきたいと思います。

それから先ほど8つが1つになったから一つになるんだということについては、清水議員が言いましたが、葦崎は体系が違ってきます。3つの町が1つになった甲斐市も水道料金はそれぞれ違います。両立しないと思います。このことはいいです。今聞いた、違う水を飲んでいるのに、なぜ水道料金が一つになるのかということに端的に、分かるように答えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

志村清議員の関連質問にお答えいたします。

水道料金を一つにすること、なぜ一つにするのかというご質問でございます。

水道法第14条の供給規定におきまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らして公正妥当なものであるとの規定に基づいて、料金の改定、こちらにつきましても、現在、審議を行っていただいているところであります。その改定ですとか、決定という、この過程の中で1体系というものも含まれているというところでございます。これは合併時から今日に至るまでの、水道料金の改定審議の流れのもと、現在も行っていると認識しております。合併協定があり、前回の簡易水道運営委員会の答申があり、料金改定を行って、今現在に至っていると。その過程の中で、今回の料金改定の中では、すでに当初、合併協定で申されておりました地域的な統一というものが、すでに図られているという認識でおります。これが1体系にするという改定の流れでございます。

ですから、合併時から今日に至るまでの水道料金の審議の流れ、経過のもとに現在も1体系に関する議論を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

あえて答えていないと思います。なぜ、一つにするのかを聞いているのではないです。地域的な統一が図られているから、これはさっき市長が答えた中身です。私が端的に答えを求めたのは、違う水を飲んでいるのになぜ同じ料金ですか、これに答えていただきたい。

今後、丁寧な説明をする、岸田首相と同じですよ。今、丁寧な説明をしたつもりかもしれないけど、そういう説明では住民は納得しないと思います。もう一度答えてください。違う水を

飲んでいるのに、なぜ同じ料金ですか、これに答えていただきたいんです。2回目だから。
以上です。

それからアンケートは、するつもりがないのかも併せて教えてください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

志村清議員の関連質問、再々質問にお答えいたします。

北杜市の水道事業、こちらにつきましては、公営企業会計に移行している団体でございまして、その一企業体として料金の適正化や経営改善の検証を行っております。この考えの下、今後の経営戦略も具体化しようとしているものでございまして、その過程におきまして、1体系化というものが存在しているという考え方でございます。

それともう1点、アンケートでございますけれども、アンケートにつきましては、現状のところ考えておりません。説明会におきまして、広く住民の皆さまの声をお聞きするという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。

再開は4時30分とします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時30分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

ここで、本日の会議をあらかじめ延長します。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、15番議員、原堅志君。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

会派ともにあゆむ会を代表させていただきます。

現在、マスコミで悲惨なニュースが多々報道されていますが、中でも保育園児が送迎バス内に置き去りにされて園児が死亡するという、あってはならないことが発生しました。このような事故がないことを願っております。

さて、令和2年12月から監査委員になっている関係上、代表質問を控えさせていただきました。平成29年度から議論された北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備について、小淵沢保育園建設後は白州保育園・西部こども園を整備する計画があり、検討委員会を立ち上げていただきました。

しかしながら、検討委員会の提言がなされたあと、行政の方針が一変して検討委員会の委員の皆さんを、また白州町民も唖然としたところです。

6月議会で齊藤議員が代表質問しました。白州保育園・西部こども園整備計画について、市長の方針は分かりませんでした。そこで、白州町の議員として、再度、白州保育園・西部こども園整備計画について、それと以前から懸案事項でありました白州町の諸問題について、2項目についての質問をさせていただきます。

第1項目め、北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備計画について。

1. 白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会から提言がされていますが、庁内検討委員会を設けて検討したと思いますが、以下お伺いいたします。

- ・保育園設置場所は現在地を希望されたが検討内容は、
- ・現施設は老朽化が激しく、大規模改修を行う際は修繕箇所が多く改修規模が大きいことが想定されます。建築年数や安全性を考慮し、建て替えを希望だが検討内容は、
- ・現在位置に建て替える際は、建設期間中の保育環境を整えるために、仮設園舎ではなく本園舎の建て替えができるよう、周辺土地を買収し、敷地の確保を希望するとあるが、検討内容は、
- ・その他検討課題。

現在の園舎には廊下部分(テラス)がなく、保育をする上でも不便であるため解消を。また、プールの建設や駐車場の確保を希望だが検討内容は。園舎は定員75名程度(現在は120名)を希望、検討内容は、

- ・当保育園は、3歳保育の時代に建設された。現在は0歳児から保育を行っているが、特に施設の特長として建設地および建物が変則的である。検討内容は、
- ・庁内検討会として基本設計等予算計上の検討はなされなかったのか。
- ・令和3年10月に提言されたとのことだが、検討委員会は令和3年6月29日に意見集約されているが、市の方針が1年間もかかった理由は、

2. 6月議会における答弁について。

- ・早期に予算計上し大規模改修を進めるとの答弁であるが早期とはいつのことか。
 - ・仮園舎を町内の別の場所に設置すると答弁だが候補地は、
 - ・市長は何をもとに新築にも劣らない大規模改修を行うと答弁したのか。
- これについては、白州町民の有識者が非常に疑問に思っています。

3. 白州保育園・西部こども園施設整備を進めるためにも、新築・大規模改修の基本的な比較設計をすることが必要である。早期に比較設計費を計上すべきであると思うが市長の見解を。

4. 財政的な負担を軽減しつつ施設を長期間に渡って使用するための方策として、大規模改修するとしているが、白州町は有利な起債である過疎対策事業債の活用ができ、合併特例債など併用すれば財政負担も軽減できると思いますが、市長の見解は、

5. 市は平成29年12月に策定された北杜市立保育園整備計画を根拠としているが、作成時からの白州保育園児数の年度ごとの推移は、

6. 8月23日の全員協議会に、こどもパークおよびこどもランドの整備計画が報告され、実施設計および用地購入費が急ぎ計上されました。市長の公約の一丁目一番地は地域で子どもの声がするまちづくりであると思うが、白州保育園整備計画は、平成29年から議論されてきた。地域で子どもを育てる基本は、地域ごとにある保育園が遊び場であり保護者の交流の場

であると思う。まず、差し迫った白州保育園・西部こども園施設整備計画を早急に進めてから、北杜市全体としての、子どもたちの憩いの場の議論をすべきと考えるが市長の見解は。

2項目め、白州町の諸問題について。

今回は以前からの懸案事項である白州町の諸問題について、6項目についてお伺いします。

1. 北杜消防署白州分署の建て替え移転が決定したが、移転場所は。また、今後の建設スケジュールと跡地活用は。

2. 白州放課後児童クラブ移転の進捗状況は。また、教室を利用した児童クラブであり、通常学習に支障はないのか。

3. 横手地区内県道拡張工事および駒城橋の架け替え工事の進捗状況は。

4. 白州町の市営住宅の状況は。建て替えおよび廃止が予定されている、竹花・横手住宅についての進捗状況は。

5. 道の駅はくしゅうを「国道20号線の防災道の駅」として、大規模改修の考えは。

6. 白州町に介護施設の誘致の考えは。

以上2項目について、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、設置場所の検討内容についてであります。

「北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会」からは、「土砂災害警戒区域に指定されていないことや、町内の公共施設のバランスなどから、現在の位置を希望する」旨の提言をいただいたところであります。

市では、この提言を踏まえ、「北杜市立保育園整備計画」や「北杜市公共施設等総合管理計画」等の各種計画との整合性を図りながら、総合的に検討し、当初の計画どおり、大規模改修を整備方針とすることと決定しており、「白州保育園・西部こども園」の設置場所については、現在の位置のままとしたところであります。

次に、築年数や安全性を考慮した、建て替えに対する検討内容についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の大規模改修については、躯体や基礎などを除き、大きく手を入れる必要があるものと考えており、屋内プールの建設や駐車場の拡張なども含め、改修規模は大きくなるものと考えておりますが、安全性の確保はもとより、大規模改修に要する費用が、一般的な建て替え時のおおむね6割とされていることなどから、総合的に判断した結果、大規模改修としたものであります。

次に、建て替えのための敷地の確保に対する検討内容についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の整備については、大規模改修を整備方針としたところでありましたが、工事期間中は、仮設園舎を設置する必要があることから、仮設園舎建設のための敷地については、市有地を中心に、今後、検討を行ってまいります。

次に、大規模改修の時期についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の大規模改修については、保護者の方への説明を随時行い、ご理解をいただいた上で、なるべく早く、予算計上をお願いしてまいりたいと考えております。

現在、「白州保育園・西部こども園」の保護者への説明を始めたところであり、今後も、丁寧な説明を行ってまいります。

次に、仮設園舎の候補地についてであります。

工事期間中は、白州町地内の市有地に、「白州保育園・西部こども園」仮設園舎を設置する予定であります。

現時点では、保護者への説明を始めたところであり、詳細については未定であります。通園の安全面や費用面等を考慮しながら、設置場所や規模について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、新築にも劣らない大規模改修を行うとの答弁に対する根拠についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の大規模改修については、施設を長期間にわたって使用可能とするため、単なる修繕や改修ではなく、躯体や基礎を除いて大きく手を入れることや、屋内プールの建設等もあることから、新築に劣らぬ仕上がりになるものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町の諸問題における、北杜消防署白州分署の建て替え移転についてであります。

「峡北消防本部」においては、「峡北消防本部消防署所適正配置計画」に基づき、老朽化に伴う消防署庁舎の建て替えを行っております。

その中で、白州分署と小淵沢分署は、統合分署として、白州体育館の西側の市有地に建設する予定となっております。

また、今後のスケジュールについては、本年度に造成工事に着手し、来年度に建築工事、再来年度の竣工を予定しております。

なお、現在の白州分署および小淵沢分署の土地は、「峡北広域行政事務組合」の所有する土地であります。将来的に売却処分を行う計画となっております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備計画における、起債の活用についてであります。

保育園の整備に当たっては、その財源として、事業費の2分の1に、最も条件が良い「施設整備事業債」を充当し、残りの2分の1に「合併特例事業債」を充当することを基本的な考えとしております。

なお、白州地区においては、残りの2分の1の部分に「過疎対策事業債」を充当することも

可能であります、「過疎対策事業債」の配分枠には限りがありますので、その年に県から示される配分金額を勘案しながら、「合併特例事業債」または「過疎対策事業債」のいずれか有利な方を選択し、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町の諸問題における、介護施設の誘致に対する考えについてであります。

介護施設を整備する場合は、介護保険制度の適切な実施のために必要なサービスの見込み量を定めた「介護保険事業計画」の策定にあたり、あらかじめ施設の整備計画を明記する必要があります。

現行の「第6次ほくとゆうゆうふれあい計画」では、「小規模多機能型居宅介護」を小淵沢町、白州町、武川町のいずれかに整備することとしております。

この件につきましては、公募により、武川町に整備することが決定し、本定例会において所要の経費をお願いしているところであります。

「介護保険事業計画」は3年を1期とする計画で、次期計画は令和6年度から令和8年度までを計画期間としております。

介護施設を公募する地区およびサービスについては、「北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、サービスごとの見込み量をもとに、サービス提供基盤整備について検討することになります。

「第6次計画」では、公募による施設整備は終了したところでありますが、市内ではまだ整備が必要な地域があることから、次期計画でも地域偏在が解消できるよう、施設の整備について「策定委員会」へ求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、その他の検討課題についてであります。

「北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会」から提言をいただいた園舎の廊下部分の改修や、プールの新設、駐車場の拡充、施設規模などについては、今後、設計を行う際に、規模や間取り、配置等を検討してまいります。

次に、現在0歳児から保育を行っていることを特性とした、建設地および建物の検討内容についてであります。

「白州保育園・西部こども園」は、今後、大規模改修の設計を行う際には、例えば床暖房や

安全な遊具など、3歳未満児を安心して預けられる環境づくりに気を配りながら、施設規模や保育室の間取りなどを含め、検討を行ってまいります。

次に、庁内検討会での基本設計等の予算計上の検討の有無についてであります。予算計上については、「大規模改修」の方針を決定したあとに検討したところであります。

次に、市の方針に時間を要した理由についてであります。

昨年6月29日の第3回目の「検討委員会」において意見集約がなされ、市に提言があったところであります。また、「北杜市立保育園整備計画」において、「北杜市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進すること」となっていることから、昨年度策定作業が進められていた同計画を含む各種計画の策定を待ち、これらとの整合性を図った上で判断を行ったため、時間を要することとなったものであります。

次に、新築と大規模改修の比較設計費の計上に対する見解についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の施設整備については、大規模改修を行う方針でありますので、新築と大規模改修との比較設計を行う予定はありません。

しかしながら、国の指針に基づいた、国土交通省監修の「ライフサイクルコスト計算プログラム」によると、大規模改修に要する費用は、建て替え時のおおむね6割程度とされているところであります。

次に、白州保育園の園児数の年度ごとの推移についてであります。

年度ごとの園児の推移については、毎年4月1日時点において、平成29年度60人、平成30年度54人、令和元年度46人、令和2年度51人、令和3年度56人、令和4年度61人です。

次に、白州保育園・西部こども園の早急な整備についてであります。

「こどもパーク」および「こどもランド」と、「白州保育園・西部こども園」の整備については、どちらも市の子育て施策として重要なものであり、また、性質も違うものと考えております。

今後も、それぞれの事業の早期実現に向けて進めてまいります。

次に、白州町の諸問題における、白州放課後児童クラブの移転についてであります。

「白州放課後児童クラブ」については、来年4月の白州小学校への移転に向け、必要な工事や運用面など様々な項目について、学校や教育委員会、放課後児童クラブと協議を重ねております。

また、夏休み期間を利用し、出入口の風よけの設置や、室内の補修等を実施したところであります。

残りの工事についても、長期休暇を活用し、計画的に実施してまいりますので、通常学習に影響はありません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町の諸問題における、道の駅はくしゅうの大規模改修についてであります。

「道の駅はくしゅう」は、国道20号の沿線に位置していることから、災害時における帰宅困難者や地域住民にとって、一時的に避難できる施設としての活用が期待されるところであります。

しかしながら、現段階においては、敷地スペースの状況や、市全体の防災計画上の観点から、大規模改修を実施し、「防災道の駅」とすることは困難であると考えております。

「防災道の駅」へ向けた取り組みについては、引き続き関係者と検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町の諸問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、横手地区内県道拡張工事および駒城橋の架け替え工事の進捗状況についてであります。

横手地区の工事は、平成27年に山梨県で事業化され、以降、用地測量や詳細設計、用地交渉等が進められてきたところであります。

昨年度末に道路改良工事が発注され、工事は順調に進捗しており、今後も計画的に道路改良工事が発注される予定と伺っております。

また、駒城橋の架け替え工事は、平成29年度から地区説明会や、「駒城橋架け替え工事推進委員会」で説明を重ね、令和元年度より事業化され、用地測量や詳細設計、用地交渉等進めてきたところであり、白州町横手側については、昨年度に発注された工事は完成しております。

現在は、武川町柳澤側の用地交渉が進められており、また、橋梁の架け替え工事については、本年度の渇水期に、橋梁下部工事に着手する予定であり、早期完成を目指し工事が進められているところであります。

市としては、「白州町横手地区内県道改良工事」と「駒城橋架け替え工事」とともに、地域住民の切望する事業でありますので、引き続き県と連携を図るとともに、早期完成に向けて協力してまいります。

次に、白州町の市営住宅の状況についてであります。

現在、白州町内には「竹花2号団地」「横手団地」「宮の上団地」「横手南団地」「白州甲斐駒団地」の市営住宅があります。

入居戸数は、先月31日現在、5つの市営住宅の戸数44戸に対し、36戸であり、入居率は、81.8%となっております。

このうち、「竹花2号団地」と「横手団地」については、老朽化しており、すでに新規募集を停止している状況であります。

また、「竹花2号団地」の進捗状況については、15棟中12棟の解体が完了しており、残る3棟については、入居者の移転先が確保され、退去が完了次第、順次、解体を進める予定であります。

「横手団地」の進捗状況については、3棟中1棟の解体が完了しており、残る2棟については、入居者の移転先が確保され、退去が完了次第、順次、解体を進める予定であります。

今後は、昨年度に改訂した「北杜市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」を見直す中で、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

ちょっと申し訳ないですけども、2項目めの早期とはいつということは答弁いただきましたか。もし、答弁がいただいているのであれば、再度、私が再質問したいと思いますが。

○議長（加藤紀雄君）

2項目めが何ですが。

○15番議員（原堅志君）

2項目め、北杜市立白州保育園・西部こども園の施設整備計画についての2項目めの6月議会の答弁についての、早期に予算計上し大規模改修を進めるとの答弁であるが早期とはいつかとうこと、この答えはいただいたですかね。

○議長（加藤紀雄君）

今の質問、分かりましたか。

白州保育園・西部こども園の施設整備計画についての、大きな2項目めの6月議会においての答弁についてのところが答弁されていないと、こういうことでしょうか。

確認をお願いします。

分かりましたか。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

先ほど、市長答弁のほうで答えをさせていただいております。

大規模改修の時期についてであります。

「白州保育園・西部こども園」の大規模改修については、保護者の方への説明を随時行い、ご理解をいただいた上で、なるべく早く、予算計上をお願いしてまいりたいと考えております。

現在、「白州保育園・西部こども園」の保護者への説明を始めたところであり、今後も、丁寧な説明を行ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

原堅志議員、よろしいでしょうか。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

再質問の中で言わせてもらいます。

これは、私の質問は早期とはいつかと、いつのことを言っているのかと。保育園の保護者会に説明とか、それはまた別問題だと思います。市長の答弁の中で、その早期という言葉を使っていますので、早期とはいつかということをお伺いしたいと。例えば12月なのか、1月なのか、来年の5月なのか、そういうことを聞きたいわけですね。その早期とは、発言の中での早

期とはどういうものかということで、再質問の中に含めます。

続けて、再質問を4項目、お願いします。

北杜市立白州保育園・西部こども園整備検討委員会は・・・。

○議長（加藤紀雄君）

4項目ということは、大項目で。

○15番議員（原堅志君）

細項目の中で4点。今のを入れて5点ですね。

○議長（加藤紀雄君）

それでは、大項目で2つ、質問がありますが。

○15番議員（原堅志君）

2つともお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

2つともやるわけですね。

はい、どうぞ。

○15番議員（原堅志君）

では、再度いきます。

北杜市立白州保育園・西部こども園整備検討委員会は、上村市長が任命されました。検討委員会の提言が尊重されるべきであるが、結果的に無視されました。混乱を招いたことに対して、市長自ら謝罪すべきだと思いますが、市長の見解は。

2点目、令和4年3月23日に北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会で、計画が大きく見直されました。整合性を図らなければならないので時間を要したと、第5回目の検討委員会で事務局が答弁いたしました。先ほども、そのことについて触れていますが、第3次総合計画および公共施設等総合管理計画のどこの項目に整合性を図ったのか、お伺いします。

3点目として、北杜市公共施設等総合管理計画、令和4年3月に改訂、56ページに個別施設計画にはない新たな視点として、社会構造の変動による利用需要の変化に応じた総量最適化を検討する、また保育施設、62ページについては、北杜市立保育園整備計画や北杜市保育園充実プランに基づき適正規模、適正配置を行うと書かれているが、検討委員会の提言は的を射ているように思えます。見解をお願いします。

4. 北杜市立白州保育園・西部こども園の整備計画の中で、先ほど、大規模改修が決定してから予算を考えるという答弁だったと思いますけども、その予算計上を早急にすべきと考えますけども、市長の見解をお願いいたします。

以上5点について、よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

最初に検討委員会の提言と異なった結果に対し、市長、謝罪するべきではないかについてでございます。

検討委員会につきましては、市に対して提言を行う組織であると考えております。最終的な

判断は市で行うものと考えておりますが、これまでの検討委員会において、市からの説明が十分ではなく、結果といたしまして皆さまに混乱を与えてしまったことに対しまして、大変申し訳なく思っております。

また、途中の検討内容等もお知らせすることがなく、少し時間も経ってしまったというところも反省するところでございます。

今後は大規模改修によりまして、建物の性能や機能を向上させまして、安心・安全な中でより良い保育が行われるよう鋭意努めてまいります。

続きまして、公共施設等総合管理計画のどこと整合性を図ったのかについてであります。

改訂後の北杜市公共施設等総合管理計画におきましては、目標の見直しに向けた考え方の中で、築30年を経過した施設については、存続か廃止かを検討した上で必要に応じて大規模改修を実施することとあること。また、長寿命化の実施方針としても、今後も長期間にわたって継続して使用することが見込まれる施設については、点検、診断の結果を踏まえ、適切な修繕、改修等を行い、長期間利用していくこととともに、個別の長寿命化計画等を策定している公共施設については、その計画に基づき長寿命化改修工事を実施するところでございますので、これらとの整合性を図ったものであります。

次に公共施設等総合管理計画、また保育園整備計画、保育園充実プランに基づいた適正規模、適正配置についてであります。

保育園の配置につきましては、北杜市保育園充実プランにあるとおり、小学校の配置を十分に踏まえるとともに、各地区に最低1園が存在するように配置するとあることを基本としておりまして、これに基づきまして白州保育園を存続、配置するということからも大規模改修を実施することとしたものであります。

続きまして、整備のための予算を早急にすべきではというところと予算の早期とはいつかということでございます。

併せて、ここをお答えさせていただきますが、まず早期にということについてでございますが、予算のほうは市といたしまして、少しでも早く予算計上をし、お願いしたいと思っておりますが、やはり保護者の皆さまに説明をし、ご理解を得た上でなければ進めないということで、早期というふうに表示をさせていただいておるところでございます。少しでも早く予算計上したいと考えております。

続きまして、基本設計の話があったかと思いますが、基本設計につきましては、まず大規模改修の方針というところを最初に決定をしたところでございますので、当初の計画どおりに決定をしたところでございますが、その時点では、当然、大規模改修ということですので、そういった比較設計はしないというところに結論づけてございまして、今回、詳細設計をする中におきまして、より調査、耐震の再度の調査やプール建設のための地盤の調査など、各種調査を併せて実施をしていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

残念ですね、その答弁は。

まず、こどもパークについては、4月に立ち上がって、われわれに言ったのは8月ですよ。もう9月のこの議会で予算化されています。それが早期と言うんではないですか、まず。白州保育園は平成29年度から議論して、小淵沢を待って、小淵沢はたしか、私の記憶ですと、この4月からオープンしているはずですよ。そして、この問題、公共施設のこの中に、令和4年3月に改訂版ですよ、改訂した中に小淵沢の西と東が入っているわけですよ、ここにまだ。まだ一本になっていないんですよ、これ。改訂版なのに。オープンというか、竣工式はとっくに終わっているはずですよ、3月以前に終わっているはずですよ。なぜ、これが西と東が載っているんですか、これへ。

それ以前に、白州保育園の場合は、その以前の問題として、この議論をされてきたわけですよ。例えば、今、部長からあった、チャレンジプラン、ここにありますよ。これを見て、考えても、どう考えても、今の議論の中で、白州保育園が後回しになる議論にならないわけですよ。要するに、今、行政の人たちが予算を、例えば市長がここで予算を盛ると、どういう形であれ、大規模改修であれ、予算を盛って検討するということであれば、これは納得できるんですよ。大規模改修、大規模改修って、何が大規模改修だと。予算を盛って初めて大規模改修の結論になるわけですよ。検討委員会の皆さんが真剣に、2年もかかって議論して、これでいいだろうと、120人規模のものを75人でいいですよと、縮小までして、議論しているわけですよ。

そこで再々質問させていただきます。

白州保育園の園児数が、先ほど、私の調べたところでは、現在64人だと聞いたんですけども、先ほどの答弁で61人に増えていると、平成29年度の計画より増加していますよね。10人以上増えているわけですよ。これは白州町の町民の声により、甲斐駒団地が建設された効果だと私は考えています。北杜市白州町の将来を見据えて検討委員会の声に耳を傾けて、白州保育園・西部こども園を早急に建て替えるべきだと思います。

本日も白州町民の方が、これを聞いています。ぜひここで方向性を、市長の声で白州町民に一言、どういう方向でいくということをぜひ、この場でお願いしたいと思います。市長のご答弁、よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長の答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

大規模改修ということで、なるべく可能な限り早期に予算化をさせていただければと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

では、2項目めの諸問題について、再質問させていただきます。

項目が別項目になっていますので、一挙に1項目ずつ質問させていただきますのでよろしくお願いたします。

まず1項目めですけれども、北杜消防署白州分署の場合は、白州体育館隣に建設されるということのご答弁でしたけれども、この土地についてはどのような契約になるのか、まずお伺いします。

また、20号線の出入り口が、安全性のために隅切りをしたほうがいいではないかという声もあるんですけれども、この2点について、まずお願いします。

次に2項目めの白州放課後児童クラブは、北杜市にとって初めて小学校の空き教室を利用して設置されます。白州町民も子どもたちの安全のために認めたんだと思います。

そこで児童会およびPTAに対して、学童と児童クラブの利用関係をどのように周知するかお伺いいたします。

3項目めです。駒城橋架け替え工事については、白州町横手側は工事完了ということのご答弁ですが、武川町柳澤側を進めているとの答弁です。柳澤の進捗状況について、お伺いいたします。

4項目め、白州町の住宅問題ですが、これは前々から、もう何年もかかってやっている問題ですけれども、竹花2号団地の残る3棟については、以前から武川団地の改修工事以後はそちらに移転をお願いするということになってはいますが、早期に解体に向けて取り組む予定とのことですが、3棟の移転交渉の進捗状況は。また、横手団地の入居の現状と移転についての話し合いはなされているのか、お伺いいたします。

それと竹花2号団地と横手団地は、北杜市営住宅総合活用計画、長寿命化計画の位置付けはどのようになっているのか、お伺いいたします。

5項目めですけれども、道の駅はくしゅうは現在、指定管理者アルプスと生産者の協力関係はスムーズにいております。コロナの収束を見据えて、北杜市の中核施設である国道20号線に面している重要な道の駅である。建設から23年が建ち、混雑時には駐車場が狭く、20号線が渋滞をきたす状況になっております。防災面からも道の駅はくしゅうの今後について、検討に入る時期にきているのではないかと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

6項目めですけれども、先ほど部長のほうから介護施設についてご答弁がありましたけれども、次期の介護施設にぜひ入れてもらいたいということですが、今年度は武川のほうに1件、決定したということですが、7年前に介護施設、わいわい白州が白州にできたときは、白州町民、民生委員20名が傍聴に来ていて、今では地域から喜ばれている施設になっております。白州町では、もう1つ、どうしても介護施設がほしいというご意見が非常にあります。どうか再度、白州町に介護施設を誘致すべきと思いますが、市長の見解をお願いします。

以上、お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

北杜消防署、白州分署の建て替えについて、いくつかご質問をいただいております。

まず、建て替え後の契約の内容というか、方法ということだったと思います。

現在、峡北消防本部におきまして、新たな分署建設用地について、測量調査等を行っております。その結果を受けまして、市としてどのように対応するか検討するものでございます。

それから登記につきましては、最終的には分筆登記を行いまして、土地貸借契約ですか、こちらを締結する予定でございます。

それから市道から国道20号への出入り口が狭いため、その部分を隅切りを行って出入りがしやすいようにしたらどうかといったようなご質問だったと思います。

こちらも現在、峡北消防本部が把握している統合分署におきましては、事業主として契約が進んでいるとの報告を受けております。最終的に確定しまして、事業化がより具体的になった時点で状況に応じて峡北消防本部の意向に応じて、こちらについては検討してまいりたいと考えております。

それから、もう1点、防災道の駅の関係でございます。防災の面からということで、総務部で答弁させていただきたいと思っております。

市は、地域防災計画を定めるなど、市民の安全を守るための取り組みを進めているところであります。しかし、現状におきましては、指定避難所における防災設備や備蓄品の整備など、防災の核となる施設においても、十分な整備にはまだ時間がかかる見通しでございます。

したがいまして、現在の計画の中で、防災道の駅として道の駅はくしゅうを活用する段階ではないと考えてございます。

なお、防災道の駅となるためには、国の認定要件を満たす必要がございまして、その要件につきましては、現時点では満たしていないと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

順次、答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

保護者への周知についてでございます。

保護者につきましては、すでに昨年度の夏にお知らせをし、以降、夏休み前など必要に応じて、これまでも随時お知らせをしてきております。

また、次年度の入所希望者につきましても、確定したところで利用の注意などお知らせをしていく考えでございまして、これからも随時お知らせを、機会があるごとにしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、駒城橋の架け替え工事について、武川町の柳澤側の進捗についてでございます。

武川側につきましては、市道武川柳澤7号線を利用し、その拡幅とすり合わせの道路の工事となります。現時点においては、隣接する県営圃場整備事業との調整を行っているところであり、概ね順調に進捗していると伺っております。

次に竹花2号団地の残る3棟の移転の交渉の状況についてと、あと横手団地の入居者の移転

の状況についてでございます。

現在、竹花2号団地に入居されている3棟の方については、武川団地が改修中であり、武川団地に入居されている方の調整がつき次第、竹花2号団地、3棟の方の意向を改めて確認した上で移転をお願いする予定でございます。

また、横手団地に入居されている方、1世帯につきましては、現在、移転について話し合いの場を設けたところでございます。

次に、北杜市営住宅の総合活用計画および長寿命化計画の位置付けでございますけれども、竹花2号団地および横手団地は木造住宅と、簡易耐火構造の住宅でそれぞれ国の定める用途廃止の期間を経過していることなどから、取り壊しを順次進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

介護施設の誘致というところでございます。

基本的に介護施設につきましては、特に住んでいるところというような特定はされません。しかし、やはりそもそも要介護者にとっては、住み慣れた地域で暮らしていくということはずごく大切なことであるかと思えます。

本市の状況を見ますと、やはり介護施設につきましては、地域の偏在化があるということで、先ほど答弁させていただきました。そういったところから、今年度、小淵沢町、白州町、武川町のいずれかに整備というところで、6次計画のほうに盛りさせていただいております。

次の計画につきましては、やはり地域偏在というところをしっかりと解消していきたいというところもございますので、策定委員会の中にはそういったところも踏まえて、お願いをしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

申し訳ございません。先ほどの答弁の中で誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

最初に答弁をしました契約のところでございますけれども、私、最終的には分筆登記を行って、土地賃借契約と申し上げましたけれども、こちらは正しくは分筆登記を行って、土地賃借契約の誤りでございました。こちらは、無償ということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

では、再々質問をさせていただきます。

2点ほどお願いしたいと思います。

まず、1点目が竹花2号団地および横手団地については、先ほどご答弁の中で、特に竹花2号

団地については、今、3棟残っているという中で、武川の改修施設、そちらのほうへ移っていただくということで、前々からその話が出たんですけども、ぜひ、これがもう何年も経っているんですね。武川のほうへ移動するという話が。ぜひ早急に、これを進めていただきたいと思います。

そこで北杜市への移住希望者が多い今こそ、早く更地にして、子育て中の家族に分譲して、また3カ所にあります子育て支援住宅から転居される家族向けに活用して、北杜市への移住政策を進めることが必要と考えますけども、このへんについて再度、市長の見解をお伺いします。

もう1点は、現在の白州児童クラブの移転後の土地、建物についてはどのように活用するか、その点についてお伺いいたします。

以上2点について、お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

竹花2号団地と横手団地についてであります。

まず、武川団地の改修を早期に完了させまして、現在、武川団地にお住まいの方々に整備済みとなります棟への移転を図るほか、取り壊しを計画しております、ほかの団地から転居を優先させてまいりたいと考えております。

また、跡地の活用につきましては、原議員のおっしゃるとおり、子育て中の家族、また子育て支援住宅からの転居に向けた活用というものは、重要であると考えております。

関係部局と調整を進めるほか、地域の意向を踏まえる中で、移住定住に向けた活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

放課後児童クラブ移転後についてでございますが、移転後につきましては、現状、防災倉庫などに活用し、白州総合支所のほうで管理するような予定で協議をしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

齊藤功文君の関連質問を許します。

○12番議員（齊藤功文君）

まず、1項目めの白州保育園・西部こども園の整備計画についての関連質問をさせていただきます。

まず、この整備計画は計画から5年経過している状況の中ではありますが、提言書が市長に提出されているにもかかわらず、いまだ整備事業に関わる予算化もされていないという現状の中、白州保育園関係者、白州町に生活する市民の皆さまの思いを逆なでするような、いわゆるこどもランド計画は、わずか今年の5月から8月までのわずか3カ月間足らずの期間で検討した計画で、すでに予算化されております。

こうした、まず差し迫った白州保育園・西部こども園整備計画を早急に進めてから、北杜市全体としての子どもたちのいこいの場の議論をすべきと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の関連質問にお答えをさせていただきます。

こどもランド、こどもパークと白州保育園の整備計画についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど答弁もございましたが、市といたしまして、子どもの支援策として、どちらの事業についても大変重要なものと捉えておりまして、保育園につきましては、子どものすこやかな成長を支えるための大切な役割を担っているとともに、働きながら子育てを行う世帯にとっての保護者の皆さまにも重要な施設になるということは、十分認識をしているところでございまして、こどもパークにつきましては、「子育てするなら北杜」という地域ブランドの構築を目指すために重要な施設であり、親子それぞれが交流できる場として、しっかり整備をし、地域ブランドとして構築をしていきたいという考えを持ってございますので、どちらの施設につきましても重要な施設ということで、それぞれしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。

再開は5時45分とします。

休憩 午後 5時31分

再開 午後 5時44分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

本日の最後の質問になりますけども、よろしく願いをいたします。

はじめに、先月上旬に前線の停滞により北陸・東北地域が記録的な大雨となり、家屋や農作物等に大きな被害がありました。私も友人が秋田県や岩手県にいますので、確認をしたところですが、被災された皆さまには心よりお見舞いを申し上げるとともに早期の復興を祈念するところでもあります。

また、先月24日には北杜市の北部において大雨がありました。私も車で走行中で、あまりの激しい雨のため、付近の駐車スペースで10分ほど緊急停車しました。経験したことのない豪雨に身の危険を感じたところです。

また、この三連休中には台風14号が日本列島を縦断しました。市内では人的被害がなかったところであり、安堵しているところでもありますけども、集中豪雨といい、台風の経路といい、気候変動を感じているところでもあります。

それでは、会派みらい創生の代表質問に入ります。

5項目について、質問をさせていただきます。

はじめに、長坂駅のエレベーター設置についてであります。

長坂駅のエレベーター設置については、令和3年3月市議会定例会で私が一般質問したところです。市長は、「長坂駅および周辺整備の在り方も含め、利用者や地域の方々の意見を伺うワークショップを開催し、多くの声を聞きながら整備について検討したい。」と答弁されました。建設部長からは、「エレベーターは跨線橋階段の対面側に接続し、上下線各1基の計2基を整備する計画案で、事業費は約7億3,500万円、JRと協議・要望を行っている。」との答弁がありました。

長坂駅へのエレベーター設置は、白倉市政からの重要課題であり、当時、JRとの協議では、2020東京オリンピック・パラリンピックに対応する駅舎整備を優先するので、その後、検討したいとのことでした。

上村市長においては、就任時の令和2年12月の市議会臨時会での市長市政方針表明の「日本列島のど真ん中、魅力ある安全な山岳田園都市づくり」として明記されている公約でもあり、第3次北杜市総合計画の前期基本計画における、安心して快適なインフラ整備の公共交通網の整備・活用促進において交通弱者への外出支援にもつながります。

長坂駅の主な利用者は高根・長坂・大泉の住民で、北杜市の人口の約51%であり、通学や通勤、通院、特急電車への乗り換えの利用が多い状況です。また、高齢化率が40%と進んでいる本市では、足に不安のある方やベビーカーを利用する子育て世代には、階段が急なため長坂駅を利用できず不便なことから、エレベーターの設置は特に高齢者や子育て世代などの市民からの要望が多い状況ですし、また長坂駅前の長坂コミュニティーステーションに開設されました長坂コワーキングスペースの利用拡大にもつながると私は考えております。

ぜひ、設置を実現してほしい。以下、質問をします。

- ①これまでのJRとの協議内容は。
 - ②設置費用のJRと市の負担割合は。
 - ③設置における最大の課題は何でしょうか。
 - ④設置について市長の考えをお聞かせください。
- 次に、子育て支援拠点整備についてであります。

子育て支援拠点の整備について、市長は昨年12月の市議会定例会みらい創生代表質問「子育て支援施設の拡充について」に対し、「子育て施設整備は必須であり、屋内外一体型の施設整備を検討する」と答弁されました。また、第3次北杜市総合計画前期基本計画においては、安心して子どもを産み育てられる支援の充実として、親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる新たな複合施設の設置や公園について検討し、整備するとしています。

さらに、6月の市議会定例会市長所信で「子育て支援施設の整備については、「子育てするなら北杜」と多くの方に共感される「子どもが賑わうまち」を目指していくため、親子が気軽に集い、交流できる子育て支援の拠点の整備を検討している。子育て世代が求めている公園や屋内遊び場を把握するためのアンケートや聞き取りを行い、「北杜市子ども・子育て会議」や「ほくと子ども育成戦略会議」の委員の皆さまのご意見を伺いながら、本年度秋以降に設計業務に着手したい。」と表明され、このほど、たかねふれあい公園に「こどもパーク」と「こどもランド」を整備するとしました。しかし、新・行政改革大綱、公共施設等総合管理計画において、市立図書館、公営温泉、市立保育園、市立中学校などの再編・統合を行う、市民の関心が高い公共施設の保有量の最適化に取り組みながら進める事業でもあることから、明確なコンセプトや管理・運営方法などを示して進めることが市民の理解が得られ、利用の促進につながるために重要です。

そこで以下、質問をさせていただきます。

①子育て世代を対象に実施したアンケート結果と、北杜市子ども・子育て会議などでの、新たな子育て支援拠点整備について集約された意見は。

②公園、こどもパークや屋内遊び場、こどもランドの対象年齢、規模、総事業費、整備のスケジュールは。

③施設の管理・運営方法も含めて、市の3つの子育て支援住宅の建設にあたり、アドバイスいただき、また子育て支援住宅の認証もしていただいた、ミキハウス子育て総研株式会社や子育て世代の意見を取り入れながら設計していくことが施設の有効活用につながると思いますが、いかがですか。

④今回のこどもパークの計画では、エリア外となっていますが、公園内のふれあい池周辺を再整備し、子育て世代や高齢者が散策できる公園にしてはいかがでしょうか。

次に、脱炭素先行地域への応募についてであります。

市長は、令和2年12月に、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会を目指すことを宣言されました。国は、地方自治体や地元企業、住民が中心となり、地域の温常効果ガス排出量と森林による吸収分などを差し引きゼロにする「地域脱炭素」を提唱し、本年度からモデルとなる「先行地域」へ交付金を創設、全国で26件が選定をされたところです。秋には第2弾が発表される予定で、来年度は倍額の400億円の脱炭素交付金が計画されていると報道されました。

北杜市では、平成18年に新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究の公募にチャレンジし、東京、千葉、北海道など全国からの応募の中で、2カ所に選定され、当時、約30億円をかけ、平成22年度まで実証研究されたNEDOの施設も、平成23年に無償で譲り受けるとともに、国のスクールニューディールで、全国1カ所に選定され、ほぼ全額が国の負担により全小中学校へ太陽光発電設備を設置しました。また、農林水産省が当時、農業用水の利用に難色を示してきた農業用水路を

活用した小水力発電を全国で初めて設置するなど、再生可能エネルギーの先進地として積極的に取り組んできたところです。さらに、昨年2月には「水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために」をコンセプトに、北杜市再生可能エネルギーマスタープランを策定し、本年の第1回市議会定例会市長所信において、ゼロカーボンシティを推進するため、環境保全のトップランナーとして、環境省が選定する「脱炭素先行地域」に応募するためのロードマップを策定すると表明されました。

お隣の長野県茅野市や甲府市、甲斐市など県内市町村でも応募に向けて計画を進めていると聞いています。応募には再生可能エネルギーへの専門的な知識や民間を含めての調査等が必要であり、提出するための予算や市内の民間企業の協力は不可欠です。先行地域へのハードルは高いですが、第3次北杜市総合計画においても「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を将来都市像としているのであれば、新エネルギー事業基金などを活用し、これまでのチャレンジ精神を継承して、ぜひ挑戦してほしいです。見逃しの三振より空振りの三振です。

以下、質問させていただきます。

①ロードマップの策定は。

②環境省へ応募するための予算措置と提出時期は。

次に、高根町地区の保育園整備についてであります。

北杜市立保育園整備計画では、先ほど議論が行われましたけども、白州保育園の次に「みどり保育園」の大規模改修が計画されています。また、本年3月に策定された新・行政改革大綱では、公共施設保有量の最適化において、旧町村地域に複数の市立保育園が設置されている地域は、統合・再編を先行して検討するとしています。

現在、高根町地区には、公益財団法人が運営する清里聖ヨハネ保育園と北杜市立のみどり保育園・しらかば保育園・しらかば保育園さくら分園・わかば保育園の5つの保育園があるため、新・行政改革大綱では、みどり保育園の大規模改修に合わせ、4つの市立保育園の統合を検討することとなります。

このことから、清里聖ヨハネ保育園との調整を図りながら、統合の在り方、統合保育園の規模や場所など、長期にわたる検討が必要と考えられるところです。

その中で、昭和59年に建設され、すでに38年を経過している「みどり保育園」の施設状況を考えますと、早急に施設改修の検討に入ることが必要であると思います。

以下、質問させていただきます。

①高根町地区の4つの保育園の在り方の検討に入る時期にきているが、いかがでしょうか。

②早急に整備が必要な「みどり保育園」の整備スケジュールは、どうなっていますか。

最後に、総合健診と健診結果等の活用についてであります。

健康は財産であり、市民がいきいきと暮らすことは市の活性化になります。

山梨県と山梨県歯科医師会は、新型コロナウイルス感染症予防歯科健診を本年4月20日から6月20日まで実施し、感染症予防対策として口腔ケアの重要性をPRしました。私も受診をしましたけども、こういった健診がウイルス感染の予防の観点からも注目されており、まさに「治療」から「予防」への移行であります。

ところで、第3次北杜市健康増進計画によると、疾病別医療費の割合で最も高いのは悪性新生物、いわゆるがんでありますけども、その28%で、県平均より2.6ポイント高く、早期発見が重要で、定期的に健康チェックをし、正しい知識のもと健康管理することが同計画の中

心施策でもあります。

昨今、人間ドックの予約が取りづらいことや高齢化により交通手段がないことなどから、自己負担が増えても人間ドックと同様な検査項目を総合健診に希望する方も増えています。また、人間ドックや総合健診の結果を市内の医療機関が共有することで、医療費の適正化や病気の早期発見につなげ、市内の医療機関が市民の「かかりつけ医」として気軽に相談できる体制を構築することが必要な時代になってまいりました。さらに、保健師や栄養士等が住民と接する機会を増やすために、総合健診に関する業務のうち案内通知の作成や発送、会場や日程の調整、受診会場の準備などはDXの活用や、民間の健診機関に委託することなども考えられるところ です。市民にとって身近な保健師、栄養士等の存在は、高齢化や感染症への不安が多い状況を考えると、とても重要になってきています。これは、病気の早期発見や予防につながり、医療費増加の抑制にもなります。

そこで以下、質問させていただきます。

①総合健診の検査項目を拡充する考えはありますか。

②総合健診等の結果を市民が登録した市内の医療機関と共有することは考えていますか。

③保健師、栄養士等の事務事業を見直して、市民にとって身近な保健師や栄養士等にすることは。

以上5項目、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

子育て支援拠点整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケート結果等で集約された意見についてであります。

子育て世代を対象に実施したアンケートは、「つどいの広場」、「放課後児童クラブ」、「保育園」および「障がい者施設」への聞き取りに加え、本年4月27日から5月15日までの間で、小学校、保育園などにチラシを配布し、Webにより回答をいただく方法での調査を行ったところであります。

その中で、「こどもパーク」については、「大型遊具があること」、「みんなが使いやすく、広い駐車場があること」、「遊具で安全に遊べること」、「木陰、ベンチを備えていること」などのご意見がありました。

また、屋内遊び場の「こどもランド」については、「無料で遊べること」、「クライミングやボールプール、こどもトイレを備えていること」などのご意見がありました。

また、「北杜市子ども・子育て会議」および「ほくと子ども育成戦略会議」を開催し、課題や解決策などの検討がされ、「こどもパーク」については、「自然景観を生かした、北杜らしい場所や世代間交流が可能な場所がよい」、「こどもランド」については、「空き施設の活用や公園との一体的な整備がよい」、といったご意見をいただいたところであります。

次に、公園や屋内遊び場の整備についてであります。

「こどもランド」については、0歳から小学校低学年までを対象とし、施設の延べ床面積は約750平方メートル、「こどもパーク」は、約1万3千平方メートルを予定しております。

総事業費については、設計費や工事費、工事監理費等併せて約5億円と想定しております。
整備スケジュールについては、設計業務完了後、速やかに着手し、令和6年10月のオープンを目指しております。

次に、高根町地区の保育園整備における、保育園の在り方の検討および、みどり保育園の整備についてであります。

市立保育園については、「北杜市保育園充実プラン」や「北杜市立保育園整備計画」等に基づき、整備を行っているところでありますが、昨年度に策定した「新・行政改革大綱」や「北杜市公共施設等総合管理計画」において、「旧町村に複数の市立保育園が設置されている地域については、優先して統合・再編を進めること」としていることから、高根町地区の保育園の統合・再編を検討する中で、「みどり保育園」の整備についても、検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

脱炭素先行地域への応募について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ロードマップの策定についてであります。

本市では、2020年12月23日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2030年目標として温室効果ガスを46%削減し、さらに2050年に実質ゼロを目指すとしたところであります。

このため、本年度は「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」で調査を行ったデータの補正を行い、国が示す脱炭素社会に向けた取り組みや支援を検証し、本市が削減目標を達成する上で必要な施策をまとめたロードマップの作成を予定しており、脱炭素先行地域の申請への活用を図ってまいります。

次に、予算措置と提出時期についてであります。

申請に必要な予算については、本年度の「新エネルギー事業特別会計」の当初予算で計上しており、現在、電力関連企業との連携も視野に入れる中で、3回目の脱炭素先行地域への応募を検討しております。

また、提出時期については、現在、環境省から具体的な募集日程は示されておりませんが、スピード感を持って対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

総合健診と健診結果等の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検査項目の拡充に対する考えについてであります。

総合健診は、市民の利便性に配慮し、検診バスにより各町を巡回して実施しております。

健診項目については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、早期発見・早期治療を目的として、必要とされる特定健康診査項目すべてを受診していただけるように設定しておりますが、「子宮頸がん検診」と「胃内視鏡検査」の2種類の検査については、検診バスの設備では衛生面で実施が望ましくないため、「子宮頸がん検診」については、受診票を発行し、「かかりつけ医」で安心して検査していただくようご案内しております。

また、検診について、お問い合わせをいただいた際には、市内で受診が可能な「市立甲陽病院」をご案内しております。

胃内視鏡検査については、身体の状態によっては、バリウムによる胃部レントゲン検査を受診できない方もいらっしゃることから、市内で安心して「胃内視鏡検査」を受診ができる体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、総合健診結果の医療機関との情報共有についてであります。

総合健診の結果は個人情報であることから、現状では確実に本人に返却しております。

本人以外の第三者と情報を共有するには、本人の同意や個人情報の漏洩を防止する取り決めが必要となります。

現在、厚生労働省では、マイナンバー制度を活用して、個人の健診結果や医療情報、薬剤情報等を一元的に管理できる、データ利活用の基盤整備を目指しており、市としては、今後、国の整備状況を注視しまいりたいと考えております。

市と医療機関が健診等の結果を共有する方法として、総合健診の結果により精密検査が必要となった方に、市から市内の医療機関を中心に精密検査の受診をお願いするなど、その情報は医療機関から市へ報告されることから、間接的に共有されているものと考えております。

また、市では、本年度から健診結果の数値が基準値を超えた方で本人の同意が得られた場合、「かかりつけ医」から検査データを提供していただき、保健師・栄養士が連携して、ご本人の生活習慣の改善に向けてサポートをする事業を実施しております。

加えて、「かかりつけ医」として市内の医療機関を定期的に受診している市民の検査データを、医療機関から市へ提供していただくことで、特定健診を受診したものと読み替える、「みなし健診」を本年度より実施する予定であります。

医療機関からの健診データを市が把握し、保健師や栄養士が情報を共有することになり、きめ細やかなサポートにつなげてまいりたいと考えております。

次に、保健師等専門職の事務事業の見直しについてであります。

市の保健師は、健康増進課、介護支援課、地域包括支援センター、福祉課、障害者総合支援センター、ネウボラ推進課へ分散配置となっており、それぞれの部署で担当地区を持ち、活動しております。

健康増進課の保健師については、総合健診の準備から結果報告会まで、事務作業にも多くの時間を費やしております。

昨年度から、総合健診のインターネットによる申し込みや、予約制の実施により少しずつ負担軽減を図っておりますが、今後も、アウトソーシングやデジタル技術の活用、リモート健康相談などによる負担軽減を図りつつ、市民の皆さまの利便性を向上させる事業実施を検討してまいります。

保健師・栄養士の専門職は、市民と最も身近に接することができる貴重な人材であることから、より身近な保健師、栄養士として活躍できるよう、課の業務量や業務内容の分析、業務改

善と併せて、事務職を含めた職員の適正配置を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

子育て支援拠点整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代の意見等の有効活用についてであります。

施設の設計に当たっては、事業者や子育て世代のご意見を取り入れることが有効であると考えており、「つどいの広場」の支援員や、「ひよこルーム」の受託事業者、また、近隣自治体の施設運営者や法人等にもご意見を伺っております。

設計委託については、「公募型プロポーザル方式」を採用することとし、様々な提案の中から、最も適した事業者の選定を行ってまいります。

次に、ふれあい池周辺の再整備についてであります。

「こどもパーク」の整備範囲は、「ふれあい池」南側の桜並木までとしており、「ふれあい池」については、調査検討を行ったところ、湧水等の水処理や池周辺の地盤が緩いことなど、課題が多いことから、今後の検討項目としております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

長坂駅のエレベーター設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、JRとの協議内容についてであります。

JR東日本とは、平成29年度に実施した、エレベーター設置に係る調査設計に伴う、協議の結果、上下線に各1基、合計2基のエレベーターを設置することを最適案としております。

東京2020オリンピック開催後、本格的に整備について協議、検討を進めることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、JR東日本も多大な影響を被っており、今後、好況となる見通しの判断も難しいことから、JR東日本との協議を見合わせている状況であります。

次に、設置費用にかかるJRと市の負担割合についてであります。

JR東日本との「中央本線長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する協定」に基づき、実施した調査設計による概算の設置費用として、工事費6億9,300万円が算出されております。

この費用については、「北杜市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金」の対象となることから、補助金として、市は3分の2を負担し、3分の1をJR東日本が負担することと考えております。

また、実施設計費4,200万円については未定としており、同様に補助金の交付対象経費

となりますが、JR東日本との協議により決定することとしております。

次に、エレベーターの設置における課題についてであります。

長坂駅は鉄道敷が狭いことから、エレベーターを設置するためには、既存設備の移設等が必要であり、整備費用が高額となること、また、乗降者数がJR東日本の整備方針の基準以下であること、かつ、市の要望に基づき整備することになるものであることから、維持管理費用の一部を向こう20年間、JR東日本に対して負担していかなければならないことが課題となっております。

次に、設置への市長の考えについてであります。

エレベーターの設置は、年齢を問わず、すべての方が利用しやすくなるようバリアフリー化を図るものであり、SDGsの実現にもつながるものであると考えております。

また、地域の活性化の一翼を担う鉄道駅は、極めて重要な施設であり、整備に当たっては、JR東日本の協力が必要不可欠であります。

長坂駅のエレベーター設置については、その重要性を十分に認識しており、市長も就任直後に、JR東日本に出向き要望をしまりました。

今後も、JR東日本に対し、粘り強く要望をしまりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。5項目、すべてについて再質問をさせていただきます。

はじめに、長坂駅のエレベーターの設置ですけれども、先ほど部長の答弁の中で、3分の2ですか、市が負担というようなこと、維持管理費についても負担しなければいけないということ、多々課題はあるわけですけれども、このようにエレベーターの設置には多額の予算と粘り強いJRとの協議が必要で、設置実現には長期にわたる熱意ある市長の行動が、私は非常に重要だと思っています。

白倉市長も何回かJRの本社に行って、積極的にその必要性をアピールして、そして小淵沢の駅もああいう形で実現をした、巨摩跨線橋の予算についても交渉しながら進めてきたということを考えますと、非常に市長の行動というのは重要ではないかと思えます。

市長、あと2年の任期での実現というのは、現実的に非常に不可能であると私は考えていますけれども、この市長の長坂駅のエレベーターの設置について、思いをぜひ市長の口からお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

長坂駅のエレベーター、本当に私も非常に大事だと思っております、やはりバリアフリーといえますか、あの階段ですと、障がい者の方ですとか、高齢者がなかなか使えないというよ

うな現状があるのではないかなと思っております。

しかしながら、やはり3分の2、市の負担、また維持費ということが非常に大きなネックになるわけでありまして、応分の負担といえますか、JR東日本にも、そのへんをもう少し負担していただくように、私も強く要望してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございます。ぜひ、いろんな、財源的なこともありますけども、私は非常に必要な事業だと思いますので、今のご答弁のとおり積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、2点目の子育て支援拠点整備について、4点、再質問をさせていただきます。

1点目としまして、こどもランドの事業として、ファミリーサポートとつどいの広場を実施するとしていますが、現在、実施しているつどいの広場の利用状況を考えますと、少子化や保育園の早期入所、小さいうちから子どもを保育園に預けるといことがありまして、利用者の増加はあまり見込めないのかなと、私は考えています。つどいの広場の統合、また新たな事業として、通院や葬儀など急な場面において子どもを預けられる一時預かり事業、今、保育園でやっているようですけども、こういった事業や土日の開館、または、こどもランド内に昼食を食べられるスペースの設置、また1歳の子どもと4歳の子どもではまったく遊び方が異なるし、男女でも違います。それらを見守ったり、指導する支援員も必要になります。したがって、それに合った、こどもランド内の配置を検討する必要があると私は思っています。

また、北杜市らしいという言葉がありましたけども、建物を私としては木造がいいのかなと考えていますけども、このこどもランド、単なる屋内の遊び場の提供ではなく、つどいの広場事業なども実施し、多くの利用をうながすのであれば、先ほど質問もさせてもらいましたけども、細かな点、詳細設計などにおいて、市の子育て支援住宅の建設において、アドバイスいただいたミキハウス子育て総研のアドバイスを取り入れながら実施していくことが、私は北杜らしいこどもランドになると思います。

全国的に知名度があるミキハウス子育て総研が監修したということで、市民だけではなく観光などで訪れた市外の子育て世代にも、子育てにやさしい北杜をPRできるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

2点目として、ファミリーサポート事業がこどもランド内に移転するとしていますが、長坂保育園秋田分園は、今後どのように、現在、秋田分園でファミリーサポートをやっていますが、そのスペースをどのように活用していくのか、お聞かせください。

3点目として、高根ふれあい公園の芝生広場、平日はグラウンドゴルフの愛好家が定期的に練習をしています。また、芝の管理などもボランティアでやられているというふうに聞いております。愛好家の皆さんも土日は、この公園は子育て世代に利用してほしい、また平日でもそういったグラウンドゴルフの練習の、高齢者と子どものふれあいができればいいという思いがあると聞いております。ぜひ、こどもパークの整備については、それらの意見を取り入れてほしいと思います。

また、公園の中には、ご案内のとおり、箕輪堰土地改良区の農業用水路があります。十分に関係者と協議をしながら計画を進めてほしいが、いかがでしょうか。

4点目として、公園北側にふれあい池散策路の看板がありますけども、残念ながら散策路は現在、管理不十分で散策路として利用できず、周辺住民や公園の利用者からの苦情もあります。先ほど、ちょっと湿地帯みたいなのところもあるという部長の答弁がありましたけども、それでもこどもパークの完成を待たずに、草刈りや清掃などを今から定期的に行って、高齢者などが散策する場所としてはいかがでしょうか。

以上4点、よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

はじめに、部屋の配置、レイアウトについてであります。

事業を実施する上で、部屋の配置、またレイアウトは非常に大切であると認識しております。ゾーニングや安全が保てる配置や動線の確保ができるよう、支援員や利用者、事業実施者などの意見を参考に設計してまいりたいと考えております。

また、ミキハウス子育て総研の、施設に求める認定要件が数多くあるところがございますが、これらの項目も配慮しながら、確認しつつ、設計を行っていくよう研究してまいりたいと考えております。

続きまして、長坂保育園の活用についてであります。長坂保育園は現在、つどいの広場ひよこルーム、また病児・病後児保育園として活用しております。また、子育てサークルなどの活動場所としても一部利用していることから、今後もこれらを継続して実施していく予定であります。

次に、グラウンドゴルフ愛好家の意見についてであります。

こどもパークについては、子どもを中心といたしまして、多世代の皆さまが集える、交流できる場になるよう整備をしたいと考えておりますので、グラウンドゴルフにつきましても、そういった場面が確保できるよう検討をして、できる限りのことをしたいと考えておりますが、プロポーザルのレイアウト等で、計画のほうを煮詰まり次第、逐次、状況をお伝えしながら、ご意見も伺いながら協議をしてまいりたいと考えております。

また、農業用水路につきましても、土地改良区のほうに状況をお伝えしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあい池の管理についてであります。今後、ふるさと公園につきましても、注目を集める場所となっていくことと考えておりますので、維持管理につきましても逐次、雑草等の状況などを確認しまして、定期的な管理を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

それと、先ほど長坂保育園と、私が申し上げましたが、長坂保育園の秋田分園の今度の活用についてということで、長坂保育園秋田分園ということで訂正をお願いいたします。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。それでは再々質問なんですけども、やはり私もミキハウスが子育て支援住宅を建てたときに内覧をしましたけど、なるほどなという点が数々ありました。それからやはりネームバリューがありますので、最後にそういったところにミキハウス子育て総研が監修しましたというような形にすると、やっぱりミキハウスのホームページに載るとかということで、非常に市外の子育て世代にもPRできて、夏休みとかそういうときには、市外の方、観光で訪れた方、または里帰りで来た方にも利用していただけるということで、利用の拡大にもなるのではないかと、良い宣伝にもなるのではないかとということで、提案をさせていただきましたので、もう一度、答弁をお願いします。

2点目として、こどもパーク、平日の利用というのは、先ほど、ちょっと質問させていただきましたけども、やはりある程度、人数も限られます。ぜひ、そういった平日には、グラウンドゴルフをすとか、高齢者がお孫さんと散策すとかということで、定期的に利用することで、こどもパークのにぎわいがつくれると思いますので、ぜひそういった配慮をしていただきたいと思いますけども、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、ミキハウス子育て総研の件についてでございますが、認定の項目がたくさんあるというふうに確認をしてございまして、そちらのほうも確認をいたしながら、そういった監修について研究をさせていただきたいと思っております。

続きまして、こどもパークについての利用ということで、先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり議員おっしゃるとおり、こどもパークにつきましては、子どもから高齢者の皆さままで、多くの皆さまにご利用していただけるような公園にしていきたいと思いますと考えております。そうした中でも、グラウンドゴルフの皆さまにも、そういった部分からぜひご利用をいただけるような、形になることが理想であると考えております。多くの皆さまに利用していただけるような、そういった公園になるよう、提案もございまして、これまで多くのご意見もいただいておりますので、そういった部分を反映しながら設計等を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

それでは、3点目、脱炭素先行地域への応募について、再質問をさせていただきます。

先日、報道で再生可能エネルギーで発電した電力で、純水を電気分解し、水素を製造するP2Gシステムを山梨県と連携して、サントリー白州工場が導入し、水素エネルギーをボイラーやフォークリフトの燃料として利用すると発表をされたところです。企業のCO2排出ゼロに

向けた活動へのスピーディーさと意識の高さを感じたところです。

さて、環境省への脱炭素先行地域への応募に当たって、北杜市全体を地域とすることは、広大な面積で自然環境が異なる本市では困難であると思います。

昨年2月に策定した北杜市再生可能エネルギーマスタープランをベースに提案するという答弁がございましたけども、この中で、地域自立型電力供給のモデル地区になっている長坂地区が私は適当ではないかという考え方があります。長坂地区には、ご案内のとおり北杜サイトがありますし、中央自動車道沿いに液化天然ガスのパイプラインが埋設をされております。また、長坂保育園、長坂小学校、長坂中学校、甲陵中高等学校、給食センター、障害者総合支援センター、市営団地、下水の処理場、長坂総合支所、甲陽病院、長坂総合スポーツ公園などの公共施設が集中しており、また県と東京電力が設置をしました米倉山の太陽光発電の電力を利用して製造された水素を購入し、燃料電池車やフォークリフトを使用しているキッツをはじめ、ショッピングセンター、山梨住宅工業、長坂自動車教習所などの民間施設が集中しているため、先行地域として計画に適していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

環境省への脱炭素先行地域への応募にあたっては、長坂地区が先行地域として計画に適しているのではないかとのご質問であったと思います。

北杜市再生可能エネルギーマスタープランには、自立型の電力供給モデルとして、長坂地区が確かに掲げられております。この地域には、議員ご指摘のとおり、北杜サイトや小中学校をはじめまして、甲陽病院など公共施設が多く存在しており、比較的まとまりのある地域でございます。

長坂地区を再生可能エネルギーの活用に取り組むモデル地域といたしまして、位置付けることも視野に、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。ぜひ、その長坂地区をモデル地区にして、提案するというのが、私はベストではないかと思っておりますけども、それでは再々質問ですけども、環境省への応募にあたっては、専門的な知識がなければ、先ほど言いましたように、甲斐市とか甲府市もチャレンジをするようですけども、こういった自治体間競争に勝つことは非常に難しいんじゃないかと思っております。

答弁の中で、電力関連企業等の連携も視野に入れながら検討していきたいとのことですが、スピーディーに対応するためには、北杜市が行っている官民連携は重要だと考えておりますけども、今後どのように進めていくのか、進める考えがあるのかお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

環境省への応募について、専門的な知識も必要となることから、どのような考え方を持っているかとのご質問であったかと思えます。

脱炭素先行地域への応募を行うためには、専門的な知識がどうしても必要だと考えております。

当初から北杜サイトを運営している国の機関であるNEDOと事業を共同で行ってきておりますNTTファシリティーズは、再生可能エネルギーマスタープラン策定業務にもコンサルトとして参加するなど、北杜市の再生可能エネルギーの事業にも深く関わっているところでございます。同社の有する膨大な蓄積データやノウハウのご提供をいただきたいと思いますと考えております。

また、市内全域を網羅している送電線を持っている東京電力にもご協力をしていただきたいと思いますと考えております。当然、そのためにNTTファシリティーズおよび東京電力の2社と連携も視野に入れつつ、脱炭素先行地域については進めてまいりたいと、ご協力のもとで先行地域の環境省への申請を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

脱炭素先行地域、ぜひ3回目に間に合うような形で、スピーディーに連携協定をして進めてほしいと思えます。

それでは、4点目の高根町地区の保育園整備について、再質問をさせていただきます。

保育園の施設整備には、現場の意見や保護者等の要望を取り入れることから、ある程度の期間が必要でございます。先ほど、代表質問にもありましたけども、白州保育園の整備と並行して、みどり保育園の検討に入らないと、整備完了は早くも5年、6年後になるのかな、もっとかかるのかなと思っております。

新・行政改革大綱では、保育園については、基本方針として、8から10施設で利用水準は110人から130人としています。新・行政改革大綱が策定された本年3月の時点では、高根町と長坂町以外は、各町1保育園となっていることから、一般的に考えると長坂町と高根町は2保育園ずつと考えるのが必然だと思います。

また、昨年度の北杜市の出生数は、コロナ禍もありまして、200人を切り190人となっていますけども、このうち高根町は35人で全体の18%、長坂町は37人で同じ19%となっています。仮に長坂町を1保育所に統合した場合、令和4年4月1日現在で試算をしますと、園児数は199人、高根町は178人となり、新・行政改革大綱に記載されている1施設100人から130人を大きく超える、ある程度、大規模な保育園となります。さらに高根町は高根東小学校と高根西小学校に再編をされたばかりでありまして、仮に1つの保育園に統合された場合は、統合された1保育園から2つの小学校に通学することとなり、保護者等の理解

を得ることは、かなり難しいと考えざるを得ません。市長は答弁で統合、再編を検討する中で、現在、70人の園児がいますけども、みどり保育園の整備についても検討するとのことですが、ある程度、目標の年度を決めないと、ずるずるいくということは非常にまずいので、他の公共施設の個別施設計画が令和5年度までに策定するという事に併せて、北杜市立保育園整備計画の見直しも含め、令和5年度までに、このみどり保育園、高根町地区の保育園の在り方について、結果を出すという考えなのか伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

まず、保育園の施設につきましては、市立保育園整備計画が公共施設等総合管理計画の中で示す個別計画に当たりますので、現状、策定されているという状況でございます。そのような中で、保育園の施設整備等については、昨年度、策定されました新・行政改革大綱において、8から10施設での統合、再編を進めるということ、また旧町村地域に複数の市立保育園が設置されている地域などについては、先行して検討することとされていることから、これら全体を踏まえまして、北杜市保育園充実プランや北杜市立保育園整備計画なども踏まえ、また議員がご指摘のことなども含めまして、現状は期限を定めておりませんが、みどり保育園の整備計画について、そういった全体を検討する中で、今後も順次、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。保育園、小学校、中学校というふうに、大事な施設があるわけですけども、基本的には統合というのは、上からやってくる。上というのは、中学校を統合し、その施設を使いながら、小学校を仮に統合する場合は統合する。その施設を使いながら、土地などを使いながら、保育園を統合していくというやり方を、やはりきちっとしないと、地域や保護者の理解というのは、非常に難しいんじゃないかと思っておりますけども、高根町地区には、私も担当しましたけども、高根東小学校を統合するときにも、いろんなご意見があり、でもやはり子どもたちのことを考えて、清里小学校も高根東小学校、ですから東小学校をつくるときにも、旧来の東小学校ではなく、新しい東小学校ですというイメージで、校歌も一新したりしました。非常にやっぱり統合というのは、エネルギーがいる事業ですので、そうはいっても、やっぱりみどり保育園、かなり古くなっていますので、早めにこういった方針をしっかりと出していないと、なかなかずるずるいってしまうのではないかと思いますので、再度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりでございます。旧町村地域で複数の市立保育園が設置されている地域などについては、先行して検討するという事になっておりまして、長坂町と高根町につきましては、ここに当たるかと思っておりますので、統合、また再編については、高根、長坂から検討していかなければなりません。また特にみどり保育園が次の大規模改修の順番にもなっているということも踏まえまして、早いうちに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ぜひ、スピーディーに結論を出して行ってほしいと思います。

それでは、最後に5番目の総合健診と健診結果の活用について、2点、お伺いをさせていただきます。

1点目として、令和3年度の総合健診に関する健康相談の実績では、電話による相談が2,410件、来所による相談が1,342件、健診結果の報告会の対象人数は1,905人で、そのうち実際に指導で相談に訪れた方は1,895人、非常に参加率は99.5%で、市民が自身の健康管理に関心が高いことが数字となって表れてきています。

また、健康相談に対応する、先ほど質問しましたが、保健師、栄養士等は丁寧な対応が求められ、その丁寧な対応が、市民が保健師等を身近に感じる機会になってくると私は思っています。

答弁の中で、市立甲陽病院を案内しているとのことですが、市民の認知度は低いと思います。人間ドックの予約が取りづらいという声は多く、また交通手段の問題等もあります。北杜市には2つの病院がありますので、病院改革として役割分担を明確し、1つの例ですけれども、外来専門の病院と入院、健診の病院など、医療体制を変えていくということが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目として、現在、がんや循環器病など生活習慣病が増加し、寝たきりや認知症のように高齢化に伴う障害も増加をしております。このため、病気やケガにより損なわれた身体機能の改善のみでなく、その患者個々の実情に応じ、その生活にも配慮し、患者の日常生活の質の維持、改善を含めた医療提供が可能な体制が今、求められていると私は思っています。

コロナ禍において、国はかかりつけ医に相談してくださいというふうな報道をしましたが、市民一人ひとりにかかりつけ医がいたのかというのは疑問があります。日頃から健康相談等を行い、市民の疾病、その他のあらゆる健康上の問題に対し、その初期の段階で適切な対応を行い、必要に応じて予防管理および継続的な医療を総合的に提供することを、一般的には家庭医として位置付け、家庭医は健康や病気などについて、いつでも相談できる、身近な存在となります。この家庭医というふうな制度を市立病院や市内の医療機関、保健師等に担っていただくような体制ができれば、市民の健康への不安を解消できると私は考えています。

高齢化率が高い北杜市でありますので、市民が安心して暮らせるために他の自治体に先駆けて市立病院や保健師等の活動を家庭医に移行していくことを積極的に進めたいと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、役割分担の明確化によって医療体制を見直すことはというところかと思えます。

第3次北杜市総合計画の中におきましては、地域の各医療機関との連携により安心できる医療体制の確保ということが謳われております。特に安心できる医療体制の確保というところ、ここがかかりつけ医というところにつながってくるかと思えます。市民に寄り添った医療の提供ということが求められるということだと思っております。

このことから市立2病院の在り方ですとか、役割といったところを今後、検討していく必要はあるかなと考えております。

次に2点目でございます。市立病院ですとか、保健師といった活動を家庭医へ移行するというところでございます。

まず、家庭医というところでございますけども、家庭医とは身近にあつて、なんでも相談に乗ってくれる、総合的な医療というところでございます。このことを考えますと、こちらも第3次総合計画の中に謳っております。様々な理由で身体、精神、生活などに困難を抱える市民に対して、行政サービスや専門機関のケアを提供するというところでございます。特にかかりつけ医と違うところは、先ほど申し上げました身体、精神、生活といった幅広い分野について対応するというところになるかと思えます。

いずれにしても、市民に対して寄り添った形の中で、保健師の在り方、市立病院の在り方というものを検討していかなければならないと思えます。これは総合計画の中にも謳ってあるというところは、総合計画の実現に向けて目指していかなければならないことだと思っておりますので、そういったところを踏まえて、これからも活動してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○6番議員（大芝正和君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

大芝正和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

2項目めの子育て支援拠点整備について、1項目のみ関連質問させていただきます。

こどもランド、またこどもパークの建設については、民地の買い上げというのが予定されているようです。現在、ゲートボール場として市民の方が利用している場所であったり、また水路として活用している箇所もあります。先ほど、ご答弁の中に意見を取り入れていくとか、意

見を反映していくというような、利用者の方の話を取り入れていくというようなお話がありましたけど、周辺の住民の方の理解が大変重要で必要だと思います。この周辺地域の方の説明を早急に行う必要があるのではないかと思います、現状ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の関連質問にお答えさせていただきます。

こどもパークの建設に伴う周辺への説明ということでございます。

まず、行政区の区長へ現状についての、そしてまた、今後の、今、分かる範囲での見通しということにつきまして、ご説明をさせていただいております。また、グラウンドゴルフの愛好家の皆さまにつきましても、代表者の方に同じく現状についてご説明をさせていただいております。土地改良区の代表の方につきましても、説明をさせていただいております。

今後につきましては、それぞれ計画がまた煮詰まり次第、それぞれご説明をさせていただきながら、協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。今、区長、グラウンドゴルフの方、土地改良区の方とか、お話をいただいております。計画が煮詰まり次第というようなご説明でしたけれど、その方たちも非常に大事なんですが、近隣周辺というのは、またいろいろな意味で、迷惑ということはないんでしょうけど、いろんな意味で関わっていただかなければならないということがありますので、その方たちの理解というのは、さらに必要だと思っています。

いつから、どうなるのか、どうしていくのか、できるだけ早く明確に説明することが、このこどもランドの建設に対しては、非常に重要だと思いますが、再度、見解を伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の関連質問の、再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます、これから近隣の方にも状況等を説明いたしますが、その前に当然、行政区という、そういう単位がございますので、区長であり、班長であり、そういう方にご説明をする中で、近隣の皆さまへの説明等をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

ほかにありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時54分

令和 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 1 日

令和4年第3回北杜市議会定例会（3日目）

令和4年9月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

会派しんせい 清水敏行君

日程第2 一般質問

2番	興水 崇君
4番	小林 勉君
3番	中山喜夫君
10番	井出一司君
11番	志村 清君
12番	齊藤功文君
5番	神田正人君
13番	福井俊克君
18番	保坂多枝子君
17番	野中真理子君

2. 出席議員 (20人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（48人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一	秘書広報課長	小澤哲彦
人事課長	跡部秀之	消防防災課長	篠原賢
企画課長	土屋雅光	管財課長	三井智昭
市民サービス課長	日向勝	環境課長	中山由郷
福祉課長	櫻井義文	子育て政策課長	中澤徹也
農業振興課長	川上俊一	観光課長	田丸敬一
観光課長	土屋直己	商工・食農課長	福田和久
まちづくり推進課長	末木陽一	教育総務課長	鷹左右紀
生涯学習課長	渡辺美津穂	学校給食課長	中田光泰
学術課長	村松佳幸	中央図書館長	田中伸
上下水道総務課長	小澤栄一	上下水道施設課長	浅川博之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 植松宏夫
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

大芝正和君の発言を許可します。

○6番議員（大芝正和君）

発言の訂正をお願いしたいと思います。

昨日の私の代表質問、3項目め、脱炭素先行地域への応募についての中で、来年度は倍額の400億円と通告書の記載のとおりなんですけども、発言の中では200億円と発言をしてしまいました。正しくは400億円ですので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

ただいま、大芝正和君から訂正の申し出がありましたので、400億円を200億円と読み間違えたということですので、よろしくお願いします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

会派しんせいの会派代表質問を許します。

会派しんせい、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ある方からハガキをいただきました。「未来を描く力、その提案を」とのことでした。また、ある方から本市の財政や環境への提言をいただきました。

議員という立場で、まずできる努力をと思います。

折しも決算の議会中、市の決算認定のため、令和3年度内の精査が求められ、その質問が続きます。質問とは何か。過去の討論との整合性と議決した、その事実の重さとは。的を射た質疑の大切さとはなど多くを考えさせられ、学びとなります。脚下照顧、かえりみたいと思います。

また、決算審査に当たり、決算書、報告書というたくさんの資料が提出されます。私は会派しんせいの会報作成時、誤字・脱字なども含め、誤ったメッセージは市民に出せず、チェックを重ねますが、それでもハッとすることがあります。ゆえに市の決算書などの精度の高さに、当たり前とはいえ感じるものがございます。この資料自体、決算審査なのだと思います。

市長におかれましては、後日、この決算審査という果実を味わっていただき、その味わいの重さを予算編成など、次に生かしていただきたいと思います。

孤掌は鳴らず、一人では何もできません。言わずもがなではありますが、行政において職員との信頼関係は何より大切であり、それは職員の考えを聞くことから始まると思います。ともあれ、執行の皆さんの多大な労に思いをいたし、以下9月第3回議会定例会、会派しんせいの代表質問を大きく5項目いたします。

まず、1項目めであります。将来を見据えた本市中学校施設づくりについて、お伺いします。

文科省は令和4年3月、有識者会議による「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書を公表。その中には、新しい時代の学びの姿、学校施設の課題、学校設置者における推進方策などがあります。文科省も同6月その推進として、「中学校施設整備指針」を策定。折しも本市におきましても、学校数や通学区域などの再編案を議論する「市立中学校再編整備検討委員会」が立ち上がりました。市が学校設置者として、まず中学校においてどのように将来の施設を計画、整備していくのか、重要な時期を迎えています。これからの学校施設には、これまでの固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す未来思考の視点、今まで以上に柔軟で創造的な学習空間づくりが求められます。みんなが一緒に学ぶ多様な学習を展開できる教室環境整備、地域社会と連携・協働し活動・交流拠点としての共創空間整備、避難所含め安全・安心で、持続可能な教育環境確保など、校舎の新設や改修が待つ本市中学校施設整備計画の核心とも言えます。将来変容する可能性がある学びのスタイル。それに備える明確なビジョンや未来思考の視点の重要性。学校づくりの原点は、子どもたちが明日また行きたくなる学校づくりであります。

以上の点から、以下質問します。

1 本市の将来を見据えた今後の中学校施設整備計画が進むわけですが、みんなが一緒に学ぶ、多様な学習を展開できる教室環境整備構想について、その考え方は。

2 学校施設内に共創空間として地域コミュニティスペースづくりは。また学校運営協議会（コミュニティスクール）との連携・協働の拠点づくりは。

3 避難所施設として、自家発電、情報通信設備、バリアフリー、耐震、水害対策等、様々な防災機能の強化が求められますが、整備推進の考え方は。

4 学校整備には公立学校施設整備費負担金事業でのプロポーザル方式採用も多いと聞いています。学校関係者や有識者参画のプロポーザル方式の導入が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、2項目めであります。民生委員・児童委員の「なり手不足」、現状と課題、改善策についてお伺いします。

「民生委員」は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。社会福祉の増進のため地域住民の立場から、福祉全般に関する相談・援助活動を。また児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を。任期は3年、12月の改選であります。

しかし従来の活動に加えて、単身高齢者世帯増加、ひとり親家庭や子どもの貧困、児童の虐待、不登校、ひきこもり、災害活動など、新たな課題が顕在化する中、この「なり手不足」が問題となっています。1期で辞める方も多いと聞いています。

令和元年改選時、全国の再任率が68.6%とのことです。なぜ「なり手不足」なのか。適格要件も求められ、先に述べた活動内容の多様化、複雑化があり、それに伴う業務量の増加、高齢層の雇用など、様々挙げられると思います。例えば、地域での子どもの貧困もつかめな

というジレンマに悩むという話も聞きます。真摯に取り組むゆえに生じる悩みも一因ではないでしょうか。保育における「無園児」問題、対応は誰がするのでしょうか。制度に合わせるのか、制度を、なり手不足の要因に合わせるのか。厚労省の一部改正では不十分であり、改選時期12月を4月に変える国の努力も必要だと思います。本市として、できる取り組みは難しいかと思いますが、ただその努力、改善策の模索、検討、改善を図る努力は、同じ市民として、また地域福祉の担い手としての委員支援の点から重要と認識します。

そこで以下質問します。

- 1 民生委員・児童委員になる手順は。具体的な職務内容は。報酬や活動費は。
- 2 本市には、現在合計何人でしょうか。構成の内訳は。平均年齢は。
- 1期から2期目の再任率は。その理由の検証は。
- 3 なり手不足の認識は。市と委員との連携状況は。
- 4 市としての改善策の考えは。また、以下の提案、委嘱型ボランティアである民生委員・児童委員への理解を深める。報酬がないということ、活動費のみという事実。

委員へのアンケート調査で課題を抽出。委員の悩み相談窓口を。例えば精神科医、弁護士などの相談窓口の用意。

職務の明確化、スリム化。災害時、まず自分や家族確認第一に。活動内容の負担軽減などがあります。

サポートする協力ボランティアづくりは。このようなことはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に3項目めであります。本市公募型プロポーザルについて伺います。

公募型プロポーザルについて、以前、野中真理子議員と私が、長坂総合スポーツ公園陸上競技場施設の件で質問しました。その折、このプロポーザル方式の実施要領は、各所管課で考えその都度作っていくという答弁でした。そのことは理解いたしますが、その折の質問の趣旨の一つは、所管課で置く審査委員会、それは客観性確保のため、利害関係を有しない者5人以上で組織とありますが、そこに庁外のメンバーとして、有識者を入れるよう検討を要請するというものです。

確かにすべての事業が必要かは議論のあるところと思いますが、少なくとも、公平・公正、客観性、透明性が求められる昨今、より詳しい専門的な知見を加味することは、私は時代の要請であり、プロポーザル方式を採用する意義だと思います。その所管課の設置委員会、委員構成の考え方、検証などについて、また、今回の屋根貸しの件、2月18日全員協議会で初見だと理解しております。そこでは、プロポーザルの話は出ていないと認識しております。公募型プロポーザルの実施は、3月議会、他会派議員の質問と、6月17日の全員協議会で聞いたと理解しています。連携協定をもって使用許可ではないとのことですが、2月の折、プロポーザルの説明はできなかったのでしょうか。

そこで以下、質問します。

- 1 屋根貸しのプロポーザル方式、いつ頃どのように決定したのか、経過の説明を求めます。また、市が今後もプロポーザル方式を選択肢に加える理由は。
- 2 今後のこどもパーク・こどもランドも含め各所管課作成の実施要領へ、公平・公正など担保のため庁外メンバーとして、基本的に有識者を入れることが望ましいと思いますが、これまでに庁外委員加入の実績、意見の聴取は。庁内の今後の「委員構成」その考え方を伺います。

3 プロポーザル方式その後の検証、長坂総合スポーツ公園陸上競技場施設改修の検証。また、イベント（北杜ふるさと祭り）など従来の施設利用は可能でしょうか、詳細な説明をお願いします。

4 今後の計画の中で、各課におけるプロポーザル方式採用検討数は、あれば具体的に事例をお示してください。

次に4項目めであります。本市加入の公共施設等における賠償責任保険についてお伺いします。

担当部担当課が、様々な事業を実施する中、事業内容に適合した賠償責任保険を付保しています。それは市が設置、管理する公共施設等の瑕疵、業務遂行上の過失事故など、市民に対する責任の確実な履行と、負担を最小限にとどめる有効な方策として加入しています。

例えば、「道路賠償責任保険」1968年（昭和43年）8月、観光バス2台が、集中豪雨による土石流にのまれて飛驒川に転落。104人が死亡。「飛驒川バス転落事故」であります。この事故が、後に道路における賠償責任保険誕生の契機になったと言われます。面積の広い本市には、重要な賠償責任保険の一つであります。

こうした本市の加入している主な公共施設等の賠償責任保険について、以下質問します。

1 本市が加入している主な公共施設等の賠償責任保険、その種類は。

また、その各年額保険料は。

2 主な支払い事例は。

3 主な事故の検証や対策は。職員への研修や指導は。

最後に5項目めであります。本市太陽光発電条例の課題とその対応「規則」の見直しなどについて伺います。

「条例」中第8条「地域住民等への周知」の第1項は事業者、「地域住民等」に対し当該事業計画の「説明」を義務付けています。そして「施行規則」の第8条「説明の実施」第1項の中で「説明」は、「地域説明会、個別説明会等適切な方法により」とあります。現在の太陽光発電に関する問題の一つは、この説明会の併記にあると考えます。また、「施行規則」第8条第2項は、「説明実施報告書」に書類を添付し市長への報告を義務付けています。しかし、近時起きている問題事案を勘案しますと、添付書類の追加や内容の確認などが必要であると考えます。よって以下、質問します。

1 今後も条例の改正を求めています。条例中、第2条「定義」第6号の「地域住民等」について、合理的理由ありの場合など改めて確認、その範囲は。市民や業者へ見解の周知は。

2 「施行規則」中、第8条第2項「説明実施報告書様式第6号」において、「市長に報告しなければならない」書類として、(1)から(3)があります。(3)の「その他市長が必要と認める書類」とありますが、具体的には何でしょうか。また、同説明実施報告書の中、説明実施内容記入欄がありますが、その中、「要望及び要望に対する対応」欄への記入の現状は。具体的な要望、対応の事例は。

3 「施行規則」中、第8条第1項の「個別説明会等」、まずこの記述の削除をし、「説明」は、原則「地域説明会」として実施することが有効、望ましいと考えますが、その見解はいかがでしょうか。

以上5項目、よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

本市公募型プロポーザルについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、屋根貸しのプロポーザル方式の経過等についてであります。

市においては、昨年度から公共施設でのP P A事業の可能性について、調査検討をしてまいりました。

本年第1回市議会定例会での代表質問において、「本庁舎の太陽光パネル設置事業については、連携協定をもって使用許可とするものではなく、公平性、透明性を期すため、プロポーザル等の方法を採用し、決定する」との答弁をしたところであり、その後、5月に「公募型プロポーザル方式」での募集を実施したところであります。

今後のP P A事業においても、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、審査委員に有識者を入れること、その実績・意見徴収および今後の考えについてであります。

「プロポーザル審査委員会」の委員については、事業を執行する所管課において、最適な委員を選定しているところであり、対象となる建設工事等において、特に技術的または経験に基づく知識が必要と判断した場合には、外部の有識者を加え、意見を聴取するなど、より適正な審査に努めております。

令和3年度以降の、庁外委員加入の実績は、4件であり、庁外メンバーを加えることについては、共通認識となっておりますので、今後も必要に応じて外部のメンバーを検討するなど、適正に対応してまいります。

次に、本市太陽光発電条例の課題とその対応「規則」の見直しなどについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「地域住民等」の範囲および市民や業者への見解の周知についてであります。

地域住民等の範囲については、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」第2条第6号により、「事業区域が所在する北杜市行政区長設置条例に規定する行政区の行政区長並びに事業区域の境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者及び居住する者をいう」と定義されております。

「地域住民等」は説明の対象範囲として、利害関係が認められる範囲であり、利害関係者へ説明するということ、および、市条例第4条第2項の趣旨に基づけば、定義は必要最小限の範囲と解することができるものと考えております。

地域住民等の範囲外であっても、当該行政区民やその他利害関係があると認められる住民等を、地域住民等を含めることはなんら妨げるものではなく、これらの市民等を除外しようとすることは適当ではないとしており、市ホームページにおいて、この旨を周知し、運用しております。

次に、「説明実施報告書」についてであります。

地域住民等に対して説明会を実施した場合は、議事録、および説明会に出席された地域住民等が分かる書類の提出を求めています。

なお、個別説明等を行った場合は、説明の態様等を記載した書類の提出を求めることとしております。

また、説明実施報告書の要望および要望に対する対応欄への記入についてであります。説明において要望のあった事項および当該要望事項に対して講じた内容、または対応方針について記入するよう求めており、具体的な事例としては、事業区域外における道路への敷砂利や水路設置、災害時の自立電源の確保で、ほとんどの場合、事業者はこれに応じている状況であります。

次に、「個別説明会等」の記述にかかる見解についてであります。

事業計画の説明に当たっては、地域説明会が望ましいものとして、事業者から相談等があった場合は、地域説明会の実施を指導しておりますが、参集する地域住民等の便を考慮し、また、意向を踏まえるなどして、調整の上で開催されるべきであり、この調整によって説明の方法が異なってくる場合もあり得るものと考えております。

市条例において義務化した「説明するという行為」の方法を、市規則で規定しているところではありますが、諸状況を踏まえる中で、説明会の原則化については、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

将来を見据えた本市中学校施設づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教室環境整備構想についてであります。

「令和の日本型学校教育」において、GIGAスクール構想に基づいた、ICTの活用等、新たな学びの在り方が示され、紙と黒板中心の授業や、一方向・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、学び合う活動や協働的な学習、目標に向かって自己調整しながら学習を進めていく個別最適な学習を通じて、主体的に学ぶ意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められております。

こうした中、新しい時代の多様な学びに柔軟に対応できる学校施設づくりを行うため、常に新しい情報を取り入れ、児童・生徒にとって「魅力ある場所」であることを目指し、時代に即した「教育環境の整備」を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティスペースおよび学校運営協議会との連携、協働の拠点づくりについてであります。

学校の中だけで完結する学びだけでなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う教育を推進するため、学校と地域が協働し、創造的な活動を行うことが重要となっております。

他自治体においては、学校施設に「地域コミュニティスペース」として、公民館や地域交流を促進するためのラウンジを併設し、世代間交流を促進する学校教育や生涯学習のプログラムを実施することで、施設利用者間の交流を実現している学校もあります。

一方で、校舎内に地域住民が自由に行き来することによる防犯上の課題もあることから、慎

重に検討していくことも必要があります。

「学校運営協議会」いわゆる「コミュニティ・スクール」については、現在、市内の小中学校に8つの「学校運営協議会」が発足し、学校・家庭・地域社会が一体となり、連携・協働した取り組みが行われております。

今後も、地域と学校が連携・協働しながら、子どもたちの学びを促進するための支援の在り方について検討を続けてまいります。

次に、プロポーザル方式の導入についてであります。

学校施設の整備においては、様々な意見を取り入れるとともに、それらを実現する空間を創造するためのアイデアや技術を設計に反映させることは、大変重要であると考えております。

そのため、設計業者を選定する手法の一つとして、プロポーザル方式も検討してまいりたいと考えております。

次に、本市公募型プロポーザルにおける、実施後の検証についてであります。

「長坂総合スポーツ公園陸上競技場」での人工芝への改修に当たり、事業を施工した事業者から提案された人工芝は、「ちぎれ」などによる人工芝のマイクロプラスチック発生を抑制し、さらに雨水等で流出した場合でも、外周の集水柵に網を設置したことにより、外へ流れ出ることがなく、環境への配慮が図られております。

また、散水設備は、フィールド内の温度抑制にもなり、熱中症対策として競技者の安全面からも多くの利用者に喜ばれております。

また、イベント開催については、本施設は人工芝の下地にアスファルト舗装が施されているため、杭打ちができないことや、飲食や遊具等を設置する際には、保護シートを設置する必要があるなど、人工芝の管理上、一定の制約がありますが、必要な措置を講じた上であれば使用には支障はありません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

将来を見据えた本市中学校施設づくりにおける、避難所施設としての整備推進の考えについてであります。

学校施設は、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たす必要があることから、防災機能としての強化は重要と考えております。

学校施設においては、耐震化やバリアフリー導入など計画の中で実施しておりますが、自家発電や情報通信設備、水害対策などの防災機能面の強化も必要と考えていることから、教育当局とも協議する中で、検討を進めてまいります。

次に、本市加入の公共施設等における賠償責任保険について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の主な加入状況についてであります。

現在、本市が加入している主な種類と保険料については、昨年度決算で、市道や農林道など、市が管理する道路の瑕疵に係る「道路賠償責任保険」が134万5,030円、市が所有する

自動車の事故に対する「自動車損害賠償責任保険」が616万5,693円、学校施設等の瑕疵に係る「学校災害賠償保険」が56万4,644円、市の施設の瑕疵に係る「市民総合賠償補償保険」が、77万4,308円などとなっております。

次に、主な支払い事例についてであります。

昨年度は、市道において、5件の損害賠償金を支払っており、主な原因は、舗装の陥没や倒木、道路へ張り出した枝との接触に起因したものであります。

また、市の施設においては、本年2月の、児童が「三分一湧水公園」に設置されている「すべり台」の使用中に負傷した事例や、本年6月の、現地確認の折、市の職員が運転する公用車により、相手方の自動車に接触し、損傷させた事例などにより、損害賠償を支払っております。

次に、主な事故の検証、対策および職員への研修や指導についてであります。

定期的な施設の点検は行っておりますが、情報提供をいただいた時点での早急な対応を心掛け、事故の未然防止を図っているところであります。

その中で、特に市道において、損害賠償が発生する事案が多く見受けられますので、道路管理を効率的に実施するため、職員のパトロールのほか、本年9月から1カ月間、公用車に「ドライブレコーダー」を設置し、道路を走行することで陥没や亀裂箇所など危険箇所を察知し、早急な対応が必要なのか判断できるよう、試行的に対策を講じているところであります。

また、職員への研修等については、特に人為的なミスが生じやすい公用車の運転において、日頃から職員に対し、安全管理の徹底を図る中で、北杜警察署から講師を招き、座学による研修会を開催するとともに、「安全運転コンクール」へ参加させるなど、職員の安全運転の意識と技術の向上に努め、事故等の未然防止に努めております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

本市公募型プロポーザルにおける、今後の計画の中で、各課におけるプロポーザル方式採用検討数についてであります。

今後のプロポーザル方式による工事等の発注方法については、各所管課において、その都度、工事の内容や性質を判断し検討することから、プロポーザル方式採用検討数について、現時点で把握できるものではありません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員の「なり手不足」現状と課題改善策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民生委員・児童委員になる際の手順、職務内容等についてであります。

手順については、各地区の「区長会」に協力を依頼し、各地区の「民生委員推薦協力委員会」において候補者を選考していただき、「北杜市民生委員推薦会」において審査を行い、候補者を決定し、知事に推薦するものであります。

その後、知事は推薦された候補者を厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとなっております。

具体的な職務内容については、「民生委員法」第14条に規定されているとおり、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活相談への助言や援助を行うとともに、福祉事務所や関係行政機関に協力することなどであります。

実際の活動内容は、各町の実態により多少異なりますが、「緊急医療情報キット」の整備や、一人暮らしの高齢者などへの訪問活動、児童の登下校の見守り、給食サービス事業への協力などであります。

報酬につきましては、「民生委員法」第10条に基づき無報酬であります。活動に必要な費用弁償として、県から年間およそ6万円が委員個人に支給され、活動費については県の交付金と市の補助金で賄っております。

次に、委員の状況についてであります。

委員については、定数187名に対して、現在は185名であり、前回改選時の構成の内訳は、男性68名、女性118名で、女性の割合が63.44%、平均年齢は66.84歳であり、新任者数は144名、再任率は22.58%であります。

過去3期の改選時における再任率は、ほぼ横ばいであります。

市としては、複数期にわたり継続して活動していただきたい思いはありますが、地区によって選考方法が異なり、地区に選考を一任している状況でありますので、特に検証はしておりません。

次に、なり手不足の認識および市と委員の連携状況についてであります。

全国的に少子高齢化による人口減少、特に生産年齢人口の急速な減少により、多くの分野で人手不足になりつつあるだけでなく、地域そのものの存続が危ぶまれる状況も見受けられるところでもあります。

また、住民の暮らしや価値観が多様化したことで、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、雇用形態の多様化、高齢者の就業拡大などが民生委員のなり手不足につながっていると認識しております。

市と委員との連携状況については、各地区「民生委員・児童委員協議会」において、毎月定例会を開催しており、その中で、市からの情報提供や依頼、また市への相談なども受け付けているところであります。

また、定例会で顔を合わせることによって、民生委員が市の窓口に気軽に来られる環境にもつながっているものと考えております。

次に、市としての改善に対する考えについてであります。

委員への理解を深める方法として、相談があった家庭にチラシの配布を行う取り組みや、学校を訪問して子どもたちに民生委員の仕事を理解してもらう取り組み、夏休みに中学生と一緒に訪問活動を行い、地域の状況や民生委員の活動を知ってもらう取り組みなどを行い、地区の「民生委員・児童委員協議会」ごとに、工夫を凝らした周知にも取り組んでおります。

課題の抽出については、任期満了前に、「活動の振り返り」として課題などを掘り起こし、そ

の結果を新委員に引き継ぎ、活動の参考にさせていただいております。

民生委員の職務としては、「民生委員法」第14条で規定されており、見直すことは困難であります。職務の明確化や、でき得限りの負担軽減を図れるように、民生委員の職務調整を担う「北杜市民生委員・児童委員協議会」に働き掛けてまいりたいと考えております。

また、サポートする協力ボランティアづくりについては、改選の際、退任する委員に一定期間協力を得られるよう依頼するとともに、その後もOBとして委員の相談に応じるなど、地域のリーダーとして地域福祉への参画をお願いしているところであります。

こうした活動を通して、「民生委員・児童委員協議会」と協力しながら、民生委員のなり手不足を改善してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは、各項目ごとにそれぞれ再質問をいたします。

まず、第1項目、学校施設についてですけれども、2番、4番ですかね、お聞きしたいと思いますが、実際に、先ほど教育長からお話があったように、防犯上の課題などもあったりするので、校内は難しい面もあると思うんですけれども、ただ、今後、学校をつくっていく際に、そういう地域コミュニティスペースづくり、例えばPTAとか、ボランティアを含めた、そういう多目的スペースとでもいいでしょうか、そういう、私は部屋をイメージするわけですが、そういう多様性のある空間づくりというものも、課題はあるかと思いますが、今後そういう地域の方との協働ということの中で、学校内に防犯、危険な面もあるし、逆にそれを防ぐ面も両面あると思うんですけれど、そういう工夫はどうでしょうか。

それから4番で、プロポーザルの、ぜひお願いしていきたいとは思いますが、文科省によりますと、平成28年、令和2年で159件中80件、このプロポーザルが第1位で50.3%と、そういう導入をしているというデータもあります。ほかがということでなしに、考え方として、推奨したいなと思いますし、さらに、今、身延町では中学校の新設にあたって、木造校舎を主眼として建設を進めるような報道も見ております。ぜひ、木造が必ずしも良いのかと言われると、またそれはそれで議論になるところだと思いますが、私としては新設の校舎、木造校舎も視野に入れながら、主眼にさせていただけないかと、その2点、ご質問をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、学校の施設への多目的スペースをつくって、地域との協働をというご質問であります。たしかに国のほうでは、新たな学校づくりの中で、やはり地域との共生空間を推進するという報告書が出されております。たしかに学校施設を使いながら、子どもと地域の方が交流しながらということは、子どもの教育にとっても非常に重要であると考えております。

本市でも原っぱ教育を推進しながら、児童生徒が地域に出向き、地域の方と交流を図りながら地域の自然、また文化等を学んでいるという実践事例もありますので、そこをうまく発展させながらということになるかと思えます。

答弁でも申し上げましたとおり、やはり学校施設の建設に当たっては、防犯上の課題ですとか、やはり学校の空間に地域の方が自由に交流できるということがある反面、そういった防犯上の問題、また学校管理上の問題等もいろいろあるかと考えておりますので、学校施設の整備にあたりましては、そういったことをしっかり考慮しながら、どんな形が北杜市の学校に望ましいのかということを考えながら、学校施設づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プロポーザルの導入と木造校舎についてであります。

たしかにプロポーザルの導入、また国で進めております新たな教育施設の在り方につきましては、地方自治体、本市の学校に対する柔軟な発想をやはり設計にも生かすという面では、プロポーザル方式を導入しながら、民間事業者の創意工夫などを学校施設づくりに生かすということでは、大変意義のあることだと考えておりますので、整備にあたりましては、プロポーザル方式も視野に入れたがらの設計の検討は、進めていくべきかなと考えております。

また、木造校舎につきましては、議員ご指摘のとおり、やはり木のぬくもりを子どもたちに感じてもらうという面では、非常に有効なところかなとも考えております。ただ、学校施設の耐久、今後の維持管理等も考えた中で、例えば鉄筋コンクリート造りで、中の内装の壁に木を使ったりということ、明野中学校などにつきましては、実際にそういうことをしている事例もありますので、木造建築にこだわらず、どんな形で木を生かせるかということも設計の検討課題の一つかなと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは、2項目めの民生委員・児童委員についてです。

繰り返しの確認のような質問になりますが、本市においては22.58%ですか、横ばいだということで、全国的に比較すれば良好かなという気はするんですけども、将来を見据えて、やはり実際に身近で、なり手不足で悩んでいる方が本当に何人も、近くで目にしております。

そんな中で質問をさせていただいているわけではありますが、ぜひ、その民生委員の実情といえますか、報酬がないということ、そして活動費のみでの、いわば公的なボランティアというような位置付けであるということを知っていただくことが大事ではないかなと。そして、先ほど来、示していただいた、なり手不足の改善策、そういうことをさらに、ぜひ改善、研究・検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

やはり、なり手不足というところは、私たちにとっても、すごく重要な問題だと考えており

ます。民生委員の方々につきましても、そういった、なり手不足というところ、課題だということで、日頃の活動の中でも周知に努めていただいているというところでございます。

一例としましては、先ほど申し上げましたとおり、学校を訪問する、また中学生と一緒に活動するなどという方法がございます。そういったこともやっておるというところでございます。

今後もそういったことを、また民生委員・児童委員の協議会のほうと話をしながら、しっかりと対応していければというところだと思います。

また、民生委員につきましても、なり手不足というのは、やはり負担というところがあるかと思えます。こういったところも、今後、1人で抱え込むことがなく、ほかの民生委員ですとか、市の担当者、気軽に相談していただけるような体制をつくっていきながら、なり手不足の対応を考えてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。北杜市として、きめの細かい、そういうなり手不足への対応をお願いしたいと思います。

それでは3項目め、公募型プロポーザルについて、ご質問します。

項目の2番になりますか、昨日の質疑の答弁の中で、目的とか性質で、必要に応じて外部から、庁外からというような話がありました。また、委員全体に占める有識者の割合、そのような話もあったかと思えます。現状5人以上なので、そこに過半数といいますか、ある程度の人数が入ることが大事だろうと思えますが、1つは、例えば庁内だけのメンバーで構成された場合、そうした場合に外部の方がまったく入らないという場合ですね、それが何か不正があるとか、そんな話ではなくて、ただ、実際に公平性が担保できるのか、見える化ということはどうなのかということをちょっと気になるわけですが、そのへんはいかがでしょうか。

それから有識者、庁外の方を入れてください、専門家ということだと思いますが、その方たちが入っていただいて、ただ入るだけではなくて、その方たちも、実際に意見陳述といいますか、意見を聞ける場を設けること、そしてまた、それをやはり、見識の高い方たちであれば、自発的に発言もされると思うんですけども、市のほうからむしろ発言を求める、積極的に発言を求める、そういったことの周知といいますか、大事だと思うんですが、その2点を再質問させていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

清水敏行議員の、会派しんせいの再質問にお答えいたします。

2点、ご質問いただいております。

1点目でございますけれども、庁内メンバーだけで構成される、外部が入らないというところに公平性が担保できるかという質問であったかと思えますけれども、市が求める事業目的の方向性が明らかで、事業の内容に応じては、市職員により審査委員を組織する場合もございます。発注案件の性質によっては、より専門的な知見が必要な場合は、庁外メンバーの選任も行って

いるところでございます。

いずれにしても、透明性、公平性の確保は重要であると考えますので、庁外メンバーを入れる場合、入れない場合もでございますけれども、今後もしっかりと透明性、公平性を担保して対応していきたいと考えております。

2つ目の質問でございます。

有識者など、庁外メンバーを入れる、専門的な方ということで入っていただいた場合、意見陳述、見識の高い方、市から発言を求めるようなことはどうかという質問であったかと思えますけれども、審査委員に庁外メンバーを加える場合は、議員からのご質問のとおり、経験に基づいた知識を有した方と有識者をお願いしております。有識者である庁外メンバーにつきましては、工事や業務の遂行目的、運用などについて、特にノウハウをお持ちでいらっしゃると思いますので、審査の場面だけだと、なかなか意見等が反映されないということがございますので、審査後においても、意見をいただく場を設けるなど、適正な、より良い事業が執行できるように進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

よろしく申し上げます。

それでは4項目め、賠償責任保険について、1点質問します。

先ほど、3番の件なんですけど、早急な対応をしています、そしてパトロールをされていると。ドライブレコーダーでという話がありました。実際に危険箇所をどのように察知しているのか、試験的にされているということだと思えますが、どのような方法なのか。

また、効果は、まだ期間が短ければ難しいと思いますが、そのへんの詳しい内容を教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水敏行議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

道路の維持管理に伴うパトロールについてでございます。

先ほどのように、AIを使った劣化の診断ということで、答弁にもありましたように、9月から1カ月でありますけれども、公用車へドライブレコーダーを設置して、亀裂であるとか、陥没であるというものを感知していく。一度通ったところを、もう一度通ることによって、そういったものの変化になるべく早く気が付けるという、これは試行的に行うもので、これがどういった効果をもたらすかというのは、これからとなりますので、この1カ月間、ドライブレコーダーにAIを搭載したものを設置していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。再々質問といいますか、これは1カ月で終えたあと、また引き続き、検証したあと、またそういうことはしていただけるのかどうか、ちょっとそこだけ再度質問します。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水敏行議員の、再々質問にお答えをいたします。

これにつきましては、業者の協力の中で、市が試行的に行うものとなっております。その後の検証については、そういった、提供をいただいたその業者と話し合いをする中で、試行的なものでありますので、その後の検証については、研究を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは、最後の5項目め、太陽光発電についてお伺いします。

実際に、市長に添付する書類、3つ求められる中で、今回のことを考えますと、例えば全容の分かる写真の添付、それも加えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。このへんは運用ということで可能ではないかなと思うんですが、それが1点ですね。

それから、業者に必ず要望書に記入、あるなしを確認を求めていますということだったと思いますが、実際に当事者、地域住民等の方々がそれがどうなっているのかというのは分からないわけなので、担当課のほうに公表を求める場合もあろうかと思えます。一義的には業者に聞く、最終的には開示請求という方法もあると思いますが、なかなか業者にお聞きすることは難しいとなれば、行政のほうにということ、流れとしては出てくるのかなと。そういう中で、そういう担当課としての、閲覧できるような方法はいかがでしょうか。その2点、再質問させていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水敏行議員、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えします。

1つ目でございますけれども、説明会の状況というものを写真に撮ってはどうかということでございます。

説明会を開催するに当たっての確認とする資料としては、対応は可能ではないかと考えております。もともと議事録についても、その他、市長が認める書類を求めるようになっておりますので、業者に対して求めていくことは可能ではないかと考えております。

次に、要望の確認ということでございますけれども、要望の確認については、そういった資料、

市民からの問い合わせにつきまして、市のほうでも確認を行っているところでございますけども、そういった資料の公開というものについては、現在は考えてはおりません。対応としましては、そういったものについては開示請求ということになると思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

先ほど、全容が分かる写真については可能だということですので、それはお願いしたいと思えます。

それから業者について、先ほどの要望書の確認については、開示請求というような話がありましたけども、それは1つの方法だと思うんですが、やはりその前段階といいますか、説明、閲覧できるような、そういうことが大事ではないかなと思いますので、それはぜひお願いしたいと思えます。

最後に、再々質問ということなので、市長に1点だけ、今の答弁の再確認のような形になりますが、県の条例は県、本市は先行して、より良い条例を今後していこうということでありますが、そういう情報公開や見える化ということは、今後すごく重要なことだと思う中で、先ほど確認させていただきました規則の見直し、また今、触れました公表の在り方など、ぜひ、市としてできることは、積極的にしていっていただきたいと、そのへんの市長としての見解をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

清水敏行議員、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えします。

条例の改正につきましては、県においても県条例の一部改正の検討をしていると伺っておりますので、これらの情報を確認しながら対応を、調整を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

公募型プロポーザルについてと、今の太陽光条例の課題とその対応について関連質問いたします。

まず、公募型プロポーザルについてですけれども、やはり事業者を選ぶ公平性というものが確保されなければいけない、これが何よりも重要であると思っています。この間、いろんな様々な答弁で、要領に基づいて適切に行っていますという答弁だったんですけども、それでは要領自体の妥当性というのは、どこにあるのかということ伺いたしたいと思います。というのは、一

般競争とか、それから指名競争入札については、総務省のガイドラインなり、指針なりがかなり、たくさん出ていますけれども、プロポーザルについては、おそらくそういうものがまったくないと思います。あるのは、地方公共サービス小委員会の報告書の中の少数の事例で、総務省自身もまだ一例にすぎなくて、この合理性を保障するものではないというものでしかないと思うんですけど、そのへんをどう認識なさっているか。また、その公平性を更なる確保をするため、また公表とかの項目も、北杜市の要領にはないんですけども、そのへんを今後、どのように考えられるか、お答えを願いたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

野中真理子議員の、会派しんせいの関連質問にお答えいたします。

プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領の根拠といたしますか、そういった内容的に公平性が担保されるかというような内容だと思います。

本市のプロポーザル方式の実施に関する事務処理要領につきましては、全国の自治体が採用している内容を、ほぼ踏襲しているような状況であると考えております。

また、公平性の担保ということでございますけれども、たしかに全国的に見ますと、外部委員を過半数入れるとしているところもございますし、そこらへんも様々でございます。今回、公平性の担保ということで、市の職員だから担保されないのかということにはならないと考えておりますけれども、全国の事例等もございますので、そちらも参考にしながら研究して、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、太陽光のほうに移らせていただきます。

先ほど市長答弁で地域説明会の原則化を検討するというお答えだったと思うんですけども、これはやはり市長自身が規則の変更、改正とか、それからさらには条例改正も視野に入れていらっしゃるのか、これはどんなに担当課が思ってもできないことだと思うので、ぜひ市長にお答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの関連質問にお答えさせていただきたいと思います。

説明会の原則化ということでありましてけれども、やはり現在でもしっかり説明会のほうはされていると認識はしておりますけれども、提出される書類自体がしっかりしたものであるかどうか、検討していく部分はあると思っておりますので、そのあたりもまた検討して説明会の在り方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、再々質問ですけど、すみません、説明会がしっかり行われているという認識は、それはちょっと困ると思います。要するに個別説明会でもいいというふうに規則はなっているので、原則、説明会とするかどうかというのは、非常に市民にとっては大切なポイントなんです。個別説明会も許すのか、原則、必ず説明会にするのかというのは、非常に重要なポイントなので、ぜひ市長の認識も含めて、そのへんの検討をしっかりとさせていただきたいと思います。

やはり、個別説明会だけだと、ポストに入れただけで終わってしまう。しっかりと地域の人を集めて説明会、さらにはその説明会の在り方自体も、いろんな問題もあるかとは思いますが、でも、まず原則、説明会をするということが市民からも求められていることですので、そこはしっかりと考えていただきたいと思います。ご答弁を、またお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の関連質問の再々質問にお答えいたします。

現在、市の規則においては地域説明会、あるいは個別説明会のその他、適切な方法としておりますが、現在の運用としては事業者から相談等があった場合には、地域の協力、あるいは調整を得て、一堂に会する地域の説明会が効果的ではないかということで、説明会が望ましいということで、これらを実施するように指導はしておるところでございます。

しかしながら、個別説明会が決して駄目だということではありませんので、そうした指導の中に事業者が従っていただくよう、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、会派しんせいの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に星見里の声、36分。北杜クラブ、17分。日本共産党、12分。ともにあゆむ会、

8分。みらい創生、38分。会派しんせい、4分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願い申し上げます。
なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。
それでは順次、質問を許します。

最初に、星見里の声、2番議員、興水崇君。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

一般質問を2項目について、させていただきたいと思います。

まず、私事ではございますけれども、本年3月に第1子を授かることができ、日々、家族と共に育児に励んでおります。やはり思った以上に大変な部分もあり、日々、問題、課題と向き合い、これを解決する毎日に追われているところでもございます。

本市におかれても、新たなチャレンジ、新たな変化があると、そのたびに様々な課題や問題も発生してきていると思います。しかし、それらに立ち向かい解決することで、また新たな道ですとか、新しい方策、また市がより良い方向に向かうものだと感じております。

それでは、第1項目め、(仮称) こどもパーク、こどもランドについてでございます。

本市では、第3次北杜市総合計画がスタートし、プロジェクト達成の一助となるよう「子育てするなら北杜」を掲げ、子育て世代の満足度向上、移住定住の促進などを目的とし、市内の公園の整備に着手する方針が出されました。自身もこれまで多くの子育て世代、そして子育てを終えた方からのお話や提言等をいただき、多くの質問をさせていただきました。そんな経過、議会や、また子ども関連の委員会の過去の経過等を見ても、これは子育て世代の悲願ともいえる計画だと感じております。

現在示されているこの計画では、既存の公園の整備と、屋内型公園の新設となっており、総予算も5億円ほどになると伺っております。子育て世代の悲願であるからこそ、この施設が未永く多くの利用者で賑わい、愛され続けてもらいたいと切に願います。また、本市総合計画、57ページ、市民参加協働の推進、3-1-3における、重要施策における観点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

①この事業は子どもが賑わうまちに向けた重要施策であると考えているが、市の想いは。

②この運営は市営か民営か、どちらをお考えか。

③実際に施設の運営を考えたうえで、設計やレイアウトが必要不可欠と考えるが、市の考えは。

④プロポーザルに臨むにあたり、アドバイザーなどの専門家や現在の施設を運営している担当課、法人などの意見や提案を踏まえたうえで臨むことが望ましいと考えるが、市の考えは。

⑤この方針を受け、他の既存の公園も遊具の劣化や施設管理が行き届かない施設も見受けられる。総点検などを実施し、一度整備や修繕、時には廃棄する必要や要望も伺っておりますが、市の見解はいかがでしょうか。

2項目め、本市、特別栽培米の現状についてお伺いします。

本市は山梨県の中では米の収穫量、作付面積ともに最大の米どころでもございます。また東洋ライス株式会社様と包括連携協定を結び、栄養・味・米価の向上など様々な観点から有機肥料を使った特別栽培米の生産に着手し、拡大させているかと思えます。従事者の声をお伺いさせていただきましたが、北杜市の基幹産業をより未来へ良い形でつなげるための重要な施策で

あることを私自身も再認識したところでございます。

そこで、質問をさせていただきます。

①昨年対比での、今年の生産状況はいかがでしょうか。

②特別栽培米における有機肥料の価格高騰は起きているでしょうか。

③米飯の拡大、米粉の活用などを検討してみたいかがでしょうか。

④学校給食における米飯の拡大も重要だと思いがいかでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）こどもパーク、こどもランドについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業に対する想いについてであります。

「第2期子ども子育て支援事業計画」策定に伴うアンケートでは、「市に期待している子育て支援の充実」の問いに、未就学児の保護者の51%が、「子どもの遊び場の拡充」を要望しており、この他にも公園に関する要望が多かったことから、子育て支援施設の整備、運営の充実について、「第3次北杜市総合計画」に位置付けたところであります。

親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる屋内複合施設と既存の公園の再整備は、「子育てするなら北杜」という地域ブランドを構築し、子育て世代から選ばれる地域を目指すための重要な施策であると考えております。

次に、運営主体についてであります。

本年4月から、NPO法人に業務委託により運営を行っていただいております。「つどいの広場ひよこルーム」は、イベントの開催や外遊び、情報発信など、工夫を凝らした取り組みにより、利用者から非常に好評を得ているところでありますので、本施設の管理運営についても、指定管理など民間への委託を考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

2番、興水崇議員の本市、特別栽培米の現状における、学校給食での米飯の拡大についてのご質問にお答えいたします。

市では、「地元で生産されたものを地元で消費する」ことを第一に、生産者の顔が見えることで、安全・安心につながり、地元の農産物の消費拡大に貢献すること、児童生徒が給食を通して、特有の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業の状況を理解し、農産物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育む等の、食育上の効果を高めることを目的として、学校給食に地産地消を取り入れてまいりました。

特に、米飯については、県内有数の米どころである本市で生産された米を、100%使用し、週3回提供しております。

今後、隔週1回有機米を提供できるよう、関係部署との連携・協力の下、現在準備を進めているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）こどもパーク、こどもランドについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、設計やレイアウトおよび専門家や関係者の意見についてであります。

設計に当たっては、アドバイザーや専門家、施設の運営者等のご意見は大切であると考えており、これまで「つどいの広場」の支援員や業務委託をしている事業者、また、近隣自治体の施設運営者や法人等にもご意見を伺っております。

設計委託については、「公募型プロポーザル方式」を採用することとし、様々な提案の中から、最も適した事業者の選定を行ってまいります。

次に、遊具等に係る要望についてであります。

既存の公園については、それぞれの所管課において、日常の維持管理や安全点検について状況確認を行うとともに、管理の徹底を再確認したところであります。

また、遊具の劣化等についても、各所管課において、修繕や更新、廃棄など、計画的な整備ができるよう検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

本市、特別栽培米の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今年の生産状況についてであります。

令和4年産特別栽培米の作付面積は、約62ヘクタールで、令和3年産の作付面積約60ヘクタールに対し、2ヘクタールの微増という状況となっております。

次に、有機肥料の価格高騰についてであります。

特別栽培米の認証を受けるには、県が定める「慣行レベル」と比較し、化学肥料由来の窒素成分量を、半分以下に抑えることが必要であります。肥料の半分を有機資材に切り替えることで達成が可能のため、市内有機資材だけで考えた場合、値上がり幅は少ない状況であります。

しかしながら、有機資材の中には、散布を省力化させるため、化学肥料を配合した製品も販売されており、これらについては、昨今の肥料原料の価格高騰の影響を受け、値上がりしているものと考えております。

次に、米飯の拡大、米粉の活用などを検討についてであります。

米の消費については、40年前と比較すると一人当たりの年間消費量は、30キログラム減少しており、米飯の拡大は必要であると考えております。

市では、現在、包括連携協定を締結している「東洋ライス株式会社」からの協力を得て、育児や家事などで忙しい子育て世帯における、米飯の拡大に向け、3歳児健診の際に、栄養価が高い無洗米の「金芽米」の提供や、「無洗米」の特別価格販売サイトの案内をしております。

米粉については、主食用の米価よりも安価であることなど課題もありますが、農業を基幹産業とする本市において、持続可能な食料システムの確立を図ることは急務であることから、小麦に代わる米粉の新たな活用により、米の需要拡大と、高付加価値化を目指すため、今後、米粉の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

輿水崇君の再質問を許します。

輿水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

それでは、1項目についてのみ、こどもパーク、こどもランドについて再質問させていただきます。

特別栽培米の現状についてのほうは、ぜひ、この包括連携協定等を今後も生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、再質問、2点させていただきます。

まず、この方針に基づく事業は市の重要施策に位置付けられるということが分かりました。ちょっと強引かもしれませんが、市長の掲げる方針の中に情報公開、透明性の高い市というのがございます。このような重要かつ市民の関心も高い事業のプロポーザル等は、一般公開する等のチャレンジの必要性も感じます。

他県、他市ではこのような重要施策につきましましては、プロポーザルの公開等をしている事例もございます。重要施策ですので、本市もしない理由も少ないかなとは感じております。いかがお考えか、お伺いしたいと思います。

2つ目が、質問項目5つ目の既存のほかの公園の整備についてですけれども、本市には多くの公園と位置付けられている施設もございます。また、公園だった跡地等もございます。もちろん公園の中には地域で管理している公園等もございます。そんな中には、すでに草木が生い茂ったり、市民が利用できると思えない状況のところも、ままございます。市のほうでは、今後も適切に管理していくということ为先ほど伺っておりますけれども、実際、どこまで、こういったものを管理していくのか、今後どうしていくのか、そういった先を見据えた計画ということを進めることも非常に重要だと考えておりますけれども、いかがお考えかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

2番、輿水崇議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、プロポーザル方式の一般公開についてであります。

プレゼンテーションの公開についてであると思っておりますが、たしかにこれまで本市におきまし

ては、プロポーザル方式というものが企業の経験や専門的知識等に基づき企画提案されるものでありまして、提案は企業独自のノウハウ等が含まれることが多々ございますので、今後の、その企業の活動に影響を与えることも考えられることから、公開ではプレゼンテーションを行っていないという状況でございまして、現状、この考えが変わるところはございません。このような理由から、多くの市町村で非公開としているものと考えてございます。

しかしながら、先ほど来、お話がございましたが、プロポーザル方式におきましても、やはり中立かつ公正な審査、評価を行うという必要はございますので、今回におきましても、学識経験者と外部の方を審査委員に設置しまして、公平・公正な採点が行われるような環境の中でしっかりと審議をしていくよう進めてまいります。

次に、市の管理している公園についてであります。

市の管理している公園につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、所管が異なっておりますので、そうした中でも今年度において庁内でそれぞれ所管する公園の遊具の点検などについて、再確認するよう指示が出されており、確認等をしたところでございますが、今後、遊具については、それぞれ所管課において修繕できるものと撤去すべきものを再確認した中で、必要に応じて予算の範囲内で、計画的に全庁的に対応していくことが必要であると考えております。

また、議員おっしゃるとおり、この先の管理運営なども含めまして、市民が利用しやすい環境を整えるべく、庁内で検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。1点だけ、再々質問させていただきます。

先ほど再質問する際に、すみません、既存の公園の整備について、4つ目の項目のと言いましたけど、すみません、質問5番でしたので、そこだけ一部訂正をいただければと思います。

プロポーザルについて、理解ができました。ただ、一般の企業とか、市民とかもこういった大きい事業に対するプロポーザルを勉強するという意味でも、非常に有益な点もあると思いますので、ぜひ今後も先進事例等をしっかりと研究・検討していただいて、前向きに進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

2番、興水崇議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

プレゼンテーションの公開についてでございます。

先ほど申し上げたような理由から、プレゼンテーションの公開ということは、これまでできておりませんでした。しかしながら、事業の性質等も鑑みながら、ここらへんの進め方につきましては、市として、今後のプロポーザル方式の全体的な活用方法に関わる場所でもございますので、企画部をはじめとしました庁内の関係部署とも協議をしまして、先進地の活用の

事例や留意すべき事項なども整理、また確認しまして、今後研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、2番議員、輿水崇君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

大項目2つについて、質問をさせていただきます。

障がい者の広域避難訓練から見えてきた課題について。

地球温暖化により自然災害の規模が大きくなってきています。つい昨日の台風14号は、日本近海で急激に勢力を伸ばし、上陸時には観測史上4番目となる930ヘクトパスカルを記録する大きさになりました。さらに先月の秋田、青森を襲った記録的な集中豪雨は、平年の8月1カ月間に降る雨量をわずか1日で超えてしまうほどの猛烈なものでした。これまで経験したことのない自然現象が毎年どこかで発生する、そんな時代となりました。

今年の6月25日、26日に清里の旧清里小学校（八ヶ岳コモンズ）で行われた障がい者の集団避難訓練は、まさに目の前に突き付けられた現実に対してのアクションでした。

今回、この避難訓練を主催したのは「NPO法人STEPえどがわ」という東京都江戸川区に拠点を置く自立支援法人です。東京都を流れる荒川の河口付近に位置する江戸川区、墨田区、江東区はほとんどの地区が海拔0メートル以下に位置し、ひとたび荒川が氾濫すれば水没は免れず、その深さは最低でも3メートル以上となります。

2019年10月、このエリアに実際の危機が迫りました。長野県では千曲川の氾濫で大きな被害を与えた台風19号の襲来です。荒川上流で降った記録を超える雨量により江戸川区では区民に対して事前に区を離れるよう広域避難の指示が出ました。しかし、健常者と違い、すぐには動けない障がい者の皆さんは、この時なすすべもなく自宅に留まり、ある人は死を覚悟したとも答えています。

この教訓をきっかけに、障がいを持った皆さんがあきらめずに行動ができる自信を醸成するために今回の広域避難訓練が行われました。参加者は様々な障がいを持つ15名とその介助者や家族、ボランティアなど総勢50名を超える大移動となりました。この模様は参考資料をぜひご覧ください。

視覚障がい者や知的障がい、車いす利用の頸椎損傷や脳性まひ、さらに人工呼吸器がなければ移動もできないALS（筋萎縮性側索硬化症）の方まで、自らの命を守るための大きな冒険に参加してくれました。

それを支える家族や介助者、そしてボランティアにとっても、この2日間は大きなチャレンジだったと思います。

この広域避難訓練を通じて、多くの学びや克服しなければならない課題が見えてきました。参加した皆さん、それを支えるNPO法人はもとより、それを受け入れた本市においても大きな収穫と言えるでしょう。本市にも障がいを持った皆さんや、体の不自由な高齢者の皆さんも

多くいます。もしもの時に備え今取り組むべき課題について、いくつか質問いたします。

1. 実際に今回利用した旧清里小学校（ハヶ岳 commons）でもありましたが、避難経路にいくつかの段差があり、車いすや物資を搬入する際の台車などにとって障害となる箇所がありました。特に車いすよりも台車の搬入にすごく問題があるということで、物資の搬入が非常に難しかったと聞きます。本市のすべての避難所における避難経路のチェックが必要と考えますがその進捗はいかがですか。

2. 今回の参加者から一番多く出た施設に対する不満は、トイレの数が足りないということでした。避難所が小学校の場合、大人用のトイレの数が少なく不便だったようです。今後さらに多くの避難者が集う場合のトイレへの対応は、どのように考えていますでしょうか。

3. 障がい者や体の不自由な方が避難する場合、現場での介助やサポートをするためのボランティアスタッフは不可欠です。今回は山梨県立大学の学生が数名参加してくれましたが、実際に避難所が開設された際の人の手配などは、どのように計画されていますでしょうか。

4. 最近、毎年のように発生する集中豪雨を考えると、東京江戸川区やその他の沿岸地区からの広域避難は日々、現実味を帯びてきています。今回の取り組みを通じて本市と江戸川区など浸水危険地区にある自治体との広域連携を組む予定はありますか。

続きまして、2つ目の質問です。「清里ルネサンス計画」への予算の見込みについてお聞きします。

第2回の清里地域活性化委員会が去る7月19日に開催されました。そこで「清里ルネサンス計画」のロードマップが示されました。本年度は活性化委員会のもとにさらにワーキンググループを結成し、専門家の意見を踏まえながら新たな「新清里ブランド」の構築を目指すとあります。

先日、9月14日にワーキンググループのミーティングが開催され、地域ブランディングの専門家である家安香さんのご助言をもとに意見交換を行ったと聞いております。

このワーキンググループの会議を、12月を除くほぼ毎月、そして活性化委員会の開催を、その隔月と予定され、本年度末の3月までに内容をまとめて、市長への提言をするという予定になっております。

そこでお聞きします。

提言をもとに来年度から新たな事業を進めるために、本年中の予算計画が必要かと思えます。ソフト・ハードにこだわりなく、提言された「新清里ブランド」に基づき、年度初めから着手するには計画的な予算措置が必要かと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

4番、小林勉議員の「清里ルネサンス計画」への予算見込みについてのご質問にお答えいたします。

本年7月に開催された「北杜市清里地域活性化委員会」では、「清里ルネサンス計画」の策定に向け、更なる議論を進めるための、ワーキンググループを設置すること、また、計画の方向性として「新清里ブランド」の構築を目指すことが決定されました。

その後、今月開催された1回目のワーキンググループでは、外部有識者からの聞き取りや、清里エリアの現状や課題の把握、将来のありたい姿など、外部のファシリテーターを招聘し、進めることが確認されたところであります。

計画の内容となる「新清里ブランド」は、観光業関係者だけでなく、地域住民、地域団体、行政など、それぞれの役割を明確にし、清里エリア活性化のため、時代に即し、将来を見据えた、短期、中長期的な指針となるものと考えております。

これからワーキンググループにおいて、さらに議論が進み、「清里ルネサンス計画」が策定されるところでありますが、計画をもとに、清里エリアの皆さまが、新たな清里の活性化に向け、力強く動き出すことを期待し、市としては、ありたい未来像に近づけるよう、来年度、当初予算での予算措置について検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えをいたします。

障がい者の広域避難訓練から見てきた課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、避難所における避難経路のチェックについてであります。

市は、災害時における、障がい者の避難先を、原則として「指定避難所」のうちの「福祉避難所」としております。

「福祉避難所」においては、施設内の避難経路は確保されておりますが、一般の避難所については、すべての避難経路のチェックはできておりませんので、今後、「特定地区総合防災訓練」を実施する中で、避難所の運営者と避難経路のチェックや対応等について協議してまいります。

次に、避難所におけるトイレについてであります。

現在、発災後のトイレ不足解消のため、本市が加盟している災害派遣トイレネットワーク「みんな元気になるトイレ」において、「トイレトレーラー」を所有する自治体からの派遣や、レンタル機器事業者との協定による、仮設トイレの設置を計画しております。

また、各指定避難所に防災倉庫を設置する計画でありますので、その中で、トイレ関係の資機材を備蓄する予定であります。

次に、避難所における介助等の人の手配についてであります。

障がい者等の避難行動や避難所生活には介助が必要となることから、受入先等における事前の準備が必要となります。

市では、「福祉避難所」の運営に当たり、施設の専門スタッフによる介助を想定しているところではありますが、介助人員の拡充が必要な場合には、ボランティアスタッフの確保も検討してまいりたいと考えております。

次に、浸水危険地区にある自治体との広域連携についてであります。

江戸川区の防災担当者との協議したところ、現状では、区として本市と広域連携を行う計画はないとの見解をいただいております。

なお、県が主体となって、県内市町村の「浸水危険区域」の居住者の避難場所について、調

整を行う中で、市では、県と広域連携協定を本年5月に結んでおり、県内で災害が発生した場合の、広域避難の実施について協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

小林勉君の再質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

それでは、大項目2つ、それぞれに再質問をさせていただきます。

まず、広域避難についてなんですが、今回、50名の方が参加されて開催されました。それで、実際市長にもお越しいただき、あと消防防災課長と、それから福祉課長にもアテンドしていただきまして、ありがとうございました。そんな中で開催されましたので、ご報告させていただきます。

それで、2つ、再質問させていただこうと思います。

1つは、今回利用された施設、清里の旧清里小学校は福祉避難所ではなくて、一般の避難所ということですが、本市における福祉避難所の指定は8カ所あると聞いております。本市に住む障がい者の皆さんは、緊急時、どの施設に避難して、また、その避難経路や避難方法などは周知されていますでしょうか、これが1つ。

それから2つ目が、今回の広域避難では、実際に参加された方から多くの貴重な意見をいただきました。それは参考資料にも添付いたしました。健全者とは違い、日常生活から離れた環境に移動することだけでも、かなりのストレスがあるようです。家族と離れて1人になってしまったらどうしようとか、薬が切れたらどうしようとか、様々な不安によって、避難を躊躇される方もおられると思います。今回の避難訓練で、それらの障がい者の皆さんの心の内を知ることができたと思います。

高齢化が進み、自らの行動は起こせない住民が増える中、ぜひこれを教訓に北杜市の避難体制にも生かしていただければと思いますが、そのご見解をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えをいたします。

最初の質問でございます。

市でも福祉避難所を設置してございますけども、本市に住む障がい者の皆さんは、緊急時にどの施設に避難するか、またその避難方法や避難経路などは周知されていますかといったご質問だったかと思っております。

障がい者の皆さんにとっては、障害の程度や家庭環境などにより、一律に定義をすることが難しいことから、個別に避難方法や避難経路について周知を行ってはございません。ただし、今後、避難に支援が必要な要配慮者につきましては、個別的に計画を作成していただき、避難方法や避難経路について、具体的に決めていただくことを推進してまいります。

それから、2点目でございます。

今回の6月25日、26日に実施された訓練でございますけども、この訓練でいろいろ見えてきたこと等がございます。これを教訓に北杜市の避難体制にも生かしていけばどうかといったご質問だったかと思えます。

この6月25日、26日に実施されましたNPO法人STEPえどがわの障がい者の皆さんの避難訓練につきましては、消防防災課で見学をさせていただきました。大学生などとも連携した素晴らしい取り組みであったと伺っており、スタッフの皆さまにも敬意を表するものであります。

本市におきましても、障がい者の方のみならず、高齢者の皆さまにとって自立した避難行動、避難所生活は困難があると思われまますので、今後の個別的な避難計画を策定していただく中で、様々な点に十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

ありがとうございます。ぜひ、皆さんの心の内をご参考にしていただいて、やっぱり躊躇される方がかなり、おられると思うので、勇気を持って避難をしていただけるように進めていただければと思います。

では、2項目めの再質問をさせていただきます。

市長のほうからは来年度、予算措置を考えるということですが、委員会からの提言は、今年の年度末を見込んでいると思います。提言書を出されたあとの予算の進め方について、市の考えを教えてください。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えいたします。

提言書が出されたあとの進め方について、市の考えはというご質問かと思えます。

現在、北杜市清里地域活性化委員会では、来年2月をめどに清里ルネサンス計画の策定を目指しております。市といたしましては、内容を確認し、市の役割をして必要なものはできる限り迅速な対応ができるよう進めてまいりたいと考えております。

中長期的な案件につきましては、国、県補助等の活用も考え、関係者の皆さまに伺いながら進めてまいりたいと思えます。

いずれにいたしましても、清里エリアの皆さまが一丸となり動き出すものに、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

再々質問をさせていただきます。

提言が来年2月ですね、出されて、来年度初めからスタートするような形になると思うんですが、私もそうですけども、市長も任期を2年切るところで、新しい事業がスタートすることなんです、2年を切るというところが、一番懸念される部分なんです、市長の、ぜひ意気込み、この短期間にでも、まずはこんなふうに進めていきたいというような市長の思いを聞かせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

小林勉議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、家安さんを中心に清里の方々、集まって、将来、清里をどうしていくかという、ブランドをつくっていくという作業を粛々とやっているというふうに思っております。

前提といたしまして、やはり清里がきれいで美しい地域でないといけないというふうに私も思っています、そのためにやはり、あそこにある廃墟を除去したり、そういう、誰が来ても、清里って美しいなという場所をつくっていかねばいけないのではないかなと思っています、そういうことに対しましては、提言とは別に積極的に関わってやっていこうと思っています。

いずれにしろ、清里をいろいろ、例えば癒しの場所にしたりとか、長期滞在で誰もがほっとするような場所にしたいというような、いろんな考えがあると思いますので、また提言を見ながら、しっかり予算措置をして、清里の活性化を図っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、4番議員、小林勉君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時29分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、星見里の声、3番議員、中山喜夫君。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

皆さん、こんにちは。

このたび、私からは令和3年3月北杜市議会第1回定例会に引き続き、「人・農地プラン、こ

れからの本市の農業について」、そして「地域、未来、それを活性化させる未来に紡ぐ、まさしく開かれた市政、そして若い世代に選ばれる地域を目指して」、「情・熱・愛・和」を胸に「オールイン・ワン北杜」を胸に2つの一般質問をさせていただきます。

それでは、大項目1つ目、「法定化された人・農地プラン」において「本市の水稻」に関する今後の取組みについてです。

先月8月13日に本市YouTubeチャンネルにアップされました「これまでの政策と今後の方針について」において、市長は、「持続可能な農業実現への取組み」の中で、「本市の基幹産業である農業の振興について多くの面積を占めている水稻の振興を図っていくこと。具体的には、包括連携協定を機に、より優良な堆肥を作り、有機農業を推進し、お米のブランド価値を高めていく施策を推進していく」と述べられていました。このような農作物のブランド価値を高める取組みは、将来的に農業者の所得を確保することに繋がるものと考えられますので、「時間とコスト」が掛かることが想定されますが、ぜひ市民にも進捗状況の開示を行いながら推し進めていただきたいと思います。

ところで、農業者の所得を確保するためには、「農業者の育成や農地の集約化などについても、並行して取り組んでいかなければならない」ことは、第3次北杜市総合計画においても示されているところであります。

そこで今回は、第208回国会で成立しました「農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う本市の取組み」について、【本市の農地面積の水田地目の割合は3千ヘクタールと約6割を占め、かつ本市が山梨県全体の作付面積の約4割を担っている「水稻】に焦点を絞って、「令和3年3月北杜市議会第1回定例会」に引き続き、「人・農地プラン」「これからの本市の農業」について質問させていただきます。

まず、4つのポイントをあげたいと思います。

ポイント1つ目は、【農業経営基盤強化促進法等の改正について】です。

今回の農業経営基盤強化促進法等の改正には、「旧農地法第3条第2項第5号の農地の取得に係る下限面積要件の廃止」なども含まれておりますが、何と言っても「令和3年3月北杜市議会第1回定例会」で私が質問させていただいた、人・農地プランが法定化されたことが大きな改正であると考えております。

ポイント2つ目は、【人・農地プランについて】です。

まず、人・農地プランについて簡単に説明させていただきます。

人・農地プランとは、耕作放棄地の問題など、地域が抱えている人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」を言います。具体的には、集落や地域の皆さんが話し合いをして、「今後の地域で中心となる農業経営体（個人、法人、集落営農）はどこか」「中心となる農業経営体へ、どのように農地を集めるか」「中心となる農業経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）でどのような地域農業を進めていくのか」などを決定し、市町村が設計図を明確化するものであります。これを『人・農地プランの実質化』といいます。人・農地プランが実質化されますと、「中心となる農業経営体には補助金や借入金に関する優遇措置」があり、中心となる農業経営体に「農地を提供される方は集積協力金を収受」することができます。

ポイント3つ目は、【人・農地プランの法定化について】です。

今回、人・農地プランが法定化された経緯としては、やはり「人・農地プランの実質化が進んでいない現状」があるからだと推測します。法定化された内容は、地域の農業の健全な発展

を図ることが適当であると認められる地域ごとに、「地域計画」を策定・公告することです。具体的内容として、市は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施すること。これらを踏まえて、市は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定・公告すること。

「地域計画」は、「施行期日から2年を経過する日までの間に策定する必要がある」。ちなみに「施行期日は、国会ですでに成立、公布された令和4年5月27日から起算して1年以内」となっており、現在はまだ未施行状態にあります。

ポイント4つ目は、【法定化された人・農地プランを進める上でのポイントについて】です。

このように法定化された部分を確認してみますと、多少事務負担を要する内容ではありますが、「本市が山梨県全体の作付面積の約4割を担っている水稻」について、私は、『本市がまず県内他市に先んじて将来の水稻の在り方を示すべきである』と考えています。

その想いを胸に、「法定化された人・農地プランを進める上でのポイント」を考察してみました。以下の各項目について市の見解をお伺いいたします。

質問1つ目、【中心となる農業経営体について】。

第208回国会の参議院農林水産委員会において、参考人の方から「従来、ややもすると(往々にして)、現場で人・農地プランの話し合いをする際に、中心となる農業経営体のためにやるのかとか、農家の方から、農業をやめろということなのかという感情的な意見があるのも事実だった」という主旨の発言がありました。しかし「今回の人・農地プランの法定化」に伴い、従来の「中心となる農業経営体」の概念を、『農業を担う者』という表現で明記しております。これにより地域一丸となって将来の地域の農業の在り方と向き合い、取り組める契機を得ることに繋がっていくことが期待され考えられますが、市の見解はいかがでしょうか。

質問2つ目、【話し合いの進め方について】です。

私は、「農地集約」の話と、「農業を担う者」の話を並行して進めていくべきであると考えます。と言いますのも、「人・農地プランは農地が集約できればいいというものではなく、その集約した農地を耕作する担い手の存在が不可欠」であるからです。水稻は、畑作に比べて多額の設備投資を要します。またその設備は、トラクター、田植機、稲刈り機、乾燥機と、通年では使用せず、季節ごとに使用するものばかりです。「農業を担う者」の「設備投資計画にも影響」を及ぼしますので、「話し合いは並行して」進めていただきたいです。また、「農地集約の話し合いが長期化すれば、農業を担う者を失う機会損失」になる可能性があることも認識しておくべきであると考えます。これは「担う者が高齢化」していくことと、現状においては「水稻に携わる若手農業者が減少していくこと」が予想されるからです。このような話し合いの進め方について、市の見解はいかがでしょうか。

質問3つ目です。【地域の選定について】。

農業委員会等が把握している、「ある程度農地を集約している耕作者を、農業を担う者」と想定して、「農地集約が可能な地域を選定」するのがよろしいかと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

質問4つ目です。【農地を提供される方について】。

市が策定する「地域計画」においては、「農業を担う者ごとに利用する農地を定めて、これを《目標地図》として表示すること」になっています。これにより、「農地を提供される方は、自

分の農地を将来誰が担ってくれるのか明確になる安心感」を得ることができます。よって、話し合いには「その後の農地の承継を円滑に進めていくため」にも、農地を提供される方のご家族にも参加・認識していただく必要があるかと思えます。市の見解はいかがでしょうか。

最後に、本市の今までの人・農地プランの取り組みで得られた大切な結果を「効果測定し今後に繋げていくため」に、以下の2点について教えていただきたいです。

質問5つ目、今まで人・農地プランを推し進めている中で、課題となっていることがございましたら具体的に教えていただきたいです。

質問6つ目、本市で実質化された人・農地プランについて、合意形成に至った共通した要因がございましたら具体的に教えていただきたいです。

次に大項目2つ目、地域未来を託し担う若者たちの声を市に～「北杜市学生市議会」実現に向けて～。

先月8月2日に、山梨県内の高校生が県の行政課題などについて質問する「高校生県議会」が山梨県議会議事堂で開かれました。「若者たちの政治参加への意識」を養おうと2018年から毎年開催されており、「今年で5回目」となる今回は「16名もの県内の高校1年生から3年生たちが」、将来の山梨県の地域づくりに向けた考えと想いを壇上にて県に提言していました。

8月3日の山梨日日新聞でもこの模様が報じられ、本市では、北杜高校3年生の堀内さんが「若者の就労環境の充実」に向けて、「農業の体験型テーマパークを設け、その結果、将来の雇用促進や地域活性化にも繋がってもらいたい」と訴えていました。

このたびの「第5回高校生県議会」の内容詳細や反響について、山梨県議会事務局に話を伺ったところ、参加も「押し付けではなく自発的」で、参加した高校生からは「このような場を設けていただいたことが、大変貴重でありがたい」との言葉が上がっていたとのことです。【若者に開かれた県政議会】を目指して今後も年1回、引き続き開催していきたいとのことでした。

県議会議長からは「今回の提言が将来政策となり、実現できるよう県議会としても努力する。これからも若者に県政や県議会に関心を持ちチェックしてもらいたい」と、このたびの高校生県議会の総括を述べられ、同じく8月3日の山梨日日新聞にて報じられていました。

【若者たちの市政参画意識の向上と底上げ】

これは将来の地域の在り方を見据え、全国の各自治体においてもとても重要な共通なテーマだと感じております。

現在、北杜市内には先ほどの高校生の例だけでなく、大学生でも本市の地域未来の活性化を目指し、活動をしている若者たちがおります。ふるさとの地名である「北杜」から銘打った、学生団体「ホクもり」を立ち上げて、代表を努めている、本市出身（甲陵高校卒）で、現在早稲田大学国際教養学部2年生の佐々木さんとお会いし、地元北杜市への熱き想いについて話を伺う機会がありました。彼はこう述べていました。

「故郷北杜市の魅力を同級生と発信しながら、精力的に全国各地を周り、今年からは台湾にも足を運び、【北杜市への郷土愛】を胸にその活動を拡げていきます」と。

そして「東京で就職して終わりではなく、どんな形でもいいから地元に関わり続けていくモデルケースになりたい。いずれは山梨に戻りたいと思っている」と。この佐々木さんの思いは「7月5日の山梨日日新聞の夢甲斐人」の欄で大きく取り上げられていました。

「若者たちは地域の宝」。しかし、現状では、就職など諸々の事情で故郷北杜市に戻ってきたくてもそれがかなわない方々も多くいます。

「地域未来を担い託す若者たちの郷土愛、市民としての当事者意識や有権者意識」などは、突如芽生えてくるものではありません。幼少期時代から現在に至るまでの日々の生活を通じながら、「ふと疑問に思うこと」や、「地域が抱えている問題」、「それに対する市政の状況」を対比意識しはじめ、徐々にアンテナを広げていながら「建設的な解決案を思考模索すること」が大切であり必要であります。

「北杜市学生市議会」はその「大きなきっかけ」ともなり、自分たちが将来担う地域未来への想いをより強固にしていく「主張の場」にも成りえると考えます。

また、【若者にとって将来も住み続けたい。戻ってきたい。戻ってこられる地域づくり】を目指し、本市においても、将来の地域活性に向け「北杜市学生市議会」は重要な要素のひとつになると私は強く期待しております。

これらの想いを胸に、私より以上の提言を踏まえ、次の質問をさせていただきます。

(質問)

今年で5回目の開催となった県の「高校生県議会」を参考に、その反響も鑑みて、【若者にとって将来も住み続けたい。戻ってきたい。戻ってこられる地域づくり】を目指し、本市においても、「地域の未来を担い託す若者たちへの、いち市民として日頃から感じる問題意識、当事者意識、有権者意識の醸成とその機運づくり」に向け、そして【若者に開かれた市政】を目指し、「県内他市町村初」の【北杜市学生市議会】の開催を、高校生のみ限定せず、本市に住民票を置く学生たちにも参加募集の門戸を広げ、年1回など定期的実施していくことはいかがでしょうか。

以上です。

○議長 (加藤紀雄君)

答弁を求めます。

上村市長。

○市長 (上村英司君)

3番、中山喜夫議員の地域未来を託し担う若者たちの声を市に～「北杜市学生市議会」の実現に向けて～における、学生市議会の開催についてのご質問にお答えいたします。

市は、昨年度策定した「第3次北杜市総合計画」のリーディングプロジェクトにおいて、「若い世代に選ばれる地域をつくる」ことを目指して、取り組みを行っております。

この取り組みを推進していくためには、若い世代に、本市で起きている問題や課題を身近に感じてもらい、将来も住み続けたい、戻ってきたいと思える、魅力的なまちづくりを実現する必要があると考えております。

このことから、本市の未来を担う若者の考えを、市政に反映することが重要であると考えておりますので、「学生市議会」等の実現に向け、開催方法や内容等について検討を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長 (加藤紀雄君)

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長 (中山和彦君)

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

「法定化された人・農地プラン」において「本市の水稻」に関する今後の取組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中心となる経営体についてであります。

今回の「人・農地プラン」の法定化により、中心となる「農業経営体」の記述が、「農業を担う者」に変更となりました。

「農業を担う者」とは、従来の位置付けであった「認定農業者」、「認定新規就農者」および「集落営農組織」に、新たに「地域に中心となる経営体がない場合は、地域内で経営規模を拡大したい農業者など」を加えたものとされ、「入り作」を希望する担い手およびU・Iターンによる新規就農者も「農業の担い手」として位置付けることが可能となったところであります。

このように、将来の地域農業を担おうとする農業者の位置付けが広がったことで、地域農業等の方向性が定めやすくなったものと考えております。

今回の「人・農地プラン」に基づく地域での話し合いは、将来の農地の在り方や農地の活用を図る上で、地域の担い手と地域住民が協働して取り組む機会となるものと考えております。

次に、話し合いの進め方についてであります。

「人・農地プラン」は、これまで地域農業を担っていた農業者の高齢化が進む中、5年後、10年後といった将来の地域農業の在り方を明確化し、効率的な農地利用を図るため、農地の集積・集約化などについて話し合うためのものであります。

地域で行われる話し合いでは、農地の所有者、現在の担い手、および市や「北杜市農業振興公社」等の関係機関が参加し連携する中で、地域農業や地域の維持に向けた、「農地集約」や「農業を担う者」の確保等の取り組みを、地図を活用しながら協議、検討し、決めていくことが必要と考えております。

次に、地域の選定についてであります。

農地の集約化に関する将来方針を作成し、「人・農地プラン」の実質化への取り組みを行う地域の選定については、地域が主体となり将来の農地の貸し手と借り手の確保について話し合いを行うことが必要であると考えております。

すでに農地を集約している耕作者を5年、10年後の将来においても農業を担う者である農地の借り手として、地域での話し合いの場に参加することが人・農地プランの地域の選定につながっていくものと考えております。

次に、農地を提供される方との話し合いについてであります。

農地を提供される方は、高齢化により農業を離れる方や、相続により農地を取得したものの、営農できない方など様々な状況がありますが、先祖代々耕作してきた農地に対する愛着は強いものがあると考えております。

将来の農地や地域農業の在り方についての話し合いの場には、地域の方々や農地を提供する方など、農地に係わる多くの方に参加していただき、安心して農地の貸し借りができるよう、支援体制を整えてまいります。

次に「人・農地プラン」を進める上での課題と合意形成に至った要因についてであります。

これまで地域農業を担ってきた農業者の高齢化が進み、将来にわたる農地の利用や地域農業の在り方に不安を抱える中で、話し合いが行われている地域もあります。

例といたしまして、須玉町の穂足地区では、土地の所有者と農業の担い手に、将来の担い手を交えた話し合いが行われ、合意形成が図られた結果、土地改良事業が始まるとともに、「農地

中間管理機構」を利用した農地集積による農地利用が進められております。

このようなことから、農地の出し手と農地を利用する担い手の話し合いによる合意形成が重要な要因であり、また、この点が課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

ご提案させていただいた、県内他市町村初となる北杜市学生市議会実現への心強いご答弁をくださり、ありがとうございます。若い世代に選ばれる地域を目指し、早期開催実現を大いに期待しております。

それでは、大項目1つ目についてのみ、総括的に再質問させていただきます。

再質問1つ目、本市は山梨県全体の作付面積の約4割を担っている水稻は、まさに本市の基幹産業であります。また、本市の田園風景は後世に引き継ぐべく地域の宝なのであります。水稻は畑作に比べて、多額の設備投資を要しますので、ぜひ農業を担う者になろうとする農業者の立場も考慮した農地集約のアプローチの観点も取り入れていただきたいと思います。

例えば、ある程度、農地集約をしている耕作者を地図化した上で、かつ当該耕作者の意向も加味した上で、地域の話し合いをスタートさせることが考えられると思いますが、市の見解はいかがでしょうか。

再質問2つ目になります。ご答弁いただいたとおり、農地集約のためには地域が主体となり、将来の農地の貸し手、借り手の確保について話し合うことが重要であります。しかし、法定化された人・農地プランにおいては、市が地域の選定を行い、市が地域計画を策定すると明確に定められており、かつ、その地域計画は施行されてから2年以内に策定するという期限も明確に定められているところであります。農地集約は本来、期間に縛られることなく、その時の状況を見ながら、話し合いを重ねて合意形成していけばよいのかもしれませんが、農業従事者の高齢化や将来の担い手問題などを視野に、タイミング、機を逃さない、早期、積極的な対応こそ、今、求められているのだと、そしてこの2年間という期間で、国はまずモデルケースの確立を推し進めていきたいのだと考えます。今後、優遇措置などの充実も十分に考えられるのではないのでしょうか。

北杜市の基幹産業たる水稻農業、この2年というリミットのある中で、そのモデルケースになるべく、具体的なアクションに大きな期待を寄せております。市としての、この2年間でのビジョン、お考えをぜひお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、ある程度、農地集約をしている耕作者の意向も加味し

た上で、地域の話し合いをスタートさせることについてと思います。

こちらは先ほど、ご答弁いたしましたけれども、人・農地プランは農地と出し手と受け手が参加し、地域における将来の農地の利用の在り方について、話し合いを行う取り組みであることから、すでに農地を集約している担い手が将来も農地を集積する担い手として、地域の話し合いに参加することは、重要と考えております。

2点目でございます。2点目につきましては、地域計画の策定についてということで、2年間での市のビジョンということだと思います。

地域計画の策定につきましては、市といたしましては、実質化された人・農地プランとして取り扱うことができるとされている中山間地域等直接支払制度事業の中で、集落戦略の策定に取り組んでおります。

この中山間地域等直接支払制度事業に取り組んでいる集落協定は、北杜市内の全地域を網羅していないため、これらの地域については、国が示す法律案の概要にあるように農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用について徹底した話し合いを行い、これを踏まえて地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を作成してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○3番議員（中山喜夫君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

次に、北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

一般質問を大きく2項目、行います。

最初に、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードはマイナポイントが付与され、健康保険証として使用でき、本人確認書類にもなるなどをうたい文句に普及推進をしています。

マイナンバーカード作成にかかるマイナポイントの付与は、2022年6月30日より最大で2万円分のポイントが付与の対象となるマイナンバーカードの申請期間は、2022年9月末まででしたが、国は昨日、この申請期間をマイナンバーカードの普及をさらに推進するため、3カ月延長をする決定をしたと発表がありました。また、ポイントをもらうための申込期間は2023年2月末となっています。

国はいろいろな施策を駆使し、マイナンバーカードの普及推進をしています。普及率は2020年1月で約15%でしたが、新型コロナウイルスに伴う10万円の一律給付により大幅に普及が進みました。さらに、マイナンバーカード作成後に所定の手続きを行うと、マイナポイントが付与されるなどにより、2021年12月で約40%まで伸びてきていました。

2022年6月では、国全体で約44.7%、都道府県別では1位が宮崎県で約57.8%、山梨県は約41.4%と発表されています。ちなみに市町村等では1番は宮崎県の都城市で79.7%であります。昨日の発表の中で、国の全体としての普及率は約54%になったと、こういう発表も併せてあったわけでございます。

国は、2022年度末までに全国民に普及することを目標としていますが、現在は作るのは任意ということで、この目標達成は難しいのではないかとされています。

その理由は、個人情報への漏えい、セキュリティ体制への不信、銀行口座の紐付けなどの不安理由と通知カードで十分に間に合っているなどの理由で、作成しないという人が多いと聞いています。

本市でもマイナンバーカード普及に向けて、いろいろと対応していると承知しています。

そこで、以下伺います。

1. 本市のマイナンバーカード交付率は。
2. 長坂総合支所でのマイナンバーカード申請窓口を設けての状況は。
3. 普及が進まない理由は。
4. 今後、普及に向けた取り組みは。

次に2項目めでございますが、公務員の副業について。

2018年1月に厚生労働省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を作成し、「モデル就業規則」から副業を禁止する規定が削除されました。

これを受けて副業を解禁する企業が増えています。憲法では職業の自由が保障されていますが、公務員は国家公務員法や地方公務員法で副業が禁止されています。公務員は国家国民、市民のために働く奉仕者としての使命を担っているからであります。副業を禁じる三原則なるものも法規定に盛り込まれています。1. 信用失墜行為の禁止。2. 守秘義務。3. 職務専念の義務の観点から見て好ましくないため、規制されているとされています。

しかし、例外もあります。家賃収入を得る目的の不動産賃貸業であれば、500万円以下の条件があるが、公務員も可能。講演、執筆活動は許可を取れば可能。自給目的の小規模農業、家事の手伝いなど、条件付きではありますが、副業が認められているものがあると認識しています。

先ほども触れましたが、最近、国が推進する働き方改革の影響で、民間企業では、副業を解禁するところが増えてきています。その変化の流れは公務員にも出てきており、兵庫県神戸市、奈良県生駒市を見ると、神戸市は外部の経験を職務に生かしてもらう目的でNPOの活動を認めています。また、生駒市では公益性が認められる地域貢献活動を対象とする副業を解禁しています。具体的にはサッカー教室のコーチ、児童や青少年を対象とする活動などがあり、さらに長野県では、76件の副業を許可してきましたが、公益性の判断が難しく、利用が広がらない課題があったので、副業の範囲を明確にするようにし、その公益性、判断基準は1. 営利企業であっても、不特定多数の利益につながる。2. 人手が不足しており、社会的需要が高いなどを挙げて、副業の利用を進めています。

また、日本農業新聞では次のように記載されています。副業には当たらない簡易な方法として、非営利の一般社団法人が考えられます。この例は、栃木県茂木町の職員が畜産物などの販売などの販路開拓を手掛ける非営利の一般社団法人を設立し、活動しています。非営利で無報酬なら、2人以上で一般社団法人が設立でき、公務員の副業により、手続きが簡単で新たな地

域農業の活性化に向けた希望となるといわれています。行政では難しい、特色のある個人農家の営業活動の後押しをし、地域の知名度を高めるとともに、産業の活性化を目標としていると紹介されています。

そこで以下、伺います。

1. 国、地方公共団体の副業の制度化の動きについての見解は。
 2. 本市における副業の制度化に向けての考え方及び取り組み、方策は。
 3. 本市における副業を制度化した場合、支障となる点及び問題点は。
- 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市のマイナンバーカード交付率についてであります。

本市のマイナンバーカード交付率は、令和2年1月時点では、13.8%でありましたが、現在、国の「マイナポイント第2弾」が実施されていることから、周知、広報に努めるとともに、申請サポートなどの普及促進に取り組んでおり、先月末日現在の交付率は41.2%となっております。

次に、長坂総合支所の申請窓口の状況についてであります。

本年6月1日に長坂総合支所内に「申請サポート窓口」を開設し、写真撮影からオンライン申請までの一連の手続きを職員がサポートし、普及促進に努めているところであります。

窓口の開設から、先月末までの3カ月間における申請サポート件数は381件であり、本庁の「申請サポート窓口」に加え、長坂総合支所にも窓口を増設したことにより、市民の利便性が向上し、多くの市民の皆さまにご利用いただいております。

次に、普及が進まない理由についてであります。

マイナンバーカードの作成は任意であるため、個人情報流出に対して不安がある方、カードを取得するメリットや、マイナポイントに魅力を感じていない方などが、カードの作成をしていないものと捉えております。

また、申請時に写真を用意しなければならないなど、手続き上の煩わしさがあることも普及が伸び悩んでいる要因の一つであると認識しております。

次に、普及に向けた取り組みについてであります。

現在、「マイナポイント第2弾」が実施され、最大2万円分のポイントが受け取れることから、休日も窓口を開設し、カードの申請サポートを行っているところであります。

なお、先日、国からマイナポイントの要件であります、マイナンバーカードの申請期限が、今月末から、本年12月末まで延長したとの案内がありましたので、引き続き、申請等の支援を実施してまいります。

今後は、各総合支所や企業への「出張申請サポート」を強化するとともに、「携帯ショップ」との連携による、申請サポートなどにも積極的に取り組んでまいります。

また、令和6年度には運転免許証としての利用開始が予定されておりますので、今後、マイ

ナンバーカードの利用機会が増え、利便性が高まることから、取得することのメリットについても周知に努めることで、普及促進に取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

10番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

公務員の副業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、副業の制度化の動きについてであります。

国においては、少子高齢化や情報化、グローバル化が進み、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや、人口減少に伴う人材の希少化などから、副業や兼業が促進されているところであります。

また、「地方公務員」も、副業等への取り組みを行うことにより、地域社会のコーディネーターなどとして、公務以外でも活躍することが期待されるようになっております。

次に、副業の制度化についてであります。

本市においても、少子高齢化に伴い、地域の担い手が不足している状況の中、地域社会での貢献、地域の担い手不足の解消、また、人材育成につながる取り組みとして、職員が公務以外でも活躍することは大変重要であると考えております。

現在、具体的な取り組みについては、行っておりませんが、国における副業等についての基準や、すでに制度を導入している自治体の先進的な取り組み事例を参考に、職員が持続的に地域づくりや地域課題の解消に関わることができる制度の構築に向け、調査研究に努めてまいります。

次に、支障となる点及び問題点についてであります。

地方公務員の副業等は、報酬を受けて事業を行うに当たり、任命権者の許可が必要となるなど、法令上で制限が設けられております。

また、運用面において、副業等の許可は、職務の能率や公正性の確保、および職員の品位の保持などの観点から行われるものであることから、「副業等による職務への影響」や、「副業先との利害関係による公正性の確保」、また「報酬について、社会通念上の妥当性の判断が困難であること」などの課題があります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、2項目、おのおの再質問をさせていただきます。

最初にマイナンバーカードについてでございますが、答弁の中で、長坂総合支所の申請サポート窓口の先月までの利用者人数は分かったわけでございますが、9月の利用状況はどうか、この点を伺います。

次に今後の普及に向けた取り組みで、携帯ショップと連携をして普及促進をするとの答弁がありました。具体的にはどのように取り組んでいくか伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

10番、井出一司議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点ほどあったかと思えます。

1点目につきましては、長坂総合支所の申請サポート窓口の9月の利用状況、2点目については携帯ショップと連携した普及促進の具体的な取り組みはという、この2点だったと思えます。

1点目でございますが、先ほど答弁の中で、窓口を開設してから先月末まで利用件数を381件と答弁させていただいております。マイナポイントの第2弾や申請サポートの窓口につきましては、市広報紙、新聞折り込みなどで周知に努めてきた効果もございまして、9月1日から先週末、9月17日までの利用件数が240件の利用がございまして、累計で621件となっております。より多くの市民の皆さまにご利用いただいていると、このような状況でございます。

続きまして2点目でございますが、7月末から携帯ショップにおいてスマートフォンを用いたマイナンバーカードの申請受け付けを行っていただく取り組みを実施しております。当然、これには職員の参加もございまして、また、今週末、23日と24日、2日間でございますが、市内のショッピングセンターにおきまして、docomo、au、携帯ショップと連携をいたしまして、マイナンバーカードの普及促進キャンペーンを行い、普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

ぜひマイナンバーカード、しっかり皆さんが持てるような形の中で推進をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の公務員の副業について、再質問を行います。

答弁では、市は公務以外で活躍することは重要であると考えていると。また、職員が地域に関わることができる制度の構築に向け、調査・研究に努めていくとしている姿勢は理解をしているわけですが、世の中の変化は非常に早い時代でございます。この問題はいろいろと難しさもあるとは思いますが、地域社会の現状を考えると、実際、携わっての、市民との関わりと机上の理論の中での関わりでは、市民に理解をしてもらうことには、大きな差が出るものと思えます。

社会が大きく変化し、地域の状況も大きく変わってきました。市が市民と一体となって、北杜市をつくっていくという観点から、公務員の適正な副業について、早急に検討すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

10番、井出一司議員の再質問にお答えをいたします。

市が市民と一緒に北杜市をつくっていくという観点から、公務員の適正な副業について早急に検討すべきではないかというご質問をいただきました。

公務員の適正な副業につきましては、市民と市と一緒に北杜市をつくっていくという観点は、大変重要であります。そのためにも、地域への貢献などを実現するため、副業等の課題を克服する中で、制度の構築を行っていく必要がございます。

このため、社会貢献的活動などにつきまして、兼業許可を要するか否か、要する場合にどのような基準を満たせばよいのかということをも具体的に示して、その許可基準を具体化、詳細化するとともに、これを公表することが求められていると考えております。

したがって、ご指摘のありました兵庫県神戸市などの先進自治体の取り組みや工夫しているところなどを速やかに把握し、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○10番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、10番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に、日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

はじめに、安倍元首相の国葬における市の対応についてです。

私、昨日の山日新聞で驚いたわけです。国葬に合わせて弔旗半旗を庁舎に掲揚すると答えた県内14の市町村の中に北杜市も入っていたからです。このことは再質問で聞くとして、以下、8月31日に出した通告のまま質問します。

政府は9月27日に安倍元首相の「国葬」を実施するとしています。安倍氏の「功績」には国民の間で評価も分かれ、全額国費を使うことも含め国民の間で、実施そのものへの賛否は二分されています。こうした下で「国葬」を行うことは、同氏への弔意を国民全員に事実上強制することになると懸念するところです。ましてや、教育現場や小中学生などには、弔意表明が押し付けられないよう求めるものです。以下、市の対応について見解を求めます。

①市民に黙とうを呼びかけるとか、市役所など、公共施設での半旗掲揚、記帳所設置はすべきでないと考えますがどうでしょうか。

②現時点ではないとされていますが、国や県からこれらの「要請通知」などがあつた際の対応をどう考えているのかです。

2点目には、小中学校給食費の無償化実施についてです。

今議会に8月補正予算案（令和4年度一般会計補正予算・第7号）として、10月から来年3月まで、小中学校の給食費を無償化する方針が示されています。保育料、副食費の無償化と合わせ、歓迎、評価するものです。6月議会で私が、通年での給食費無償化を求めた際の教育長の答弁は「保護者負担が学校給食法の原則だ」と、やらない理由として述べていました。今回の理由付けは「物価高騰の影響が続くなか」としており、子育て世帯への経済的支援策として判断したものと理解しますが、通年での無償化を求める立場から以下、確認を含め、見解を求めます。

①「物価高騰の影響」とは、何を基準として影響があると判断していくのか。物価高騰が長期にわたった場合、無償化も延長するのかどうか。また、「学校給食法の原則」を離れての対応、これは今後もあり得るのか。来年4月以降のこともあるので、見解を求めます。

②食物アレルギー対応によって、現在、弁当持参を余儀なくされている児童・生徒は、自費で弁当を作っていくことになることから、給食費の無償化の恩恵を受けないことになります。これらの対象家庭への経済的な支援もするべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目の質問、「第3次総合計画」「新・行革大綱」の具体化についてです。

7月下旬には中学校と図書館の「再編整備」、そして「適正配置」の「検討委員会」が設置されるなど、「第3次総合計画」の具体化が進んでいるもとで、以下、テーマを絞って質問します。

①延期されている「市長と語る会」についてです。

(イ) 党議員団として過日、開催回数や運営方法などの改善など市長に求めましたが、開催はいつからか。内容の改善はどうなのでしょう。

(ロ) として、計画の概要を説明でなく、「中学校統合問題」、あるいは「図書館問題」、あるいは「新市庁舎建設問題」などテーマごとの「市民説明会」開催を求める声がありますが、こうした考えはないでしょうか。

②「検討委員会」への市民意見反映についてです。

(イ) として、設置された2つの「検討委員会」に公募委員を加えていません。その理由、根拠は何でしょうか。今後、公募の委員を補充する考えはないでしょうか。

(ロ) として、検討会議に公募委員を入れないのは、上村市長が基本理念としてきている「市民総参加型市政」と相反するやり方だと私は思いますが、どうでしょうか。

(ハ) として、任命された委員にはPTA連合会会長、代表区長会会長、地域委員会連絡協議会会長などの皆さんが目立ちますが、これらの方々は、委員会で議論された、そのことをその都度、出身団体に報告や相談したり、構成員の皆さんの意見を聞いて委員会に反映する義務とか任務、またはそういう仕組みはあるのか。または、その方々に全権一任されているのか伺います。

(ニ) として、今後設置予定の「委員会」は何と何でしょうか。また、その設置の予定はいつでしょうか。そして、それらには公募委員を加えるべきだと考えますが端的な答弁を求めます。

この項目の③点目、「中学校再編整備」に関連してです。

(イ) 答申されている3案の1つ、垂直統合（小中一貫校）方式では、まったく議論がされていない小学校統廃合にも関わる問題に発展するわけですが、どうでしょうか。

(ロ) として、第1回の「中学校再編整備検討委員会」（7月26日）の議事録を見ると、委員からの質問を受けて、事務局からこういう答弁、「今後、公共施設の個別管理計画を策定して

いく」として、「市民アンケートを実施して意見を吸い上げ、計画に反映していきます」と答えていますが、「市民意見を吸い上げていない」、こう判断しているのでしょうか。

そして（ハ）として、今後策定する「個別管理計画」というのはどういうものか、明らかにしてほしいと思います。そして「計画に反映」と言っていました、具体的にどう反映するのか答弁を求めます。

最後に4点目、JR小海線存続へ、国の責任明確化と市独自の努力をということについてです。

7月28日、JR東日本は利用者が少ない地方路線の収支と、1キロ当たりの1日平均乗客数が2千人未満の35路線を公表しました。その中にはJR小海線の小淵沢ー小海間も19年度の1日平均乗客数450人、赤字が14億円として仲間に入っており、このニュースを聞いた多くの市民から「廃線となってしまうのではないか」という不安の声が上がっています。重大だと考えるのは、国土交通省の「有識者会議」がその3日前、輸送密度が1千人未満の路線について国と地方自治体、鉄道事業者が「存続を協議する」仕組みをつくり、3年以内に結論を出せ、こう提言していることです。「存続を協議」する、つまり「廃線か存続かの結論を3年以内に出せ」というものです。北杜市は5年前、「八ヶ岳観光圏の玄関口」という位置付けで、多額の予算をかけてJRとともに小淵沢駅のリニューアルを行ったばかりであり、以下、質問します。

①国交省の方針は、ローカル線存続という国の責任を放棄し、沿線自治体と利用者に問題解決を事実上、押し付けているものと考えますが、ローカル線への国の責任、国交省の方針を市長はどう考えているのでしょうか。

②小海線の市内駅（甲斐小泉駅、甲斐大泉駅、そして清里駅）を日常的に利用している通勤者や通学者は何人いるんですか。市としての今後の利用促進策をどう考えるか。すでにあれば紹介してほしい。また今後、「3者協議」、仮称ですが、これが呼びかけられた際の、市の対応、基本姿勢を聞きます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩とします。

再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

志村清君の質問に対する答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

11番、志村清議員の「安倍元首相の国葬」における市の対応についてのご質問にお答えいたします。

安倍晋三元首相の国葬の実施に当たり、本市においては、市民への黙とうなど、弔意の呼び掛けは行いませんが、国葬という趣旨に鑑み、弔意を表するため、市役所本庁舎や総合支所で

の半旗の掲揚を行うこととしております。

なお、今後、国や県からの要請があった場合には、然るべき対応をしまいたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

小中学校給食費の無償化実施について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、物価高騰の影響についてであります。

昨今の原油高や急激な円安の進行による物価高騰状況は、本市においても市民生活に大きな影響を与えていると判断したところではありますが、その判断基準は、内外の状況等を勘案してのことです。

なお、無償化の延長については、今後の物価高騰状況を勘案し、適切に対応をしまいたいと考えております。

次に、弁当持参の児童・生徒を持つ家庭への経済的な支援についてですが、現在のところ考えておりません。

次に、「第3次総合計画」「新・行革大綱」の具体化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公募委員を加えなかった理由等についてであります。

中学校の最適配置の検討に当たっては、本年3月に答申をいただいた、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」の審議過程で、小中学校児童生徒へのヒアリング、市民ワークショップ等を行った結果として、市民のご意見を反映した答申となっております。

また、新たに設置した、「北杜市立中学校再編整備検討委員会」は、教育的な立場や行革の立場から、より具体的な方針の決定を行うため、中学校に関わる、より近い立場の組織にご意見を伺うこととし、保護者、学校、地域等の代表を委員としたところであり、公募委員は選任しなかったものであります。

また、図書館の在り方の検討に当たっては、本年7月に「北杜市立図書館適正配置等検討委員会」を設置したところであり、

委員会では、市の今後の図書館の在り方について、図書館サービスの質的な強化や、機能の充実を図る観点から、より専門的で技術的な議論をいただく必要があることから、図書館に精通した学識経験者のほか、図書館運営に携わっている方々を委員とし、公募の委員は選任しなかったものであります。

このため、中学校、図書館の各検討会においても、公募の委員を補充する予定はありません。

次に、「市民総参加型市政」との整合性についてであります。

「北杜市立中学校再編整備検討委員会」は、学校に関わる、より近い組織の方々のご意見を伺いながら、より具体的な方針の決定を行うため、保護者、学校、および地域等の代表を委員としたところであり、また、「北杜市立図書館適正配置等検討委員会」では、図書館に精通した学識経験者のほか、図書館運営に携わっている方々を委員としており、両検討委員会とも幅広

い立場からご意見をいただけるものと考えております。

次に、任命された委員の義務等についてであります。

中学校および図書館に係る検討委員会では、各組織の代表の職にある方を委員としていることから、団体への報告や意見等については、各団体の考えにより対応していただきたいと考えております。

次に、垂直統合方式に関わってであります。

小学校の適正配置については、平成21年3月に提出された「北杜市立小中学校適正規模等審議会」からの答申に基づき、増富小学校の須玉小学校への編入や、長坂地区、高根地区での統合を行い、現水準における小学校の統合については、一段落したものと考えております。

しかしながら、今後の審議の状況によっては、新たに検討していくことも考えられるところでもあります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

「第3次総合計画」「新・行革大綱」の具体化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「市長と語る会」の開催時期および内容の改善についてであります。

本年7月に開催を予定しておりました「市長と語る会」については、新型コロナウイルスの感染者数が急増したことから、急きょ延期したところでもあります。

現在も、相当数の感染者が報告されている状況でありますので、開催の時期、回数および内容等については、来月以降に感染者数の状況を見ながら判断してまいります。

次に、テーマごとの市民説明会の開催についてであります。

現在計画中の「市長と語る会」は、「第3次北杜市総合計画」と「新・行政改革大綱」の2つの主要な計画をまとめた市政の取り組みについて説明し、市民の皆さまに理解を深めていただくことを目的としております。

中学校統合に係る問題など、テーマごとの「市民説明会」についても、今後の検討状況を踏まえ適時適切に対応してまいります。

次に、今後設置予定の委員会についてであります。

今後設置予定の「検討委員会」としては、温泉施設やスポーツ・文化施設等のあり方検討会など様々なものが想定されますが、現時点で設置の時期等は未定であります。

また、公募委員を加えるべきかについては、設置される「検討委員会」ごとの性質により、判断すべきものと考えております。

次に、市民意見の吸い上げについてであります。が、「市民アンケート」については、「公共施設個別施設計画」策定のために実施するものであります。

次に、個別施設計画についてであります。

「公共施設個別施設計画」については、今後見込まれる厳しい財政状況の中で、現在保有する公共施設の総量抑制に努めるとともに、将来にわたっての更新費用および維持管理経費の縮

減を図るため、国により策定が求められているものであり、「行政系施設」や「子育て支援施設」、「保健・福祉施設」といった施設の類別ごとに、今後30年間における、「継続」、「廃止」、「統合」といった施設の基本的な管理方針を定めるものであります。

また、「市民意見の計画への反映」についてであります。検討委員会や市民説明会、アンケートなどにより、寄せられた市民意見は、個別施設計画策定の際の参考としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

JR小海線存続へ、国の責任明確化など市独自の努力を、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国土交通省の方針についてであります。

国土交通省の有識者会議である「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」においては、「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」を取りまとめ、危機意識を共有し、国、自治体、鉄道事業者等の関係者が一丸となり、コンパクトでしなやかな地域公共交通の再構築に取り組んでいくべきであるとしております。

ローカル鉄道に対する国の責任については、この提言はもちろん、あらゆる社会情勢や経済状況等を踏まえた上で、国としての具体的な方策を示すことであると考えております。

次に、利用状況と今後の利用促進策等についてであります。

小海線の市内駅の利用者については、公表されている人数として、昨年度実績で、清里駅が、1日平均乗客82人、甲斐大泉駅が18人、甲斐小泉駅については、非公開となっております。

また、通勤・通学者の区分はできませんが、定期券利用者は、清里駅20人、甲斐大泉駅6人であり、全体の26%にとどまっており、市内駅については、通勤・通学利用というよりも、観光需要・不定期需要が高い状況であります。

こうした中、小海線については、JR独自の取り組みとして、「ハイレール1375」などの特別列車の運行や、市としても、沿線自治体で構成する「小海線沿線地域活性化協議会」を主体としたPR事業などを継続して実施し、利用促進策を図っているところであります。

今後、小海線の小淵沢－小海区間を対象とした「(仮称)特定線区再構築協議会」が設置される場合は、主要な沿線自治体として、積極的に参画したいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

残り時間と相談しながら、項目ごとに再質問します。

まず、国葬問題についてですが、ご存じのとおり賛成する方は2割、3割という世論調査、

その2倍、3倍、6割以上の方が反対というのが国民の声であり、世論だと思います。国葬は法的な根拠もなく、国会にも諮らずに多額の税金を使う。そして事実上、国民に弔意を強要するという憲法違反の行為です。反対の世論には、それがまた広がっていることには道理があると思います。こうした下で、国からの要請がないのに半旗を掲げる、国葬に賛成の意思を表明するに等しい行為だと私は思います。

質問ですが、半旗掲揚の決定をどこで誰がされたのか、もちろん私は市長の判断なしではできない決断だと思います。市長にその理由、先ほどは国葬の趣旨に鑑みということだけ言われましたが、市長の個人的政治信条とは別の判断が、対応が、こういうことについては必要だと私は思うんですが、それを納得できる、半旗を掲げる決断を市長がされた理由を聞きたいと思っています。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員の再質問にお答えをさせていただきます。

半旗掲揚の決定ということでございますが、先ほど市長から答弁させていただいておりますが、国葬という趣旨を鑑みまして、半旗の掲揚により弔意を示すことが適切だということを考えての判断でございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

再々質問ですが、つまり国から要請がなくても半旗を掲げる決定をしたわけですか。そういう意味で、先ほど市民や学生、小中学生には黙とうなどは要請しないと言っているわけですが、改めて市民とか、特に市の職員などにも黙とうなどは要請しないのかだけ確認しておきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

市民、職員に要請するかということでございますが、黙とうの要請はしないこととしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

では2項目を飛ばして、3項目めの市民公募をしなかった問題に絞って再質問です。

つまり、基本構想が3月議会で可決されて以降、市民からの意見がパタンと閉じられたような印象があります。白倉時代の図書館問題は、16人のうち4人、それから太陽光パネル、渡辺市長の時代は7人、たしか市民が加わっていました。それとの違い、鮮明だと思いますが、ぜひその理由をもう一度、お願いしたいと思います。公募しないという理由です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人君）

11番、志村清議員の再質問にお答えをいたします。

公募委員の採用ということでございますが、一口に検討委員会と言いましても、検討内容によりいろいろなご意見、状況がございます。そういったところから必要な場合には当然、採用をいたしますし、そうでない場合につきましては、採用をしないということとしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、11番議員、志村清君の一般質問を終わります。

次に、ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和4年第3回北杜市議会定例会にあたり、2つの項目について一般質問を行います。

時間の関係上、少し早口になるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

まずはじめに、水道料金の見直しについてであります。

毎日の生活に直結する水道料金の見直しについて、令和4年4月25日付で、市長より、北杜市上下水道事業審議会へ、水道料金の改定に関する諮問が出されました。現在、諮問に対して9月15日の審議会を含め、3回にわたり審議されております。

そこで、まずはじめに審議会に示された以下2つの項目について質問します。

料金改定の基本方針について。

今後の水道料金改定スケジュールについて。

また、水道料金改定での留意点について。

峡北地域広域水道企業団と北杜市上下水道局とのかかわりについて。

本年3月改訂された「水道施設総合整備計画」において、北杜市の水道事業との関連性はどのような施策に反映されているのか。

前回の水道料金改定で、市民との長きにわたる裁判にまでなった事案があります。今回の料金改定審議の中で教訓としてどのように生かしているのでしょうか。

料金改定に伴う水道使用者・市民への説明責任はどのように考えているのでしょうか。

次に、企業団からの日最大受水量、いわゆる責任水量についてであります。

昭和56年2月に構成市町村では、一斉に水道企業団企業長宛てに、受水の申し込みがされております。現在の構成団体の日最大受水量は、このときの申し込みと同じ水量であります。何を根拠にして現在の水量があるのでしょうか。

令和3年度水道用水供給事業報告書の「用水供給状況」を構成団体別に見ますと、蕪崎市の使用率は87.3%、北杜市は70.3%、甲斐市は100%となっております。

こうした状況を踏まえ、企業団と構成団体3市で、現在の日最大受水量、いわゆる責任水量の見直しについて今後、協議をされていくお考えはないか。また、北杜市から蕪崎市、甲斐市へ協議を働きかけることも必要と考えるがいかがか、併せて伺います。

また、今までに日最大受水量（責任水量）に関わる協議など、なされたことがあるのかどうか併せて伺います。

次に、太陽光発電の条例についてであります。

北杜市太陽光発電条例施行から3年、県太陽光条例施行から1年経過となります。

市条例施行以来、様々な課題が出ております。

8月26日付山梨新報の記事によると、災害リスクや地域トラブルが多い野立て太陽光発電に関する県条例の規則改正の動きについて報道されています。また国においては、資源エネルギー庁、環境省など4省庁により、「再生可能エネルギー発電設備の適正導入及び管理のあり方に関する検討会の提言案」が7月28日に発表され、8月末までにパブリックコメントが行われております。

地方自治研究機構によれば、本年8月13日時点で太陽光に関する単独条例を施行しているのは199自治体に上ると報道されております。

全国的に、既存の条例についても次々と改正し、規制強化の動きが活発であります。

以上をふまえて、以下質問いたします。

市と県との太陽光発電の条例に係る関係する項目について、市は県との情報共有をどのように行っているのでしょうか。

また、太陽光問題などに取り組んでいる市民の団体から、現行市条例の改善見直しをするよう要望書や提言などが市長宛てに提出されています。以下見解を伺います。

地域住民等への周知、説明会の実施、説明の内容、説明会の義務化、地域との合意形成等々、詳細な改正を。

説明実施報告書の内容改正を。

離隔距離（原則5メートル以上）に、隣接住宅等建物がある場合は原則10メートル以上に改正を。消防活動に配慮した設計を、等々であります。

そこで提案ですが、太陽光問題などに取り組んでいる市民の団体からの提言・要望や国で検討している提言内容や、近隣をはじめ全国の自治体での条例施行状況なども考え、市民協働により、まちづくりや地域づくりも視点におき、市条例・市条例施行規則の見直しに着手する考えは。見解を伺います。

以上、質問といたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

12番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

水道料金の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに料金改定の基本方針についてであります。

健全な事業運営をするためには、2体系から1体系にする必要があると考えており、現在、「北杜市上下水道事業審議会」において審議していただいているところであります。

次に、料金改定スケジュールについてであります、「上下水道事業審議会」からの答申をいただいた後、条例改正案を作成し、市議会に上程させていただく予定であります。

審議会では、本年度中の答申を目標に、現在、審議していただいておりますが、「公営企業法」適用後、最初の水道料金の改定という重要な案件であります。

しかしながら、昨今、世界情勢に伴う円安や原油高による、物価の上昇など、市民生活への経済的な影響が大きいことから、水道料金の値上げについては慎重に進めていく必要があると考えております。

今後、スケジュールの再調整も視野に入れた中で、審議会において審議していただく必要があると考えております。

その他については、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

12番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電の条例について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県との情報共有についてであります。

県とは、昨年の「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の公布前後に、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」との整合性等について情報交換を行うなどしており、県条例施行後においても、県条例の一部改正や施行状況について、市条例を施行する上での確認等、必要に応じて県に出向くなどしております。

県とも相互に情報共有を行うことを確認しておりますので、引き続き連携してまいりたいと考えております。

次に、地域住民等への周知等の改正についてであります。

市民の団体からは、「地域住民等」で定義する100メートル以外の市民に対して、ひいては市全域の市民に対して説明義務があるのご提言とご意見を受けておりますが、一定の利害関係の存在や、他の法令等に基づく対応との衡平性を考慮する必要があるものと考えております。

また、説明の前に義務付けられております事業周知の標識設置は、地域住民等のみならず、広く周知されることとなっておりますので、利害関係のあると考えられる地域住民等の範囲外の市民も説明会に参加する、または、参加できることを意図しているものであります。

次に、説明実施報告書の内容の改正についてであります。

説明実施報告書の内容の真偽に関するものと理解しておりますが、内容に虚偽がある場合は、不正な手段として、行政処分の対象行為に該当するものであります。

説明実施報告書は、事業者が市条例の趣旨、規定を十分に理解し、これを遵守しているとの前提に立つものであり、必要が生じた際は、事業者の確認等を行っております。

次に、離隔距離の改正についてであります。

事業者は事業区域の状況を踏まえ、市条例の規定に従い計画するものと考えており、こうした中で、物権に基づく財産権の行使をいかに制限するのかが、重要であると考えております。

このことから、条例の規定において、さらに5メートル、住宅隣接地にあっては10メートルという離隔距離を確保することは、これを確保できないことによって生じる、周辺市民への不利益、または不利益を及ぼすという蓋然性を明示することが困難であるため、改正は難しいものと考えております。

また、離隔距離の趣旨が市条例以外の法令等の趣旨に該当するものであれば、当該法令等による規定も検討すべきであると考えております。

次に、消防活動に配慮した設計についてであります。

太陽光発電設備の配置については、基本原則として、電気工作物であることから、「電気事業法」の基準や、該当する法令に基づき設計されるべきものと認識しております。

まずは、発電所を経営している事業者の責務として、太陽光発電設備を起因とした被害が生じないように、適切に維持管理を行うことが肝要であると考えております。

次に、条例、規則の見直しに着手する考えについてであります。

国においても、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」を本年4月に公布しており、現在、林地開発許可制度における、対象基準の引き上げがなされる見込みであるなど、規制強化の動きが見られる状況であります。

また、県においても県条例の一部改正を検討していると伺っておりますので、これらの状況を確認しながら、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

12番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

水道料金の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「水道施設総合整備計画」における市の水道事業との関連性についてであります。

「峡北地域広域水道企業団」において策定された「水道施設総合整備計画」は、大門系施設の更新を中心としたもので、目標耐用年数を定め、優先度を設定することにより、財政的に執行可能な計画とされております。

本計画は、現有施設における動力費、修繕費等の維持管理費抑制のため、短期的には、構成市の水道事業について、企業団から供給される水道用水の積極的な利用が進む、との見通しを前提として策定されたものであります。

また、計画期間についても、100年間を見込んだ長期計画であることから、市としては、市の施設状況と整合が図られた事業計画の策定が必要と考えているところであります。

次に、前回の料金改定審議での教訓の生かし方についてであります。

料金の試算においては、新たに「総括原価方式」の採用を検討しておりますが、算定手法と、その過程を明確にすることを心掛けております。

また、料金改定の目的としては、持続可能な施設更新の財源と位置付けているところであります。

次に、説明責任についてであります。改定の必要性、料金算定の根拠、収益の使い方などを、使用者の皆さまにお示しすることが求められていると考えておりますので、丁寧に説明を

してまいります。

次に、現在の水量の根拠についてであります。

当初の申し込み水量は、一日当たりの受水量であり、企業団では、この量を最大値として施設規模を決定していると同っております。

年によって状況は異なりますが、夏の観光シーズンなどの際に、一時的に大幅な水需要の増加が発生し、この一日最大受水量では、水道水が賄えず、水不足が発生するため、現在も当初の申し込み水量を継続しております。

次に、受水量の見直しについてであります。

今後の協議および韮崎市、甲斐市への働き掛けについては、本年度着手を予定しております「北杜市水道ビジョン」の改定作業の一環として、実務担当者による協議を行ってまいりたいと考えております。

また、これまでの協議についてであります。一日最大受水量の継続について、書面による意向調査があったところであります。

なお、夏場に一時的な水不足が発生する可能性を考慮しますと、市側の水道施設で対策を取るまでの間は、企業団からの受水量は現状を維持する必要があります。

また、企業団は、現状の収益で経営が成り立っており、「整備計画」は現状の収益を前提として策定されている状況を踏まえ、一概に受水費の減額だけを求める協議は成立しがたいものと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

大項目2つについて、それぞれ再質問させていただきます。

時間の関係上、少し早口になりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、水道料金の見直しについてであります。

まず、先ほどの答弁の中でも料金改定のスケジュールも再調整していくような旨の答弁がございましたけれども、当初の市議会の予定の中にも今後、市議会だとか使用者への中間報告は予定されているということがありましたけれども、今後、この点についても予定していくのかどうか。

また、料金改定の留意点についてですけれども、総括原価方式を採用することは、裁判からの教訓が生かされていると思っておりますが、現状の各町の給水原価がどのような状況なのか。住民への、また使用者への説明の検討資料として示すことも説明責任を果たす上で肝要だと思っておりますが、いかがでしょうか。前回の改訂の住民説明会においては、示されているものであります。

また、水道企業団の責任水量の問題ですが、責任水量に届かない、いわゆる使われていない水量分についても、企業団に水道局は支払っているわけですが、決算上、年約2億円の受水費であります。構成市の3市で協議していくことが、北杜市にとっては喫緊の課題だと思っておりますが、料金改定のこの時期に働きかけることがチャンスだと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

12番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、今後の審議会のスケジュール、この中におきまして、中間報告ですとか住民説明会、この部分でのスケジュールということでございますけれども、当初は、計6回を予定しておりました審議会、3回が終了した段階で、議会へも中間報告、また中間報告という意味合いも含めた中で住民説明を行って、皆さまのご意見を伺うという計画でございましたが、現状、住民説明会につきましては、コロナ等の影響、審議会の進捗状況等も踏まえまして、若干、延期をしているという考え方でございます。

住民説明会につきましては、当初、中間で行うという考え方を持っていましたので、この年度、答申が出る前までの間につきまして、実施をしたいと考えております。

次のご質問でございますけれども、総括原価方式に伴う各原価、町ごとの原価がどのようになっているのか、これを示すべきではないのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、総括原価方式ということでございますので、総原価と事業報酬の算定に関する議論を行って、その後、固定費、変動費等の原価の分解、さらに資産維持費の算入という流れになりますので、この部分につきまして、それぞれ8町ごとでこの金額を出すということは、非常に不可能と考えておりますので、その考えはございません。

あと、企業団からの責任水量、こちらの問題でございますけれども、今後、3市において協議をすべきではないかというご質問でございますけれども、現在、水道局、企業団、この間で、担当者間においては常に情報の提供、協議という部分では行っている状況でございます。

市といたしましては、今後の経営戦略を示していかなければならないという状況にありますので、そのため水道ビジョンですとか、経営基本計画の改訂、有収率の改善対策、これに取り組むという考え方であります。これによりまして、事業運営に対する、より明確な方向性を出すことが重要であると考えております。

このような状況が整いましたときには、企業団との受水量に関する協議を行うべきと考えておりますけれども、現状は、担当者間での協議を行っています。将来的にこの協議を発展した中で、3市の協議を行うべきものと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

太陽光発電の条例についてであります。

市長は令和2年12月2日、市長市政方針表明の中で、市政運営の基本的姿勢として、市民が共感し、協働する市民参加型市政と表明しています。また、太陽光発電条例の見直しについても言及しています。市民協働とは、行政と住民がそれぞれの立場、役割を相互に理解し、信頼関係の上に協働して、地域社会の発展に努めることを目指そうとするものであります。市太

陽光発電条例を改正していこうとする住民の要望と、行政が抱えている条例施行の中で顕在化している、例えば説明会の義務化、地域の合意形成などについて議論を重ね、適宜合った条例等の改正準備に着手する時期ではないでしょうか、市長の見解を伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士君）

12番、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

条例改正の考えについてと理解しております。

国においても太陽光発電の設置等に関する議論が行われ、先ほどの答弁にもありますように、県においても検討が行われているような状況であります。太陽光発電設備が全国的に多く導入され、同時に市民の皆さまがご心配しているような状況については、電力の自給の状況が逼迫して、制度の設計のバランスが崩れているものと考えておりますけれども、これらを修正するにあたりまして、法律の改正を含めた制度的対応を検討していると認識をしております。

また、こうしたことを鑑みますと、自治体による条例の改正は入口ということで、出口を絞っているような形となります。適正な事業の設計は、入口の段階で適正に対応、措置が講じられていく必要があるものと考えております。

こうした中で、法律については、国が所管する事項であり、国の所管する法律について検討が現在なされているということですので、国の制度的対応を確認しつつ、また県においても市条例との競合性のある条例の施行としていることから、整合性を確認しながら必要に応じて対応をしていく考えであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、12番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、5番議員、神田正人君。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

一般質問をさせていただきます。

すべての北杜市民の笑顔につながるよう、1. 食品ロス削減について、2. 障がい者雇用促進について、3. PCB廃棄物の処理について、3項目の質問をさせていただきます。

1項目め、食品ロス削減について。

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。賞味期限が切れ小売店などで販売できないものや、家庭内で食べきれなかったものなどがあります。農林水産省の推計では、国内で年間570万トンが廃棄され、そのうち54%が事業活動に伴って発生しているといわれております。

フードロス削減は、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制などSDGsの取り組みにつながると考えております。2021年末には、行政などが牛乳などを積極的に消費するよう呼び掛け、大量廃棄を回避した例などもありました。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行では、地方公共団体の責務について、またそれぞれの事業者の責務と消費者の役割を、また関係者の連携・協力を規定しております。

そこで現在、自治体と事業者の連携が進んでいるのがあります。事業者だけでは、なかなか取り組みが市民に認知されにくいいため、自治体が支援することで地域住民らに参加を促すメリットがあると考えられます。

具体例といたしまして、さいたま市では余った食材を食べきるレシピの作成や、横浜市では「食べきり協力店」事業とか、また昨今では甲府市では市内の飲食店などで余った食材や消費・賞味期限が近い食材を利用者が安く購入できる仕組みとして、「甲府タベスケ」というサービスを行っております。

また、八王子市ではごみの排出量が全国に自治体でもトップクラスとされておりますが「完食応援店制度」や「健康応援店制度」によりごみ減量、健康への効果を出している自治体もあります。

そこで以下質問いたします。

1. 食品ロス削減推進計画の市のお考えは。
2. 子どもに対する食育として、食材の経路や、どのような過程を経ての食事についての食育、食品ロス削減の方法についての教育活動はしておるのでしょうか。
3. 家庭で使いきれない未使用品を持ち帰り、それをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動であるフードドライブの活動を行う団体への情報提供や補助などの方策について、お伺いいたします。

2項目め、障がい者雇用促進について。

障がい者の雇用は、就業機会の拡大を通じて障がい者の職業的自立を図ることが強く求められております。人が働く理由はいくつもあります。

「収入のため」「成長するため」「社会貢献のため」「家族を支えるため」それは障がいのある人も、ない人も変わりません。障がい者の就労は近年、急速に増えております。誰もが職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障がい者に対しても必要であると考えます。

そこで以下質問いたします。

1. 本市の障がい者の人数を教えてください。
2. 障がい者のうち就業している方、就業を希望しながら職に就けない方の人数は。
3. 北杜市では障がい者は何人採用しているか、特に義務である法定雇用率、現在、段階的に2.6%になっております。そこに達しているかどうかをお尋ねいたします。
4. 法定雇用率は地方公共団体ばかりでなく、パーセントは違いますけれども、一般事業主に対しても雇用義務が課されております。実態の状況は。また、達していない企業への指導する考えはあるのでしょうか。

3項目め、本市のPCB廃棄物の処理についてお伺いいたします。

PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質であります。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されておりましたが、のちに人体への悪影響が明らかになったため新たな製造、輸入ともに禁止されております。

このPCBが使用された代表的な電気機器には、変圧器やコンデンサー、そして安定器などがあります。PCBが含まれている変圧器やコンデンサーは、古い工場やビル等で使用されており、安定器というものは古い工場や学校等の蛍光灯等に使用されておりました。

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されております。

PCBはその有用性から広範囲に使用されるも、逆にその毒性が明らかになり、その後、製造中止になりました。なかなか、その後、処理施設が立地できませんでしたが、その後、全国5カ所に処理施設が整備され、そしてその後、平成28年度にはPCB特別措置法を改正し処理を迅速に進めていくための法整備を整えました。

そこで以下質問いたします。

1. 本市のPCB廃棄物の調査の取り組み状況は。
2. 本市の使用施設の現状は。
3. 今後の取り組みについて、以上ご答弁お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

神田正人君に確認をしますが、2つ目の質問、障がい者雇用促進についての質問の3項目めのところで、特に義務である法定雇用率が通告では1.8%に達していると書いてあるんですが、今、私の聞いたのは2.6%と聞いたんですが、どちらが正しいのでしょうか。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございます。正式には2.6%が現状の数値となっておりますので、通告文書との変更をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

それでは、通告書には1.8%になっておりますが、この義務である法定雇用率は2.6%が正しいという訂正がありましたので、よろしく申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩とします。

再開は3時55分とします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時54分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

ここで、本日の会議をあらかじめ延長します。

それでは、神田正人君に対する答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

本市のPCB廃棄物の処理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、PCB廃棄物の調査についてであります。

国では、全国に流通しているPCBを使用した高圧コンデンサーや、安定器の年式、型番を公表し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業

者へ処分を義務付けているところであります。

本市では、合併後の平成16年度から、各施設所管課において、主にキュービクル内で使用されている高圧コンデンサー等の年式等を調査し、順次処分をしてまいりました。

これまで、11施設において17個のPCBを使用した製品が確認されております。

次に、使用施設の現状についてであります。

合併後の調査等で把握した11施設のうち、8施設の製品については、すでに処分が完了しております。

他の3施設で確認された5個の製品については、今後適切に処分してまいります。

次に、今後の取り組みについてであります。

これまで、全庁的に調査、処分を進めてまいりましたが、改めて調査漏れがないか調べ、適切に対応してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

5番、神田正人議員の障害者雇用促進における、障がい者の採用についてのご質問にお答えいたします。

本市における、本年6月1日基準日での、障がい者の雇用人数は22人で、障害者雇用率は2.9%となっており、法定障害者雇用率2.6%を上回っている状況であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

5番、神田正人議員の食品ロス削減における、食品ロス削減推進計画についてのご質問にお答えいたします。

食品ロス削減は、誰もが取り組める身近なSDGsの取り組みであります。

市では、これまで生ごみの排出抑制を推進する中で、令和元年度からは食品ロス削減に重点を置き、令和2年度に「食品ロス削減運用指針」を策定したところであります。

「食品ロス削減推進計画」の策定については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」において努力義務とされており、既存の廃棄物処理計画等に位置付けることも認められていることから、市では、昨年度に見直した「一般廃棄物処理基本計画」に指針の内容を盛り込んだところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

5番、神田正人議員の食品ロス削減における、フードドライブの活動を行う団体への情報提

供や補助についてのご質問にお答えいたします。

市では、令和2年度からの事業として、長期休みで給食が提供できない時期に、小学生がいる生活困窮世帯等への食材提供を実施し、昨年度からは「長期休みの子どもフードサポート事業」と事業名を改め、「認定NPO法人フードバンク山梨」に委託し、小中学生の就学援助世帯を対象として事業の案内を行い、長期休みに食料を提供してきたところであります。

また、「北杜市社会福祉協議会」においても、「緊急食料支援事業」を実施しており、市民などから寄贈された食料品を、食料に困窮している世帯に提供し、生活が継続できるよう支援しているところであります。

今後も、「北杜市社会福祉協議会」とは、生活困窮者の情報を共有するなど相互に連携しながら、切れ目のない食料支援を実施してまいります。

一方、市内において、昨年11月に「北杜市ライオンズクラブ」が、長坂総合支所を会場として「フードドライブ」を行い、市民の皆さまから、米、菓子、カップ麺、缶詰、飲料など、多くの寄附を募り、集めた食材を「認定NPO法人フードバンク山梨」へ提供したところであります。

本市においても、この取り組みについて市広報紙などで周知するとともに、当日の物資の配送などを合同で行ったところであります。

加えて、事業の取り組み結果について掲載し、実績をPRしております。

本年度も、「北杜市ライオンズクラブ」は、11月と来年2月に「フードドライブ」を実施する予定と伺っております。

「フードドライブ」は、団体が自発的に行う活動であることから、市としても、市広報紙などで周知するなど、更なる事業の拡大ができるよう団体を支援してまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の障がい者の人数についてであります。

本市の障害者手帳等の交付者数は、本年3月末日現在、2,430人であり、内訳は、身体障害者手帳1,700人、知的障がい者に交付される療育手帳283人、精神障害者保健福祉手帳447人であります。

次に、就業人数および職に就けない方の人数についてであります。

市では、本庁舎に「ハローワーク韮崎」と連携した「ほくとハッピーワーク」を開設しており、障がい者をはじめとする、市民の皆さまを対象に、相談支援を行い就業に結びつけているところであります。

就業人数については、「厚生労働省山梨労働局」によると、市町村ごとの集計はないとのことですが、昨年6月時点で、県内では2,008人が民間企業に就職していると伺っております。

直近の市内の方の就労活動の状況は、「ほくとハッピーワーク」の昨年度の実績によると、障がい者の利用者は28人で、そのうち11人が就業しております。

また、昨年度、「ハローワーク韮崎」にある障がい者窓口を利用した方は78人で、そのうち39人が就業していると伺っております。

また、民間の「障がい者就業生活支援センター」に、就労に関する相談窓口がありますが、昨年度の実績は、求職者が17人、そのうち10人が就業していると伺っております。

次に、法定雇用率の実態と企業への指導についてであります。

法定雇用率の実態については、「厚生労働省山梨労働局」によると、昨年度の県内民間企業の実雇用率は、法定雇用率2.3%に対して、2.16%であります。

「障害者雇用促進法」により、法定雇用率に達していない企業への対応については、まず、「ハローワーク」から企業などに対して「障害者の雇入れに関する計画」の作成・提出が求められ、改善が遅れるなどした場合は、厚生労働省からの指導が入ることとなり、それでも改善が認められない場合は、企業名が公表されることとなっております。

法定雇用率に達していない企業の指導については、厚生労働省が行うこととなりますが、市としても、障がい者の雇用が促進されるよう企業などへの協力を呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

5番、神田正人議員の食品ロス削減における、子どもに対する食育についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成23年度から、子どもたちが自ら農作業を体験することで、「食」の大切さや生産者への感謝の気持ちを醸成することを目的に、市立保育園および小学校において「教育ファーム事業」を実施しております。

この取り組みを通じて、「教育ファーム」を体験した子どもたちが親世代になり、食べ物の大切さと、次の世代への食育が推進されることを期待しているところであります。

今後も、これまでの取り組みを継続するとともに、自らが食べる「食」の経路や、食品ロス削減の方法なども取り入れた食育の推進を積極的に図ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。3項目すべてに再質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず1項目めの食品ロス削減について、2つ質問させてください。

多方面から食品ロスに対する考えは、非常に大事であると思っております。例として、「甲府タベスケ」等は、手続き等が面倒であります。非常に伸び悩んでいるというのが現状であると聞いております。あくまでも手段としての方法ですが、それと同時に、一方で食品ロスの半減は家庭から発生している状況であります。半分はですね。子どもへの食育ではなく、幅広い年代において実施していく必要があると考えます。この食品ロスの半減を家庭から出している現状の中で、どのように市としては具体的な策を考えておりますか、お願ひします。

もう1つは、食品ロス削減の中で、昨今ではSDGsの取り組みにおいて減少傾向が非常に

続いてはおるんですけども、特に北杜市はごみの削減量が非常に良い方向に向かっているんですけども、政府が掲げる2030年までの半減は一層の取り組みが欠かせないと考えております。そこで未利用品等の有効活用なども効果的な方法であると思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、食品ロス削減についての質問をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

2点、ご質問をいただいております。

まず1点目でございますけども、食品ロスの多くは家庭から発生しているものであると。食育だけでなく、具体的に市はどのような施策を考えているかというご質問だと思います。

まずは、市民の皆さまに食品ロスを知っていただく、現状を知っていただくということが大切だと思います。その影響や削減の必要性についての理解を各家庭において深めていただき、お一人おひとりが自発的に取り組んでいただける施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には市民を対象とした食品ロス削減料理教室の開催などを現在、検討しているところでございます。

2点目でございます。未利用食料品の有効活用も効果的であるということでございます。

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであり、生活困窮者への支援等の観点からも意義のある取り組みであると考えております。

本市では、フードバンク山梨と連携協定を締結しており、今後は福祉部局とも連携を図る中で、未利用食品を提供しやすい環境づくりに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。大人も、子どもも食品ロス削減についての意識付けは必要だと思いますので、ぜひ自治体のほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2項目め、障害者雇用促進について質問させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、障がい者は障害者雇用促進法によって定められております。安定して働き続けることができ、差別の禁止や決まった割合での雇用や合理的配慮が義務付けられております。

そこで、市の職員は具体的にどのような仕事をされておるのか、要するに特に無理がないのかとか、サポートがあるのか、そういったところの状況を教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えをいたします。

障害者雇用促進について、市では障がい者を雇用するに当たり、どのような業務に配置されているかというご質問だったかと思えます。

雇用にあたりまして、配慮すべき点としましては、身体、知的、精神といった障害の種別、それから障がい者の障害の程度により、個々に応じた職場環境や職務内容の配慮、調整などのいわゆる合理的配慮を行う必要があります。

本市におきましては、本人の障害の程度によっては、従事が困難な現場でのサポートですとか、身体的な負担が少ない業務への配慮を行っているところであり、主に庁舎内での事務的な業務に従事している職員が多い状況であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

どうもありがとうございました。職員同士のサポートとか助け合い精神、こういったものは市民に対しても同じような形で表れると思えますので、ぜひとも皆さんで、そのような考え方で進めていただきたいと思えます。

最後に3項目め、PCB廃棄物の処理について質問させていただきます。

PCB廃棄物というものは処理に期限がありまして、高濃度PCBは2023年、もうすぐですね、低濃度PCBは2027年までの適正処理が義務付けられております。ぜひ油断しないようお願いしたいと思います。

質問としましては、残ったものの種類と、あと高濃度と低濃度の具体的な内容について、教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えさせていただきます。

PCBの廃棄物はどのような製品で、濃度はどうなのかというご質問であったと思えます。

答弁にもございましたが、3施設で確認されている未処分のPCBの製品につきましては、大型トランスが3台、小型のトランスが2台、合計5台ございます。そのいずれもが低濃度でございまして、うち大型トランス1台につきましては、本年度中に処分をすると、このような予定になっております。その他のものにつきましては、来年度以降、予算措置をお願いした中で、順次、処分をしていきたいと考えております。

なお、低濃度のPCBにつきましては、1キロ当たり5千ミリグラム以下のものを指し、これにも処分する期限が義務付けられておりまして、令和9年3月31日までに処分をするようになっております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○5番議員（神田正人君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、5番議員、神田正人君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、13番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

2項目にわたり質問をさせていただきます。

まずはじめに、循環型農業の推進についてであります。

国が現在推し進めている「みどりの食料システム戦略」は、2050年までに有機栽培の面積を25%まで拡大。化学肥料の使用割合を30%削減と高い目標を立てております。

しかしながら、現時点の日本の農業は、有機JAS認定圃場が耕地面積全体の2.7%、まだまだ外国から輸入されている化学肥料に依存した農業が主軸となっている状況です。

このような背景の中、ウクライナ情勢によって、今、化学肥料は急激な値上がりが起きております。今、地域の農業者からは、このまま肥料価格が上がれば農業を継続することができないという声が上がっています。「ピンチな時こそチャンスあり」輸入資材によって成り立っていた日本の農業の改革が今、求められているのだと考えています。

北杜市は、包括連携協定の中で、中熟堆肥の試験製造も進めているところでもあり、市内には堆肥は豊富にあると認識しており、この地域資源を活用して環境にも配慮した循環型農業を飛躍させる時ではないかと考えております。

そこで、下記について質問いたします。

1. 現在の耕畜連携の取り組み状況についてお伺いします。
2. 本市における有機JAS圃場、有機JAS非認証圃場、特別栽培農産物ガイドラインに基づく圃場は、北杜市全体の耕地面積に対する割合は、これについてお伺いいたします。
3. 環境循環型農業推進助成金におけるバラ堆肥および袋詰め堆肥の状況と過去5年の推移はいかがでしょうか。
4. 農家の高齢化に伴い袋詰め堆肥の活用は、年ごとに減少傾向と考えられます。堆肥の利用促進のために、地域ぐるみで取り組む団体などに散布機械やストックヤードの補助事業についての考えはありますか。
5. 循環型農業を推進するにあたり、ふるさと納税や直売所などへ特設コーナーやブランド化（ラベルなどの取り組み）などをすることで、普及啓発の考えはありますか。

続きまして、2番目の項目ですが、過去の災害の記録を後世にとということでもあります。

近年、地球温暖化の影響を受けて、世界規模で自然災害が起きています。

私たちは、地震や台風等といった自然災害に日頃から十分な備えをすることが重要です。

とりわけ、大雨や豪雨、台風の被害、河川の氾濫、土石流などの土砂災害等の過去の被害を知ることは、未来の命を守ることに繋がると言われています。

北杜市の過去の災害をたどると、大災害としては、1898年（明治31年）の八ヶ岳南麓

の大泉町で発生した台風による土石流で、死者57名、流出家屋72戸。また流れ下った濁流は、釜無川に合流し武川町上三吹で氾濫、死者4名、家屋16戸が流出しました。

私たちが記憶にある災害で、絶対に忘れてはいけない、後世に災害の怖さを語り継がなければならない災害として、1959年（昭和34年）の台風7号による土石流による災害であります。武川町・白州町で死者行方不明者27名、家屋の流出161戸、田んぼとか農耕地の流出も200ヘクタール以上ありました。未曾有の災害でありました。

このほか、北杜市における風水害年表で見ると、市内の全域で多くの被害状況が掲載されており、本市は八ヶ岳、駒ヶ岳などの急峻な山々に囲まれているため、甚大な風水害が多く発生しているとのことです。

特に近年では、八ヶ岳台地での被害が目立つようになり、台風災害のみならず過日8月24日には猛烈の雨のために、北杜市へ記録的短時間大雨情報が気象庁から3回にわたり発令、JR小海線が運転見合わせ、八ヶ岳高原ラインが土砂崩れにより通行止めとなり、市でも市内各所に避難所を開設され、5世帯10人が避難するという被害があったばかりであります。

このように身近に起きる災害に、私たちはこれまで以上に防災意識の向上が求められています。

合併前の武川町では、34年災で一命を落とされた方々と今もって家族の元に帰ることができない行方不明者の御霊へ、町民一堂に会し戦没者慰霊祭と併せて水難者の供養をしてきましたが、北杜市からは忘れ去られたように慰霊祭も実施されなくなり、災害の記憶さえ合併の波に飲み込まれ薄れた感覚を持ちます。そこで、過去の災害を風化せず教訓と生かすためにと思い、以下伺います。

記

1. 34年災から63年目、当時を語り継ぐ方々も少なくなる状況をいかに捉えておるでしょうか。
 2. 市では地域減災リーダー育成など災害に強いまちづくりを進めているが、過去の災害を知ることが減災意識の高揚につながると思うがいかがでしょうか。
 3. 水難者慰霊祭復活の考えはありますか。
 4. 武川総合支所には、34年災の被災写真などが数多く残されています。この写真を活用し、当時の状況を知る方々が、災害状況の説明と復興の経過を語り継ぎ、次世代へ防災意識の高揚の手段とする考えはありますか。
 5. 災害に直面した方々が語れる今だからこそ、常設展示所を開設して、防災教育の拠点ができればよいと思いますが、いかがでしょうか。
 6. 常設展示会場としては、高齢者活動センターに併設され合併時に閉館となっている武川民俗資料館が考えられますが、いかがでしょうか。
 7. 民間団体の甲斐駒清流懇話会は、合併前から、合併以来、白州・武川の小学校3年生保護者同伴で、毎年34年災を語り継ぐ活動として砂防校外授業を実施していますが、この活動をどのように捉えているか、お伺いをいたします。
 8. 武川地域委員会の事業で、34年災から60年目を節に災害を語る会をせせらぎで開催した際に北杜市に甲斐駒清流懇話会から、当時の災害を多数の語り部からの録画収録DVDを寄贈しておりますが、その活用状況はいかがになっているでしょうか。
- 以上2項目にわたって、質問を申し上げます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

13番、福井俊克議員の循環型農業の推進における、耕畜連携の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市では水田転作作物として、「稲発酵粗飼料」、いわゆる「ホールクロップサイレージ」の生産振興を図っております。

昨年からは、飼料の新品種生産に着手しており、従来のものより収穫量が多く、牛が消化不良を起こさないことなどから、耕種農家、畜産農家ともに好評をいただいているところであります。

また、本年度からは「梨北農業協同組合」と連携し、刈取り後の稲藁を飼料化する取り組みを予定しております。

これらの取り組みは、水田で生産される有機物を家畜に与え、排出物を「明野町堆肥センター」で堆肥化して土壌に還元するものであり、耕畜連携として取り組んでおります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

13番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

過去の災害の記録を後世に、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、34年災を語り継ぐ方の減少についてであります。

昭和34年8月に起こった台風7号の災害は、本市にとっても、忘れてはならない歴史的出来事であり、その関係資料や体験者の記録を残し、次世代へ語り継ぐことの重要性は十分認識しております。

当時を語り継ぐ方々が少なくなることは、大変残念なことでありますが、各種イベントでの講演のほか、「飛び出せ学芸員事業」等を実施する中で、できる限り当時を知る方々からの聞き取り調査を行い、その記録を残してまいりたいと考えております。

次に、被災写真の活用による災害と復興を語り継ぐ取り組みについてであります。

「北杜市郷土資料館」では、平成26年に「忘るな、北杜の災害記憶」と題し、市内で発生した災害をテーマとした企画展を開催したところであります。

その際に、武川総合支所からも当時の写真等を借用し、活用したところであります。

この企画展は、東日本大震災の記憶が鮮明に残る中での開催でありましたが、災害に関しては定期的に情報発信していかなければならないと考えており、被災写真についても展示や講座等で活用することにより、防災意識の高揚に役立ててまいります。

次に、常設展示所についてであります。

現在、郷土資料館の常設展示の一部で、平成26年の企画展の内容をまとめたパネルと、災害で流された大武川橋親柱を展示しており、今後、その災害に関する展示を、被災写真等を活用しつつ、充実させることを検討してまいります。

また、「甲斐駒センターせせらぎ」をはじめとする社会教育施設等での、定期的な企画展、あるいは市内各地での巡回展を実施することも検討してまいります。

次に、武川民俗資料館の活用についてであります。

「旧武川民俗資料館」は、現在所蔵資料を保管する「武川収蔵庫」として利用しておりますが、建築年度が昭和57年と古く、建物自体の長寿命化は困難であると考えており、この施設の活用については難しいものと考えております。

次に、砂防校外授業についてであります。

現在、親子で歴史を学ぶ機会は、どの学校でも少なくなっていることから、白州小学校および武川小学校で行われている3年生の校外学習は、地域の歴史を知る上で、大切な活動であると捉えております。

「砂防校外授業」は、34年災という災害を通して、子どもたちだけでなく、保護者、そして学校が共に防災について考える良い機会であると考えており、「特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会」に、「砂防校外授業」を実施していただいていることは、大変意義深いものであると考えております。

次に、DVDの活用状況についてであります。

現在、武川小学校では、毎年6月に行われる「砂防校外授業」に参加する事前学習として、DVDを視聴しており、全体的なイメージをつかむために、担任が映像を厳選し、どのような災害だったのか学習した後に、「砂防校外授業」に参加しております。

また、社会科の副読本「わたしたちの北杜市」でも、昭和34年の白州・武川地区の被害を取り上げ、歴史や水害体験者の話などを掲載し、後世に歴史を引き継いでおります。

今後も、小中学校や図書館等に寄贈されたDVDと一緒に活用していただけるよう、推奨してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

13番、福井俊克議員の過去の災害の記録を後世に、における、減災意識の高揚につながる取り組みおよび水難者慰霊祭についてのご質問にお答えをいたします。

過去の災害を知ることは、災害対策を実施する上で必要なことと考えております。

市では、災害に関する講演の開催や、災害関連のイベントに学術職員を派遣するなど、災害に関する啓発に取り組んでおります。

また、市ホームページでの過去の風水害年表の公開や、「北杜市郷土資料館」において、「忘るな、北杜の災害記憶」のハンドブックを販売するなど、市民に向けて情報発信を行っております。

今後も、減災意識の高揚につながるよう、過去の災害について周知してまいります。

なお、水難者慰霊祭の復活の考えについてであります。合併前の武川村において行われていた、「戦没者慰霊祭」と合同での開催は考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

13番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

循環型農業の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、有機および特別栽培を行っている圃場の割合についてであります。

市が報告を受けている面積から集計すると、北杜市全体の耕地面積に対し、有機JAS圃場が1%、非認証圃場が1%、特別栽培農産物が1.1%となっております。

次に、助成金におけるバラ堆肥および袋詰め堆肥の状況と過去5年の推移についてであります。

平成29年度袋売り55.2トン、バラ売り2トン、平成30年度袋売り66.3トン、バラ売り1.9トン、令和元年度袋売り57.1トン、バラ売り1.9トン、令和2年度袋売り51.4トン、バラ売り1.8トン、令和3年度袋売り30.6トン、バラ売り2.2トンで袋売りの堆肥は、減少しております。

次に、散布機械やストックヤードの補助金についてであります。

「袋詰め堆肥」の消費は、年々減少傾向にあります。

「袋詰め堆肥」は、一袋16キログラムあるため、散布作業は重労働と考えております。

また、堆肥散布機の購入やストックヤードの整備には、多額の費用が必要となります。

市としても、循環型農業を推進することとしていることから、地域の核となる担い手に対する、作業の軽減、堆肥の利用促進を図るための支援について、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、特設コーナーやブランド化などの普及啓発についてであります。

本市では、現在、国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、「オーガニックビレッジ事業」として有機農業の推進を図っております。

しかしながら、環境負荷の低減につながる特別栽培や、有機農業により生産された農作物の販路拡大を図るためには、ブランド化を推進することも重要であるため、今後、生産者や直売所などの販売店舗からのご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

それでは2項目にわたりまして、再質問を行います。よろしく申し上げます。

まず、循環型農業の推進についてであります。

本市は全国と比較しますと、有機農業の割合が非常に多く、地域の有機資源等、積極的に活用していると思っておりますが、先ほど答弁がありましたが、約97%の農家は化学肥料を使っているということでもあります。このような中で、化学肥料の高騰の背景から、堆肥を利用する循環型農業が進んだ場合、地域の畜産排泄物だけで対応ができるのか、お伺いをしたいと思います。

それと同時に、また地域に畜産排泄物が存在しているにもかかわらず、堆肥の利用が伸びない課題というのは、なんだと考えておりますでしょうか。

以上2点、再質問をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

13番、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

循環型農業が進んだ場合、地域の畜産排泄物だけで対応できるのかというご質問と、堆肥の利用が伸びない課題は何かというご質問だと思います。

北杜市には乳用牛、肉用牛、合わせて1,800頭の牛が飼育されております。畜産排泄物は年間およそ2万4千トン排出されると考えられます。水田を中心に考えますと、十分に地域資源で賄えるものと考えております。

また、堆肥の利用が伸びない課題ということで、大きく分けて2つの要因があると考えております。1つ目は、農家にとって必要とされる品質になっていない堆肥も多く存在しているということでございます。2つ目は、堆肥を散布する際の労力が非常にかかるためと考えております。

このように化学肥料と同等の窒素成分を求めた場合、約5倍から10倍の散布量が求められる堆肥の散布省略化が今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。それでは、続いて、過去の災害の記録を後世にという質問で、再質問をしたいと思っております。

まず、過去の災害の教訓として極めて重要なことと感じているのは、やはり行政課題の伝達の手段であり、この伝達の手段といえば、一昨日の台風14号では、早めの市の対応がされまして、防災無線により市民へ避難所の開設の呼びかけをしたところであります。市民にしっかり伝わって、災害への心構えができたということでもあります。大変に、真剣に、この防災関係、防災無線による伝達を行っていただいて、市民もしっかりそれが伝わったということでもあります。

このように災害時の伝達手段については、防災無線が、私、今までも言っていますが、一番効果があると思っております。しかしながら本市の防災無線においては、市内全域に一斉に放送ができますけれども、野外での放送しか聞こえません。そういうことで、荒れている天候、荒天時においては、屋内ではほとんど聞こえない、また夜間で、特に大雨が降っているような状況においては、聞き取りにくいわけでもあります。そんな状況を考えますと、やはり戸別受信機の設置というのが私は一番ベストではないかなと、このように思っております。

これは、北杜市も高齢化が進みまして、高齢者含めて、災害弱者の方々が多くなっています。そういうことを考えますと、やはりしっかりしたやさしい伝達手段である、この防災無線の戸

別受信機の設置というのが、必要不可欠ではないかなと感じております。この防災無線というのは、災害時だけではなくて、行政無線ですから、行政上の伝達事項等、すべて市民に伝わるわけです。そういうことも考えますと、これらの今後、戸別受信機の導入についても考えてほしいと、このように思いますが、市長のご答弁をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（加藤紀雄君）

戸別受信機につきましては通告外になりますが、災害に関係ありますので、分かる範囲での答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

福井俊克議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

戸別受信機ということで、普及してはどうかという話でありますけれども、戸別受信機はすべての防災放送が入るというメリットがありますけれども、1台あたりが非常に高額であるということがありまして、市といたしましては、防災ラジオの普及を現在、図っているところであります。

防災ラジオは避難指示があった場合に、割り込みで放送が入ってくれるというような機能になっておりまして、ぜひ防災ラジオを多くの方に活用していただければと思っております。

現在、補助を出しておりますけれども、また、補助のかさ上げとか、そういうものも検討しながら普及を図っていきたいと思いますし、またSNSですとか、ホームページでもしっかりと告知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

市長に再質問でお答えをいただいたんですね。再々質問でよろしいでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

どうぞ。

○13番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。市長。私は、その戸別受信機と同じような機能があるものということで、今まで北杜市では防災ラジオを進めていたんです。ただ、案外高いもので、その2分の1補助が市からあるということで、これも私たちの会派の中でもできるだけ、それを無償貸与できるようにしてほしいということで、そして普及したらどうかと、こういう提案もさせていただいておりますが、ぜひとも、防災ラジオでも結構です。北杜市の災害本部において、情報をいっぺんに伝達できる、そういう仕組みをつくってほしいと、こういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

13番、福井俊克議員の再々質問にお答えをいたします。

戸別受信機につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、少々高額で、さらにおそらく工事が必要になるものだと私は認識をしているんですけども、それに代わるものとして防災ラジオの無償貸与ということでございます。こちらにつきましては、今まで補助を活用して購入された方もいらっしゃいます。そういう方たちのことも考えなければなりませんので、ここで回答することはできませんけれども、また、そのあたりを研究してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、13番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

3項目について、質問いたします。

まず、命に対する授業（性教育）の充実について伺います。

産業革命を経て世界人口は、1900年の16億5千万人から100年間で4倍に増加し現在も増加傾向にあります。7月11日、世界人口デーに発表された「世界人口推計2022」によると2022年11月18日に80億人に達するといわれていますが、日本では、少子化が進んでいます。

厚生労働省「人口動態統計」によると、日本の出生は約81万1千人。死亡数は、約143万9千人で、自然増減は62万8千人です。合計特殊出生率は、1.30であり、これも減少傾向にあります。赤ちゃんの数が少ない上に、死産は、自然死亡1万6千人。そのうち半分の8千人が人工死産であります。人工死産とは、胎児が生存している場合で、出産の促進剤などの使用で死産になってしまったような場合をいいます。また、人工妊娠中絶は約15万6千人もあります。

日本人の死亡原因の順位として挙げられている第1位の悪性腫瘍は37万人、第2位の心疾患は20万人、第3位、4位にあげられている老衰、脳血管疾患は11万人ほどであります。こうして比較してみると、人工妊娠中絶の数は恐ろしいほどの数になることが分かります。

人工死産や中絶の要因には、「母子の健康状態」「経済的理由」「事故」「若すぎる」「未婚」「子育てに自信がない」「学業に差し支える」「親の反対」など様々なものが考えられます。尊い命の誕生を大切に考える社会、大切にできる社会でありたいと思います。思春期を迎え「性」を意識する年代には、きちんとした知識を習得することが重要であると思いますので、見解を伺います。

①小学校高学年から専門の講師による授業の考えは。

②男女別々に学ぶのではなく、男女共に学ぶべきことがあると思いますが、お考えを伺います。

次に、死亡届のワンストップ制度について。

近年平均寿命が男女ともに延び、数少なかった100歳を超える高齢者も今は珍しくありま

せん。しかし、ここ2、3年のコロナ感染症の影響により、平均年齢が下がってきています。元気で長生きが私たちの願うところではございますが、死は必ず訪れるものであります。長い看病の末、亡くなるケース。事故であつという間に亡くなることなど様々なことがあります、大きな悲しみのうちに死亡届を出すこととなります。

死亡手続きには、健康保険や固定資産税などいくつもの手続きが必要となり、重複した書類や窓口も別々なため、多くの労力を要しています。高齢化が進み交通手段に不自由している方や仕事を休まなければならない方も多いことも考える必要があります。

他市では、すでに導入しているところもあります。ワンストップで何度も市役所に足を運ばないで済み、簡素化が図れるような制度が必要だと思いますが、見解を伺います。

①死亡届に係る諸手続きには、どのような届けがあり必要なものは何ですか。重複する書類はないでしょうか。

②住民の利便性を図る手立てとして、ワンストップ窓口を設置する考えはありますか。

最後に、マンホールおよび管路の寿命評価と点検について。

下水道設備が、整備されたことにより市内の河川は清浄化され、蛍の生息も市内各所で見られるようになってきました。環境面では飛躍的に向上されましたが、そのことにより管路等の維持点検には大きな負担が生じていると考えられます。近年予想できない異常気象に伴う大雨や洪水などから、他市では許容量を超えた雨水でマンホールから水が噴き出すなど大きな被害が起きています。北杜市でも8月24日に大雨警報が発令され、土砂崩れや交通止めもあり、2日ほど前には台風の影響が心配されることもありました。いつ災害が起きるとも限らない状況です。

また、通常の経年劣化や硫化水素による腐食などから今後マンホールや管路に影響が出ることも予想されます。このような状況の中で、現在市内のマンホールおよび管路の寿命をどのようにとらえていますでしょうか。また、その点検方法や現状はどのようになっているのか、伺います。

①マンホールの寿命はどのように考えていますか。

②マンホールや管路の点検はどのようにしていますか。

③今までに点検した個所はどのくらいありますか。これはマンホール、管路を含めております。

④構造上、硫化水素やガスがたまりやすいところに対しての何かお考えがありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

死亡届のワンストップ制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、死亡届に係る諸手続きについてであります。

市では、昨年度、行政サービスの向上を目的に、本庁舎の総合窓口「コンシェルジュ」を設置し、来庁者の方が希望する窓口までスムーズにご案内できるようサポートをしております。

また、本年度からは、マイナンバーカードの普及促進も含め、更なる総合案内における利便

性の向上を図るため、市民サービス課を設置し、体制の強化を行ったところであります。

死亡届に伴う手続きは、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税や上下水道などで、変更手続きや廃止等の届出が必要であるため、関係する窓口は多岐にわたり、必要な書類も様々であります。

こうしたことから、本市では、手続き内容や持ち物などの一覧表を作成し、総合窓口におけるご遺族の方への説明に活用するとともに、各窓口にご案内するなど、丁寧な対応に努めているところであります。

次に、ワンストップ窓口の設置についてであります。

「おくやみ」に関する諸手続きは、市役所の複数の課にわたるため、手続き時間が長くなり、遺族の方の負担が大きくなりやすいことから、必要な諸手続きを一括してご案内する窓口の設置を検討しているところであります。

この窓口では、遺族の方にどのような手続きが必要か案内するとともに、健康保険や介護保険などの手続きに職員が順次対応することで、遺族の方に寄り添った円滑な手続きを行い、遺族の方の負担軽減と時間短縮を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

命に対する授業（性教育）の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、専門の講師による授業についてであります。

学校における性に関する指導は、「学習指導要領」に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしております。

指導に当たっては、「発達の段階を踏まえること」、「学校全体で共通理解を図ること」、「保護者の理解を得ること」、「事前に、集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する内容を区別しておくこと」など、計画性をもって実施することとしております。

小学校高学年から、専門の講師による授業を行うことについては、児童生徒や保護者を対象に、保健師や助産師など専門家を講師とした「いのちの授業」を実施し、命の始まりや出産・育児についての講話を聞くことで、命の大切さについて学ぶ機会を設けております。

次に、男女ともに学ぶことについてであります。

市立小中学校においては、命に対する授業は、保健体育科や理科などの教科や特別活動の中で実施しておりますが、男女合同の一律な指導を基本としながらも、宿泊を伴う行事における事前指導等においては、児童生徒の状況等に応じて、一部の指導を男女別または個別に行っているところであります。

引き続き、児童生徒に対して適切な、命や性に関する授業が行われるよう、指導の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

マンホール及び管路の寿命評価と点検について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マンホールの寿命についてであります。

マンホールは、下水道管路の布設に合わせて設置しており、その構造は、下水道管路に接続する地下構造物と道路等の地表面にある鉄蓋から構成されております。

耐用年数については、国の通知では、下水管渠、マンホールおよび柵は50年、蓋については15年から30年とされております。

次に、マンホールや管路の点検についてであります。

平成27年の「改正下水道法」の施行により、「維持修繕基準」が創設され、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きいものとして、政令で定める排水施設の点検は、5年に1回以上の適切な頻度で行うことが規定されました。

これを受け、本市では令和元年6月に「北杜市下水道ストックマネジメント実施方針」を策定し、マンホール蓋やマンホール内部の目視による点検、管内のテレビカメラによる調査を行っているところであります。

次に、今まで点検した箇所についてであります。

「ストックマネジメント実施方針」策定時の管路総延長は、55万9,497メートル、マンホール総数1万5,322カ所に対し、腐食するおそれの大きい箇所については、管路3,335メートル、マンホール1,093カ所であることから、優先的に点検を実施した結果、昨年度までに管路2,063メートル、マンホール755カ所の点検を終えたところであります。

次に、硫化水素やガスがたまりやすい箇所についてであります。

マンホールポンプからの圧送管吐出し先にある管路内部の水面から上の部分や、段差・落差の大きい管路内部の水面から上の部分に硫化水素が発生しやすいとされております。

腐食の著しい箇所については、防食補修や耐食性のあるものへの更新を考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

3項目について、再質問させていただきます。

まず、命に対する授業についてですが、今、少し前の時代には書籍だとか、テレビなどによる情報くらいでしたが、今はSNSだとか、LINEだとか、情報を容易に得る手段がたくさんあります。興味本位の情報ではなくて、また漠然としたものではなくて、具体的に踏み込んだ正しい知識というのが必要になると思います。先ほどのご答弁の中で、指導の充実を図っていくとお答えいただいたんですが、しっかりと対応をお願いしたいと思います。これについて

のご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

私たちや児童生徒の周りには、様々な情報があります。中には信ぴょう性の乏しいものもあり、その中から正しい情報かどうかの判断をすることは、非常に児童生徒にとっては難しいと考えております。

こうしたことから、やはり正確な知識、情報を児童生徒にしっかりと伝えることが何よりも重要であるということは、議員ご指摘のとおりだと考えております。

このため、学校における指導の際にも例えば具体的事例などを用いるなど、しっかりと対応を今後ともしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。ぜひよろしくをお願いいたします。本当に尊い命が失われているという実態、つぶさに分かっていたいただいたと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、2項目めの死亡届のワンストップ制度について、お伺いいたします。

先ほど、手続きの内容や持ち物などを一覧表にまとめて、スムーズに手続きできるような案内をしているというご答弁がございましたが、この制度を導入するとしたら、いつごろになるでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

死亡届のワンストップ制度を導入するとすれば、いつごろ導入が可能かというご質問であったと思います。

死亡届に伴う手続きにつきましては、市役所の複数の課にまたがりまして、庁舎がいくつかに分かれております。これは構造上の問題、課題でもあるなど、完全なワンストップ窓口の設置には、なかなか難しいものがあると考えております。

必要な手続きを一括して、ご遺族の方にご案内するお悔やみ手続きの支援窓口につきましては、今年度中に開設できるように進めてまいります。

この窓口によりまして、各種手続きがスムーズに済ますことができ、手続きや時間の短縮と遺族の方々へのご負担の軽減になるかと思っておりますので、その点につきましても考慮しながら開設ができるよう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございます。ぜひ、早急に進めていただけると利便性が図れると思います。

それから交通手段に、先ほども話しましたが、苦慮している方とか高齢者、それから障がいを持った方は、近くで手続きができるということは大変助かることなので、本庁舎だけでなく、各支所などでも受け付けられるような体制はお考えでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小泉市民環境部長。

○市民環境部長（小泉雅人君）

18番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

本庁だけではなく、各支所でも受け付けができるような体制が取れないだろうかといったご質問であったと思います。

各総合支所におきましては、現在でもご遺族の方が必要な手続きのほとんどを地域市民課の窓口で行うことのできる体制を取っております。

本庁、各総合支所のいずれの窓口におきましても、市民の皆さまが安心して手続きが行えるよう、職員も用件をしっかりと聞き、親切丁寧な対応に努めているのが現状でございます。

また、より分かりやすく各種手続きの窓口や持ち物の案内ができますように、ご遺族の皆さまへの案内チラシの作成にも工夫をしまいたいと考えております。

葬儀などで不安もある中、様々な手続きをされるご遺族の方々に寄り添った対応に今後も努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございます。市役所だけの手続きではなくて、遺産相続だとか、いろんなことが絡んで、死亡したあとのことって、いろいろなことがありますので、市役所でできること、協力していただけたら本当にありがたいと思います。

それから3項目めです。マンホール及び管路の寿命評価と点検についてですが、様々、いろいろと教えていただいたんですが、事故が起きてからでは遅いわけで、またそれが大きな災害というか、人災というふうな観点になってはと懸念されているところがございます。このために事故を未然に防ぐためには、何か考えていらっしゃるか、どんなような対応をされているのか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

事故を未然に防ぐためにどういう対応をしていくのかという、ご質問でございます。

大きな視点といたしましては、施設の維持管理ということになるかと捉えておりますが、これは点検ですとか、調査を実施いたしまして、施設の評価を行うとともに、この施設情報を蓄積し、施設管理に関する精度の向上を図るということになるかと考えております。

施設の劣化管理ということでの、マンホールおよび管路のリスク対応ということになりますと、具体的には1つといたしましては、劣化による施設ごとの整備、2つ目といたしましては巡視ですとか、住民からの苦情等から得られた情報の確認と、その整理。3つ目といたしましては、点検、調査マニュアルによる現地調査。マンホールの目視点検ですとか、テレビカメラでの調査等になりますけれども、このような調査や、その結果、これを蓄積する中で、改築事業を行って対応するという、このことが事故の未然防止につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、18番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

最後に、会派しんせい、17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

2日間にわたる今定例会の質問戦も、これで最後です。皆さま、お疲れかとは思いますが、もち時間4分ですので、よろしく願いいたします。

それでは、1項目、一般質問を行います。

児童生徒が使う学校のトイレに、必要な時に無償で使える生理用品を置いていただきたいと思っております。市の考えや対応を伺います。

過去の答弁で保健室に常備されていることは分かっていますが、一般的なものはトイレに置き、多い日用や夜用などを養護教諭が子どもたちの相談に応じながら配布できるように、ぜひしていただきたいと思っています。子どもたちがより安心・快適に過ごせるように提案するものです。市の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

17番、野中真理子議員の学校のトイレに生理用品を、における、生理用品の配置についてのご質問にお答えいたします。

学校のトイレへの生理用品の配置については、生理用品をきっかけとして、児童生徒が体調面や学校、家庭生活での悩みなどを養護教諭に相談できるよう保健室に常備し、養護教諭から無償で手渡しする対応としていることから、行っておりません。

また、生理用品の種類に関わらず、トイレに置くことについては、衛生面の不安や利用上のマナーなど日々の管理上の懸念もあることから、常設は考えておりません。

学校においては、引き続き、養護教諭をはじめとする教職員と児童生徒とのコミュニケーションを取りながら、成長期にある児童生徒の体調面の管理等、寄り添った対応を行ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

私が学校のトイレに置いていただきたいと思っているのは、本当に一般的なものの生理用品です。先生がよかれと思うことと、子どもたちが希望するものというのは、この件にかかわらず常に開きがあるものだと思います。子どもたちが忘れて困ったり、それからハッとするというのは、子どもたちがそういうふうにするものなので、ぜひ子どもたちに寄り添って現場でより良い、何か対策を考えていただきたいと思います。

このことをご答弁願いたいのと、多い日用や夜用というのを、ぜひ保健室のほうで用意していただいて、この多い日用とか夜用というのは、非常に単価が高いです。普通の生理用品と違って。それで、例えば月に2、3日のことだとか、それから個人によっても本当に必要度はまったく違うので、だけども単価が高いからたぶん、経済的に困窮したり、苦しいお家では買わないと思います。私自身も子どもたちにどうしようかなと考えたぐらいなので、そのぐらい、全然、単価の開きがあるものです。でも、それを使うことによって、安心してぐっすり眠れたり、体育や部活動が快適にできたりするものなんです。ぜひ、予算がないからといって、そういうものは買わないではなくて、夜は学校にはいないから買わないとかではなくて、子どもたちの生活、それから本当に快適に過ごせるように、ここの部分はぜひ養護の先生たちと協議の上、学校に配備していただいて、そのところで子どもたちとゆっくり話をして経済のこととか、それから体調のこととか、じっくり話して、これを使って快適に過ごさないといけないというのを言ってあげてほしいなと思います。そのところのご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

17番、野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

生理用品の配置につきましては、他自治体でも学校のトイレに置いてある事例も、導入している自治体もあります。その中で、実際の中ではトイレに置いたことにより、トイレがたびたび詰まってしまったという事例があったということで、置くのをやめた自治体もあるそうです。これは事例ということです。

現場での、学校現場を預かる養護教諭等に状況等の聞き取りをしてみたところ、やはりトイレに置くことも良いと思うんですけども、やはり養護教諭とすれば直接児童生徒と向き合い、対応することが大事だということでもあります。

そんなことから、本市といたしましては、トイレへの配置については、ご答弁させていただいたとおり、現在のところ行っていないところでありますけども、今、議員からご指摘のあったものにつきましては、やはり保健室に常備するものの選定に当たっては、子どもたちの声をしっかり聞きながら、適切な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

今のご答弁で、学校のトイレに置いたから、置くことによってトイレが詰まることが多くなったというのは、なんか、実際には使っている子たちは、みんな家から持ってきたり、自分で持って行ったりして使っているわけなので、そのときは詰まらないのに、置いたことによってトイレが詰まるというのは、ちょっと考えられないので、やっぱり原因、なぜこういうことが起こったのかということ、しっかり考えた上で、本当に置くべきではないのか、置いてあげるべきなのかということ、子どもたちと共に改めて考えていただきたいと思っておりますけども、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

17番、野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、他自治体での事例をご紹介いたしました、ここにつきましては、それが直接の原因かどうかということまでは、聞き取りは行っておりませんが、置いた自治体の学校では、こういうことがあったという事例ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

設置につきましては、しっかり子どもたちの意見も大事でありますけども、やはり現場を預かる養護教諭の声につきましては、直接児童生徒と実際に向き合っている方々の考えというものやはり尊重すべきではないかと思っております。

今後も養護教諭、また学校現場としっかり連携を取りながら、いろんな学校教育全般にわたりまして進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで17番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時24分

令和 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 2 日

令和4年第3回北杜市議会定例会（4日目）

令和4年9月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会期の延長について

日程第2 議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第51号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第52号 北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例について

日程第5 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

日程第6 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

日程第7 請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書

日程第8 議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）

日程第9 議案第54号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第55号 令和4年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第56号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 発議第6号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

2. 出席議員 (20人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31人）

市長	上村英司	副市長	小林明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	輿水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	八巻弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪孝
政策推進課長	川端下正往	総務課長	佐藤康弘
財政課長	進藤修一	子育て政策課長	中澤徹也
教育総務課長	鷹左右紀	生涯学習課長	渡辺美津穂
学校給食課長	中田光泰		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	植松宏夫
議会書記	津金胤寛
議会書記	唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に、令和4年8月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長 進藤正文君、報告をお願いします。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

朗読をもって報告いたします。

令和4年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会副議長 進藤正文

令和4年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が、9月2日、企業団事務所において開催され、輿水崇議員、神田正人議員、清水敏行議員、井出一司議員、志村清議員、齊藤功文議員と私の7名が出席しました。

一般質問では、齊藤功文議員が質問に立ち、「水道施設総合整備計画について」及び「構成団体への最大受水量（責任水量）について」質問を行いました。

今定例会に企業長から提出された案件は、条例案件1件、認定案件1件、報告案件1件、予算案件1件、同意案件1件の計5件でありました。

以下、その概要について説明いたします。

まず、議案第5号 「峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための措置が講じられたことから、峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 「令和3年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」であります。収益的収入における水道事業収益の決算額は、63億4,947万647円であり、給水収益は11億171万6,530円となり、過年度分の長期前受金収益化未計上分を処理したことから、過年度損益修正益として47億9,632万4,544円が発生しております。

なお、年間総供給量は、786万3,081立方メートルであり、そのうち北杜市へは、年間455万3,130立方メートルを供給し、給水料金は、6億9,840万9,250円と

なりました。また、北杜市の基本水量に対する使用率は、70.3%であり、前年度と比較しますと2.1%の増となりました。

一方、水道事業費用の決算額は61億3,597万1,881円であり、営業費用は12億5,732万2,258円となり、過年度分の減価償却累計額未計上分を処理したことから、過年度損益修正損として47億9,632万4,544円が発生しております。

これらの状況から、税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は2億1,231万1,883円となりました。

なお、この当年度純利益につきましては、次年度以降の建設改良費に充当するための建設改良積立金及び利益積立金に積み立てるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金834万7千円の収入に対し、塩川系中央監視装置及び遠方監視装置更新工事など、総額2,384万2,700円の施設整備費を執行したほか、1億3,342万1,865円の企業債元金を償還したことにより、合計1億5,726万4,565円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

次に、報告第1号「令和3年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査について」であります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、令和3年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨報告されました。

次に、議案第7号「令和4年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)について」であります。

今回の補正予算は、3条予算において、収益的支出を6,303万5千円増額し、総額13億896万円に改めるものであります。

次に、同意第1号「峡北地域広域水道企業団監査委員の選任について」は、監査委員 保坂芳子氏の任期満了に伴い、新たに、金丸幸司氏を選任するものであります。

以上、今回上村企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長(加藤紀雄君)

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長(加藤紀雄君)

日程第1 会期の延長についてを議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により9月29日までの7日間、延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は9月29日まで7日間、延長することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第2 議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてから日程第7 請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書までの6件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第51号について報告を求めます。

総務常任委員長、福井俊克君。

○総務常任委員長（福井俊克君）

それでは、朗読をもって報告といたします。

令和4年9月22日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

総務常任委員会委員長 福井俊克

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、8月30日の本会議において付託されました事件を、9月13日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。また、所管事務調査を同日に行いましたので併せてご報告いたします。

付託された事件であります。

議案第51号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、1件であります。

審査の結果について申し上げます。

議案等の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第51号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「近年、男性職員の育児休業の取得対象者と取得率は。」との質疑に対し、「対象者は把握してないが、取得者は令和4年度1人、令和3年度1人、令和2年度部分休業1人、令和元年度0人となる。」との答弁がありました。

次に、「制度の変更等、知らないケースが多い。複雑な制度を整理し、周知すべきであるが。」との質疑に対し、「部長会議等を通じ周知しているが、制度を整理し、方法を検討の上、周知徹底する。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、所管事務調査について報告いたします。

調査の状況であります。

令和4年9月13日に、コミュニティパーク・いこいの杜・総合教育施設、北杜消防署高根

分署候補地、長坂コミュニティ・ステーション内コワーキングスペース、道の駅こぶちさわサテライトオフィス、北杜消防署統合分署候補地を現地にて施設管理者、ならびに所管職員等から説明を受け、状況を確認いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から請願第2号および請願第3号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

○文教厚生常任委員長（齊藤功文君）

委員長報告を朗読をもって行います。

令和4年9月22日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、8月30日の本会議において付託されました事件を、9月14日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。また、所管事務調査を同日に行いましたので併せてご報告いたします。

付託された事件

請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書以上、2件であります。

審査結果

請願の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書であります。

「義務教育費の国庫負担制度について、子どもたちがどこに住んでいようが地方自治体の財政力に左右されることなく一定水準の教育が受けられるよう国が全額負担すべきと考えるがどうか。」との質疑に対し、「憲法でも義務教育を保障しており、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう国が手当てすべきとの願意である。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり採択すべきものとするに決定いたしました。

併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

次に、請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請

願書であります。

「他自治体での請願状況は。」との質疑に対し、「生活クラブ生協が県内の自治体に働きかけをしていると聞いているが状況は把握できていない。」との答弁がありました。

また、「ゲノム編集トマトによる長期的なリスクとは。」との質疑に対し、「正確にゲノムを切断する安全な技術とのことだが、遺伝子エラーが起こることも心配されている。新しい技術であり長期的な研究が足りておらず、突然変異により新しいタンパク質が生成されアレルギーになる等のリスクがあるのではないかと懸念する研究者もいる。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論において、「別の生物の遺伝子が挿入されていないゲノム編集食品について日本政府は規制なく生産・流通することを認めている。質疑の中で不明な点も多く、ゲノム編集トマト苗の可否を判断することは難しく、受け取るかどうかは学校、個人それぞれの判断に委ねることが適当である。以上の理由により、当請願の採択に反対する。」との討論がありました。

一方、「トマト加工品メーカーも消費者が不安を持つことを懸念しており、今のところ使用を控えている。小学校においても保護者は子どもの健康に関心があり、配布するとなれば混乱を招くことが想定されるため受け取らないと、あらかじめ表明することが妥当である。」との討論がありました。

また、「多角的かつ長期的なリスクに関する情報が十分公開されていない。遺伝子を人為的に操作すること自体不安がある。北杜市として早く受け取らないことを判断すべきであるため当請願の採択に賛成する。」との討論がありました。

また、「遺伝子を人為的に操作すること自体、疑問がぬぐえない。リスク等、分からないことが心配であり慎重に対応すべきであるため当請願の採択に賛成する。」との討論がありました。

起立採決の結果、原案のとおり採択すべきものとすることに決定いたしました。

併せて、請願第3号の取り扱いについては、地方自治法第125条に基づき、これを執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することについても全員異議なく決定いたしました。

次に、所管事務調査についてであります。

調査状況を申し上げます。

令和4年9月14日に、コミュニティパーク・いこいの杜・総合教育施設、(仮)こどもランド予定地(高根町)、市立小淵沢保育園、八ヶ岳スケートセンターを現地にて施設責任者、所管職員等から説明を受け、状況を確認しましたところでございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(加藤紀雄君)

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第50号、議案第52号および請願第1号の3件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、秋山真一君。

○経済環境常任委員長（秋山真一君）

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和4年9月22日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

経済環境常任委員会委員長 秋山真一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、8月30日の本会議において付託されました事件を、9月15日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。また、所管事務調査を同日に行いましたので併せてご報告いたします。

付託された事件

議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例について

議案第52号 北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例について

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

以上、3件であります。

審査結果

議案等の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「指定管理者の民間のノウハウを生かし、一体化した管理が有益と判断し今回のタイミングで条例改正案を出したのか。」との質疑に対し、「サテライトオフィスを指定管理者が民間ノウハウを生かし、一体管理することが有益と判断した。議決後は、指定管理者と協議し効率的な運営を図りたい。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第52号 北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例についてであります。

はじめに、「解体費用はどのくらいを見込んでいるのか。」との質疑に対し、「基礎等の地中物等を考慮しない概算解体費を580万円程度と見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、「市として解体しても観光資源としては十分対応できると考えているのか。」との質疑に対し、「県では現在、遊歩道の整備を進めている。休憩舎解体後は簡易なベンチを設置し、引き続き、素晴らしい眺望を楽しんでいただけるようにしていく。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書であります。

「中小企業の支援策は。」との質疑に対し、「全労連では、賃金を上げた事業者へ国は助成金1人54万円を支給し、社会保険料の減免・低減をするよう提言している。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論において、「産業と労働者の生活を守る中での協議の結果が最低賃金として表れている。全労連が提言している支援策は財源確保が難しく、意見書を提出しても実現は困難である。以上の理由により、当請願の採択に反対する。」との討論がありました。

また、「地域による生計費等を勘案して最低賃金が決定されている。最低賃金が大きく上がるような社会の実現を目指したいが現状、1,500円の実現は厳しい。請願内容も無理があり残念ではあるが当請願には反対する。」との討論がありました。

起立採決の結果、賛成者なしにより不採択とすべきものと決定いたしました。

あと、所管事務調査について。

ここで提出した書類の出席説明者の一番下の行にあります「櫻井崇裕社会体育担当」と記入してありますが、「社会体育担当」という部分を削除していただくよう、よろしくお願いします。

改めまして、所管事務調査について。

調査状況です。

令和4年9月15日に、山梨県立フラワーセンター ハイジの村 クララ館・ペーター館、有限会社アグリマインド、コミュニティパーク・いこいの杜・総合教育施設を現地にて施設管理者、所管職員等から説明を受け、状況を確認いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第50号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第52号 北杜市美し森展望休憩舎条例を廃止する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

それでは、まず原案に賛成者、言ってみれば委員長報告に反対者の発言を許します。

志村清君。

○11番議員(志村清君)

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について、不採択とした経済環境常任委員会委員長報告に対して、この請願の紹介議員でもあり、不採択に反対の立場で討論をします。

まず、請願項目の1、最低賃金1,500円以上を目指すことについてです。

日本経済新聞は特集で、日本の賃金が世界で大きく取り残されているとして、過去20年間で時給が9%、日本は減り、主要国で唯一のマイナスと分析しました。アベノミクスで実質賃金の最低にしたと批判したわけです。2年連続の最低賃金改定の増額で、全国平均961円、山梨県は898円となりましたが、山梨で898円で1日8時間、250日働いたとしても月15万円、年収で180万円、ワーキングプアと言われる水準です。政府は今年6月発表の骨太方針で、ようやく時給1千円以上を目指すと言い出しましたが、最低賃金1,500円は月収25万円です。1日8時間、普通に働いて結婚もできる賃金を保障すべきだと思います。また、働く人の収入が増えれば、地域経済にも好影響を与え、ひいては税収にも反映します。ですから1,500円以上を目指すべきではないでしょうか。

請願の2点目、最低賃金制度を全国一律にするという要請です。

現在の最低賃金制度は、全国を4つのグループに分けており、東京都の時給1,072円と山梨県の890円の差、174円は月に換算すると3万円、年収で35万円もの格差を生むこととなります。地域間格差は、近隣都市への労働者の流出、それから地方から都市部への移動を生み、地方の人手不足の原因ともなっています。

また、最低生計費試算調査では、全国23地点で暮らす4万5千世帯の生計費を詳しく調査した結果、全国どこでも生計費は変わらないという報告もされています。

東京都では家賃は高いけど、例えば山梨で生活するには車が欠かせないという差し引きがある一方で、コンビニのおにぎりは、上野原市でも北杜市でも東京都八王子市でもほぼ同じだし、医療費は診療報酬制度で全国同額です。生活費を確保する賃金は、全国一律が当然だと思います。

最後に請願の3点目、賃金を引き上げられるように中小企業への支援策を拡充することについてです。

請願の審査の中でも、委員の皆さんから多く出された疑問は、賃金を上げたら雇い手、中小企業の経営が大変にならないかというものでした。これは当然の心配だと思います。

請願は、支援策を求めています。中小企業は会社数で全企業359万社の99.7%を占め、労働者の68.8%は、この中小企業で働いており、文字どおり雇用でも、日本の経済でも中心的役割を果たしています。それにふさわしい国の中小企業対策予算増額を実現することが必要です。

具体的には、現行の業務改善助成金の増額、それから労使折半になっている社会保険料の減免軽減措置、また一定部分の国負担などが考えられ、提案されています。

最近では、アベノミクスで内部留保を大幅にため込んだ部分への課税で財源を生み出すという提案もされています。

以上のように、私は請願者が求める3点の要求は、どれも根拠と道理があるものと考えます。政府の1千円以上を目指すという方針は先ほど紹介しましたが、先の7月の参議院選挙では、立憲・共産・社民・れいわの4党が1,500円を目指すという公約を掲げ、全国の知事会、これも地域経済の好循環が生まれると最低賃金引き上げを提言しています。

最賃引き上げは時代の流れです。北杜市議会からもそうした立場で、声をあげていくべきだと強く訴えまして、請願第1号への賛成討論、委員長報告に対する反対討論とします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

この請願につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、請願人の願意の中をるる説明もあったわけですが、まずはじめに1人1,500円以上の時給ということを目指すということですが、現在の国際社会、また日本経済の中を鑑みるときに、どうしてもそこまで上げきれることが、現実性がないということは、ここにいる皆さま方は肌感で実感をしているかと思っているところでございます。

たしかに中小企業は、日本の中で97%、98%以上と言われているわけですが、

多いわけですが、残念なことにやはり最低賃金は、労使の中で、どこで折り合いをつけるかと、こういうことが一番重要なことになっているわけですが。現実的に雇用者、雇用主、雇用主側が廃業となれば雇用者はやはり路頭にたふれてしまうわけですが、そのバランス的な感覚を考えると、今の現状の中では、なかなか1,500円を目指すということについては、難しいかと思えます。

また、2点目の全国一律の時給ということですが、先ほど紹介議員は東京都の例を挙げましたが、現実、では北杜市の中ではないかなような調査がされているかという、こういう質問に関しては、なんら回答はございませんでした。やはりそういったことについては、われわれの市の議会に提出されたわけですから、そこはぜひとも説明をしていただきたかったと思っているところでございます。

やはり東京とわれわれのところを比べれば、肌感で、実際に生活するには、東京のほうがお金がかかってしまうのは、これ現実であります。私の長男は学生でございますけども、現実、アパート代は月8万円くらいを、共益費まで入れると払わなければなりません。また、電車等を使って通学等もしているわけですが、どうしても最低の生活は、1人生活するのに東京で15万円、16万円かかってしまう現実の中で学業に励んでおります。

しかし、では、もし、この場面を、ここの地域の学校に通っていればどうかというと、やはり家賃分はありませんし、また生活費等も一緒に暮らすから、そこはそこで、複数暮らそうが共通共益費は減るわけですが、実際にそれは厳しい状況でございます。そういった中で、それを比べるのは、なかなか現実的ではないと、こういうことでございます。

また、3つ目の中小企業の支援策でございますが、請願人は、全労済では、これについては社会保障と、こう言われております。しかし、目指す金額を聞きますと、年間2兆円以上かかってしまうと、こういう説明でございました。それをすべてというわけには、なかなか難しいかと思えます。なぜならば、国民健康保険の方もいらっしゃいますし、いろいろな手立てはあるにせよ、はっきり言って、それを実現することによって、非常に雇用主は疲弊をし、またそのことによって厳しくなる。だから、国に補償しろと言っているわけではございますが、それほど国も財政的に、そこに投下できるとは到底考えるべきではないと思っております。

つまり、この3つの請願事項でございますが、なかなか現実性がないということでございます。この請願を挙げても、現実性、実効性がないのであれば、やはりそれは請願人の願意に、やはり支援をするということについては、理解はできますが、残念なことに、これを採択というわけにはいかないと思えます。

以上の理由によりまして、この請願原案に反対とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による物流の停滞や、ウクライナへのロシアの侵略による物価高騰が深刻となっています。また、アベノミクスのもとで金融の量的緩和がもたらす異常円高が追い打ちをかけています。生活必需品などの出費は1年前と比べ、平均で3%も上昇をして

います。これは今年5月の時点であります。

光熱費や食料品などの値上げ幅が大きいため、低所得者層では5%並みの負担増となっております。所得の少ない人ほど打撃を受ける物価高騰への対策には、消費税減税とともに最低賃金の引き上げが必要であります。

昨年度の最賃は、全国加重平均で時給930円です。1日8時間、週40時間働いても年収でおよそ170万円しかならず、ワーキングプアの水準であります。全国労働組合総連合が調査を行って、2021年度の、昨年度の最賃では、最低限必要とされる生活費の半分程度しかないという実態であります。最低賃金額の低い地域でも交通費や自動車の維持費などで、実際の生活費はかさみます。最低生活を賄うのに、東京都北区独身男性で時給では1,664円に相当し、高知での独身男性で1,665円、那覇市の独身男性で1,642円が必要と試算されています。大都市と地方で格差を設けることは不合理であります。

政府の今年度、2022年度の骨太方針では、できる限り早期に全国加重平均で1千円以上を目指すことを記述しています。先に行われた参議院選においても自民党、公明党など、ほとんどの政党が最賃の引き上げを公約しております。最賃の大幅な引き上げは、日本経済の引き上げにとっても焦眉の課題であります。

内閣府は年収200万円台の低所得者層の増加の原因が、非正規雇用の増加だと認める指標を3月3日の経済財政諮問会議に提出をしています。この資料で、この25年間、35歳から44歳の働き盛りで、所得の中央値が92万円も減少していることを示しています。

アベノミクスのこの10年間で、大企業減税が40兆円行われております。内部留保税で10兆円を還元させ、社会保険料事業主負担の軽減に充てれば、中小企業でも賃上げが進む土台をつくることができます。

以上の理由により、最低賃金の引き上げの意見書採択に賛成の討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について反対、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

中央最低賃金審査会は、この8月1日に今年度、地方最低賃金引き上げ額の目安を審議する小委員会を開催しました。この小委員会では、日本の経済状況、春闘賃上げ状況、急激な物価上昇等を総合的に判断し、A・Bランク31円、C・Dランク30円から33円の引き上げとなりました。東京都におきましては、2021年の最低賃金1,041円が31円引き上げられ、1,072円となっております。

また、都道府県ごとに設定される地方最低賃金について格差が拡大している現状を踏まえ、地方最低賃金審査会においては、額差改善に向けた取り組みも示唆しているところです。

このように地域における生計費等を勘案して、最低賃金が決定されています。日本の賃金が世界的に見ても低いというのは承知しております。最低賃金が大きく上がるような社会の実現を目指して努力していかなければならないと考えています。

しかし現状、一律1,500円の実現は厳しいと考えております。現時点では、誠に残念ではございますが、同請願に対して反対させていただきます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決をいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

・・・ちょっと確認をさせていただきます。

私の説明が悪かったかもしれません。

これから請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決をいたします。

請願第1号を採決することに賛成の方は、起立願います。

・・・大変失礼しました。

頭を整理したいと思いますので。大変失礼しました。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員長の報告のとおり、不採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時14分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の討論を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書について、原案に反対の立場で討論を行います。

日本政府は、2019年よりゲノム編集技術を使って作られた食品のうち別の成分の遺伝子が挿入されていないものについては、規制なく生産・流通することを認めており、開発企業に対しては、自主的な届け出を求めるという対応です。

2019年10月から届け出の受け付けを開始し、2020年12月、筑波大学のベンチャー企業サナテックシード株式会社のGABA高蓄積、通常の約5倍「トマトシシリアンルージュハイギャバ」の届け出が政府に受理されました。2021年春には、全国で5千人の希望者に苗が無償配布されました。

日本政府は、規制なく生産・流通することを認めており、様々な効果が期待できるGABAは血圧の上昇を抑える、ストレスを軽減する、睡眠の質を高めるなど、副作用は今のところ見つかっていない状況です。

今後、ゲノム編集技術を使った商品が私たちの健康への改善や健康寿命の延伸につながる事が期待されます。

例えば、店頭で売られているほとんどの野菜は農薬を使って育てたものです。最小限の農薬を使わなければ商品にならないのも事実であります。その商品を買う判断は、消費者個々の判断となります。

質疑の中で不明な点や分からないことも多いことから、ゲノム編集技術のトマトの苗が可であるとか、否であるとかを判断することは難しいと考えます。

トマトの苗の配布は、学校や個人それぞれの現場対応の判断に委ねることが適当であると考えます。

以上のことから、請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書について、原案に対して反対討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書に対しまして、原案に賛成の立場で討論いたします。

請願審査において、賛否両論の視点は存在し、いずれかの判断になります。これまでも常に討論と、その結果の重さを認識しております。

今回の請願の趣旨は、北杜市の小学校では無償配布が予定されているゲノム編集トマト「シリアンルーージュハイギャバ」の苗を受け取らないでくださいというものです。

ゲノム編集食品、その技術は効率のよい品種開発、ほかメリットもいわれております。他方、未知のリスクの懸念、安全性の確認という懸念、例えばゲノム編集作物栽培より交雑が進み、農家などへの環境に影響は、またこうした食の経験は少なく、その技術の長期的な人体への影響はなどが考えられます。

消費者の選ぶ権利の補償も不可欠です。安全性の確認には、慎重さが必要であり、EU欧州連合の予防原則という考え方、そうした視点も重要と思います。社会的な議論も必要と思います。

以上の点を述べ、今回の請願、選択権のない子どもたち、小学生への配布には特に慎重を期すべきであるという点に賛同し、請願第3号に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

原案に反対者の発言を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書に反対の立場で討論させていただきます。

まずもって、このゲノム技術につきましては、日本が誇る最先的な技術として、今後、世界的にも注目を浴びているところでございます。そして、日本政府はこの技術について流通、また商売として売ることも、また栽培することも認定をされているということでございます。つまり、これは1つの商品として考えるべきでございます。この1つの商品が良いとか、悪いとかということにつきまして、当北杜市議会がそれを判断するものではないと考えます。

それにつきましては、あくまで個々に判断をするものであって、小学校にメーカーが苗を配布することについて、それはメーカー側の自由でございまして、また、小学校がそれを受け取る、受け取らないという判断も、それは小学校での判断でありますし、ひいて言えば小学生、要するに児童、そして保護者がそれを受け取る、受け取らないについても、これも自由だということでございます。日本の社会において自由に商売ができると、自由に経済活動ができると、そういうものについて、本市議会がそれを否定しても、また肯定をしてもいけないものということでございます。だから、このことについて、トマトの苗を受け取るとか、受け取らないというようなことについて、本市議会がこれを判断すると、それは私はあってはならないことだと思います。

どちらにしても、1メーカーを宣揚してもあまりよろしくない現状もございまして、また、そのメーカーを否定することも経済活動の阻害になると、こういう考えに、本来はなるべきだと思います。

ただし、日本政府が認めたということについては、今後、GABAにつきましては、やはり多くの皆さまが手に取るようになると思いますが、そのときに国民の皆さまがどう判断すること、国民の皆さまが判断すべきかと思っております。

であれば学校側としては、その判断をやはり保護者や児童に求めるわけであって、学校という単位の中で受け取らないという判断は、本来はしてはいけないのではないかと、私は思うところでございます。

この請願人の願意につきましても、本当に子どもたちや、またいろいろな危険性を帯びる中で、非常に今、その先が見えにくいという中で、ご心配の中での請願の願意かと思えます。そこはそこで理解もできますけども、しかし、やはり人には自由というものがございますから、その自由というものを剥奪しては、私はならないと考えるところでございます。

以上の理由によりまして、本請願に反対とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

輿水崇君。

○2番議員（輿水崇君）

原案、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、委員会の質疑でもございましたゲノム編集技術については、様々な知見があるものと考えております。

1つに、この技術をどう取り扱うかにおいて、従来の品種改良や交配でできた新品種と同様のリスクはありますが、それ以上のリスクはないという研究結果がございます。

また、逆に自然界では起きない染色体損傷の事例もゲノム編集により起きているとの報告もがございます。この染色体損傷というものが、今後、人体にどのような害があるかどうか、今は分からない状況であります。

こんなところが代表的な知見、研究の論文だと思っております。

そして今回の請願でもあります小学校への無償配布予定の「シシリアンルージュ」は、高血圧抑制やリラックス効果、快適な睡眠というものに期待が持てるアミノ酸成分のGABAが通常よりも多く含まれているトマトとなっております。

では、このGABAについての研究、論文結果はどうなっているか、このGABAですが血液脳関門を通過できないということが研究結果で出ております。要は体外からGABAを摂取しても、それが抑制性の神経伝達物質として直接脳内で使用されることはないという、これは研究結果です。

このことからGABAは体外から摂取した際に、高血圧の抑制は効果があるとされておりますが、リラックス効果等は化学的なもので効果がないということが研究結果で示されております。

では、高血圧の子どもの割合というところですけども、主に肥満が原因ということで、小学校高学年から中学生のデータでは、0.1%から1%未満ということになっております。一方、20代以上では50%を超える結果、高齢者では70%を超えるというデータも示されております。これらを踏まえると、小学校に高血圧抑制のトマトの苗を無償配布するということは、私見ですけども、非常に非効率なことかなと私は考えました。

では、なぜ非効率なことをこの企業は行うのかなど。希望者への今までどおりの配布や、本来であればリスクの高い方が多い福祉施設等への配布を今後も継続するということが、非常に企業にとっても有益であり、市民にとっても関心が高まる、効率的なことだなと感じました。

もちろん民間企業の事業や活動に異議を申し立てるものではございませんけれども、

2022年2月8日発売の日経ビジネスに、この会社のパイオニアエコサイエンス株式会社の竹下会長の談話が掲載されておりました。そこには、このように述べておりました。「遺伝子組み換えへの消費者の抵抗が強い。農家が種苗を買って生産し、生産物をスーパーが販売するという通常の流通方法を取ると、ゲノム編集作物の安全性について、消費者、マスコミに加え生産から流通までの関係者を説得しなければならず大変だと。そこで、家庭菜園に苗を無償で配り、栽培者にSNSで情報発信してもらうことにした」という内容が掲載されておりました。

ここを、この観点から見ると非常に公共性、公益性の低い目的、企業にとっての目的が非常に高いのかなと思いました。この商品の、要は宣伝のために地方自治体がここにむやみに加担するような形になるということが、私は強い懸念があると感じました。

以上の観点から、本請願については賛成とさせていただき、私の討論を終わりたいと思いません。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

反対者はいますか。

（なし）

それでは、賛成者の討論を。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書に賛成の立場から討論させていただきます。

今、ほとんど、ゲノム編集食品の危険に関する報道は行われていないため、小学校側も危険性を考えずに、無償提供されるのならということ、ゲノム編集トマトの苗の提供を受け入れる可能性もあるでしょう。純粋な子どもたちはトマトを育てることを楽しむだろうし、もしかしたら収穫したトマトを食べることになるでしょう。ゲノム編集トマトを食べたから直ちに健康障害などが起きるといったことはないかもしれませんが、しかし、従来の遺伝子組み換え食品が始まる時も、遺伝子組み換え企業が遺伝子組み換え食品は従来の食品と実質的に同等だという安全神話を振りまきましたが、その後いろいろな危険性が取り上げられ、人々は「遺伝子組み換えではない」というラベルの付いた食品を買うように市場が大きく変わってきております。

体に影響が出るのには時間がかかりますし、出てから治すのはとても大変であり、その意味で安全性の確証をされていないのも、予防原則で避けることが重要になってきます。ましてや将来のある子どもたちです。今回のゲノム編集トマトは、そのような長期的な影響について、まったく調べておりません。その影響が不明なものをこれからの体をつくる途上で、無防備の子どもたちに食べさせることにつながるプランに対しては、強い違和感と不安を感じざるを得ません。

今回の小学校へのゲノム編集トマトの苗の配布は、たしかに学校給食で使うというものではありませんが、しかし、収穫されたトマトはいずれか子どもたちの口に入ることは、ほぼ確実でしょう。今、全国各地で安全な食にするために、学校給食に対する運動が急速に広がっております。そのような時代に、このようなものはまさに時代に逆行すると思いません。

ゲノム編集食品も同様に規制禁止すべきという声は、今、世界でも広がりつつあります。予

防原則の見地から、そして将来のある子どもたちを人道的な考えから、子どもたちを守るため、全国の小学校、教育委員会がそのような危険が予想される苗の無償配布を受け入れないように早急に取り組む必要があると私は考え、この請願書に賛成、委員長報告に賛成の討論という形でさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

中山喜夫君・・・。

もし、反対者がいたら。

（なし）

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書の原案に賛成の立場で討論させていただきます。

2020年にゲノム編集を利用した農作物第1号としてGABA高蓄積トマトの「シシリアンルージュハイギヤバ」が開発。GABAはストレス軽減や血圧を下げる効果があり、通常の品種と比べて5、6倍高い成分を含むゲノム編集トマトが誕生しました。

従来の遺伝子組み換えは、生物が持っていない遺伝子を外から追加して、もともと持っていない性質を加えることにより、新たな品種を作り出すことができる技術です。

このたびのゲノム編集は、持っているゲノムを切断し、突然変異を起こす技術などで、遺伝子の組み換えとは似ているようで、まったくの別物であり、国はゲノム編集食品は外来遺伝子の挿入がない、このことを理由に従来の遺伝子組み換え食品としての審査は不要であるとしてしました。

国内でのゲノム編集食品の流通が解禁となった現在、今後の食物の生産性のアップや品種改良の効率化まで可能となる注目の技術のため、従来の品種改良にかかっていた時間とコスト、それらを大幅にダウンさせることが可能となっております。

今後はもちろん新しい品種を次々に生み出すことができ、地球規模の課題として急務とされる食料生産の向上、気候変動の対策としても有効な技術であると考えられております。

これらのことは、私も重々認識しております。たしかに画期的な技術であるゲノム編集ですが、公表されている情報では、人の健康影響についての言及はなく、人が今まで食べたことのないゲノム編集食品が安全であるかについて、懸念は依然として残っております。

よって、多くの消費者がゲノム編集食品にどう反応するかは、現在、未知数であります。

また、他の課題として、農作物の花粉が栽培時に飛散すると生態系を乱すおそれも指摘されております。日本ではトマトのほか、病害虫や干ばつに強く収穫量が多いイネや芽の部分に有害物質を含まないジャガイモ、魚でも肉厚な真鯛、養殖しやすいマグロなど、いずれもゲノム編集食品の開発が進んでおります。

ゲノム編集という技術が内包するリスクについて、従来、ゲノム遺伝子をいじるということは非常に危険なことのため、しっかりと社会的な議論をつくっていかねばならない、そして、今、消費者の受け止めに慎重に見極める段階であると私は考えます。

以上、触れてきたように、ゲノムの編集食品については、事業者の届け出は任意、食の安全

性の審査や環境影響評価、表示義務もない、これらの状況では消費者の知らない間に流通してしまう可能性があり、消費者の知る権利、選択できる権利は奪われています。最優先されるべきは、選択できる権利を保障するということです。つまり、食べたくなければ食べなくて済む、そういったために表示は必ず必要ですし、国は表示は義務化しないということにしてしまいましたが、義務化しなければわれわれ消費者は食べたくなくても避けることができない状況になってしまうことが今後の大きな問題だと思います。

そして、本請願の審査においては、北杜市内の消費者はもちろん、従来のトマトの栽培に携わる農業従事者の立場、見地に立った上での慎重な調査や分析もしっかり行う必要があると考えます。

環境影響調査すらしていない苗を一方的に、しかも小学生に受け取らせようというのは、あまりにも強引すぎる。なぜ、配布対象が小学生なんでしょうか。なぜ、現物のトマトではなく、苗の配布なんでしょうか。本来、必要と感じる人が納得の上で、その対価を正当に支払って摂取すればよいのではないのでしょうか。それが公正な経済活動の根本原理のはずです。受け取る、受け取らないは、たしかにその小学校の判断により自由ですが、学校が受け取ると、では仮に判断した場合、その小学校に通う児童一人ひとりには、学校という公的機関を通じて、日頃より信頼を寄せる先生、学校から渡される苗、学校は受け取ると、たとえ判断しても、個々の児童全員がそう判断しているわけではありません。その意味の重さを認識しなければならないと考えます。

たとえ無料配布であろうと、苗という生き物を子どもが先生、学校から手渡されることにより、選択権なしに与えてしまう飼育・栽培義務感という、渡された子どもの意思を無視し、一方的に与える影響の大きさ、もし苗を無償で配るなら高血圧などで悩まれる、本当に今、必要とされる方々に限定して無償で広く配布していただきたい。その観点からも今回の小学生の苗の無償配布問題は、あまりに強引すぎる、世間を押し付け、普及促進行為だと私は感じております。

私個人的には、高血圧に効果があるといわれるゲノム編集トマトには非常に興味がありますし、試してみたいという気持ちも正直あります。しかし、本請願は、そのような個の判断ではなく、全体、いわば市としての判断が問われています。なかば強引と思われる苗の押し付け、普及促進への後押しをしてしまいかねない、このたびのゲノム編集トマトの苗を小学生へ無償配布するという内容には、現段階で私は賛同しかねます。

以上の観点から総合的に判断し、今回の請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書への私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

秋山真一君・・・。

秋山真一君のほうが先だったので・・・。

ちょっと待ってください。賛成討論を・・・。

討論は、秋山真一君のほうが、手が先に挙がっていましたので、今、秋山真一君を指名させていただきます。よろしいですか。

（「分かりました。」の声）

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書について、賛成の立場から討論いたします。

この請願を審議した文教厚生常任委員会は、可決すべきものという結論であり、これに賛同いたします。

今回のゲノム編集作物も含まれる遺伝子組み換え作物は、すでにトウモロコシはコンスターチとして様々な食品の原料に、菜種は油として食品の加工工程で、大豆は家畜飼料として活用されています。このような活用には表示義務はありませんので、知らない方も多いと思いますが、常に輸入されているトウモロコシ、菜種、大豆の90%以上は、遺伝子組み換え作物と言われています。自給率が低い日本において、トウモロコシは自給率、たった1%未満であり、加工品においてはほぼ遺伝子組み換え作物が利用されていると言っても過言ではありません。このトマト以外は問題がないという論理が通用するなら別ですが、遺伝子組み換え作物をすでに誰しも口に入れている状況であり、利用活用している技術を否定することはできないと考えます。

しかし、近年、多くの分野で新しい技術が開発され、時代についていくことすら困難なほど、そのスピードは加速しています。多大な影響で生活を一変させた新型コロナウイルス感染症に対しても、新しい技術によって生み出されたワクチンの効果もあり、以前の生活を取り戻しつつあります。

このように新しい技術によって多くの命が救われ、過酷な状況から人々を救う一条の光になることは、十分理解しているところです。そして多くの先端技術を受け入れ、活用していかなければ、流れに取り残され、弱体化、衰退化していくことも十分理解するところでもあります。しかし、新しい技術には未知なる部分も多く、受け入れるのには心の不安を払しょくさせる時間や経験を積む必要があります。

新型コロナワクチンに関しても、検証する時間も少ないまま接種する必要に迫られましたが、今は多くの方が2回目、3回目と接種を重ねています。新型コロナワクチンのときもそうでしたが、未知なる先端技術に相対したとき、はじめに受け入れを、身をもって検証するのは、私たち大人の役目だと考えます。

今回のゲノム編集作物という、先端技術に対しても子どもたちに配布するのではなく、まずは希望する大人に配布し問題があるのか、この北杜の地に適しているのか、様々なことを検証した上で、一歩ずつ広げていくべきと考えます。

私も子を持つ親として、子どもから未知なるものを遠ざけたい親心は、身をもって感じております。子どもからではなく、まずは自分から新しい技術に向き合うと考えますので、小学生にゲノム編集トマト苗を配布する行為は、大人が十分検証した上で行っていただくことを希望いたします。

以上の理由により、請願第3号 北杜市の小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願書に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

請願第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第8 議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,006万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を303億2,687万1千円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費であります。

2款1項総務管理費、車両購入事業606万7千円につきましては、電気自動車2台の購入について、半導体の不足などにより年度内の納入が不透明であること。

3款2項児童福祉費、子育て支援施設整備事業4,680万4千円につきましては、業者選定、実施設計などに期間を要し、年度内完了が困難であること。

その下のつどいの広場事業7,271万円につきましては、施設の解体作業およびアスベストの処分に期間を要し、年度内完了が困難であること。

10款1項教育総務費、小中学校情報化推進事業1億8,656万円につきましては、半導体不足などにより無線LAN設備の納入に期間を要し、年度内完了が困難であること。

同款2項小学校費、小中学校スクールバス運行事業2,214万円につきましては、長坂小学校のスクールバス購入について、車両の納入に不測の日数を要し、年度内の納入が困難であることから、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次の7ページをお願いします。第3表 地方債補正であります。

変更としまして、合併特例事業債を2億1,400万円増額し限度額を10億5,330万円に、過疎対策事業債を4,850万円減額し限度額を2億8,030万円とし、補正後の限度額の計を20億6,550万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず、11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を1億638万2千円増額し、補正後の額を99億3,105万8千円とするものであります。

13款2項負担金9,334万2千円の減額は、学校給食費および保育料・副食費の無償化

実施に伴う減額分であります。

14款1項使用料550万円の増額は、新たにオープンする八ヶ岳スケートセンターの施設使用料であります。

15款2項国庫補助金1,257万6千円の増額は、小中学校情報化推進事業に対する公立学校情報機器整備費補助金と小中高等学校における感染症対策の実施に対する学校保健特別対策事業費補助金であります。

16款2項県補助金2,350万円の増額は、八ヶ岳スケートセンターの運営を支援するために県から交付される譲渡施設活用支援事業費補助金であります。

18款1項寄附金60万円の増額は、保育園、小中学校における教育振興のための市内の個人からの指定寄附金であります。

19款2項基金繰入金1億789万7千円の増額は、学校給食費、保育料・副食費の無償化の実施等に伴う財政調整基金繰入金の増額と、合併特例事業債の計上に伴う公共施設整備基金繰入金の減額であります。

21款5項雑入144万8千円の増額は、令和2年度に交付した福祉タクシー導入事業費補助金の返還金であります。

最後に22款1項市債1億6,550万円の増額は、子育て支援施設整備事業、小中学校情報化推進事業等に充当する合併特例事業債の増額と、配分額の決定に伴う過疎対策事業債の減額などであります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費176万円の増額は、個人情報保護法の改正に伴う個人情報取扱WEBシステムの改修費等であります。

3款1項社会福祉費114万円の増額は、介護保険特別会計への繰入金と山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金の返還金であります。

同款2項児童福祉費1億5,758万円の増額は、子育て支援施設整備事業費、旧長坂共同福祉施設解体事業費、保育料・副食費の無償化の実施に伴う私立保育施設等への補助金の増額などあります。

7款1項商工費418万円の増額は、八ヶ岳青年小屋の改修設計費であります。

10款1項教育総務費6,237万円の増額は、小中学校情報化推進事業費であります。

同款2項小学校費824万7千円の増額および同款3項中学校費779万9千円の増額は、市内の小中学校における感染症対策に必要な物品の購入費などあります。

同款5項保健体育費8,376万4千円の増額は、八ヶ岳スケートセンターの管理運営事業費と物価高騰に伴う学校給食の賄い材料費等の増額であります。

同款6項高等学校費322万1千円の増額は、甲陵高等学校における感染症対策に必要な物品の購入費とスーパーサイエンスハイスクール第3期の指定に伴う補助教員の人件費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

今回の補正（第7号）につきましては、国の補正でありますとか、給食費でございますとか、またスケートセンター、そして子育て施設と、こういうような事業でございます。注目的な事業等がございますので、もう少しかいつまんで詳細な説明をいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

それでは、ここで昼食のため、暫時休憩とします。

再開は午後1時20分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時20分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

内田俊彦君の質問に対する答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

内田俊彦議員からご質問いただきました件につきまして、ご説明させていただきます。

その前にお時間をいただきまして、ありがとうございます。

一般会計補正予算（第7号）の主要事業につきまして、詳しくご説明させていただきます。まず、歳入のご説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

13款2項負担金9,334万2千円の減額につきましては、物価高騰の影響が続く中、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年10月から来年3月までの6カ月間、保育園等の保育料および副食費を無償化するものであります。

また、本年10月から来年3月までの6カ月間、小中学校の給食費を無償化するものであります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

2款1項総務管理費176万円の増額は、個人情報取扱WEBシステム改修事業で、改正個人情報保護法に基づき、市が保有する個人情報にかかる新たなファイル簿を作成し、公表する必要があるため、個人情報取扱WEBシステムの改修等を行うものであります。

続きまして、3款2項児童福祉費1億5,758万円の主なものとしまして、子育て支援施設整備事業費として、4,680万4千円でございます。子育て世代からのニーズが多い大型遊具等のある公園こどもパークの整備および、子どもが安全に遊ぶことができる屋内の遊び場こどもランドの整備を行い、多くの親子が集い交流できる子育て支援拠点とすることにより、子育て世代に選ばれる地域を目指すものであります。

内容としまして、事業概要でございますが、施工場所は高根ふれあい公園、北杜市高根町箕輪新町60番ほか。敷地面積につきましては、約1万3千平方メートル。実施内容としまして

は、こどもパークおよびこどもランドの整備でございます。総事業費は約5億円を想定しております。履行期限につきましては、建設予定工期でございますが、契約の締結から令和6年9月末までを工期として予定しております。

続きまして、10款1項教育総務費6,237万円は、小中学校情報化推進事業で1人1台端末の更なる活用を目的とした無線LAN補完工事の実施にあたり、機器の価格高騰等が生じたため、予算の増額を行うものであります。

10款2項小学校費、同款3項中学校費、同款6項高等学校費にかかる主な内容としまして、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業で、感染リスクを最小限にし、円滑な教育活動を継続するため、市立学校において感染症対策に必要な物品等の購入を行うものであります。

同款5項保健体育費8,376万4千円の増額は、八ヶ岳スケートセンター管理運営事業で県から譲与された八ヶ岳スケートセンターを市の運営により再開し、スケート文化の拠点として位置付ける中で、選手の競技力向上、競技人口の拡大、冬季における市民の体力向上等を図るとともに、周辺地域の活性化につなげるもの、また学校給食物価高騰対策事業で物価高騰に伴い学校給食センターの賄い材料費および燃料費を増額するものであります。

補正予算の主なものの内容は、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

主要な事業ということで、その主要な事業の中は理解をしたところでございます。

その中で、北杜市こどもランドにつきまして、「子育てするなら北杜」という地域ブランドを構築すると。子育て世代から選ばれる地域を目指すため、親子が気軽に集い交流ができる子育て支援の拠点施設仮称こどもランド（以下、こどもランド）を整備するとともに、既存公園の再整備仮称こどもパーク（以下、こどもパークという）を行うと。地域の交流拠点にふさわしいこどもランドおよびこどもパークを整備する上で豊富な経験、柔軟かつ高度な発想力および確かな技術力を有する最適な受託者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施すると、こういうことでございます。

現場は、先ほど紹介があったところでございますが、この日程を見ますと、公募期間は令和4年9月28日から令和4年10月26日。参加申込期限が令和4年10月26日、午後5時までとなっております。提案書提出期限が令和4年10月28日、午後5時までとなっております。プレゼンテーションの審査日は令和4年11月7日、午後1時から。そして契約締結が令和4年11月下旬と、こういうことでございますので、本日、予算が成立すれば、このとおり実施をしていくと、こういうことだろうと思います。

しかし、われわれには、いまだ、この仕様というものについて、どのように公募するかというものは示されていないわけでございます。そういった中で、これを議決するというのは、非常に難しいわけでございまして、そこについてはやはり、まだまだ、われわれに十分な説明がされていないと、そう判断するしかありません。

しかし、市長は全員協議会の中ですとか、いろんな中で、ここをどうしても造りたいという決意に満ち溢れた中でこの今回、提案ということだと思っております。そういたしますと、本日まで担

当部は、それなりに調査もしたり、予算の説明をしている中でも、いろいろなことを考えられたと思います。本来であれば、公募が、9月28日ということですので、当然、ホームページ等でどのように公募するか、どういう企業がふさわしいか、概略的ないろんな基準等があって、これ公募をしたいと思います。日本全国に公募するのか、山梨県内ですとか、中北ですとか、地域ですとか、いろんなこともございますし、またこの目的に沿ったものについて、どのように概略、公募を出そうと思っているのか、すでに原案があると思いますので、それについては、この議場でご説明をいただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝こども政策部長。

○こども政策部長（大芝一君）

ただいまの、内田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

仕様書と要綱につきましては、現在、最終段階で詰めをさせていただいているという状況でございます。

公募の期間につきましても、当初、9月28日という予定でございましたが、議会中ということも考慮した中で、もう少し再確認をしたいというところからも、10月3日に公募のスタートをしたいと考え公告をすることを考えてございます。

また、それに伴いまして、参加の申し込み期限も10月26日から31日までに、若干、期限を変更させていただいているところでございます。

仕様書につきましては、これまで4月からそれぞれ保育園、また実際に公園のほうに行きまして子どもから意見を聴取したり、Webを介したアンケート等で情報収集を行い、希望等を伺いながら、仕様書等の作成に至った次第であります。

そうした中で、その後いろいろな多方面でアドバイス等もいただきまして、8月に追加で障害者施設であり、また学童保育であり、保育士のOBにつきましても、これまでの経験を生かした中でのご意見というところをいただいたり、また外部の子育て支援施設を委託する事業者等にも、市内・市外ともにご意見等を伺って、本日まで至っている次第でございます。

また、そういったことを参考にそれぞれ仕様のほうを整理し、例えばこどもランドにつきましては、いただいた意見を参考といたしまして、大型遊具であり、その他の遊具、備品等について、また対象年齢を考慮したゾーニングをしたり、製品の選定、またレイアウトを検討すること、また遊具のメンテナンスの事項等、費用などの今後の見通しなども提出を求めているような仕様になってございます。

また、こどもパークにつきましては、こちら遊具等は、私どものほうでアンケートから出たところの遊具のほかにも、人気のあるような遊具の提案も可というような形で仕様のほうを現状、進めているところでございます。

また、企業につきましては、山梨県に主たる営業所等を置く企業ということで、単体、またそういった県内の企業を含めた中での企業体もOKということで、仕様書を作成してございます。

主立ったところにつきましてはそのようなところでございますが、これから最終の詰めをいたしまして、10月3日に公告をする予定で、現状いる状況でございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、3回目の質問に移らせてもらいます。

今、るる説明があったわけでございます。いずれにいたしましても、今回の仮称こどもパーク、こどもランドにつきましては、本来は当初予算等で盛りながら計画等もきちっと作られて、それを示された中で議会の理解や市民への理解を求めるのが当然かなと思います。そして、地域の皆さま方にも、全員協議会や、また代表質問、一般質問等の中では地域の皆さまの理解についても、今まだこれからというような状況ですから、どうしてもここは見切り発車というふうなことを考えなければならない。そうまでして、これを必要と、またこれが今後の北杜市の子育てについて重要な拠点になるし、これはなるべきだということで、市長は判断されていると、こういうことかと思えます。

そこで、市長にお伺いいたします。

今回、このこどもランドを造ることによって、北杜市が最初の目的である「子育てするなら北杜」という地域ブランドがなぜ、構築されていくのか。また、市長の目指す10年後、予想人口推計の約2倍の子どもにしたいと、こういう目標も立てているわけであって、それに必ずや寄与すると、そう確信をされてのことだと思えます。またそれが、市長に確信がなければ、われわれも賛否をどのようにしていいか非常に悩むわけございまして、これほどまでに拙速に物事を進めてでもやりたいと、こういうことございまして、当然、それは市長がこれを提案されたということでございまして、そこについて、市長はどのようにお考えか、改めての確認とはなると思いますが、本議場でわれわれに説明もしていただきたいし、またそれが市民への説明責任となると思えますので、市長に答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

内田俊彦議員のご質問にお答えしたいと思います。

こどもパーク、こどもランドにおきましては、市民からのアンケート、また市長の手紙におきましても、非常に要望が高い施設であると考えております。例えば、今、部長も言ったとおり、大型遊具がほしいですとか、また無料で遊べるとか、親子が安心して遊べるとか、そういう要望をいただいておりますので、ぜひ、この子育て世代の要望を実現してまいりたいと思っております。

子ども、また保護者、そして地域の方々が安心して遊べるような施設が必要だと思っております、これをやることによりまして、「子育てするなら北杜」、また子育て環境日本一、そういう北杜市がつくれると思っております。これからこどもランド、こどもパーク、末永く安心して皆さまに活用していただけるように、また市民の皆さまが、また地域の皆さまが誇れるような施設にしたいと考えておりますので、ぜひご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤功文君。

反対者の討論を許します。

○12番議員（齊藤功文君）

反対の立場から。

こどもランド、こどもパーク関連予算の計上されている議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論を行います。

子育て支援施設整備事業、いわゆるこどもパーク、屋外に大型遊具のある公園およびこどもランド、全天候型の屋内の遊び場の整備計画、概算事業費は令和4年度、令和5年度の2カ年計画でおよそ5億円とのことについての大きなた説明が、8月23日の議員全員協議会において初めてされました。この子育て支援施設整備事業計画を初めて聞いて、驚きと疑問と戸惑いが私の頭の中を交錯しました。

本市においては、子育て政策は第一に考えるべき施策と常々思っているところでございます。子育ての諸施策を計画的に進めていく上でも優先順位というものがあります。北杜市において、今、子育て支援施策を進める上において、優先して取り組むべき大きな子育て事業は、言うまでもなく平成29年度以降の懸案である白州保育園・西部こども園園舎等の施設整備を早急に推し進めることではないでしょうか。白州保育園・西部こども園へ通園している園児の保護者は、園児が安心して安全に保育ができる保育環境を一刻も早く整備してほしいと願っております。また、保護者をはじめ白州地域の諸団体の方々も、すでに市長へ要望書を提出されているところであり、要望の実現に向けて早急に踏み出すことを市長に求めています。

ちなみに、白州保育園・西部こども園園舎施設整備検討委員会の第1回が、令和3年1月28日に市役所で開催され、委員15名が上村市長より委嘱されて、以降第2回が3月25日、第3回が6月29日に開催され、白州保育園施設整備検討委員会の検討結果として、園舎等整備計画に関する提言書が市長に提出されております。

しかしながら、提言書が市長に提出されているにもかかわらず、今日現在、整備事業に関わる予算化もされていない現状の中、白州保育園関係者、白州町に生活する市民の皆さまの思いを逆なでるような、いわゆるこどもランド計画は、今年の5月から8月までのわずか3カ月足らずの期間で検討し、8月23日開催の議員全員協議会にて説明のあった計画であります。こ

のこどもランド計画は、今後、様々な角度、視点から検討を重ねた上で事業内容を慎重に判断すべきと考えます。

このこどもランド計画を新聞紙上などで初めて知った高根町内の方をはじめ、多くの有識者からも、この計画には理解できないとのご意見が寄せられています。市長のお耳にも入っていることかと思えます。

こうして、まさに本日の議会審議において、各議員の果たす重要な役割がここにあるわけがあります。

2カ年で概算事業費、土地買収費も含め5億円にもものぼる大型事業です。慎重に取り組むべき事業内容と考えます。

私たちは、市長には市長政策に対して腰を据え、多くの市民の皆さまからのご意見を聞き、あまり前のめりにならず、子育て施策を進めていくことを期待しております。

北杜市政に対し、市民の皆さまの市立保育園整備計画、とりわけ白州保育園園舎改築などの整備計画に対する市民の目線は、大変厳しいものがあります。職員の皆さまには、今後、市立保育園整備計画、予算計画、予算執行など子育て施策全般にわたり、真摯に取り組んでほしいと思えます。

9月20日のともにあゆむ会代表質問で、原堅志議員が北杜市立白州保育園・西部こども園園舎施設整備計画について質問していますが、まず、子どもを育てる基本的環境は、地域ごとにある保育園が遊び場でもあり、保護者の交流の場でもあると考えます。

まず、差し迫った白州保育園・西部こども園施設整備計画を早急に進める中で、次は高根町内の4つの北杜市立保育園の整備計画を進めていくことが喫緊の課題となっています。こうした状況の中での高根町内でのこどもランド計画であります。

本予算に計上されている内容は、北杜市こどもランド建築設計およびこどもパーク実施設計業務委託費など3,092万4千円。土地購入費、地目畑4筆、合計2,383平方メートル、1,588万円。合計4,680万4千円の追加補正予算案となっています。

計画発表から3カ月足らずの期間で検討してきたこどもランド計画ですが、市内にもこの計画に対して慎重なご意見が多くあります。重ねて申し上げます。このこどもランド計画は、多くの市民の皆さまの声や意見を聞いて、慎重に取り組むべき事業と考えます。よって、こどもランド、こどもパーク計画の関連予算は、いったん撤回すべきと考えます。

私たちは、これからも市民の皆さまと共に向き合って、このこどもランド計画について議論を重ねてまいります。

以上、こどもランド、こどもパーク関連予算の計上されている議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算について、賛成討論をさせていただきます。

令和4年度北杜市一般会計補正予算（第7号）は、子育て世代からのニーズが多く、またこれまでも会派みらい創生として要望をしてまいりました公園こどもパークや、屋内遊び場こど

もランドの整備のための実施設計費や用地購入費をはじめ、物価高騰の影響を受ける子育て世代の経済的な負担を軽減するため、10月から来年3月までの保育料および副食費の無償化、小中学校給食費の無償化、また新型コロナ感染リスクを最小限にして円滑な教育活動を継続するため、市立小中学校、甲陵高等学校に感染症対策に必要な物品等の購入、さらにこのほど県から移譲された八ヶ岳スケートセンターの再開に伴う冬季営業のための経費などを地方交付税、国県支出金、財政調整基金の繰り入れ等により編成された予算であり、市民要望や経済状況にスピーディに対応した予算であります。

なお、こどもランドは市内外の多くの子育て世代に末永く利用されること、こどもパークは子育て世代や高齢者などの市民の憩いの場となるような設計になることを要望しながら、議案第53号 令和4年度北杜市一般会計補正予算に賛成をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで討論を終結します。

これから、議案第53号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第9 議案第54号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長より求めます。

清水福祉保健部長。

○福祉保健部長（清水市三君）

議案第54号 令和4年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,712万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,129万1千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。はじめに歳入であります。

5款3項県補助金4,115万1千円の増額は、市内に地域密着型サービス事業所を新たに開設するにあたり、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を助成する介護基盤開設準備等事業費補助金、ならびに施設整備に要する経費を助成する介護基盤整備等事業費補助金であります。

8款1項繰越金5,514万4千円の増額は、令和3年度からの繰越金であります。次に4ページ、5ページの歳出であります。

1 款 6 項 地域介護・福祉空間整備費等補助金 4, 1 1 5 万 1 千円の増額は、第 6 次北杜ゆうゆうふれあい計画に基づき実施する、地域密着型サービス事業所の円滑な開設を図るための開設準備に要する経費、ならびに施設整備に要する経費を補助するものでございます。

9 款 1 項 償還金及び還付加算金 5, 5 1 4 万 4 千円の増額は、令和 3 年度介護給付費交付金、ならびに地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金であります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 5 4 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 5 4 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第 1 0 議案第 5 5 号 令和 4 年度北杜市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

議案第 5 5 号 令和 4 年度北杜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

補正予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条でございます。今回の補正は、令和 4 年度北杜市水道事業会計予算第 5 条に定めた債

務負担行為を補正するものでございます。

内容でございますが、1 追加の表をご覧ください。

追加する事項。1つ目として、上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託。期間は令和5年度。限度額1,399万2千円でございます。

本事項につきましては、今後、より実効性の高い事業展開を目指していくために経営戦略にあたる上下水道経営基本計画、これが策定後5年を経過していることから、改訂するものであります。また、その上位計画にあたる水道ビジョンについても改訂を行い、相互の整合を図る目的で改訂を行うものでございます。

2つ目の事項として、上水道管の漏水箇所及び劣化診断支援業務委託。期間は令和5年度から令和6年度まで。限度額1,900万円でございます。

本事項につきましては、管路の劣化状況と漏水の発生位置を把握し、有収率の改善と効果的な管路更新を目指すための業務委託を行うものでございます。

以上、2事項に対する債務負担行為を補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第55号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第11 議案第56号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

議案第56号 令和4年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条でございます。今回の補正は、令和4年度北杜市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を補正するものでございます。

内容でございますが、1 追加の表をご覧ください。

追加する事項として、上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託。期間は令和5年度。限度額473万円でございます。

本事項につきましては、今後、より実効性の高い事業展開を目指していくために経営戦略に当たる上下水道経営基本計画が、策定後5年を経過していることから改訂するものであり、また、その上位計画にあたる水道ビジョンについても改訂を行い、相互の整合を図る目的で改訂を行うものでございます。

下水道事業会計の負担分として債務負担行為を補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第56号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (加藤紀雄君)

日程第12 発議第6号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、齊藤功文君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

○文教厚生常任委員長 (齊藤功文君)

意見書の提出について、朗読をもって説明させていただきます。

発議第6号

令和4年9月22日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要である。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、中学校においても35人学級を実施することが必要となっている。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学び、学校の働き方改革、顕著に増えている特別な支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠である。

本市でも部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開している。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備、中学校のトイレの整備や教育支援センターを設置している。

義務教育費国庫負担制度については、厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要である。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう強く要請するための意見書を提出するものであります。

それでは、加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の案について朗読、説明させていただきます。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。

本市でも多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、夢を持ち、未来を切り開く、心身ともにたくましい子どもたちの育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備、教育支援センターの設置、学習指導員・学習業務支援員等の拡充をしています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。
 1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細かな支援をしていくために、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。
 1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年

北杜市議会議長 加藤紀雄

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これから発議第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月29日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時07分

令和 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 9 日

令和4年第3回北杜市議会定例会（5日目）

令和4年9月29日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和3年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和3年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和3年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和3年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和3年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和3年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和3年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和3年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和3年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和3年度北杜市水道事業会計決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和3年度北杜市下水道事業会計決算の認定 |
| 日程第13 | 議案第57号 | 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第14 | 議案第58号 | 動産の取得について（防災備蓄倉庫） |
| 日程第15 | 議員派遣の件 | |
| 日程第16 | 閉会中の継続審査の件 | |

2. 出席議員 (19人)

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	15番	原 堅志
16番	清水 進	17番	野中真理子
18番	保坂多枝子	19番	内田俊彦
20番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (1人)

14番	加藤紀雄
-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市 長	上村英司	副 市 長	小林 明
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	板山教次
企画部長	中田治仁	市民環境部長	小泉雅人
福祉保健部長	清水市三	こども政策部長	大芝 一
産業観光部長	中山和彦	建設部長	齊藤乙巳士
教 育 長	輿水清司	教 育 部 長	加藤 寿
上下水道局長	浅川和也	会 計 管 理 者	八卷弥生
監査委員事務局長	輿水伸二	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	内藤 肇
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	三井博彦	小淵沢総合支所長	宮崎良彦
白州総合支所長	小澤永和	武川総合支所長	花輪 孝
政策推進課長	川端下正往	総 務 課 長	佐藤康弘
財 政 課 長	進藤修一	新型コロナ対策課長	小池佳生
観 光 課 長	田丸敬一	観 光 課 長	土屋直己

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	植松宏夫
議 会 書 記	津金胤寛
議 会 書 記	唐澤史明

開議 午前10時00分

○副議長（井出一司君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、加藤議長は遅延する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですが、お諮りいたします。

本日の日程の順序を変更し、日程第13 議案第57号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号）および日程第14 議案第58号 動産の取得について（防災備蓄倉庫）を先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第13 議案第57号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号）および日程第14 議案第58号 動産の取得について（防災備蓄倉庫）を先に審議することに決定いたしました。

○副議長（井出一司君）

日程第13 議案第57号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加提出案件の内容につきましては、ご説明申し上げます。

議案第57号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの接種について、1・2回目接種を完了した12歳以上の市民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの追加接種および1・2回目接種を完了した5歳から11歳までの小児を対象とした従来型ワクチンの追加接種を行うほか、観光客の減少や物価の高騰に苦しむ宿泊事業者、交通事業者および旅行事業者に対し、昨年度に引き続いて支援金を支給する事業の実施、また先月24日の大雨により被害を受けた農業用施設の早期復旧に向けて測量設計等を実施するため、これらに必要な事業費を計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、補正額は2億5,817万4千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ305億8,504万5千円となります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○副議長（井出一司君）

次に、内容説明を担当部長より求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第57号 令和4年度北杜市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。
補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,817万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を305億8,504万5千円とするものであります。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、11款1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業2,800万円につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

その下の第3表 地方債補正であります。

変更としまして、災害復旧事業債を1,820万円増額し、限度額を3,980万円とし、補正後の限度額の計を20億8,370万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を980万円増額し、補正後の額を99億4,085万8千円とするものであります。

15款1項国庫負担金8,538万7千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。

同款2項国庫補助金5,885万3千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

19款2項基金繰入金8,593万4千円の増額は、観光事業者支援金支給事業費に充当する財政調整基金繰入金であります。

22款1項市債1,820万円の増額は、先月の大雨により被害を受けた農業用施設の災害普及事業費に充当するため、災害復旧事業債を増額するものであります。

次に歳出であります。

4ページ、5ページをお開きください。

4款1項保健衛生費1億4,424万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費であります。1・2回目の接種を完了した12歳以上の市民を対象にオミクロン株対応ワクチンでの追加接種を行うとともに、1・2回目接種を完了した5歳から11歳の小児を対象に従来型ワクチンでの追加接種を行うものであります。

7款1項商工費8,593万4千円の増額は、観光事業者支援金支給事業費であります。コロナ禍以降、観光客が減少し、またエネルギー価格、物価の高騰等により業績に深刻な影響を受けている宿泊事業者、交通事業者および旅行事業者を支援することにより、市内経済の回復および観光の振興を図るため、支援金を支給するものであります。

11款1項農林水産施設災害復旧費2,800万円の増額は、先月24日の大雨により被害を受けた頭首工など、農業用施設の災害復旧事業費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（井出一司君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

興水議員。

○2番議員（興水崇君）

産業観光部に関わる観光事業者支援金支給事業について、2点、お伺いをさせていただきます。

本市におかれましては、この観光というのは、本当に基幹産業の1つでもあると考えます。コロナ禍によって、様々な移動の制限、今では物価高騰、エネルギーの高騰等により深刻な打撃を受けているということも承知をしております。

今回の事業においては、このスキームとして、深刻な影響を受けた宿泊事業者等に売り上げに応じて、この支援をしていくということが謳われております。

そこで2点、お伺いをいたします。

深刻な影響を受けている、この深刻な事業者というのは、私の観点では、売り上げではなくて、やはり利益というところがどれだけ落ちているか、そこが本当に深刻な事業者だと考えますが、今回、なぜ売り上げというところがベースで、この事業を組んだのか教えてください。

2点目につきましては、この事業スキームを組む中で、令和元年から令和3年までという形になっておりますけれども、昨年ですとか一昨年とは、今の現状も違うと思います。行動制限がされた年、されなかった年、今年はほぼされなかったと思います。そういったところを比較するというところが、どういったところでその比較対象に至ったのか、以上2点をお願いいたします。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

興水議員からのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、交付要件といたしまして、売り上げを私どもの交付要件といたしましたけれども、なぜ利益ではなく売り上げかということが第1点。それと、比較対象が令和元年から令和3年だということでございます。

まず、1点目の利益ではなく売り上げということでございます。

こちらにつきましては、すべての事業者のそれぞれの持っている設備とか、施設とかによりまして、売り上げというのは変わってくるというのは分かっておりますけれども、この支援金を補助するというにおきましては、この売り上げというものが一番目に見えてきているものであるということでございます。その売り上げを比べることによって、交付の対象となるかどうかということもございますので、利益というよりも売り上げで見ていくと、そのほうが分かりやすいというところが1点でございます。

そして2点目のご質問、令和元年と令和3年の比較ということもございますけれども、令和元年、まだコロナ前でございまして、令和2年、令和3年という、コロナ禍で行動制限も出ているという中において、この2年間、かなり疲弊しておりますので、今年、コロナが少し収まったということで、多少売り上げは上ってきているんでございますけれども、そうはいつでも、コ

ロナ前と比べると半分以下であるというような状況がございますので、令和元年から令和3年と比べてという、令和元年から令和3年というところでコロナ前とも比べることができるというところで、そこを比較対象といたしました。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

興水議員。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。再質問させていただきます。

部長の考え、市の考えとしては、売り上げが一番目に見える、比較しやすい、数字にしやすいということかと思えます。もちろんそういったところで、迅速にということろは分かるんですけども、地方自治体としては、やはり国とは違って、幅広く迅速にという観点も大事ですけれども、やっぱり本当に救うべきところの業者さんに、今回、真水を投入するわけですから、しっかりとそこを精査して臨むという観点も、ぜひ大事にさせていただきたいと思えます。

質問ですけれども、この事業の目的というか、本当の目的のところ、市内の経済の回復および観光の振興を図るためというところが最終的な目的と書いてあります。この市内の経済の回復および観光の振興を結果的には、市はどのように検証して図るのか、検証方法を教えてください。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

興水議員の再質問にお答えいたします。

市内の経済の回復および観光の振興を図るところで、何をもちってというご質問でございます。

先ほどのお話ともちよつとつながるところがございますけども、売り上げが上がっていくと、それは人が増えることであるということにおきまして、観光事業者、また飲食店、そういうところの売り上げが伸びていくというところで、観光事業者に補助するんですけども、観光事業者だけではなく飲食業、その他もろもろの業者に対しても支援が図れるということで、今回の事業を計画いたしました。よろしくお願ひいたします。

○副議長（井出一司君）

興水議員。

○2番議員（興水崇君）

再々質問になりますので、これが最後になります。

部長が今、おっしゃっているのは、経済の回復、観光の振興ではちよつと違うのかなと思えます。疲弊したところにお金を投入する、それは分かります。ただ、それがどのように使われるのかというところが、経済の回復、観光の振興であれば大事だと考えます。

その事業者が、疲弊したところがお金が入ることによって経営が赤字から黒字に転ずる、それは大事なことですけれども、結果それは、その企業の中の話だけであって、それがどのように市内の経済の回復、観光の振興につながるのか、それをしっかりと、事業者、このスキームを通じて検証をどのようにするのか、検証方法というものをしっかりと、今、ないのであれば、することが大事だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

興水議員の再々質問にお答えいたします。

検証の方法ということでございますけども、今回のこの事業の対象となる、この事業を受ける方につきましては、アンケート調査と一緒に同封いたしまして、アンケート調査を実施いたします。そのアンケートの結果、また観光入込客数の統計等がございますので、その増減をもって検証をするというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

ほかに質疑はありますか。

秋山真一議員。

○7番議員（秋山真一君）

先ほど、興水議員からの質問と同じように、この観光事業者支援金支給事業についてお伺いします。

この事業、とても観光事業者にとってはありがたい支援金であって、この事業を早急に、このタイミングで行っていただけることは、私も観光関係の事業をやっている一人として、大変ありがたく思います。

そこで、先ほどからの質問もありましたけれど、要は売上換算でこれを基準としているということですが、実際に先ほど答弁にもありました、この観光客の入込数に関しては、もう令和3年度、どん底と言われている状況になっています。この北杜市のピークのときの半数という形になっていますので、やはり多くの事業者に、この支援金を使っていただけて、市内の活性化につながるような事業にさせていただきたいと思っておりますけれど、実際に、これは申請の状況によりけりだと思うんですけど、この支給要件という部分を申請状況によって柔軟に変えることができるのか、この事業、せっかく予算を組んだので、1件でも多くの事業者がこの支援金がまわるように工夫をしていただきたいと思いますので、そのへんの柔軟な対応ができるのかどうか、そこだけお伺いします。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

ご質問ですけども、この1人でも多く支援ができるということで、柔軟にということもございますけども、市といたしまして、この事業を推進するにあたりましては、やはり一定の決め、ルールというものを設けなければ、その時その時によって不公平が出てしまうということがございますので、柔軟に、これから進めるにあたっての柔軟ということは考えておりません。ただし、この要件といたしまして、令和元年からということで、コロナ前ですか、そこに戻っていただきたいというふうに担当課も考えておりますので、その中で少しでも、この支給の要件に当てはまる人が出てきていただいて、そして議決いただいたあとには、早急にこの事業を進めまして、北杜市の秋の誘客にもつながればよろしいかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

秋山真一議員。

○7番議員（秋山真一君）

再質問させていただきます。

要するに、事業者の実態というものを考えていただきたいんですけど、長年、仕事をやっている事業者にとって、コロナになろうが、なかろうが、要は借入金があって、その借入金を返すために利率というものを、利益率というものを最大限に、ぎりぎりまで落として、要は売り上げを上げていくという事業者、多くいるんですよ。だから、要は売り上げだけを換算と言われてしまうと、やはりそうやって資金繰りを一生懸命やりながら事業を継続している事業者にとっては、ある意味、厳しい一面になってしまうと思うんです。

だから、そういうところもやはり加味して、先ほどの質問にもありましたけれど、その売上一辺倒というところではなくて、もう少し柔軟な対応が必要なのかなと思います。それでも、今回に関しては、一応、その公平性というところで、この条件を付けている、それも十分理解はできますので、再度質問させてもらいますけれど、その状況に応じた対応というものをしてもらう、もし申請件数が少なければ、例えば第2弾ではないですけど、ここの余ったお金をうまく再利用してもらうような形で事業を組み立てていただけたら、先ほども言いましたように、1件でも多くの事業者にもう一度力を付けてもらうということになると思いますので、そのへんを状況に応じて対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

たしかに事業者、少しでもということで、自分の利益を下げてでもということでは理解はしておりますけれども、やはり市として行う事業でございますので、公平性ということが一番大切だなと考えております。

その中で、秋山議員がおっしゃったように、予算が少し余ったならばということで、どうか考えたらどうかというご質問かと思っておりますけれども、それにつきましては、やはりルールの上で、この事業を進めておりますので、お金が余ったからということは、今の時点では考えおりません。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

ほかに。

高見澤議員。

○1番議員（高見澤伸光君）

今の産業観光部の、観光事業者支援金支給事業について、同じく質問なんですけれども、先ほど興水議員の質問の回答で、検証のことなんですけれども、アンケートをする、そして観光入込客数とか、そういうのを出していくという話なんですけれども、市内の経済の回復および観光の振興を図るための内容も踏み込まれているのか、どんな内容のアンケートなのかということと、あと目標値、観光入込客数は何%ぐらい上がるのを予定というか、目標値にしているのか、そのへんを教えてください。

あと、なるべく近づけて大きい声でお願いいたします。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

高見澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、検証ということで、アンケート、入込客数の調査ということでございます。それと目標値と、この3点でよろしいですね。はい。

まず、検証のアンケート、内容ですけれども、申し訳ございません、これからアンケートのほうは考えていきます。

入込客数につきましては、毎月の調査もございませけれども、今回、対象となった事業者には継続して、市のほうで独自に調査をしていくという計画でおります。

また、目標値でございます。

今回の金額だけでいくのかというと、ちょっとそれは難しいんですけども、基本的には令和元年度の数値、今の倍になってしまいますけれども、そこを目標値ということで考えております。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

高見澤議員。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。ちょっと聞き取れない部分もあったんですけども、アンケートはこれから作成していくということで、おそらく宿泊施設もそうですし、また、市内の経済がどう回復していったのか、そして観光の振興が図られたのかというような内容になっていくと思うので、それがその事業なので、この内容が。そうなると思うので、またしっかりとした対応を、こちらのアンケートはお願いします。

あと、令和元年度、おそらく2倍ぐらいだろうということだったので、今回の、結構、2倍となると高い数値目標になってしまうんですけども、なぜ、こういう話をしているかということ、決算特別委員会の中でも、まったく検証されていないような事業がたくさんあったので、ぜひやるからには、最大限の効果を発揮していただいて、宿泊施設の人たちを守って、そして次の、宿泊あつての今度周りに、観光に広がっていくわけですので、観光の振興が図られていくという、本当に、いかに投入したお金を最大限の効果で発揮できるかということは大それたと思いますので、だからこそ目標値を聞いています。

ちょっと改めて、目標値のところとアンケートのところをお答えください。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

高見澤議員の再質問にお答えします。

まず、アンケートにつきましては、今後、内容を検討していくということでございます。

それと目標値でございます。市の観光といたしましては、令和元年度の数値、今の倍でございますけれども、そちらのほうを今後目指していきたいということです。その方策の1つとして、今回の支援金があると考えております。

これからも観光事業者に対する金銭的ではない支援、そういうものをこれからも考えていっ

て、令和元年度の目標値に近づけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

ほかに質疑はありますか。

大芝議員。

○6番議員（大芝正和君）

同じく7款1項商工費ですけども、先ほど説明の中で、提案の理由として、またエネルギー価格、物価等の高騰により深刻な影響を受けているというくだりがあるんですけども、これは観光事業者には今回は特化をしていますけども、同じ理由として、燃料ですとか、肥料ですとかという形で、市の基幹産業である農業者もかなり深刻な影響を受けているということで、私もよく要望を受けます。これについて、農業者に関して、今後どのような支援を検討しているのか、お聞かせください。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

大芝議員からのご質問にお答えいたします。

同じ産業観光部内の、農業部分の支援というご質問かと思えます。

この間の質問でも答弁いたしましたように、今、市長から検討するようという指示が出まして、農業振興課内で検討しております。

どのような支援があるかということでございますけれども、まだ、すみません、ここでお話、まだはっきりしたことが決められてございませんので、ここで答弁はできないんですけども、例えばという話であるならば、国の支援が7割あるということがあれば、そこに上乘せということも1つの方策ではないかと。また、そのほか、堆肥を使った農業者に対しては、それなりの支援も考えられるのではないかと考えております。

いずれにしろ、今後、今、検討している段階でございますので、また制度設計ができたときには、議員の皆さま方にお示しして、進むべき方向性を決めていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

ほかに質疑はありませんか。

内田議員。

○19番議員（内田俊彦君）

今、皆さん、ご質問している観光事業者等への支援でございますけども、いろいろご指摘があったわけでございますが、いよいよ10月には県民割が全国割みたいになるわけでございまして、観光事業者に対してどういった支援をするかというのは、こういった形の支給型の支援と、また売り上げを伸ばすことを応援すると、こういうやり方と、これは2通りにたぶん、なるのではないかと思います。あとは公共料金と、例えば水道料金なんかの基本料を免除するか、そういったことも考えれば考えられるところでございます。

このたびは、ちょっと考える時間が少なすぎたのではないかとということと、時の流れをあまりキャッチせずに、とりあえずなんとかしなければならぬという思いが先行されて、こういったことになってしまったのではないかなと思っております。

財政調整基金は8,593万4千円充当いたしまして、本事業は行われる予定でございますけれども、支給要件を見ますと、2割以上減少ということでございます。コロナの影響が出た年度くらいからの減少ということになってしまいますと、やはり、その対象者は非常に少なくなってしまうと思います。この金額は、実は積算根拠を全員協議会でお聞きしたところ、それは簡単に言うと、ほぼほぼ事業者の数を把握した中での、全員が申請してきても足りるだろうという、このもとでの積算根拠であって、実際、本当に2割減少した事業者がどのくらいあるかということについては、把握をしていないという状況の中で申請制と、こういうことかなと思いますけれども、そういたしますと、当然、この事業の、簡単に言うと評価というのは、申請をされたのちに申請により、それを支給された事業者がよかったとか、簡単に言うと助かったとか、こういうことが、実はこのお金でできたとか、そういうことがあって、これは事業評価ということにつながるわけで、今、なかなかこの事業スキームでは、その結果を求めるのは、私は非常に難しいと思います。

そういった中で、これ、持続的に本市において、事業を継続しているということを条件として、もう1年前、支給要件を長くすると、おそらくこの2割の中に相当数の事業者が申し込めるのではないかなと思います。いずれ、ずっと疲弊をしてきて、前年度もあまり売上げが上がりなかったよ、その前も上がりなかったよ、その前も上がりなかったよと、しかし、まったく影響のない1年、そこを基準にしてあげれば、これはほぼほぼ2割の売上げの減少という皆さん方については、支給ができるのではないのでしょうか。それは、持続的に事業をやって、この厳しい、本当につらいコロナ禍をしのぎ切った皆さんが今、事業をされているわけですから、その人たちが対象となるのが私は一番いいと思うわけですよ。この2割というのは、おそらく国のセーフティネット事業4号の流れの中に2割という要件がございまして、そういったものを基本的に、前回も採用したのではないかなと、それは理解できます。ですから、それは支給要件をそういうふうに緩和することが、今、本当に苦しんで頑張っている事業者の皆さんに、多くの皆さんに支給ができる。そして、支給されれば、それに対して聞き取りですとか、アンケートですとかをお願いすれば、それは絶対に、本当の意味の、今の市内の旅行業者、ここに関わる事業者の思いが一番分かるのではないのでしょうか。そういったことで、予算を執行していくと、こういうお考えにはならないのでしょうか。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

たしかに経済の支援ということでありますと、内田議員のおっしゃるように、支給、また売上げを伸ばすと、この2通り、公共料金もございますけれども、今回、観光事業者等に支援することにより、周りの方々の売上げも伸びていくのかなと考えております。

それと対象をもう1年前に、今回の対象が令和元年から令和3年ということでございます。コロナの影響が表だってきたのが、令和2年からだと考えております。令和元年は、入込客数を見ても、今の倍ぐらいおりますので、令和元年からの3年間を基準とするという今回の要件で、コロナ前をそこで確認できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

内田議員。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。ほかの県民割とか、そういう売り上げを伸ばすことについては、ぜひとも今後考えていただきたいんですが、コロナの影響が、令和元年だから当然、その1年間の中ではない部分があるだろうと、こういうことかと思えます。

これ、コロナばかりではなくて、今回、物価高騰で厳しいわけですよ。この物価高騰は、コロナの影響も当然、コロナの影響で入ってこないという、こういうこともございますが、物価高騰で苦しんでいる皆さま方に、どのように事業継続してもらおうかと、これも1つの目安ということになりますから、そういたしますと、当然、ではコロナの前の景気がどうであったのかと、こういうこともありまして、対象を延ばすことによって、当然、コロナの影響の中ではなくても、当然、物価高騰によって苦しみ、今まで事業を継続してくださった事業主、これは大変な思いでされていると思います。当然、この人たちはコロナの影響を間違いなく、たしかにコロナ禍の2割減少の中にほぼほぼ入るとは思われるという、こういうお考えかと思えますが、もともと、その前から厳しい中、頑張っ、今日までなんとかコロナの中の影響の中でも、いろんな補助金やセーフティネットを使って、たぶん頑張っ、こられた、そういった市内の業者はいらっしゃると思います。そういった業者は、よろしい、もういいや、こういうことでは、今まで継続していただければ、そこは考えてやっても、物価高騰という中で、私は考えてやっていただきたいと、こういう思いでございます。

せっかく予算化したんですから、この予算が満額執行されて、その満額が皆さんによかったと喜ばれ、そしてそのことによって、市と、そして事業者が近くなり、またその後、いろいろなやりとりができるようになることが、私はよろしいかと思えますけども、それは私が考えることであって、産業観光部としては、そこまでは考えていなかったと、こういうことかなと思えますが、もう1回、2点、お伺いいたします。やはり売り上げを伸ばしてやることも考えなければ駄目なんではないでしょうか。そして、ほぼほぼ、ほとんどの事業者に実際、このお金が届くように、やはり事業スキームも考え直したほうがいいんじゃないでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（井出一司君）

中山産業観光部長。

○産業観光部長（中山和彦君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

たしかに現在、物価も高騰しております。その中で、産業観光部の事業の1つといたしまして、先の臨時会でもご承認いただきましたプレミアム付き商品券もございます。そのプレミアム付き商品券におきまして、市内の小売事業者等の支援につながっていくと考えております。

また、今回の観光事業者の支援につきましては、観光事業者、宿泊事業者、また交通事業者、旅行事業者、それぞれに支援をしておりますので、この支援がこれから経済の発展の起爆剤になっていただければ、大変うれしいと思っております。

あと、先ほどの大芝議員のご質問にもありましたように、農業関係も現在、検討しているというところがございます。産業観光部としては、やはり主となる事業者の支援を、これからも考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（井出一司君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第57号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長（井出一司君）

日程第14 議案第58号 動産の取得について（防災備蓄倉庫）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

議案第58号 動産の取得について（防災備蓄倉庫）、ご説明申し上げます。

災害時に使用する備蓄食品、資機材等を保管する必要があるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

一般競争入札により、今年9日に仮契約を締結したことから本日追加議案として提出させていただきました。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○副議長（井出一司君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

板山総務部長。

○総務部長（板山教次君）

議案第58号 動産の取得について（防災備蓄倉庫）をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、動産を取得することについて議会の議決をお願いするものであります。

取得する動産 防災備蓄倉庫（8棟）

取得金額 1,966万8千円

取得目的 災害時に使用する備蓄食品、資機材等を保管する必要があるため。

契約の相手方 山梨県笛吹市御坂町八千蔵287番地1

東八防災株式会社 代表取締役 宮本雄一であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（井出一司君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第58号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長します。

暫時休憩。

なお、再開時間につきましては、皆さんに後刻告知いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午後 8時00分

○副議長（井出一司君）

それでは、再開します。

日程第15 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任のお願いをしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○副議長（井出一司君）

日程第16 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会および決算特別委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

8月30日に開会された本定例会は、本会議および決算特別委員会、常任委員会において執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。

また、議員各位には連日のご審議をいただき、本日、31日間の全日程を無事終了することができました。

以上をもちまして、令和4年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 8時03分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	植 松 宏 夫
議 会 書 記	津 金 胤 寛